

「人口減少社会と都市行政」
に関する調査研究報告書

～くらしにぎわう都市へ～

平成20年2月

都市行政問題研究会



発刊にあたって

都市行政問題研究会
会長 岡崎洋一郎
(高知市議会議長)

都市行政問題研究会では、「人口減少社会と都市行政」というテーマで約2年間に亘る調査研究を重ね、本報告書作成に至りました。作成にあたり、ご協力いただきました関係各位に対し、心よりお礼申し上げます。

我が国は2005年、戦後はじめて人口が減少し、少子高齢化が急速に進み、生産年齢人口が減少するという、いわゆる「人口減少社会」を迎えました。急速に進む少子化になかなか歯止めがかからず、高齢化の進行や労働人口の減少にもさらに拍車がかかるものと予測されています。

そこで、本研究会は、この人口減少社会の到来を今後の都市行政における重要な問題と位置付け、平成18・19年度の調査研究テーマを「人口減少社会と都市行政」と決定。以来、本研究会は、15市の市議会議長による役員会、同15市の市議会事務局長による調査幹事会において、人口減少社会がどのような姿で都市に押し寄せてくるのか、これが市の行財政や、地域の福祉・医療、地域経済などにどのような影響を及ぼすのか、これに対応すべく国や都市、市議会がどのような取り組みをしているのかといった切り口で検証してまいりました。そして、この検証に基づき人口減少社会を克服すべく提言させていただいております。

調査研究にあたっては、人口減少社会の問題を狭い領域での議論に終始されることなく、広く意見を求め、かつ現状を客観的に把握するため、座談会や現地調査、アンケート調査、学識経験者の講演を実施するなど広範に亘る事業を展開しました。

提言では、サブテーマ「暮らしにぎわう都市へ」を掲げ、人口減少社会

における都市・市議会が果たすべき今後の役割を述べています。特に、人口減少社会は、少子高齢化の急速な進行、生産年齢人口の減少が、現下の市の行財政に重い負担となってのしかかろうとしていると指摘。このなか、都市・市議会は人口減少社会という複雑な問題を長期的な視点からの解決策を探り、これを克服する役割を果たさなければならぬと強調したうえで、市の行財政改革はもとより、市民、市民ボランティア、NPO法人、民間企業、研究者らから広く意見を集め、かつ、協働のもとで人口減少社会の克服策を見出し、これに基づき施策を開拓すべきとして、それぞれの具体的施策を掲げております。

提言させていただいた具体的施策は、座談会における発言や現地調査における各市の人ロ減少社会に関する成功事例等を取り上げるとともに、アンケート調査結果を活用するなど創意工夫を凝らしたものとなっております。

少子高齢化など人口減少社会の問題は、歴史や文化、地理的条件等により各都市への影響には濃淡や温度差があることから、画一的な施策を取ることができないかもしれません。しかし、この問題は、全国共通の問題でもあり、遅かれ早かれ大きな波となって押し寄せる課題であります。

本報告書が、各都市において人口減少社会の克服への道を探る貴重な手引きとなるものと確信しております。提言で謳わせていただいた、「家庭は家族でにぎわい、街は老若男女でにぎわう「暮らしにぎわう 都市へ」の実現のお役に立てるご協力を願ってやみません。

平成20年2月

「人口減少社会と都市行政」に関する調査研究報告書

～暮らしにぎわう都市へ～

目次

発刊にあたって 都市行政問題研究会会長 岡崎洋一郎・高知市議会議長
「人口減少社会と都市行政」に関する調査研究の視点 1
はじめに 3

I. 人口減少社会の到来	5
1. 我が国の人囗推移	5
(1) 戦後から的人囗推移	5
(2) 将来の人口推計	5
(3) 人口減少の要因	6
①出生数と合計特殊出生率の推移	7
②少子化の進行	8
③少子化進行の原因	8
④少子化の背景	9
⑤死亡数の推移	9
⑥高齢化の進行	10
⑦その他	10
2. 本研究会加盟市の人囗推移	11
(1) 加盟市の人囗傾向と要因	11
(2) 加盟市の都市類型	11
(3) 加盟市の人囗推移と少子・高齢化率の推移と状況	13
①過去 10 年 (5 年毎) の人囗推移と状況	13
②少子化率の状況	13
③高齢化率の状況	13
④9 部会別にみた少子・高齢化の状況	14
⑤少子化率と高齢化率の対比	14
⑥生産年齢人口割合の推移と状況	15
⑦少子高齢化率、生産年齢人口割合と全国平均との対比	15
⑧外国人登録者数の推移	15

3. 都道府県別将来推計人口	16
(1) 都道府県別人口の状況	16
(2) 年少人口の状況	18
(3) 生産年齢人口の状況	18
(4) 老年人口（高齢者人口）の状況	18
II. 人口減少社会がもたらす都市への影響	19
1. 市の行財政にもたらす影響	19
2. 地域の福祉・医療にもたらす影響	21
3. 地域経済及び地域の雇用・労働にもたらす影響	24
III. 人口減少社会における取り組み	29
1. 国における取り組み	29
2. 都市における取り組み	32
(1) 加盟市における取り組み	32
(2) 加盟市から成功例として挙げられた施策	33
3. 市議会における取り組み	35
(1) 人口減少社会に関する政策的な議員提案条例の制定	35
①人口減少社会に関する政策的な議員提案条例の制定	35
②地方自治法第96条第2項により議会の議決事項の拡大	35
(2) 人口減少社会に関する特別委員会の設置	35
(3) 人口減少社会に関する意見書・決議	36
IV. くらし にぎわう 都市へ	38
1. 都市が果たすべき今後の役割	38
(1) 少子化対策を多面的な側面も含めて施策の展開を	38
①子どもを産み、育てやすい環境整備に貢献を	38
②仕事と家庭・育児の両立支援を	40
③公務員が率先して育児休業休暇の取得を	41
④行政が結婚相手のめぐり合いに貢献を	41
(2) 地域医療の一翼を担う自治体病院の医師確保と経営安定化を	43
(3) 高齢者を地域の支え手へ	45
(4) 若者への就労支援を	47

(5) 障害を抱える人たちへの就労支援を	49
(6) 企業誘致策の展開を	50
(7) 市民ボランティア、NPO 法人、民間企業などとの連携強化と 支援を	54
(8) 若者が定住するまちづくりを	56
(9) 地域コミュニティの活性化に支援を	59
(10) 交流・定住人口の拡大を	61
2. 市議会が果たすべき今後の役割	63
(1) 人口減少社会に対応するための議員提案による政策的条例の 制定を	63
(2) 特別委員会を設置し、調査研究、十分な審議を	66
(3) コンパクトシティについての議論を	66
(4) 我が国の定常人口の議論を	67
(5) 人口減少社会に関する意見書の採択を	67
おわりに	69

○本報告書の作成経緯等

1. 都市行政問題研究会概要	70
2. 都市行政問題研究会歴代調査研究テーマ一覧	70
3. 本報告書の作成経緯	71
4. 平成 18・19 年度役員市並びに加盟市一覧	75
5. 本報告書作成に携わった役員市議会議長	76
6. 本報告書作成に携わった役員市議会事務局長	77

○「人口減少社会と都市行政」に関する座談会会議録 78

参加者：本研究会会長 (高知市議会議長)	岡崎洋一郎 氏
本研究会副会長 (浜松市議会議長)	酒井 基寿 氏
本研究会理事 (船橋市議会議長)	村田 一郎 氏
(株) 富士通総研 主任研究員	渥美 由喜 氏
下嶋経営戦略研究所 代表	下嶋 忍 氏
司 会：全国市議会議長会事務局次長	石橋 茂 氏

○総会講演録

1. 第84回総会「四国アイランドリーグの挑戦～地域活性化の起爆剤～」
四国アイランドリーグ代表（当時） 石毛宏典 氏 115
 2. 第85回総会「日本の将来推計人口等について」
国立社会保障・人口問題研究所企画部長 東修司 氏 133
 3. 第86回総会「人口減少社会と都市行政」
(株)富士通総研主任研究員 渥美由喜 氏 157
- 「人口減少社会と都市行政」に関する加盟市アンケート調査結果 182

「人口減少社会と都市行政」に関する調査研究の視点

都市行政問題研究会(人口 25 万人以上の加盟 89 市で構成)は平成 18 年 8 月、第 84 回総会において、18・19 年度の調査研究テーマを「人口減少社会と都市行政」と決定し、同年 11 月に調査研究テーマの視点をとりまとめた。

我が国は今、人口減少社会を迎えた。厚生労働省の「平成 17 年人口動態統計(確定数)の概況」によると、17 年中の死亡数(108 万 3,796 人)が出生数(106 万 2,530 人)を上回っており、明治 32 年に本統計が始まって以来、初めて我が国の人口は自然減となった。

我が国の少子化は、今まで世界に類を見ない速さで進んできている。特に、総務省調査によると、18 年 4 月 1 日現在の総人口に占める 15 歳未満の人口の割合(以下、「少子化率」)は 13.7%、世界で最も低い数値となっている。さらに、17 年の 1 人の女性が一生の間に何人の子どもを産むかを示す※合計特殊出生率は 1.26。この率が概ね 2.1(年によって変動する)の数値を下回ると我が国の現在の人口を維持できなくなるといわれ、昭和 50 年に 2.00 を下回ってから低下傾向にある。

一方、高齢化も進み、総人口に占める 65 歳以上の人口の割合(以下、「高齢化率」)は 20.7%(18 年 9 月 15 日現在・総務省調査)と世界で最も高い数値を示しており、我が国は 5 人に 1 人が高齢者という状況にある。

のことから、我が国の人口減少の要因としては、少産多死が挙げられる。今後も少子高齢化は進むことが予測されており、我が国の人団は 21 世紀半ばに人口 1 億人を割り、2100 年になると現在の人口の半分約 6000 万人に至ると推計するものもある。

進展する少子高齢化が税や社会保障の負担増大及び経済成長の低下などを招くと憂慮されていることもあり、国と自治体はこれまで、広範にわたる少子高齢化対策を推進してきた。なかでも、少子化対策をみると、国は、7 年度から 11 年度にかけて、少子化傾向を食い止めるため、共働き家庭の育児を援護することなどを盛り込んだ「エンゼルプラン」を展開。12 年度から 16 年度にかけては、「新エンゼルプラン(重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画)」に基づき少子化対策を推進した。さらに 15 年には、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」を制定。17 年度からは、少子化社会対策大綱に基づき、保育関係事業中心から、若者の自立・働き方の見直し等を含めた幅広いプランである「子ども・子育て応援プラン」を進めている。

このような中、各地方自治体では、特に、次世代育成支援対策推進法に基づ

く行動計画を策定し、地方財政が厳しい状況にある中、地域の個性、特性を活かした多種多様な施策を展開している。一方、各市議会からは、少子高齢化対策や人口問題等を検討する特別委員会の設置及び、少子高齢化対策の推進に向けた意見書の提出がなされている。

しかしながら、未だ少子化に歯止めをかけることが出来ない。

このため、国では、全閣僚で構成する少子化社会対策会議が 18 年 6 月、「新しい少子化対策について」をまとめた。それによると、特に①新生児・乳幼児期、②小学校入学前までの未就学期、③小学生期、④中学生・高校生・大学生期一の 4 段階の子どもの成長期に応じた支援策を講じるとしている。

さらに、この「新しい少子化対策について」は、18 年 7 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」、いわゆる「骨太方針 2006」に反映された。「骨太方針 2006」では、少子化対策は国の基本に関わる最重要課題であるとの認識の下、関係府省が連携して諸施策の具体化を図り、推進するとしている。

そこで、本研究会は、人口減少社会の到来を今後の都市行政における重要な問題と位置付け、人口の減少が市財政や、福祉・医療、経済、雇用・労働等にどのような影響を及ぼすのか、そして都市はこれにどう対応するのか、今後の都市人口の動向をとらえつつ、都市の観点から調査研究する。

人口減少社会という問題が広範に亘るものであり、加盟市においても幅広い施策を展開していることから、調査研究に当たり、加盟市を都市類型別に分類し、各加盟市が農・林・漁業振興及び拠点産業、情報通信、学術・研究、商業・サービス、観光、生活・居住等いずれの都市類型に該当するのかを調査する。そして、それぞれの人口の推移や人口減少社会への取り組みの特徴を調査研究するとともに、成功事例を取り上げ、加盟市への参考としたい。

また、加盟市の議会における特別委員会の設置状況や審議内容、意見書・決議の採択状況などを調査研究し、人口減少社会における議会の役割についても研究する。

※合計特殊出生率

その年次の 15~49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

はじめに

本研究会では、「人口減少社会と都市行政」をテーマに調査研究を進めるため、座談会や現地調査、アンケート調査、学識経験者の講演などを実施した。これは、人口減少社会の問題を狭い世界での議論に終始させることなく、広く意見を求め、また、モデル都市の現地調査をすることによって現状を客観的に把握するためである。この事業展開と独自に調査研究してきた題材を交えて、本調査研究報告書をまとめた。

そこで、人口減少社会において議会が重要な役割を担うことは明白であることから、本文に入る前に議会について触れておく。

議会は、住民の意思を代表する機関として、人口減少社会という複雑な問題については、行政や市民、市民ボランティア、NPO 法人、民間企業、研究者らと協働で、この問題を解決しなくてはならないだろう。この問題は国家的な問題でありながら、実際には各都市の問題である。「暮らし にぎわう 都市へ」が実現できない都市はその姿を無くしてしまう恐れがある。このため、議会はこの問題に積極的に関与すべきである。

今日までも議会では、税収不足ゆえ、住民サービスをどう維持するかなどの議論が交わされている。隣接市との合併や行財政の見直しなど、出来る限り現在のサービスを維持しようとするものである。

議会は、議員提案による条例の制定という機能を十分に發揮し、人口減少社会の問題に対応していく必要がある。それゆえ、議会は長期にわたるプランについて今以上に議論し、人口減少社会という問題の解決を着実に実行できる政策を打ち出すことが重要であろう。つまり、議会の立法手腕が問われるのである。

人口減少社会に対応すべく「暮らし にぎわう 都市へ」にどうすればつながるのか。この命題を常に意識しながら議論に臨むべきである。限られた財源のなかで、住民のニーズに応えるためには、住民の声を広く集め、専門家や民間の知識を取り入れ、恒常的に議論を進めるべきである。

これにより、住民のニーズをくみ取りながら、議会が積極的に人口減少社会を解決すべくモデルプランを提案する。これを行政のみならず、市民や市民ボランティア、NPO 法人、民間企業、研究者との協働により実現するのである。こ

れが人口減少社会を克服する一策ではないか。

まずは、本文に入る前に議会について触れたが、本研究会では、人口減少社会が今後、さらに深刻な社会問題になることが予測されていることに鑑み、「くらしにぎわう 都市へ」を副題にこの本報告書をまとめた。

都市は今、議会のみならず、行政、市民、市民ボランティア、NPO 法人、民間企業、研究者らが英知を結集して、「自助、共助、公助」を視野に入れた人口減少社会を克服する様々な施策を見出し、一刻も早くこれに取り組むべきである。

I. 人口減少社会の到来

我が国は、人口が減少し、少子高齢化が急速に進み、生産年齢人口が減少するという、いわゆる「人口減少社会」を迎えた。

そこで、ここではまず、我が国の戦後からの人口推移及び将来の推計人口、人口減少の要因や少子高齢化等の状況をはじめ、本研究会加盟市の人囗推移や人囗傾向、都市類型、都道府県別将来推計人口について検証する。

1. 我が国の人囗推移

(1) 戦後からの人囗推移

(戦後から増加を辿っていた人囗が2005年に減少)

我が国の人囗推移を戦後から辿ってみる。平成18年版厚生労働白書（以下、「厚生労働白書」という）によると、我が国の1947年の人口は約7,800万人。同年から第1次ベビーブーム（1947年～1949年、この世代は「団塊世代」と呼ばれる）を経て、国の人囗は急増した。

1950年からは国立社会保障・人囗問題研究所（以下、「社人研」という）がまとめた表-1でみると、1971年から1974年には毎年200万人以上が生まれるという、いわゆる第2次ベビーブーム（この世代は「団塊ジュニア」と呼ばれる）もあり、2004年まで人口は増加を辿った。人口ピーク時の国の人囗は1億2,779万人とされている。

2005年に移ると、戦後初めて我が国の人囗は減少した。

(2) 将來の人囗推計

(中位推計では、2055年には2005年の総人囗が1億2,777万人から8,993万人へ、年少人囗は1,759万人から752万人へ、生産年齢人囗は8,442万人から4,595万人へと減少。高齢者人囗は2,576万人から3,646万人へ増加)

我が国の1947年からこれまでの人囗推移は前述のとおり。

ここで、我が国の人囗は将来どのように推移するのかを検証する。表-1のとおり、社人研の平成18年中位推計（合計特殊出生率の仮定1.26）によると、我が国の総人囗は2005年の1億2,777万人から2055年には8,993万人に減少すると推計している。

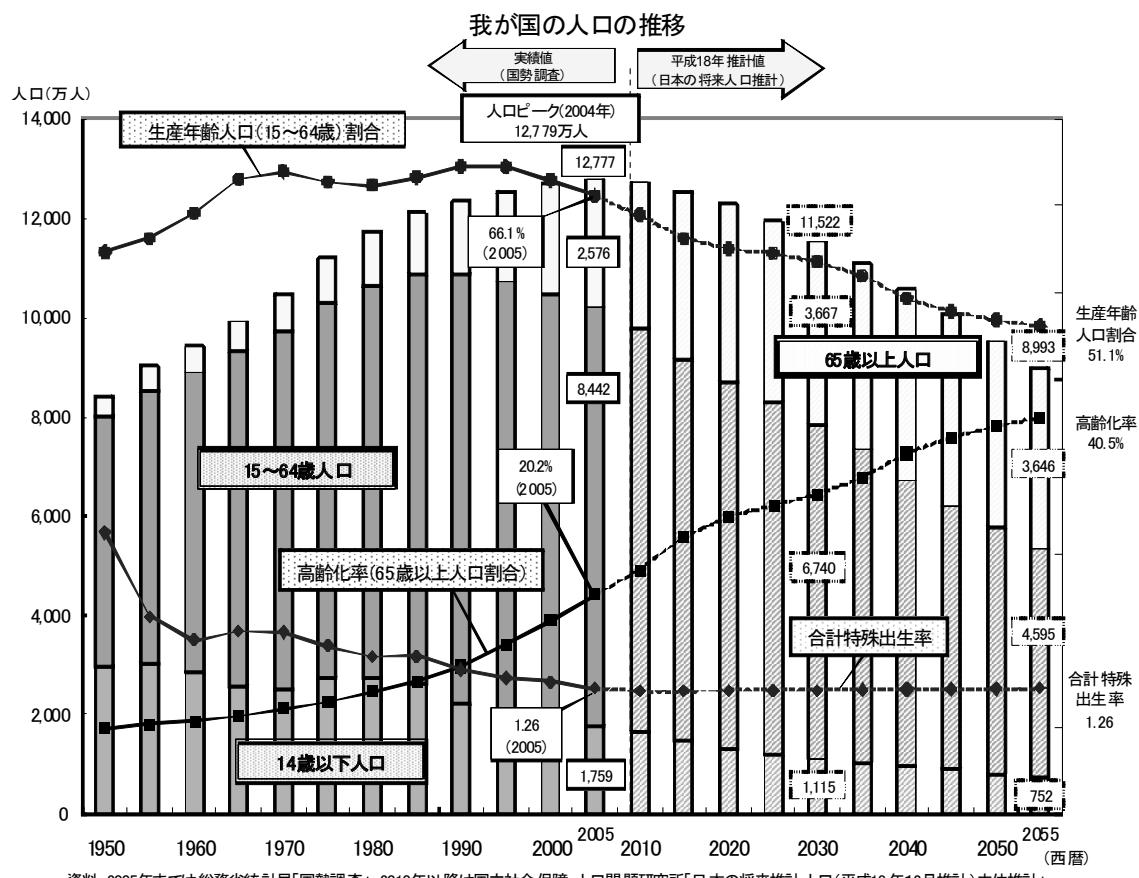
年少人口（14歳以下人口）は、2005年の1,759万人から2055年には752万人に大幅に減少。少子化率も13.8%から8.4%までに低下すると推計している。

高齢者人口（65歳以上人口）は2005年の2,576万人から2055年には3,646万人に増加。高齢化率も20.2%から40.5%に上昇すると推計している。

生産年齢人口（15歳～64歳人口）は2005年の8,442万人から2055年には4,595万人に減少。総人口に占める割合（以下、「生産年齢人口割合」という）も2005年の66.1%から2055年には51.1%までに低下すると推計している。

これにより、これから約半世紀の間に人口は大きく減少し、少子高齢化が一層進み、生産年齢人口が大幅に減少するという人口減少社会に直面することが予想される。

表－1



資料：2005年までは総務省統計局「国勢調査」、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)中位推計」

（3）人口減少の要因

国の人口が減少局面に入った要因は、戦後初めて死亡数が出生数を上回ったことにある。厚生労働白書によると、我が国の人口増減は、国際人口移動によ

る影響が少ないため、出生数と死亡数の変化による影響が大きいとしている。

そこで、戦後からの出生数と死亡数の推移とその背景をみてみる。また、出生数や死亡数の推移に関わる少子高齢化の進行の現状とその原因なども検証する。

①出生数と合計特殊出生率の推移

(出生数は 1947 年 260 万人以上から 2005 年 106 万人へと減少、合計特殊出生率も 4.54 から 1.26 へ低下)

1947 年からの出生数の推移について、厚生労働省の平成 18 年人口動態統計(確定数) の概況(以下、「人口動態統計」という)でみると、まず、第 1 次ベビーブームの 1947 年～1949 年の間は毎年 260 万人以上の出生数に上った。この間の合計特殊出生率をみると、1947 年の 4.54 を筆頭に、1948 年 4.4、1949 年 4.32 を記録。

その後は出生数が減少し、合計特殊出生率も低下した。特に、1966 年の「ひのえうま」は 136 万人、合計特殊出生率も 1.58 となった。

第 2 次ベビーブーム(1971 年～1974 年) の間には毎年 200 万人以上に出生数が増加。合計特殊出生率も 2.16、2.14、2.14、2.05 と 2 以上に上昇した。

その後、出生数は 1990 年まで減少傾向となる。特に、1989 年には合計特殊出生率がこれまで最低だった 1966 年の「ひのえうま」の 1.58 を下回る 1.57(「1.57 ショック」と呼ばれる) を記録した。

1991 年～2000 年までの間の出生数は、増加、減少を繰り返す。2001 年～2005 年までの間は減少傾向となり、2005 年に出生数は約 106 万人に減少、合計特殊出生率も 1.26 となり、ともに過去最低を記録した。

人口学では、合計特殊出生率が 1.3 を割った国を「超少子化国」と呼ぶことがある。我が国は、2003 年に合計特殊出生率が 1.29 を記録し、人口学でいう「超少子化国」となり、2005 年までその状況は続いた。

このなか、人口動態統計によれば、2006 年の合計特殊出生率は 1.32 と上昇した。これは、経済情勢の好転が要因という見方や団塊ジュニア世代を中心に婚姻・出生数が増えた一時的現象という見方もある。このため、長期に亘り、この上昇傾向が続くのか明確とされていない。

②少子化の進行

(出生数減少で年少人口（子ども数）は2007年1,736万人で過去最低を更新)

出生数の減少はまた、15歳未満の年少人口（子ども数）の減少をもたらしている。

総務省の調査によれば、2007年4月1日現在における子どもの数（15歳未満人口）は、前年より14万人少ない1,736万人（国勢調査に基づく推計人口）で、過去最低となった。総人口に占める年少人口の割合（以下、「少子化率」という）もみてみると、前年より0.1ポイント低下し、13.6%で、33年連続の低下となった。これを1950年と比べると、年少人口は約3,000万人から約半数に減少し、少子化率も38.4%から大きく低下した。

このように、我が国は年少人口が大幅に減少し、少子化率も低下する少子化が急速に進行しているのである。

③少子化進行の原因

(少子化の進行の原因是晩婚化・晩産化、夫婦が持つ子どもの数の減少、未婚化の進行)

前述のとおり、我が国は出生数が大幅に減少し、少子化が急速に進んでいる。そこで、少子化が進行している原因をみてみる。

平成18年版少子化社会白書（以下、「少子化社会白書」という）によると、晩婚化・晩産化、夫婦が持つ子どもの数の減少が直接の原因であるが、これに加えて、若者の未婚化の進行が大きな原因となっていると報告している。

晩婚化・晩産化をみると、2005年の平均初婚年齢が夫29.8歳、妻28.0歳。これを1975年と比べると、それぞれ夫2.8歳、妻3.3歳遅くなっている。これは、高年齢になると出産を控えることになることから、晩婚化・晩産化が少子化を進行させているとしている。また、夫婦が持つ子どもの数が近年減少傾向にあることも少子化の原因としている。

若者の未婚化の進行については、2005年の総務省「国勢調査」によると、男性の未婚率は、25～29歳71.4%、30～34歳47.1%、35～39歳30.0%、女性では、25～29歳59.0%、30～34歳32.0%、35～39歳18.4%。30代の男性・女性の9割が結婚していた1970年とは大きく乖離している。

我が国では、子どもは男女が結婚してから生まれる場合が大半であることから、未婚化の進行は少子化の大きな原因となっていることを挙げている。

④少子化の背景

(少子化の背景は、よい相手にめぐり合えない、仕事と家庭・育児の両立が困難、教育費の負担など様々な要因がある)

この少子化の原因の背景には、様々な要因がある。

少子化社会白書によれば、未婚化の要因では、よい相手とめぐり合えないことや独身の利点、結婚や結婚後の生活資金がないこと、雇用が不安定で将来の生活設計が立てられないこと、結婚すると仕事と家庭・育児の両立が困難となること、結婚しなければならないという社会規範がなくなったことなどを挙げている。

また、夫婦が持つ子どもの数の減少傾向の要因としては、仕事と子育ての両立の負担が重いこと、夫の育児・家事の不参加、出産・子育てにより仕事をやめた場合に失われる収入の増大等を挙げている。

これにより、少子化対策としては、どれかひとつの政策を講ずれば効果があらわれるのではなく、総合的に政策を開拓していく必要があるとしている。

⑤死亡数の推移

(死亡数が近年増加傾向。平均寿命と65歳時の平均余命が伸長)

1947年からの死亡数の推移を人口動態統計でみてみると、1947年の死亡数は約114万人に上っていた。1948年には、100万人台を割り込んだ。厚生労働白書によると、1947年の113万人から1955年の69万人にまで死亡数が減少した要因として、保健医療水準の向上と栄養状態の改善を挙げている。

その後、増加・減少を繰り返し、1997年まで90万人～60万人台を推移した。1998年から死亡数は増加傾向となり、2005年に約108万人に上った。

この死亡数に関わりの深い平均寿命と65歳時の平均余命をみてみる。厚生労働白書によれば、平均寿命は1947年の女性53.96年、男性50.06年から2005年には女性85.49年、男性78.53年と大きく伸びている。また、65歳時の平均余命の伸長を平成18年版高齢社会白書（以下、「高齢社会白書」という）でみ

ると、1947 年の女性 12.22 年、男性 10.16 年から 2004 年に女性 23.28 年、男性 18.21 年と大きく伸びた。

⑥高齢化の進行

(高齢化率は 20% を超え、超高齢社会に突入局面)

前述のとおり、我が国は、65 歳時の平均余命の伸長等により、総人口に占める 65 歳以上の人口割合（以下、「高齢化率」という）も上昇した。国勢調査によれば、1950 年 4.9% から 1970 年 7.1% へ上昇。さらに上昇傾向は続き、1995 年に 14.6%、2005 年 20.1% と急速に高齢化が進んだ。

一般に高齢化率が 7% を超えた社会を「高齢化社会」、14% を超えた社会を「高齢社会」と呼んでいる。我が国は今、まさに高齢社会であり、特に明確な定義はないが、高齢化率の一段と高い社会をいう「超高齢社会」に突入する局面である。

⑦その他

(社会増減は日本人が出国超過、外国人が入国の超過傾向)

国の人口の増減に関わりのある社会増減（入国者数－出国者数）についてもみてみる。

厚生労働省の「人口動態統計」と法務省の「出入国管理統計」によれば、近年、日本人は出国超過、外国人は入国超過の傾向で推移してきている。

平成 18 年は入国者数が 283 万 6,000 人のうち、日本人は 121 万 6,000 人、外国人は 162 万人。一方、出国者数は、283 万 5,000 人のうち、日本人は 127 万 6,000 人、外国人 155 万 9,000 人。

これにより、外国人の入国超過数（61,000 人）が日本の出国超過数（60,000 人）を上回り、社会増減は 1,000 人の増加となっている。

2. 本研究会加盟市の人団推移

ここでは、「1. 我が国の人団推移」で検証のとおり、我が国の人団が減少し、少子・高齢化が急速に進むという人団減少社会を迎えている今、人口 25 万人以上の大都市である本研究会の加盟市の人団はどのような状況にあるのか。

本研究会が加盟全市（調査時 90 市加盟）を対象に実施した「人団減少社会と都市行政」に関するアンケート調査（以下、「本研究会アンケート調査」という）で検証する。

（1）加盟市の人団傾向と要因

（加盟市は人団減少傾向が 3 割、人団増加傾向が 6 割）

本研究会アンケート調査結果によると、平成 18 年 11 月末現在から過去 3 年間において「人団減少傾向」にあると回答した市は 27 市で、加盟市に占める割合は 3 割。一方、「人団増加傾向」にあると回答した市は 54 市でその割合は 6 割となっている。このほかの 9 市は「どちらの傾向ともいえない」と回答している。なお、本研究会アンケート調査における人団については、「合併のあった場合は、旧市町村の人団を合計した数値を対象」としている。

これにより、加盟市では「人団増加傾向」にある市が加盟市の過半を占めていることがわかる。

（人団減少傾向市は「社会減」が多く、人団増加傾向市は「自然増」と「社会増」が均衡）

人団傾向の要因をみると、まず、「人団減少傾向」にある 27 市では、「社会減」が 15 市で最も多い。一方、「人団増加傾向」の 54 市では、「社会増」と「自然増」がともに 36 市と均衡している。

（2）加盟市 の都市類型

（現在の都市類型に対し、将来目標とする都市類型で増加するのは、「交通・交易拠点型都市」が 9 市増で最多。次いで、「先端技術産業型都市」の 7 市増）

本研究会では加盟市の人団推移と都市類型の関連を検証するため、本研究会アンケート調査時における現在の都市類型と将来目標とする都市類型を 3 つ以内の複数回答でその回答を得た。

それによると、加盟市の現在の都市類型は「生活・居住機能型都市」が 37 市で最も多く、次いで「商業・サービス機能型都市」の 34 市、「文化振興型都市」の 23 市の順となっている。また、将来目標とする都市類型をみると、「生活・居住機能型都市」が 35 市で最も多く、次いで「交通・交易拠点型都市」の 27 市、「文化振興型都市」の 25 市の順となっている。

現在の都市類型に対し、将来目標とする都市類型で増加するのは、「交通・交易拠点型都市」が 9 市増で最も多く、次いで「先端技術産業型都市」の 7 市増、「自然尊重型都市」の 6 市増の順。一方、減少するのは、「拠点産業型都市」が 11 市減で最も多く、次いで「商業・サービス機能型都市」の 10 市減の順となっている。

(人口減少傾向 27 市の現在の都市類型は「商業・サービス機能型都市」が最も多いが、将来の目標では 4 市減少)

これを「人口減少傾向」27 市についてみると、現在の都市類型では、「商業・サービス機能型都市」が 14 市で最も多く、次いで「観光・レクリエーション型都市」10 市、「生活・居住機能型都市」9 市の順となっている。将来目標とする都市類型では、「商業・サービス機能型都市」と「観光・レクリエーション型都市」がともに 10 市で最も多く、次いで「生活・居住機能型都市」の 9 市の順となっている。

これにより、「商業・サービス機能型都市」が現在の都市類型より 4 市減少している。

(人口増加傾向 54 市は「生活・居住機能型都市」が現在・将来の目標ともに筆頭。「商業・サービス機能型都市」は第 2 位から 3 位以内の圏外へ)

一方、「人口増加傾向」54 市の現在の都市類型では、「生活・居住機能型都市」が 24 市で最も多く、次いで、「商業・サービス機能型都市」の 17 市、「文化振興型都市」の 15 市の順。将来目標とする都市類型は「生活・居住機能型都市」が 24 市で最も多く、次いで「文化振興型都市」の 16 市、「交通・交易拠点型都市」の 15 市の順となっている。

これを対比すると、「生活・居住機能型都市」の筆頭は変わらないが、「文化振興型都市」が 1 市増で第 2 位となり、「交通・交易拠点型都市」が第 3 位に順位を上げている。また、「商業・サービス機能型都市」は第 3 位以内から圏外と

なっている。

(3) 加盟市の人団推移と少子・高齢化率の推移と状況

①過去 10 年（5 年毎）の人口推移と状況

(5 年前から人口減少市が増加)

加盟市の平成 18 年、同 13 年、同 8 年の各 3 月 31 日現在の外国人登録者を含まない人口と、これに占める 15 歳未満人口と 65 歳以上人口の各割合についてみてみる。

まず、人口推移について、8 年から 18 年の 10 年間で人口が増加した市は 62 市（加盟全市に占める割合 68.9%）、減少した市は 20 市（22.2%）であり、これを直近の 5 年では、増加は 1 市（1.1%）、減少は 7 市（7.8%）である。

これにより、加盟市の過去 10 年において、人口増加市が人口減少市を大きく上回っていることがわかる。ただし、5 年前から人口が減少する市が増えてきている。

②少子化率の状況

(加盟市の少子化は 8 市を除き進行。少子化率が上昇しているのは町田市、江東区、船橋市、春日井市、津市、西宮市)

加盟市の外国人登録者を含まない人口に占める年少人口の割合（少子化率）をみると、18 年の少子化率が 8 年、13 年の少子化率に対し下回っているのは 82 市（91.1%）。

一方、18 年の少子化率が 8 年、13 年に対し上回っているのは 6 市で、町田市、江東区、船橋市、春日井市、津市、西宮市。また、18 年の少子化率が 8 年、13 年の割合と同率なのは 1 市で堺市。18 年の少子化率が 13 年と同率なのは 1 市で茨木市。

これにより、加盟市の少子化が一部を除き進行している状況であることがわかる。

③高齢化率の状況

(加盟全市が高齢化進行)

加盟市の高齢化の進行をみると、加盟市の 18 年の高齢化率が 8 年、13 年の割

合に対し上回っているは加盟全市である。

④9部会別にみた少子・高齢化の状況

(18年の少子化率は「北海道部会」が12.2%で最も低い)

加盟市を9部会別にみた少子・高齢化の状況は表-2のとおり。まず、18年の少子化率をみると、「北海道部会」が12.2%で最も低く、次いで、「関東部会」の13.8%、「北信越部会」と「中国部会」の14.1%の順。

一方、「四国部会」が15.5%で最も高く、次いで、「東海部会」と「九州部会」の14.7%の順となっている。

(高齢化率は北信越部会21.3%で最も高い)

18年の高齢化率では、「北信越部会」が21.3%で最も高く、次いで、「北海道部会」と「中国部会」の21.1%の順。

一方、「関東部会」が17.1%で最も低く、次いで「近畿部会」の18.6%、「東海部会」の18.8%の順となっている。

表-2 加盟市を9部会別にみた人口割合の平均値

部会	年	年少 人口割合	生産年齢 人口割合	高齢者 人口割合
北海道	H8	15.1%	70.4%	14.5%
	H13	13.3%	68.9%	17.8%
	H18	12.2%	66.7%	21.1%
東北	H8	16.7%	69.0%	14.3%
	H13	15.3%	67.1%	17.6%
	H18	14.2%	65.7%	20.1%
北信越	H8	16.3%	67.7%	16.0%
	H13	15.0%	65.9%	19.1%
	H18	14.1%	64.6%	21.3%
関東	H8	15.3%	73.7%	11.0%
	H13	14.2%	72.0%	13.8%
	H18	13.8%	69.1%	17.1%
東海	H8	16.3%	70.9%	12.8%
	H13	15.0%	69.3%	15.7%
	H18	14.7%	66.5%	18.8%
近畿	H8	15.5%	72.0%	12.5%
	H13	14.6%	70.0%	15.4%
	H18	14.2%	67.2%	18.6%
中国	H8	15.7%	68.6%	15.7%
	H13	14.8%	66.9%	18.3%
	H18	14.1%	64.8%	21.1%
四国	H8	18.0%	67.4%	14.6%
	H13	16.1%	66.5%	17.4%
	H18	15.5%	64.3%	20.2%
九州	H8	17.5%	68.6%	13.9%
	H13	15.7%	67.7%	16.6%
	H18	14.7%	66.4%	18.9%
全加盟市 平均	H8	16.0%	71.0%	13.0%
	H13	14.8%	69.2%	16.0%
	H18	14.2%	66.9%	18.9%
全国平均	H18	13.8%	66.1%	20.2%

本研究会加盟市アンケート調査。全国平均は社人研「日本の将来推計人口」(平成18年12月推計)

⑤少子化率と高齢化率の対比

(13年に高齢化率が少子化率を上回り、18年にこの差が拡大)

加盟市の過去10年間の少子・高齢化率の対比を表-2の全加盟市平均でみてみる。加盟市平均の少子化率は8、13、18年と低下傾向にあるのに対して、高齢化率では増加傾向にある。このような両者の傾向から、13年に高齢化率が少

子化率を上回っている。さらに、18年になるとその差はさらに拡大している。

⑥生産年齢人口割合の推移と状況

(生産年齢人口割合は低下傾向。「四国部会」が64.3%で最も低く、「関東部会」が69.1%で最も高い)

加盟市の生産年齢人口割合の推移を表－2でみると全加盟市平均では、8年が71.0%、13年69.2%、18年66.9%と低下傾向にある。

加盟市の18年の生産人口割合を9部会別にみると、「四国部会」が64.3%で最も低く、次いで「北信越部会」の64.6%、「東北部会」の65.7%の順。一方、「関東部会」が69.1%で最も高く、次いで「近畿部会」の67.2%、「北海道部会」の66.7%の順となっている。

⑦少子高齢化率、生産年齢人口割合と全国平均との対比

(全国に比べて少子高齢化、生産年齢人口割合の低下の進行は緩やか。18年の加盟市平均の少子化率14.2%、高齢化率18.9%、生産年齢人口割合66.9%)

加盟市平均の少子高齢化率と生産年齢人口割合を全国平均と比べると表－2のとおりである。特に、18年度と対比してみると、加盟市の少子化率は14.2%で、全国平均13.8%に対し、0.4ポイント上回っている。高齢化率では18.9%で全国の20.2%を1.3ポイント下回っている。また、生産年齢人口割合についても、66.9%で全国の66.1%を0.8ポイント上回っており、全国よりも進行が遅れている。これにより、本研究会加盟市全体でみると、少子高齢化や生産年齢人口割合の低下は全国に比べて緩やかな進行とわかる。

⑧外国人登録者数の推移

(加盟市の外国人登録者数は13年の795,741人から18年926,929人に増加)

加盟市の平成13年3月31日現在における外国人登録者数は795,741人。18年3月31日現在における外国人登録者数は926,929人。これにより、この5年間において、加盟市の外国人登録者数は131,188人増加している。

3. 都道府県別将来推計人口

(1) 都道府県別人口の状況

(2030年には全ての都道府県で人口減少、全ての地域のブロックも2020年には減少)

ここでは、社人研がまとめた、「日本の都道府県別将来推計人口（平成19年5月推計）」の出生中位・死亡中位で将来の都道府県人口の推移や状況についてみてみる。

それによると、2030年には沖縄県が人口減少に転じ、全ての都道府県が人口減少すると推計している。

地域ブロック別にみると、表-3のとおり。2020年には南関東が人口減少に転じ、全ての地域ブロックが人口減少し、2035年まで続くとしている。

表-3 将来の地域ブロック別総人口 (1000人)

ブロック	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)
北海道	5,628	5,513	5,360	5,166	4,937	4,684	4,413
東北	12,066	11,738	11,346	10,886	10,381	9,852	9,304
関東	42,379	42,873	42,863	42,489	41,790	40,816	39,609
北関東	7,900	7,815	7,665	7,460	7,216	6,941	6,633
南関東	34,479	35,059	35,198	35,029	34,574	33,875	32,977
北陸	3,107	3,052	2,973	2,875	2,764	2,645	2,516
中部	17,217	17,229	17,064	16,765	16,370	15,902	15,364
近畿	20,893	20,713	20,357	19,845	19,199	18,455	17,634
中国	7,676	7,540	7,349	7,109	6,834	6,538	6,221
四国	4,086	3,980	3,846	3,687	3,514	3,334	3,147
九州・沖縄	14,715	14,539	14,272	13,913	13,480	12,997	12,472

日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)・国立社会保障・人口問題研究所

総人口に占める都道府県別人口割合（表-4）をみると、2035年は東京都が11.5%（2005年9.8%）で最も多く、次いで、神奈川県7.7%（同6.9%）、大阪府6.7%（同6.9%）の順となっている。うち、大阪府は2005年と比べて0.2ポイント低下している。また、東京都、神奈川県、愛知県は総人口に占める割合が上昇し続けるとしている。

また、地域ブロック別にみると、南関東、中部の人口割合は今後も緩やかに上昇し、特に南関東は2035年には29.8%に達すると推計。一方、その他の地域ブロックの占める割合は横ばいないし減少すると推計している。

表-4 将来の都道府県別人口割合

(%)

地 域	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)
全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
北 海 道	4.4	4.3	4.3	4.2	4.1	4.1	4.0
青 森 県	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	0.9
岩 手 県	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9
宮 城 県	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
秋 田 県	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7
山 形 県	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8
福 島 県	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5
茨 城 県	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
栃 木 県	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
群 鹿 県	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5
埼 千 県	5.5	5.6	5.6	5.6	5.7	5.7	5.7
東 京 都	4.7	4.8	4.9	4.9	4.9	5.0	5.0
神 奈 川 県	9.8	10.1	10.4	10.7	10.9	11.2	11.5
新 津 川 県	6.9	7.0	7.2	7.3	7.5	7.6	7.7
富 山 川 県	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7
石 川 川 県	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
福 井 川 県	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
山 梨 川 県	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
長 野 川 県	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
岐 阜 川 県	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6
静 琴 川 県	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
愛 知 川 県	3.0	3.0	3.0	3.0	2.9	2.9	2.9
滋 賀 川 県	5.7	5.8	5.9	6.0	6.1	6.2	6.3
三 重 川 県	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4
京 都 府	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2
大 阪 府	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
兵 庫 府	6.9	6.9	6.8	6.8	6.8	6.7	6.7
奈 良 府	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.3	4.3
和 歌 山 府	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0
鳥 取 府	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
島 根 府	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
岡 山 府	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
高 岡 府	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
廣 岩 府	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
山 口 府	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0
德 岛 府	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
香 川 府	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7
愛 媛 府	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0
高 知 府	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5
福 岡 府	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
佐賀 府	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6
長崎 府	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0
熊 本 府	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
大 分 府	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
宮 崎 府	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8
鹿児 島 府	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
沖縄 府	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3

日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)・国立社会保障・人口問題研究所

(2) 年少人口の状況

(年少人口は 2035 年まで低下傾向が続く。2035 年時点で年少人口割合が最も低いのは東京都の 8.0%)

まず、年少人口割合については、2035 年まで全ての都道府県で低下傾向が続くと推計。2035 年時点で年少人口の割合が最も低いのは東京都 (8.0%)。一方、最も高いのは沖縄県 (13.3%) となっている。

(3) 生産年齢人口の状況

(生産年齢人口は一貫して減少。2035 年の割合は秋田県の 50.3% が最も低く、東京都の 61.4% が最も高い)

生産年齢人口は、沖縄県の 2005～2010 年、2010～2015 年を除き、今後、一貫して減少すると推計。また、生産年齢人口割合は、各都道府県とも 2005 年当初は減少傾向にあるが、年少人口あるいは老人人口（高齢者人口）の推移に影響されるため、2005 年から 2010 年の沖縄県と 2020 年から 2025 年の東京都、京都府、大阪府で僅かな上昇がみられるとしている。2035 年時点で、生産年齢人口の割合が最も低いのは秋田県 (50.3%)。一方、最も高いのは東京都 (61.4%) となっている。

(4) 老年人口（高齢者人口）の状況

(2035 年は東京、神奈川、大阪、埼玉、愛知など大都市圏に属する都府県で多い)

老年人口が 2035 年時点で多いのは、東京都、神奈川県、大阪府、埼玉県、愛知県など大都市圏に属する都府県としている。

また、老年人口割合では、2035 年には 44 都道府県で 30% を超えると推計。秋田県 (41.0%) が最も高く、一方、沖縄県 (27.7%) が最も低くなっている。

75 歳以上の後期老年人口をみると 2030 年まで全都道府県で増加するが、増加率は概ね縮小傾向にあり、減少県も現れるとしている。2030～2035 年にかけては 35 都道府県で減少すると推計している。

後期老年人口の割合をみると、今後ほぼ一貫して増加。2035 年には 39 道県で 20% を超えるとしている。2035 年時点で秋田県 (26.8%) が最も高く、一方、沖縄県 (16.3%) が最も低くなっている。

II. 人口減少社会がもたらす都市への影響

ここでは、我が国の人ロ減少社会が市の行財政や地域の福祉・医療、地域経済および地域の雇用・労働にもたらす影響について、本研究会主催の「人口減少社会と都市行政」に関する座談会（以下、「座談会」という）における参加者の発言や、役員 15 市を対象に実施したアンケート調査結果（以下、「役員市アンケート調査結果」という）の回答を中心に検証する。

1. 市の行財政にもたらす影響

前章で検証のとおり、2030 年には全ての都道府県において人口が減少することが推計されている。これは各都市の歴史や文化、地理的条件等により、その進行に差異があるものの、いずれ全ての都市の人口が減少し、まさに少子高齢化、生産年齢人口の急減が全都市に及ぶということで、安穏とはしていられないものである。

人口減少社会においては、労働力人口の減少から担税力の低下を招き、併せて国庫補助金の削減や地方交付税の見直しにより、現下の地方財政がますます厳しくなることが予想される。さらに、急速に進む少子高齢化は乳幼児医療費の助成や保育所等の充実、高齢者の医療・介護など社会保障関係費の財政負担を大幅に増加させる。

これらの経費負担が増大する中で、かつて高度経済成長期に大量に形成してきた道路や学校など公共インフラの維持・更新をどう進めるのかも課題となる。

政府は「構造改革と経済財政の中期展望－2005 年度改定」で、今後 5 年間にについて地方公務員の 4.6%以上の純減上積みによる定員の削減を明記した。住民の行政サービスを担う地方公務員の削減は、地方分権下で増大する事務・事業の中で、そのサービスの質の低下を及ぼすことが懸念される。地方公務員には団塊世代が多く、2007 年からこの世代が大量退職を迎えている。長く住民サービスに携わった経験や知識を持つ人材がこの三年もの間に大量に失われてしまうのだ。これに対応しうる行政における人材の育成が課題となるだろう。

こうしたことから、行財政にもたらす影響は様々な分野で発生するであろうが、大事なことは市民相互で支え合うことができるかどうか、つまり問題解決型の地域コミュニティの形成ができるかどうかが分岐点になる。

地域社会は今、定住人口の減少や急速に進む少子高齢化に伴い、商店街のシヤッター化、地域活動への参加者の減少、人間関係の希薄化などから、高齢者の孤独死や核家族化での子育て、子どもの犯罪など様々な問題が発生している。

このなか、「身近でできるものは行政に頼らず自分の責任で自分自身でやる。自分で解決できないことは地域が協力して行う。」という自助・共助の住民意識が高まらないと、地域コミュニティは崩壊の危機にさらされてしまう。この地域コミュニティをいかに活性化するのか、大きな課題となる。

市町村合併等により市域において人口の偏在が見られ、特に若い世代の多い地域と高齢者が多い地域の二極化が進むところもある。この地域間の連携と世代間交流をいかに深めるかも問題となろう。この解消にむけ、都市は市民ボランティアや NPO 法人、民間企業との連携を強化するための施策を見出すことが課題となるのではないか。

上記のように、人口減少社会が行政に及ぼす影響は様々な分野に及びその影響も深刻である。それらを既定の事実として、その上で各市が「暮らしにぎわう 都市へ」の構想を推進することを長期的課題として考える必要がある。

2. 地域の福祉・医療にもたらす影響

人口減少社会が地域の福祉・医療にもたらす影響としては、少子高齢化に伴う少子化対策の拡充や高齢者増加に伴う対応などから、医療・福祉など社会保障関係に係る財政負担の増大が懸念される。この結果、今の行政サービスを維持することができるのだろうか。

住民は一度受けた恩恵やサービスのレベルが落ちると、その議会や行政に対して批判的になるのは自明である。その葛藤をすでに経験中の都市は予算捻出のためにあらゆる手段を講じている。まだ深刻化していない都市も早晚この問題に直面するだろう。今まだ多少余裕のある都市でも、少子高齢化は加速度的に進行し、悠長に構えていては少子高齢化の波に飲み込まれ、効果的な手を打てないままに深刻化する可能性も大いにある。

平成19年8月20日に開催した座談会において、この問題のほか、諸問題について議論がなされており、以下その発言を取り上げて、実際に各都市で発生している問題やこれに対応する施策の事例を挙げることによって、都市の実態を知ってもらいたい。

高知市は本研究会加盟市の中でも、財政的な問題の深刻度は深い方であろう。これを語る議長の発言は重く、地方の実態を表していると言ってよい。

税収の伸び悩みや国の三位一体改革の影響などから、本市の財政は危機的な状況になり、行財政改革に全庁挙げて取り組んでおりますが、少子・高齢化の率が非常に高いものですから、社会保障関係経費の増加などにより、行政コストは増加していくわけで、市の財政そのものも急ブレーキを掛けざるを得ないということで、市長、執行部、議会もこの問題に正面から取り組まざるを得ない状況になっています。

(後掲・高知市議会議長　岡崎洋一郎氏発言　座談会において)

それゆえ、各都市では、独自の少子高齢化対策を展開しているものの、財源不足の問題を掲げ、どうしても財政運営を第一に考えざるを得ない。当然のこととして、各種の対策案は俎上に上るが法制化するにも大変な苦労を強いられている。それらが絵に描いた餅にならないか、各都市の立法、行政能力が問われているのである。

浜松市では、地域の医療・福祉の充実に向け7つの施策を展開している。

- ①乳幼児医療費の助成
- ②少子化対応のための総合窓口としての「こども家庭部」設立
- ③母子家庭等の自立支援対策の推進
- ④地域子育て支援
- ⑤無認可保育所への支援
- ⑥放課後児童健全育成事業の充実
- ⑦高齢者に対する介護予防対策の推進

人口増加傾向にある浜松市においても、これらを実施するとなると財源問題は無視できない。それを解決すべき税収が減少するのだから、歳入を制されているわけで、歳出を制するしかない。すなわち、小さな行政を目指して予算を捻出するしかない。

まさに私どももそれはやりたいと思っていたことであります、いずれにしても大変お金がかかる。（中略）それぞれの都市がやろうと考えることは、当然拡大してやりたいことは間違いなく希望としてはあるのですが、そこはやはりなかなか国もそうはいかんということですと、各地方都市が自己責任でやらなければいけないということになります。では、そのお金はどこから出すかという財源の問題があります。

私どもの行政、それから議会の方も、それをやるについては、余っているお金があるわけではありませんので、行財政改革をやろうということで、平成19年の3月までの2年間で行財政改革推進審議会（H19.8 第2次行革審スタート）というのがありますし、厳しい提案があったわけですけれども、それに基づいて既に浜松市が取りかかっている問題等を積算いたしますと83億円ぐらいの財政効果が出るということであり、また、10年間の推計では、約490億円の財政効果があるということですから、その中からこの分を100%負担していくこととして、新しい施策、特に人口減と高齢化社会に対する対応については、すべて行財政改革で浮いたお金でやっていくという大変な責任を持ってスタートしているわけでございます。

（後掲・浜松市議会議長　酒井基寿氏発言　座談会において）

このように人口減少にある市だけが税収不足に影響された財政問題を抱えているわけではない。

人口が増加し、かつ企業の誘致も積極的に進めている船橋市においても、同じ問題を抱えているのだ。将来の人口減少を見据えて行財政改革に取り組んでいる。

船橋市も浜松市さんと同じように、行政の方で財政健全化プランというのをつくっているのです。（中略）人口は、私どもは減っていません。急増ではないが、年によって2,000人又は5,000人と増え続けており、今582,000人となっております。本市の場合、減少化にはなっていないのですね。そうしますと、当然福祉の方にお金がかかっていた部分はますますかかるてくる。また、高齢化も進んでいきますから、お年寄りに対する施策もふえてくるのですね。そうすると、政策課題として今までやってきた福祉水準を維持しながら、あるいは向上させなければいけないという部分がありますから、それをどのように健全化プランの中で組み入れていくかというのの大変な問題なのです。

（後掲・船橋市議会議長　村田一郎氏発言　座談会において）

少子高齢化がもたらす都市の財政逼迫という問題もあるが、このほかの問題も山積しその解決はどれも簡単ではない。

例えば、医療問題では、最近特に問題になっているのが産婦人科及び小児科の医師不足である。この医師が不足するということはまさに少子化を直撃しており、この問題に拍車をかけている。産婦人科医師などは24時間体制ともいわれる労働環境や訴訟の危険性が高いなか、診療報酬の問題などもあり、特に過疎地域では皆無の所も見られ、隣接都市に出産するために家族から離れ長期に滞在することを強いられている現状がある。

また、昨今問題になっている分娩間近の妊婦のたらい回しによる胎児の死亡事故など、今までには考えられない事態も発生している。これはまさしく医師不足と偏在性が原因と考えられるが、この問題に対して各都市がどのような対応を図るのか、国のみならず、市独自に真剣に考えて行かなくてはならないだろう。

3. 地域経済及び地域の雇用・労働にもたらす影響

この問題については各都市の置かれた状況が千差万別なので画一的に議論することはできない。総じて言えることは、各都市独自に地場産業の振興を通じての雇用維持、または雇用増大を明確に打ち出している都市には明るい話題が多い。この対策はまさに継続的に講じていくしかないのである。

例えば、この問題を抱えている高知市の状況は深刻である。

今、雇用は非常に厳しい。現実の問題として働く場所がない。まして、県内でも大手の企業が倒産した。公共事業が激減で業界全体が恐々としている状態で、経験を生かせる職場は無い。職を失った方々を地域で支える状況がないんです。従って、一番大事な労働力が他県へ出て行かざるを得ないという、このことが今、大きな問題になっているわけです。

議会としても、二次産業へもう少し力を入れる気遣いや、施策面で努力はしているのですが、現実には財政状況も含めて、なかなか即効性のある処方箋というか施策は無いんですよ。特に、製造業なんかは、これまでも支援体制もか細く、企業努力に任せるような状況で動いているわけで、その中で頑張っている企業はありますけれども、大きな企業の絶対数が少ないということで、これからどうやって雇用を安定し、持続させるか、この問題に積極的に取り組んでいかなければならぬと考えています。(中略)

格差是正への対応として、最近、国の次元でも取り上げられ検討されているとは思うのですが、地域への企業分散的な施策展開とか、税制面での優遇策とか。私どもも何とか国に対してある程度の労働力が地方に定着できるような施策を求めていくべきではないか、最近は特にそんなことを個人的にも考えるわけです。そうしないと、打つ手はつきり言ってない。働き口のあるところへ人口が流れていくという雇用状況に、今、地方は人口過疎へ追いやられて、これからさらに地域間格差が拡大するのではないか。現実にそういう切羽詰った状況にあるわけで、その辺を今後どうやって解決していくのかが課題です。

一次産業分野をみても、農業は少し前向きな動きというのは確かに見られます。国の施策も大規模営農に誘導するような施策展開を進めているわけです。しかし、これも県民性や複雑に入り組んだ地形とか、地域の小規模農家の実態、あるいは中山間特有の農業事情なんかを見ますと、なかなか国の施策になじんでいけるような、そんな甘いものではないというのが現状なんです。雇用確保というのは、人口減少社会に立ち向かう、自治体の最も大切な基盤というか基本の問題ですよね。厳しい状況にはありますが、何とか解決していかなければならないと思っているわけです。

(後掲・高知市議会議長　岡崎洋一郎氏発言　座談会において)

一方、浜松市のように雇用環境に恵まれている地域においても、また別の問題を抱えている。

有効求人倍率が全国平均に比べて高い水準ながら、製造業の宿命として労働コストの安い外国人労働者の受け入れに各社積極的である。この外国人労働者を受け入れるノウハウ、地場産業の協力体制は他市を抜きん出ている。しかし、外国人の人口割合が増えるにつれ、別の問題を引き起こすという問題を抱えるということもある。

浜松市内の工場から出る製造品の出荷額、工場製品だけでも 2 兆 5,000 億あるのですね。これは 17 政令指定都市の中で 5 位という地位にあるわけです。そして、その 2 兆 5,000 億出荷すると同時に、製造業の事業所の数も浜松市内に 6,311 力所ある。これも 5 位。ものすごくたくさん仕事をするところがあるということでございます。したがって、失業率も 3.5% で、低さでいうとナンバーワンなのですね。非常に恵まれていると思います。

けれども、いかに仕事がたくさんあっても結局日本の若い人たちがいわゆる 3K の仕事をやらないものですから、外国人にお手伝いをしてもらうということなのです。浜松では外国人が現段階で 3 万 3,000 人ぐらいおります。(中略) ブラジル人の場合には非常に横の連絡が密ですので、浜松に行ったら仕事があるぞ、ここの方が時間給幾ら高いぞという情報が一斉に流れるものですから、独身のブラジル人の皆さんというのはまだこのほかに 8,000 人から 1 万人いるだろうと予測されているわけでございまして、現実、浜松の場合は、4 月の有効求人倍率が 1.37 と非常に高いのですね。2 月が 1.48、3 月には 1.52 ありますと、県の平均が 1.22 で、全国平均が 1.05 ですから、いかに浜松が高いか、恵まれているかということでございます。しかし、外国人労働者がそれだけたくさん流入してくるということは、また別の問題を引き起こすという大変な問題があるわけですね。

(後掲・浜松市議会議長 酒井基寿氏発言 座談会において)

船橋市のようなバランスの取れた産業育成、企業誘致を果たしているところもあり、他市から見れば羨望の的であるが、しかしそれでも常に未来を見据えて抜かりない将来対策を常に考えておかないと、少子高齢化の波に飲み込まれてしまうという危機感は強い。

昭和 35 年以降の大規模団地の進出などによる人口の増加とともに発展を遂げ、団地周辺には新興商店街が、主要駅周辺には古くから形成された商店街と、大型商業施設が

次々オープンしております。また、幹線道路沿いには家電量販店などの大型専門店も立地し、千葉県北西部の一大商圈を形成しております。しかし、商業を取り巻く環境は大変厳しく、特に商店街及びその構成員である個人営業の店にあっては、変化の時代に即した経営活動戦略が求められております。（中略）

本市の工業は、千葉県企業庁が埋立造成した京葉港地区に、大型の食品工業団地や冷蔵庫団地、また集団化移転による市内事業所が進出し、順調な発展を遂げてきました。しかし、臨海部では既に大型工業団地の受け皿としての余地はなくなってきたのが現状ですが、一部に、世界的な家具店のイケア・ジャパンが全国で初めて進出したしましたところでもございます。

最近では、臨海部とは別に、船橋市北部地区に、ハイテク企業の誘致と市内住工混在地区の解消を目的とした中小企業の移転を図るため、地区の特性を生かした環境保全型の新しい工業団地である船橋ハイテクパーク（約 50 h a）が民間開発により造成され、世界的工作機械メーカーである森精機を初め、15 社が進出してきております。

また、船橋駅北口の工業地区に、国際的企業であるシャネルの物流機能のシャネル船橋コーポレートオペレーションズセンターが進出しております。さらに、今月には、公的インキュベーション施設「ベンチャープラザ船橋」がオープンします。独立行政法人中小企業基盤整備機構が建設を進めてきたものでありますが、市も入居する企業等の賃料の一部を助成します。この事業も雇用の創出や地域経済の活性化につながるものと確信しているところでありますが、今後も商店街への積極的な支援と優良企業の積極的な誘致を図り、雇用の確保を図っていくことが大切であると考えております。

（後掲・船橋市議会議長 村田一郎氏発言 座談会において）

ここで、一つのモデルとして、アメリカでの地方都市がいかに独自の産業育成、企業誘致をしていくかを紹介しよう。

よくアメリカでやる方法というのは、1つの大学を核にして、その大学が一番得意な技術を産業として育成する、そういう関連の企業を誘致するというのがよくモデルとしてはあります。ですから、高知の場合には、高知工科大学が今、产学共同でかなり成果を上げていると聞いていますので、そこに何かシーズがあるのでしょう。また、冒頭に申し上げたように、高知でやりたいという企業もあると思うのです。その感度をやはりよくして、せっかく問い合わせがあった企業に対して、もっと経営のプロを用意して大事に育て上げるということも1つの方法なのではないかと思うのです。起業率と廃業率がどのくらいの状況かはわかりませんけれども、全く起業しない状態ではないと思いますので、大事に育成していくというようなことが積み重なっていけば、特徴のある雇用確保というのができるのではないかなと思いますね。

（後掲・下嶋経営戦略研究所代表 下嶋忍氏発言 座談会において）

実際に、高知市での取り組みは、

高知工科大学も公設民営という形でやっていて、現在、酸化亜鉛による防錆被膜の新しい研究とか、それとおっしゃられたような企業との連携等、その点では県も随分と力を入れて、産・官・学の連携を呼びかけ、推進策を講じています。やがてそういった努力が1つ1つ芽を吹いてくれると期待しています。また、地場の企業と工科大との連携とか、高知市と高知大学との連携とか、様々な分野で提言を受けたり、有効策を積極的に模索しております、これらの取り組みが実を結べば、少しずつ明るい展望が開けるわけで、懸命にその作業を進めているところです。

(後掲・高知市議会議長 岡崎洋一郎氏発言 座談会において)

浜松市でも産学官の協力は進んでいる。

企業誘致につきましては、まさしく産学官の協力がうまくいくかどうかということが成功のかぎを握るのですね。特に浜松市の場合は、いわゆる光技術の最先端を行っている世界的企業の浜松ホトニクスというのがあるのです。これはすべての宇宙船、人工衛星、それからデジタルカメラあるいは普通のカメラですね、ビデオカメラもそうですが、全部それには使われている。一番有名なのはカミオカンデ、岐阜県にありますね、素粒子を測定したという、あのハードをつくったところの会社なのです。ノーベル賞をもらいましたね。そこが光産業創成大学院大学を浜松につくったのです。大学院だけなのですね。そこで、まさに世界最高の勉強と研究をさせて、そこで育った人はまた会社へ返るのではなくて、みんな起業しよう、企業を起こせというコンセプトでやっているのですけれども、まさにそういう形で人材育成を目指しているわけなんです。そこではいわゆる断層写真のPETなんかもつくっているのですけれども、そういう産学官の連携で人材を育成する、そしてその人材が育ったら必ず起業せよと、そういう、まさにナンバーワン、オンラインリーワンの企業を浜松から創造しようという壮大なコンセプトでやっている、今成功しつつあるわけですけれども。

そういう中で、やはり目的は何かというと、最初の課題に戻りますけれども、少子・高齢化で市税が少なくなる、だから、企業が外へ出ていたら何にもならなくなる。そのためには、すばらしい企業を、そして雇用を創出してくれるような企業を誘致しなければいけないということです。

(後掲・浜松市議会議長 酒井基寿氏発言 座談会において)

最後に、ITを活用してこの雇用問題に対応することも出来るという提案を紹介しよう。

まず1つは、知識労働者、ナレッジワーカーと言われる人たちの活用に関してです。高知県はテレワークで有名ですけれども、（中略）そうした人たちが、そもそも若い人たちにはITリテラシーが高くなっていますから、そして、女性や、余り言われませんけれども高齢者も、その場に働きにいくには若干ハンディがあっても、家で仕事をする、あるいは場所を限定して働くのであればというのは今後ふえていくのではないかと思います。

女性のテレワーク活用というのはよく言われることですので、本日は高齢者のテレワーク活用で御紹介したいのですけれども、熟年労働者の知恵、特に団塊の世代が今後引退してしまうと技術の継承が難しいというのはよく言われているところです。それで、私が知っている企業事例ですと、年配の社員の熟練技術をテレビカメラとかで地域のほかの同業他社の人たちに見せて、それを技術継承の1つのモデルとして、その企業はビジネスにしようとしているのですけれども、やっているところがあるのですね。

（後掲・株富士通総研主任研究員 渥美由喜氏発言 座談会において）

以上のことから、人口減少社会が地域経済に与える影響は甚大であり、雇用及び労働に与える影響も相俟って深刻になっている。

ただ、すべて人口減少社会が悪い影響をもたらすのかどうか、ということも検証しなければならないのではないか。というのも、企業誘致に成功し、地場産業が盛んに行われるような地域がもし仮にあったとして、その産業が労働集約型でなければ、少人数でのオペレーションは十分可能である。そして企業が適正な利潤を上げていれば税収の増加も期待できるのである。理論的には人口減少下での税収増大という現象も現実には起こり得るのである。

少子高齢化の問題も、生産労働人口ばかりに注目しているが、高齢者でも就労可能なビジネスモデルが実現できれば、問題をいたずらに深刻化させずに、ある程度のところで落ち着くことも可能なはずである。

要は人口減少社会が直接的に雇用、労働に影響する地域モデルを、少子高齢化がそのまま進行し、人口減少社会が継続的に進行しても、誘致した企業が他の地域へ移動することを食い止め、高齢者においてもきちんとした事業モデルを作り上げることが地域住民の責務ではないだろうか。

III. 人口減少社会における取り組み

ここでは、国や都市、市議会が人口減少社会に対応するため、どのような取り組みを展開しているのか、それぞれ検証する。

1. 国における取り組み

国の人団問題への取り組みについては、時の人口や年齢構造のみならず、将来の推移を視野に入れるとともに、経済・社会情勢をも考慮し対策を練り、国民が安心して安全な生活が営まれるよう様々な施策が講じられている。

ここでは、社会保障関係を中心に国の主な施策の展開と、時の経済、社会情勢をまとめた次の年表により、検証する。

年	国の主な施策
1989（平成元）年	ゴールドプラン「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（ホームヘルパーや特別養護老人ホームのベット数の数値目標を掲げる）
1990（平成2）年	福祉八法改正（市町村の位置づけが一層強化。各市町村に在宅サービスや施設サービスの目標量等を盛り込む地方老人保健福祉計画策定を義務づけ）
"	1.57ショック（1989年の合計特殊出生率が1.57と過去最低であった丙午（ひのえうま）による1966年の合計特殊出生率1.58を下回った）
1991（平成3）年	育児休業法（仕事と家庭の両立）
1992（平成4）年	第2次医療法改正（医療法人の附帯業務に疾病予防運動施設等を追加）
"	時短促進法（全労働者一律の目標に向け、労働時間の短縮を促進）
"	バブル経済崩壊
1993（平成5）年	パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等）
"	障害者基本法（心身障害者対策基本法を改正）（ノーマライゼーションを推進。地方公共団体に障害者計画策定の努力義務を明記）
1994（平成6）年	エンゼルプラン（1995年度～99年度 仕事と育児の両立のための雇用環境整備、保育サービスの充実）
"	緊急保育対策等5か年事業（1995（平成7）年度～99（平成11）年度 保育サービスの整備、保育システムの多様化・弾力化）
"	新ゴールドプラン「新・高齢者保健福祉推進十か年戦略」（ゴールドプランの数値目標を引上げ。地域介護サービス基盤の整備。市町村からのニーズを参考にサービス目標量を設定。在宅介護の充実）
"	地域保健法制定（保健所と市町村保健センターの役割）
"	高年齢者雇用安定法改正（60歳未満の定年制を禁止、65歳までの継続雇用の導入が努力義務）
1995（平成7）年	育児介護休業法（就業生活と家庭生活の両立支援）
"	高齢社会対策基本法（国及び地方公共団体に法の理念に基づく高齢社会対

年	国の主な施策
	策の策定とその責務を明記。内閣府に高齢社会対策会議（会長＝内閣総理大臣）を設置）
1995（平成7）年	障害者プラン「ノーマライゼーション7か年戦略」 （施設・在宅介護サービスの充実）
1996（平成8）年	高齢社会対策大綱 （高齢社会対策基本法に基づいた高齢社会対策の総合的な指針を示す）
1997（平成9）年	健保法等改正 （被用者2割負担、老人医療の一部負担引き上げ）
“	第3次医療法改正 （特別医療法人制度を創設）
1998（平成10）年	男女雇用機会均等法改正
1999（平成11）年	ゴールドプラン21 （介護保険制度導入に対応するための地域における介護サービス基盤、グループホームの整備）
“	少子化対策推進基本方針 （政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針）
“	新エンゼルプラン （「少子化対策推進基本方針」に基づく重点施策の具体的実施計画。保育サービスの充実、雇用環境の整備、教育環境の整備など）
2000（平成12）年	児童虐待防止法
“	介護保険制度施行 （国民の共同連携の理念に基づき、費用を公平に負担。被保険者の要介護・要支援状態に関し、必要な給付を行う。運営主体は市町村と明記）
“	21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21」 （一次予防に重点）
2001（平成13）年	待機児童ゼロ作戦 （保育所、幼稚園の預かり保育等を活用し、待機児童の減少を目指す）
“	高齢社会対策大綱の見直し （大綱策定から経済社会情勢の変化により見直し。団塊世代の高齢社会への移行を控え、高齢者対策の推進に当たっての基本姿勢を明確化）
2002（平成14）年	新障害者プラン「重点施策実施5か年計画」 （障害者の地域生活を支える基盤整備の数値目標を掲げ、施策を推進）
“	少子化対策プラスワン （「男性を含めた働き方の見直し」など4つの柱に沿った少子化対策）
“	健保法改正 （乳幼児2割負担、被用者3割負担、70歳以上1割負担）
2003（平成15）年	健康増進法施行 （国民の健康づくりのための法的基盤の整備）
“	少子化社会対策基本法 （少子化対策を総合的に推進するため、国、地方自治体、事業主及び国民の責務について規定。内閣府に少子化社会対策会議（会長＝内閣総理大臣）を設置）
“	若者自立・挑戦プラン （内閣府など関係5府庁が連携して、若年者の失業者等の増加傾向を転換するため、若者を中心とした総合的な人材対策をまとめる）
“	次世代育成支援対策推進法 （地方自治体及び事業主に次世代育成支援対策についての行動計画策定を義務づけ。地方自治体及び事業主の行動計画策定は、2005年4月施行）
“	障害者支援費制度の実施 （行政処分により障害者福祉サービスを決定する措置制度から、利用者とサービス提供者の直接契約によりサービスを利用する支援費制度へ移行）

年	国の主な施策
2004（平成 16）年	<p>少子化社会対策大綱（少子化社会対策基本法に基づき、少子化の流れを変えるための「3つの視点」や「4つの重点課題」、「28の具体的な行動」を掲げる）</p> <p>“ 子ども・子育て応援プラン（2005年度～09年度 少子化社会対策大綱の「4つの重点課題」に沿うもので、若者の自立や働き方の見直しを含めた目標数値を示す）</p> <p>“ 児童手当法改正（支給対象年齢を小学校3年生まで拡充）</p> <p>“ 年金改正（将来の保険料水準を固定。給付水準を自動調整するマクロ経済スライドの導入。基礎年金国庫負担割合の2分の1への引き上げ）</p>
2005（平成 17）年	<p>育児介護休業法改正（育児・介護休業対象労働者の拡大、育児休業期間の延長、介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休暇の創設）</p> <p>“ 障害者自立支援法の制定（障害種別に実施してきた福祉サービスを一元化。都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定を義務づけ）</p> <p>“ 健康フロンティア戦略（「健康寿命」を延ばすための生活習慣病対策、介護予防の推進）</p> <p>“ 介護保険制度改革（介護予防対策の重視、施設給付・負担の見直し、市町村の保険者機能の強化）</p>
2006（平成 18）年	<p>医療制度構造改革（医療費適正化の総合的な推進。新たな高齢者医療制度の創設）</p> <p>“ 労働時間等設定改善法（労働時間の短縮だけでなく、多様な働き方に対応した労働時間等の設定）</p> <p>“ 高齢者雇用安定法改正（事業主へ段階的に65歳までの定年の引上げと継続雇用制度の導入、定年制廃止のいずれかの措置を義務付け）</p> <p>“ 高齢者虐待防止法施行（虐待を受けた高齢者に対する保護、養護者に対する支援措置）</p> <p>“ 障害者基本法改正（都道府県及び指定都市は2004年6月から、市町村は2007年4月から障害者計画策定を義務化）</p> <p>“ 新しい少子化対策について（社会全体の意識改革と子どもと家族を大切にする観点を重視した40項目の具体的な施策を示す。特に、子どもの成長期を①新生児・乳幼児期②未就学期③小学生期④中学生・高校生・大学生期の4期に分けての子育て支援策を示す）</p> <p>“ 認定こども園設置法施行</p> <p>“ 児童手当法改正（支給対象年齢を小学校6年生まで引き上げ）</p> <p>“ 第5次医療法改正（平成19年4月1日より新しく許可される医療法人は「基金拠出型法人」となる）</p> <p>“ 緊急医師確保対策（医師不足地域に対する国レベルの緊急臨時の医師派遣システムの構築、病院勤務医の過重労働を解消するための勤務環境の整備等、女性医師等の働きやすい環境の整備）</p> <p>“ 男女雇用機会均等法改正（妊娠・出産等を理由とする不正利益取扱いの禁止、セクシャルハラスメントに関する事業主の雇用管理上の義務強化）</p>
2007（平成 19）年	<p>児童手当改正法施行（第1子、第2子5,000円→10,000円に引き上げ）</p> <p>“ 国・地方公務員育児休業改正法（育児を抱える国家・地方公務員に短時間労働を認める）</p>

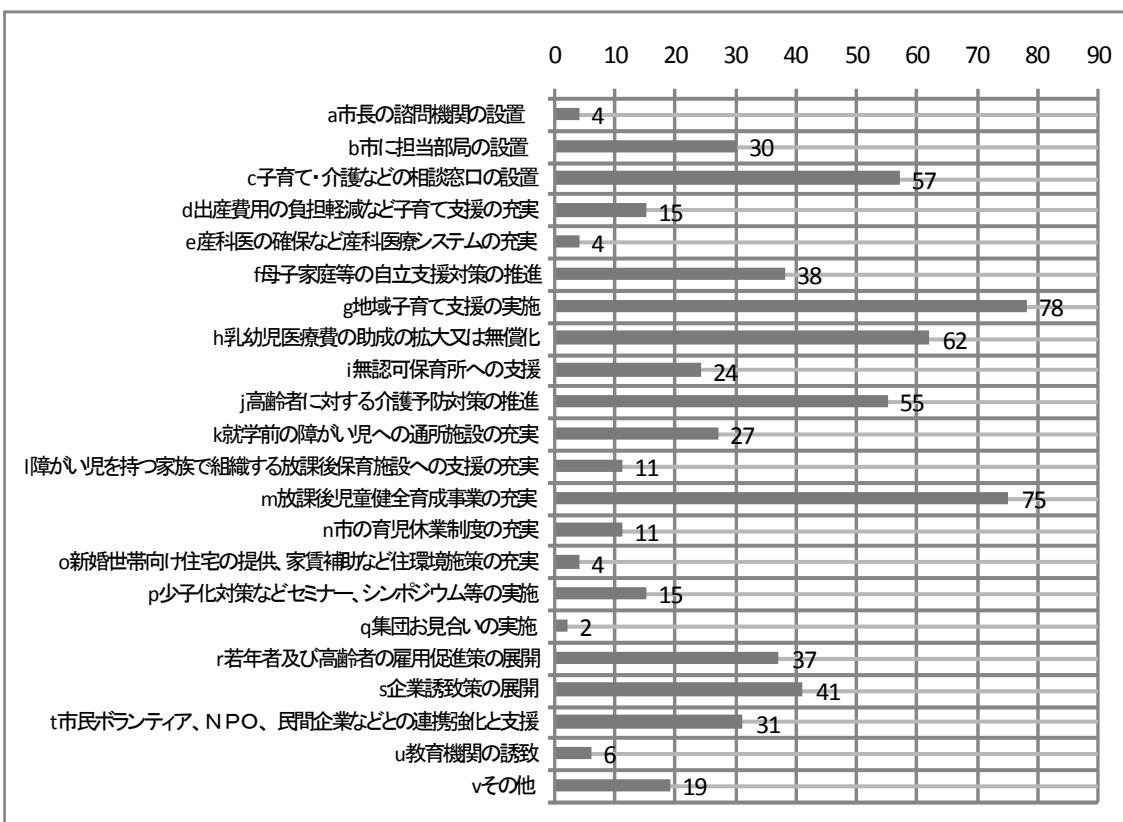
2. 都市における取り組み

我が国が抱える少子高齢化問題などは全国共通の問題であるが、各都市が抱えている問題には濃淡や温度差があり、画一的な施策を取ることができないことがある。それゆえ、各都市では、各種計画に基づく目標を定め、この目標達成に向け様々な施策を住民との協働で全力を挙げて取り組んでいるところが多くみられる。さらに、官の制度と民間のノウハウをより有機的に融合させ、官民一体となって少子高齢化に伴う問題の解消を図ろうとしている。

(1) 加盟市における取り組み

ここでは、加盟市アンケート調査結果でその取り組みを検証する。本研究会加盟市において、人口減少社会への対応に向けた取り組みで、これまで重点施策として実施済み及び実施中のもの（複数回答、3 施策以内の回答）を表－5 みると、最も多かったのが、「g 地域子育て支援の実施」で 78 市。次いで、「m 放課後児童健全育成事業の充実」の 75 市、「h 乳幼児医療費の助成の拡大又は無償化」の 62 市、「c 子育て・介護などの相談窓口の設置」の 57 市などの順となっている。

表－5 加盟市の人団減少社会に向けたこれまでの取り組み



(2) 加盟市から成功例として挙げられた施策

重点施策のうち成功例として回答があったのは表-6のとおり。最も多かったのは、「地域子育て支援の実施」の28市34件。次いで、「企業誘致策の展開」の17市18件、「子育て・介護などの相談窓口の設置」の11市14件、「高齢者に対する介護予防対策の推進」の12市13件などの順となっている。

表-6 加盟市から成功例として挙げられた施策

分 野	件数	市数	市 名
地域子育て支援の実施	34	28	盛岡市、仙台市、富山市、八王子市、町田市、江東区、川崎市、前橋市、高崎市、川越市、船橋市、豊橋市、一宮市、大阪市、枚方市、京都市、姫路市、尼崎市、西宮市、奈良市、吳市、福山市、徳島市、松山市、高知市、熊本市、大分市、那霸市
企業誘致策の展開	18	17	郡山市、長野市、八王子市、横須賀市、平塚市、藤沢市、さいたま市、一宮市、春日井市、岐阜市、大阪市、堺市、茨木市、姫路市、北九州市、大分市、那霸市
子育て・介護などの相談窓口の設置	14	11	富山市、金沢市、川崎市、藤沢市、高崎市、川口市、市川市、船橋市、高槻市、枚方市、松山市
高齢者に対する介護予防対策の推進	13	12	福島市、郡山市、富山市、高崎市、川口市、市川市、豊橋市、春日井市、倉敷市、徳島市、高知市、鹿児島市
放課後児童健全育成事業の充実	12	12	福島市、新潟市、長野市、町田市、川崎市、宇都宮市、千葉市、船橋市、静岡市、京都市、高松市、大分市
乳幼児医療費の助成の拡大又は無償化	10	10	新潟市、藤沢市、前橋市、川越市、千葉市、茨木市、大津市、尼崎市、加古川市、徳島市
若年者及び高齢者の雇用促進策の展開	10	9	札幌市、長野市、相模原市、松戸市、一宮市、加古川市、高知市、大分市、那霸市
市民ボランティア、NPO、民間企業などとの連携強化と支援	7	7	八王子市、高崎市、市川市、船橋市、四日市市、高槻市、徳島市

母子家庭等の自立支援対策の推進	6	5	柏市、大阪市、尼崎市、加古川市、吳市
少子化対策などセミナー、シンポジウム等の実施	5	3	いわき市、前橋市、高槻市
就学前の障害児への通所施設の充実	4	4	高崎市、松戸市、吹田市、鹿児島市
市に担当部局の設置	3	3	川崎市、相模原市、茨木市
出産費用の負担軽減など子育て支援の充実	3	3	福島市、郡山市、名古屋市
新婚世帯向け住宅の提供、家賃補助など住環境施策の充実	3	2	北九州市、福岡市
無認可保育所への支援	2	2	千葉市、大分市
教育機関の誘致	2	2	姫路市、北九州市
その他	12	9	長岡市、金沢市、平塚市、春日井市、豊田市、四日市市、明石市、吳市、福岡市

成功例で最も多かった「地域子育て支援の実施」では、「ファミリー・サポート・センター事業」の回答が多い。そこで、同事業の概要を記述する。

◎ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは市町村が運営。公益法人等に委託することもできる。厚生労働省調査によれば、437 市区町村（平成 17 年度末現在）で実施されている。同事業は、「子育てを手助けしてほしい人」と「子育てをお手伝いしたい人」らが会員組織を作り、地域子育て支援を行うもの。

依頼会員や援助会員の条件等は、都市により差異はあるが、依頼会員は市内在住で概ね 0 歳から小学校 6 年生までの子どもを持つ人。一方、援助会員は市内在住で健康で意欲のある人。依頼会員は、保育園や幼稚園の送り迎えができないときや、放課後に預かってもらいたいとき、子どもが軽い病気だが仕事が休めない等の場合、これを援助会員が支援する仕組みとなっている。

市民の相互扶助の下、子育て支援を行うことは、世代間交流にもつながり、薄れつつある地域の連帯感に光明をさしている。

3. 市議会における取り組み

ここでは、人口減少社会という複雑な問題を抱える市議会が今、どのような取り組みを繰り広げているのか、本研究会アンケート調査結果を中心に検証する。

(1) 人口減少社会に関する政策的な議員提案条例の制定

①人口減少社会に関する政策的な議員提案条例の制定

本研究会アンケート調査結果によれば、過去5年間（平成14年1月1日以降）において、市議会の政策立案機能を果たすべく議員提案により、人口減少社会に関する条例を制定しているのは以下のとおりである。

- 秋田市 「秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例」
- 市川市 「市川市男女平等基本条例」「市川市男女共同参画社会基本条例」

②地方自治法第96条第2項により議会の議決事項の拡大

地方自治法第96条第2項に基づき、議員提案で条例を制定し、議決事項を拡大しているのは次の8市である。（平成14年1月1日～平成18年12月28日）

1. 仙台市 「仙台市議会の議決事件に関する条例」（16.3.19）
2. 広島市 「議会の議決すべき事件に関する条例」（16.3.26）
3. 京都市 「京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例」（17.3.18）
4. 大分市 「大分市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例」（17.12.15）
5. 福岡市 「福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」（18.6.21）
6. 横須賀市 「議会の議決すべき事件に関する条例」（18.12.8）
7. 新潟市 「新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例」（18.12.18）
8. 船橋市 「船橋市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例」（18.12.18）

(2) 人口減少社会に関する特別委員会の設置

市議会が人口減少社会に対応するためには、長期的視野に立って様々な政策立案をしなくてはならない。そのために特別委員会を設置し、調査及び研究を行い、徹底した議論を展開している。

全加盟市のうち、過去5年間（平成14年1月1日以降）に人口減少社会に関

する特別委員会を設置したのは 28 市で 42 特別委員会（複数回答）。うち、1 市において複数の特別委員会を設置している若しくは設置していたのは 11 市。また、本研究会アンケート調査時（調査実施期間・平成 18 年 11 月 24 日～12 月 28 日）において、特別委員会を設置しているのは 21 市で 22 委員会。

この 42 特別委員会における審議内容から分野別にすると、審議内容が複数の分野に亘るものもあり、「少子化対策」が 35 特別委員会で最も多く、次いで「高齢化対策」の 24 特別委員会、「青少年の健全な育成等」の 6 特別委員会、「障害者対策」の 3 特別委員会の順となっている。

また、過去 5 年間において、新潟市では「新潟市議員連盟（有志議員による勉強会）」、横須賀市では「議員研修会」を開催し、子育てに関する審議をしている。（詳細はアンケート調査結果参照）

（3）人口減少社会に関する意見書・決議

市議会は人口減少社会の問題について、その意思を意見書・決議として表明し、国会や関係機関に意見書を提出している。

加盟市のうち、過去 3 年間（平成 16 年 6 月 1 日以降）において、人口減少社会に関する意見書・決議を可決しているのは 80 市で 602 件に上る。この 602 件を分野別でみると、医療関連が 186 件で最も多く、次いで高齢者対策関連の 123 件、障害者施策関連の 113 件、少子化対策関連の 83 件の順となっている。

なお、平成 18 年中の人口減少社会に関する主な全国の意見書・決議の議決状況は表－7 のとおり。

表－7 平成 18 年中の人口減少社会に関する全国の主な意見書・決議の議決状況

分 野	件 名	件数	
		意見書	決議
社会・くらし	・障害者自立支援制度の抜本的改善	126	2
	・総合的な少子化対策の充実	120	1
	・「法テラス」の更なる体制整備・充実	94	
	・「仕事と生活の調和推進基本法」の制定	53	
	・介護保険制度の改善	29	
	・最低保障年金制度の創設	18	
	・子育て支援施策の拡充	16	
	・児童扶養手当の減額率の緩和	15	

医療・保健衛生	・医師・看護職員確保対策	113	8
	・「脳脊髄液減少症」の研究・治療の推進	106	
	・ドクターへリの全国配備へ新法制定	72	
	・医療制度改革での国民負担増の反対	48	
	・リハビリテーションの診療報酬制度の調査と改善	45	
	・療養病床の廃止・削減の中止	42	
	・乳幼児医療費の無料制度の創設など	35	
	・肝炎問題の早期全面解決	28	
	・難病医療費の公費負担適用範囲の現行堅持	20	
	・「進行性仮骨筋炎」の難病指定	20	
	・「がん対策推進法」の早期制定	17	
	・地域の医療提供体制の充実	12	

※各意見書・決議の件数は、各市議会から任意で全国市議会議長会に送付された平成18年中の定例会を中心に議決された意見書・決議に基づくもの。

表－7のとおり、全国の意見書・決議の議決状況について、医療・保健衛生分野では自治体病院等の医師確保対策等に関する意見書が多い。この問題については、全国市議会議長会の社会文教委員会及び全国自治体病院経営都市議会協議会（281市の市議会議長、15組合で構成）において要望書を作成し、関係省庁などへの実行運動を展開している。

主な要望としては、①医師に対して一定期間の地域医療への従事を義務づけること、②地域の実情に応じた医師の増員、③小児科・産科・麻酔科への診療報酬の更なる充実とその医師の確保のための緊急的な措置の実施、④女性医師の働きやすい職場環境の整備、などを求めている。

IV. くらし にぎわう 都市へ

ここでは、第Ⅰ章から第Ⅲ章での検証に基づき、人口減少社会における都市・市議会の果たすべき今後の役割について、それぞれ提言する。

人口減少社会は、少子高齢化の急速な進行、生産年齢人口の減少から、現下の市の行財政に重い負担となってのしかかろうとしている。

このなか、都市・市議会は人口減少社会という複雑な問題を長期的な視点からの解決策を見出し、これを克服するという役割を果たさなければならないのである。そのためには、市の行財政改革はもとより、市民、市民ボランティア、NPO 法人、民間企業、研究者らから広く意見を集め、かつ、協働の下で人口減少社会の克服策を見出し、これに基づき施策を展開すべきである。

この観点に立ち、人口減少社会の克服策として、以下のとおり提言する。

1. 都市が果たすべき今後の役割

(1) 少子化対策を多面的な側面も含めて施策の展開を

少子化問題に国や都市はこれまで手をこまねいていたわけではない。だが、未だに歯止めがかかるない。

今後は、少子化対策を多面的な側面を含めて施策の展開を図るべきである。

①子どもを産み、育てやすい環境整備に貢献を

「子は宝」。子どもは将来、働き手となり家族や地域を支えるとともに、我が国の歴史を受け継ぐ大切な宝である。だからこそ、大切に子どもを育てなくてはならない。そのためには、子どもを産み、育てやすい環境整備が必要である。

都市では、「ファミリー・サポート・センター事業」や「地域子育て支援センター事業」、「放課後児童クラブ」等を展開するとともに、これを支援し、その環境づくりに努めている。

ここで、「船橋市放課後ルーム事業」を紹介する。船橋市では放課後児童健全育成事業における放課後ルームを市立小学校全校（54 校）に公設公営で配している。これにより、地域の実情と保護者や児童のニーズに応え得る様々な子育て支援を展開。特に、障害児には臨時職員の増員により配慮している。

「船橋市放課後ルーム事業」 放課後ルームを市立小学校全校に公設公営で配置

放課後児童健全育成事業における放課後ルームを平成12年4月1日より市立小学校全校（54校）に公設公営で配している。

放課後ルームは、学校内の空き教室や学校敷地内等に設けたプレハブ施設を利用してい。開所時間は平日（月曜日～金曜日）が12時30分から19時まで。土曜日、学校休業日の開所は8時30分から20時とした。休所日は日曜日及び国民の祝日とする休日、年末年始のみ。

対象児童は小学1年生から3年生の児童で、その保護者等が労働等により昼間家庭において適切な監護ができない児童。また、定員に余裕がある場合は小学4年生以上も入所可能となっている。平成19年7月1日現在の入所児童数は小学1年生から3年生までの全児童数約16,000人の約20%を占める3,330人。この入所児童数は平成12年の開所当初が約1,000人であったことから、その約3倍にあたる。最終的には入所児童数は全児童数の25%程度に達するのではないかと考えている。なお、小学4年生以上の入所児童数は321人で入所児童全体の8.8%を占めている。

平成19年7月1日現在の待機児童数は60人。待機児童への対応に向けては、今年度



放課後ルームで楽しいひと時を過ごす子どもたち

に3つの放課後ルームを増設する予定。これにより、待機児童数は一桁台に減るのではないかと考えている。待機児童対策ではまた、小学校1年生から3年までの定員の2割増まで受け入れを行っている。

放課後ルームには、原則として児童数20人に対して1人の非常勤職員を配している。この非常勤

職員は、教諭、保育士の資格等を有する者を試験によって採用している。また、臨時職員（資格等必要なし、登録制度）を置き、障害児の対応や非常勤職員の週休日に対応している。平成19年7月1日現在の非常勤職員は221人、臨時職員124人。両職員はともに、女性が大半を占めている。放課後ルームの長である園長については、児童館の園長が2～4箇所の放課後ルームの園長を兼務している。

我が国は昨今、核家族化の進行や人間関係の希薄化により、育児を抱える保護者の「育児の孤立化」から育児への不安やストレスにより、育児放棄や児童虐待に至るケースが多いという。

育児を抱える保護者らも都市が進める各種事業に積極的に参加し、人と人と

の関係を深める必要があろう。親同士の交流はもとより、高齢者などとの世代間交流の中から子育てを学ぶべきである。

②仕事と家庭・育児の両立支援を

第Ⅰ章で検証のとおり、夫婦が持つ子ども数の減少には、「仕事と家庭・育児の両立の負担が重いこと」や「夫の育児・家事の不参加」、「出産、子育てにより仕事をやめた場合に失われる収入の大きさ」などがある。

これを解消するためには、従来の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という考え方を広め、働き方を改める必要がある。

そのためには、育児休業や育児期の短時間勤務、フレックスタイム制、在宅勤務など柔軟な働き方を働く者がここから選択しやすくする環境づくりが必要である。これにより、出産を契機に退職してしまう女性や、長時間労働により家事や育児に携わる時間の少ない男性などの実態に改善がみられるのではないか。また、女性が退職後に復職しやすくし、これまでの経験や知識を再び活かせることもある。

そこで、この柔軟な働き方に実効性のある具体策を挙げてみる。両立支援の先進的企業を市の広報誌やホームページ等で紹介、また、先進的企業を表彰したらどうか。これにより、他の企業が両立支援に取り組むことにつながるのでないか。

雇用が難しくなっている中で、両立支援に取り組む企業ではいい評判がいい人材を集めるというところで業績アップの要因になります。これが短期的に体感できるところです。

中期的に企業業績を上げる要因としては、社会的責任を果たしている企業としての宣伝効果もございますし、同じ従業員が育児を経て生産性が向上するということがいえます。私も、昨年、初めての子供を授かって育児休業をとってみました。復職してからも保育所の送り迎えをやっているのですが、限られた時間で働くなくてはいけないということから時間の管理能力が確実に高まったと思います。さらに、いろいろな方のお世話になって、会社には足を向けて寝れないみたいな思いもあり、忠誠心も向上しています。

逆に、働きながら子育てするのはしにくく、男性がやろうとするといじめられるような状況が起きているという中では、忠誠心が上がらないという本当にもったいない状況になっていると思います。両立支援に取り組む企業では、今は周りの人たちに負担をか

けているかもしれないけれども、子供はいつまでも小さいわけではなく、ある程度大きくなったらその分を頑張って返そうと思いますし、時間当たりの生産性が高まった状態で、忠誠心も高めて企業に貢献するという形で従業員の質が上がります。

(後掲・株富士通総研主任研究員 涩美由喜氏発言 講演において)

③公務員が率先して育児休業休暇の取得を

少子化の進行の原因とその背景には、「夫婦が持つことも数の減少」や「仕事と家庭、育児の両立が困難」などがある。仕事と育児の両立支援に向けて、育児休業法等も制定されたが、長時間労働や仕事を優先する従来の働き方が根強い職場環境にある者は、この制度を利用しづらい状況にある。

厚生労働省調査によれば、男性労働者の育児休業制度等による育児休業取得率は 0.50% と低い水準にある。政府は今、仕事と生活を調和させるというワーク・ライフ・バランスを進め、これまでの働き方やライフスタイルの見直し、仕事と生活を両立しうる労働環境の整備を図っている。

このなか、育児を抱える国家・地方公務員に短時間勤務を可能とする各改正育児休業法の一部改正案が第 157 回国会で成立した。

そこで、公務員が率先して育児休業を取得したらどうか。その取得を民間企業に促すだけでなく、自らが模範を示すべきであろう。

今、政府で例えば少子化対策とかワーク・ライフ・バランスということをやろうとしているときに、企業の人たちがちょっと冷ややかに見ているのは、行政は一番そういうところができないじゃないかと。地方自治体の方は若干違うかもしれませんけれども、中央官庁なんかは一番ワーク・ライフ・アンバランスなところですから、例えば内閣府が今度憲章を出しますけれども、幾ら憲章を掲げたところで、自分たちが不夜城で、子育てなんか関係ないという感じでやっている人たちが掲げたって、企業は協力するつもりはないというのはよく聞くのですね。

ぜひ行政の皆様には率先垂範していただいて、子育てしやすい職場環境というものを地方自治体が率先垂範してつくっていけば、それは 1 つすごく大きなインパクトを持つて住民に伝わるのではないかと思います。

(後掲・株富士通総研主任研究員 涩美由喜氏 座談会において)

④行政が結婚相手のめぐり合いに貢献を

第 I 章で検証のとおり、少子化進行の原因には「未婚化の進行」と、その背

景には「結婚相手とめぐり合えない」ことがある。

かつて、地域には世話好きな人が「お見合い」を薦め、結婚に至ったケースが多かった。最近では、地域に世話好きな人が少なくなったのだろうか、「お見合い」での結婚が減少したという。

そこで、行政の信用の下、結婚相手のめぐり合いに貢献できるのではないか。本研究会アンケート調査結果によると、事例は少ないが「集団お見合いの実施」で郡山市、福井市から回答が寄せられている。

独身者に出会いの場を提供ということです。少子化対策は、これまで産みやすさが中心でしたが、それ以前に、そもそも出会いの場がなくなっているのではないかということです。見合いあるいは職場結婚が両方ともデータで見ると減ってきています。良い人がいたら結婚したいのだけれども、いないためにできなくて、結果的に晩婚、晩産というのが今の少子化の原因ですので、出会いの場を作ろうではないかというのは非常に面白い取り組みだと思います。これは、主に地方都市で進んでいるところだと思います。

（後掲・㈱富士通総研主任研究員 涠美由喜氏発言 講演において）

（2）地域医療の一翼を担う自治体病院の医師確保と経営安定化を

少子高齢化が急速に進むなか、地方の医師不足は深刻である。住みにくい街では勤務しないのか、過疎地での勤務を極端に嫌がる風潮がある。

医師育成には、それなりの税金が注がれているのである。国のためにも自らの高度な知識と崇高な精神を市民のために提供するという貢献意識がなければならない。

医師がなぜ不足するのか。特に産婦人科などに見られる24時間体制ともいわれる過重な勤務状況、訴訟案件となる危険性などから、医師が疲れきって退職するケースが、主な原因と考えられている。

医師不足のみならず、今後の病院経営が益々厳しい状況に置かれるのは必至である。赤字を抱える病院が閉鎖や診療所に姿を変えるケースも増えており、今、まさに深刻さを増している。

都市人口の減少に歯止めをかけるには、市民が安心して子どもを産み育てる環境を整えることが重要である。街には、地域のため、市民のために懸命に診療に従事する医師がいて、お産や子どもの病気をいつでも診てもらえる医療施設がなくてはならない。

この解決策は一筋縄ではいかないが、地域医療の一翼を担う自治体病院への支援策はもとより、行政と大学病院等が十分連携する必要があろう。

船橋市は、千葉県の東葛飾南部医療圏に属しますが、426床の市立医療センターを持っております。市川市・浦安市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市を含んだ、千葉県の東葛飾南部地域の医療圏で、その中核医療センターとして設立したのですけれども、確かに医師不足が顕著になっています。平成16年に大学医局講座制度というのが廃止になったのですね、厚労省の指導が何かで。千葉大の系列なのですけれども、医局から送り込んでくるような制度ではなくなってしまったものですから、研修医さんが自分の技量が伸びるところに行ってしまうわけですね。教授が「あなたはあそこへ行きなさい」という制度ではなくなってしまったものですから、自分の行きたいところに行くということで、なかなか来られなくなったという制度になって、自治体病院としては深刻な状況になってきました。

それで、どのようにしたかといいますと、船橋市は、先ほどお話ししたように、医師確保対策として平成16年度から、大学医局講座制度の廃止と時期を同じくしてできた新医師臨床研修制度という研修医の受け入れを積極的に行うようにしました。募集を、今まで5人だったのを、平成18年から10人にしまして、今現在、船橋医療センターに

は合計で 6 人の研修医が確保されている状況です。それでも、診療科によっては、内科、外科、脳神経外科、産婦人科、耳鼻咽喉科の医師が欠員となっているのです。定数を満たしていない。この医師確保が今後大変になってくるのではないかと思います。研修医制度は、国の補助対象になっていますので、積極的に取り入れて、常勤の医師を確保しようかと思っているのですけれども、船橋医療センターの医師定数は 80 人なのですが、今、実数は 68 名しかいませんからその差をこの臨床研修医が埋めているような状況ですね。もう 1 つは、小児救急医療というのは、船橋は、先ほどお話ししたようにかなり充実しているのです。救急医療指定病院というのが市内に 4 つあったのですね。そのうちの 1 つが小児科廃止です。船橋中央病院というのですけれども、その中央病院は周産期センターはあるのです。妊産婦だとか、新生児の厚い看護ができる、医療が行える周産期センターはあるのです。だけど、小児科はなくなってしまったのです。大変な問題ですよね。周産期センターがあって小児科がなくなってしまうという実態ですね。したがって、今は 3 つの病院に委託しておりますが、それだけでは対応できないから、夜間救急診療所で 365 日小児科医に来ていただいて診ていただくというような状況になっています。

(後掲・船橋市議会議長 村田一郎氏発言 座談会において)

また、産科・小児科医は女性医師が多く、仕事と育児が両立できずに、出産や育児などを理由に離職してしまうケースが多いという。この女性医師が医療の現場に復帰できる条件を整えることも、産科・小児科の医師不足の一策となるだろう。その支援策としては、病院内託児所の設置時間のフレックス化、育児休業の取得促進のための代替要員の確保などが示されており、これに取り組む大学病院もある。また、今まであまり連携のなかった開業医と総合病院との相互補完関係によって、それぞれの役割分担を明確にしていけば、現場の医師への負担が軽減されているという実例もある。

逆に、大学病院から派遣されていた医師が急遽呼び戻されたために、診療が突然出来なくなってしまうケースも報告された。

すなわち、医療の問題は、個々の病院で対策を練るのではなく、広域な地域コミュニティの中で、連携しながら解決していかなければならない。冒頭に述べたように、国も同時に、これら各都市の施策をサポートすべく、医師にある程度の過疎地勤務を義務付けることなどを盛り込む法律の制定に着手する必要があるのではないか。

これこそが「くらし にぎわう 都市へ」を底辺で支えることになるのである。

(3) 高齢者を地域の支え手へ

人口減少社会を克服するためには、高齢者が長年にわたり培った技能や経験を地域のために活かしてもらうことが重要であろう。

これから半世紀後には総人口の4割を占めるという高齢者が地域の支え手として貢献してもらうことだ。

そのためには、高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、介護予防対策を積極的に展開することが必要である。都市では創意工夫をこらした様々な施策を展開しているが、ここでは、高知市の「いきいき百歳体操」を成功例として挙げよう。

高知市では、寝たきり期間をできるだけ短縮するために、高齢者のための「いきいき百歳体操」を市独自で開発。市民ボランティアの協力の下、高齢者に体操を指導するとともに、様々なイベントを開催した。この結果、高齢者のリハビリや健康維持に効果を上げるとともに、高齢者間の交流にも寄与したのである。「いきいき百歳体操」は今、市内のみならず、県境を越えて普及するまでに至っている。高齢者が元気であることは、医療・介護費用の抑制にもつながるものと考える。

前述のとおり、各都市では、高齢者も会員となり、地域の子育てを支援する「ファミリー・サポート・センター事業」が展開されている。この事業は、市民相互で地域の子育てを支援する仕組みである。人口減少社会を切り抜ける重要な一策となるだろう。行政は市のホームページ・広報紙等を媒体として住民にPRし、さらなる事業の推進が必要である。

また、団塊世代の多い地方公務員が大量退職を迎えており、退職後も行政の取り組みに何らかの形で関わってもらう必要がある。住民と向い合い、長く行政に携わってきた知識や経験は、次世代育成に必要である。

このほか、高齢者が労働者として、納税者になってもらうことも重要であろう。

まだ納税者になっていない人たちを納税者になってもらう。女性と高齢者が特に、働きたいけど働けない、働く場所がないという点では、今後、潜在的な労働者としては非常に注目されているところですけれども、そうした人たちに対する行政の役割というのは、コーディネーターの役割ではないかと思っています。企業と連携した取り組みというのが今自治体に求められていて、これは必ずしも行政の財政負担はふやさずに、企業の民間活力を引き出してやり得る部分ではないかと思います。

(後掲・株富士通総研主任研究員 濡美由喜氏発言 座談会より)

このように、高齢者が元気で地域貢献、労働に汗してもらえば、「くらしにぎわう 都市へ」の実現に大きく近づくだろう。

高齢者が元気になる「高知市いきいき百歳体操」

「いきいき百歳体操」は、椅子に腰をかけ 0 キログラムから 2.2 キログラムまで 10 段階に負荷を増やすことのできるおもり（1 本 220 グラム）を手首、足首につけて、準備体操、筋力体操、整理体操をビデオに合わせて週 2 回程度行うことにより、筋力とバランス能力を高めていくもの。効果は、筋力がつくことにより体が軽くなり、動くことが楽になる。また、転倒しにくい体になること。

この「いきいき百歳体操」の効果を検証するために、「いきいき百歳応援講座」を実施。67 歳から 96 歳の 22 名を対象に週 2 回、3 ヶ月間にわたって体操前後の運動能力や自覚的健康感、生活状態の変化を調べた。効果は平均右膝伸展筋力が前 6.8 kg から後 16.1 kg までに上がった。毎秒 1 メートル以上の歩行速度で 5m 歩行完走者が前 6 人から後 12 人に増えた。自覚的健康感が良い、まあ良いと感じる人が前 6 人から後 13 人に増えた。さらに、少し重いものを比較的楽に運べると感じる人が前 2 人から後 10 人に増えた。これらにより、体操前後では 2 倍以上の効果があったことが実証された。



いきいき百歳体操大交流大会の模様

「いきいき百歳体操」は基本的に参加者の口コミで地域に普及。実施状況をみると、15 年 3 月末には 2 カ所であったのが、19 年 2 月末では 135 カ所に至った。平成 20 年度には 200 ケ所にする目標が掲げられている。課題としては、男性の参加者が少ないと感じられる。このため、百歳体操大交流大会や介護予防自慢大会の開催等により、男性参加者や運動を拒否する高齢者が参加しやすい環境を整えている。

高知市では、宅老所や集会所、公民館などに 1 ヶ月間（平均 4 回程度）体操指導の技術支援を行い、重りやビデオなどを無料貸出している。最近では、神社や商店街でも「いきいき百歳体操」が行われている。また、体操後には、茶話会を催し参加者の交流を図っている。こうした人間関係の深まりにより、欠席した方がいると、その人の自宅に近い参加者が必ず安否を確認することとされ、なじみの関係からの連絡網ができるようになった。さらに、ある地域では、いきいき百歳体操に参加する方が災害時における避難場所や経路などについて話し合い、地域防災マップの作成にも資するものとなった。高知市が開発した「いきいき百歳体操」は今、高知市内の高齢者のみならず、県境を越えて普及している。

(4) 若者への就労支援を

人口減少社会を迎える今後、生産年齢人口が減少していくことは前述のとおりである。都市では次世代を担う若者の労働力をいかに確保していくかが喫緊の課題となっている。

この問題を克服するためには、若者が自立できるよう地域企業や学校と協力の下、官民一体となって就職活動を支援すべきである。

高知市は今、全国の有効求人倍率が1.06倍に対して、高知県の有効求人倍率が0.47倍と全国平均の約半分という厳しい状況にある中、国の地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）の採択を受け、これにより、さらなる若者の就職支援を拡大させ、雇用環境の改善や地域経済の活性化に期待を寄せている。

平成19年5月の有効求人倍率を見てみると、全国平均の1.06倍に対して、高知県では0.47倍と半分以下であり、県下で最も雇用環境のよい高知市を含む高知公共職業安定所管内でも0.52倍に過ぎない状況です。平成19年3月の高校生の就職内定状況を見ましても、48%が県外に就職する。県内の求人を見ると、県内は761社に対して、県外からは約2倍の1,387社となっており、この比率も極めて大きな格差があるという状況です。

特に、正社員の求人ですが、高知でも派遣社員なんかで対応する企業もあり、これも全国の0.7に対して、高知県は0.3というような状況で、非常に厳しいものがあります。

しかし、そんな状況を座視するわけにはゆきませんので、高知市では、平成16年度から若年層を対象とした本市独自の雇用対策事業に取り組み、一定の成果は上げてきています。しかしながら、現在のこうした厳しい雇用情勢を改善するためには、これまで以上の効果的な取り組みが必要であるということで、昨年度から国の地域提案型雇用創造促進事業の導入に向けて準備を進めているところです。

この事業は、今年6月の地域雇用開発促進法の改正により、国の直轄事業である地域雇用創造推進事業、いわゆる「新パッケージ事業」として位置付けられているのですが、高知市ではその法改正に合わせて、商工会議所や経営者協会などと協同で地域協議設立準備会を発足させ、国に事業構想を提案していました。その結果、ほぼ高知市の提案どおりの内容で国の事業採択の内示を受けることができました。今回は、全国で60の地域から提案があったようで、大変厳しい競争の中、本市が35の採択枠に入ったということで、我々も大変喜んでいるところです。

これを受けて、8月には、「新パッケージ事業」の事業実施主体となる高知市雇用促進協議会を正式に発足させるといったように、今、事業実施に向けていろいろと準備をしております。これから3年間の期間内に、総事業費1億8千万円で、延べ40の事業を実施するということになりますので、雇用環境の改善や地域経済の活性化に大きな貢献がなされるものと期待をしているところです。それから、(中略) 我々としても就労希望者に再チャレンジさせ、これを受け入れる雇用の場とチャンスを提供しなければならない。だから本市でも雇用対策として若者就職応援セミナ

一など、再チャレンジに向けて職業人としての基礎的スキルを身に付けてもらうという施策とか、無料職業相談などいろいろなことをやっております。ただ、仕事に対する若者の考え方方が変化し、1つの仕事になかなか定着しないという面もありますし、施策をいろいろやりながらも、依然として大変厳しいところがあります

(後掲・高知市議会議長 岡崎洋一郎氏発言 座談会において)

また、国が平成15年6月10日に「若者自立・挑戦プラン」を策定し、若年者に対する就職支援サービスを官民一体となって行う「若年者のためのワンストップサービスセンター」(通称:ジョブカフェ)の整備が進められ、19年8月6日現在で46都道府県87箇所に設置し、成果を挙げている。このジョブカフェを増設し、若者の就職機会が拡がることも望まれる。

この施策も「くらし にぎわう 都市へ」につながるものであろう。

そのジョブカフェが今非常に若者が来まして、なぜ来るかというと、就業決定率が非常に高いのです。全国で3位ぐらいに入る決定率がありまして、非常に懇切丁寧に教えてくれます。何を教えるかというと、履歴書の書き方から全部教えてくれるんですね。面接の応対の仕方だとか、懇切丁寧にやりまして、進路決定者数が去年で1万3,911人いたのです。そのうち市内の方が3,393人で24.4%、15歳から34歳までの方の決定したうちの4人に1人が船橋市内在住の方だったということで、かなりこのジョブカフェは誘致をできてよかったですという感じがします。登録企業数も2,250社で、そのうち市内の企業が270社登録しています。

(後掲・船橋市議会議長 村田一郎氏発言 座談会において)

(5) 障害を抱える人たちへの就労支援を

障害者自立支援法の施行により、障害を抱える人たちやその親の負担は重くなつた。それは、障害を抱える人たちを受け入れる作業所も国の補助金が少なくなり厳しい状況に置かれ、職員の人数を減らさざるを得ない状態だ。知的障害を抱える人たちの働く場には苦勞があるというが、厳しいながらも少し遠くまで通える範囲を広げ、さらに妥協をすれば、なんとか働く場が見つかることがあるという。

しかし、重度の身体障害を抱える人々は、通える範囲にも限度があり、これを限界まで広げても、どこも定員がいっぱいという状況にあるという。

障害を抱える人たちが、地域社会の中で安心して働き、生活できることがバリアフリーの姿である。しかし、これを実現すべく都市の財政を鑑みると、やはり国が責任を持って障害を抱える人たちが社会参加できるよう、現行制度の更なる見直しが必要である。

都市においては、現下の財政が厳しいなかではあるが、障害を抱える人たちの働く環境の整備に全力で取り組むべきであろう。

これにより、障害を抱える人たちが働く生きがいを持ち、家族や地域の人たちとともに生活を営むことができることこそ「暮らし にぎわう 都市へ」の要ではないか。

障害者職場実習奨励金制度を毎年予算化してやっています。

(後掲・船橋市議会議長 村田一郎氏発言 座談会において)

(6) 企業誘致策の展開を

企業誘致の展開においても、その都市ごとのコンセプトが必要である。首尾一貫した思想なしに、ただ、むやみやたらと企業誘致しても、企業側が市場や顧客の存在、クラスター形成などのメリットを感じなければ、進出の意欲を削がれてしまう。たとえ税制上の特典優遇が抜きん出ていても、企業というのは、単独で飛び地に進出することは余り無い。核になる企業がある、販売先の勧誘を受ける、周囲に市場が存在する、などの理由により地方進出を決めるのが常道である。

米国では、大学を核とした企業誘致のコンセプト作りをする例が多い。例えば、際立った研究成果を誇る地方大学の研究機関周辺には、それに関連する企業等が進出したり招致されたりするケースも多い。また、企業側は大学の研究成果のメリットを享受している例も多い。

本研究会の座談会に参加した会長市の高知市、副会長市の浜松市、理事市の船橋市においても同様の事例が見られる。

高知工科大学も公設民営という形でやっていて、現在、酸化亜鉛による防錆被膜の新しい研究とか、それとおっしゃられたような企業との連携等、その点では県も随分と力を入れて、産・官・学の連携を呼びかけ、推進策を講じています。やがてそういった努力が1つ1つ芽を吹いてくれると期待しています。また、地場の企業と工科大との連携とか、高知市と高知大学との連携とか、様々な分野で提言を受けたり、有効策を積極的に模索しております、これらの取り組みが実を結べば、少しずつ明るい展望が開けるわけで、懸命にその作業を進めているところです。（中略）

これまで情報系団地の造成や、住工混在の解消を図るための工業団地の分譲、あるいはコールセンターなどの企業誘致を図ったりしながら雇用の拡大について随分と努力をしており、この点ではだんだんと実を結んでいる面も出てきていますので、我々議会としましてもバックアップしながら、今後も引き続き努力していくかなければならないと思っています。

（後掲・高知市議会議長　岡崎洋一郎氏発言　座談会において）

企業誘致に対して、魅力ある、特色のある誘致の方法を発信しなければいけないと述べられましたが、まさしくそのとおりでありまして、浜松市も、浜松モデルの産業支援の仕組みを考えてやろうということで今一生懸命やっております。浜松産業創造センターというのを既につくってあります、（中略）企業誘致につきましては、まさしく産

学官の協力がうまくいくかどうかということが成功のかぎを握るのですね。特に浜松市 の場合は、いわゆる光技術の最先端を行っている世界的企業の浜松ホトニクスというの があります。これはすべての宇宙船、人工衛星、それからデジタルカメラあるいは普 通のカメラですね、ビデオカメラもそうですけれども、全部それには使われている。一 番有名なのはカミオカンデ、岐阜県にありますね、素粒子を測定したという、あのハ ードをつくったところの会社なのです。ノーベル賞をもらいましたね。そこが光産業創成 大学院大学を浜松につくったのです。大学院だけなのですね。そこで、まさに世界最高 の勉強と研究をさせて、そこで育った人はまた会社へ返るのではなくて、みんな起業し よう、企業を起こせというコンセプトでやっているのですけれども、まさにそういう形 で人材育成を目指しているわけなんです。そこではいわゆる断層写真のP E Tなんかも つくっているのですけれども、そういう产学研官の連携で人材を育成する、そしてその人 材が育ったら必ず起業せよと、そういう、まさにナンバーワン、オンリーワンの企業を 浜松から創造しようという壮大なコンセプトでやっていて、今成功しつつあるわけです けれども。(中略)

そのためには、すばらしい企業を、そして雇用を創出してくれるような企業を誘致し なければいけないということです。ただし、ただ誘致するだけではなく、やはり魅力の ある都市として、魅力のある周辺技術があるということで、例えば光産業にしても、医 療機械の開発にしても、今言った浜松ホトニクス、それから静岡大学の工学部、浜松医 科大学という、そういう産と学があります。それに浜松市と商工会議所がきちんとスク ラムを組んで、浜松らしい特別な発信ができるようなすばらしい企業誘致と、それから ナンバーワン、オンリーワンの企業を育てようというコンセプトでやっているといふこ とで、これは多分 100% 成功していくだろうと確信しておりますが、そのためには、や はり場所を確保しなければいけないということで、浜松モデルをつくったり、産業支援 によって、企業を誘致しないといけないと思います。さらに今度、大丸が浜松市にオー プンします。大丸が来ると、大体雇用も 1,500 人ぐらいあるのですね。

これは商業の方ですけれども、工業の方でもまさに立地する土地が必要です。今まで は、農地法だ、農業振興法だということで、まさにがんじがらめになって何もできなか ったわけですが、それを浜松独自の方策でもって開発ができるようにしようとするもの です。そして、すばらしい研究施設、企業団地、特にハイテクを中心とした企業を持っ てくる。当然のことながら、そこでは雇用が生まれないとまさに意味がないわけですか ら、そういう観点から中期的な視点でやっているこうということで皆さんに目覚めてくれた ものですから、非常にいい傾向になってきています。そのロケーションとしては、浜 松市というのはいわゆる東海道ベルト地帯ですので、非常に交通の便がいいとい う地の利があります。

もう 1 つ、浜松の良さというのは、私が言うのもおかしいですけれども、浜松人気質 というのは、土地の者とよそ者という壁を一切つくらないところなのです。ですから、 そういう気風が世界的企業を生む基礎になったと思います。そこでやはり人間が育つ、

定着してくれる、安心して研究してくれる。それらをバックアップするのは、やはり行政が一番やらなければいけない仕事の1つですから、少子・高齢化の大きな流れの中で、やることはたくさんありますけれども、特にこういう産業創造センターをつくって、そして浜松市をまたオンリーワン、ナンバーワンの企業の集積にしようという遠大な理想については、私どももどんなことがあっても実現しなければいけないと、企業も議会もそのことについては大きな責任を感じておりますので、これは一生懸命やっていきたいと思います。

ただ、今日もいろいろ船橋市さんと高知市さんのお話を聞いて、やはり土地の差というのは、抱えている問題というのは違うんだなということをまざまざと感じましたね。それでも、それぞれの都市が都市間競争で知恵を出し合ってやるというのが基本でありますので、それにやはり頑張っていかなければいけないかなと思っております。

（後掲・浜松市議会議長 酒井基寿氏発言 座談会において）

ハイテクパークというのを北部の方にフジタが開発したのですけれども、（中略）森精機という世界の精密機械のトップメーカーですけれども、来まして、（中略）396人の従業員がいるのですね。社員が296、パートが100ですから、このパートは多分近隣からのパートではないかと思いますけれども、そういう関係では、誘致したといいます。

（中略）

また、シャネルが、本社機能は東京にあるらしいのですけれども、（中略）工業団地が出ていったところにシャネルが来て、これはシャネルの化粧品の研究所も兼ねてやっています、研究しながらシャネルの化粧品をつくっているのですけれども、それ以外に集荷施設も兼ね備えているのです。成田に空輸されてきたものを一たんこの船橋のシャネルのセンターに置いて、どういうことをするかといいますと、シャネルの直販店の従業員さんを船橋に呼んで、品質だとか売り方のレクチャーをするらしいのです。1泊2日だとか2泊3日とか、研修も兼ねているらしいのですね。そういう点からいきますと、船橋にシャネルが来たことによって、全国から来た若い人たちが、本当は市内に泊まれる施設が十分にあればいいのですが、東京の方に泊まって、船橋で研修を受けて帰るという、そういう面での効果が出てきました。

（中略）船橋市で成功したのかなというのは、市の独自の事業ではないのですが、若者就業支援事業補助金を今年度からやるようになったのですが、これは厚労省の通称ジョブカフェです。若者、15歳から34歳までが対象の就業支援事業の一環で、これを船橋に誘致できたのです。船橋市が建設した再開発ビル、フェイスといいますが、船橋駅南口のこのビルの中にジョブカフェが誘致できたというのが大きいですね。（中略）そのジョブカフェが今非常に若者が来まして、なぜ来るかというと、就業決定率が非常に高いのです。全国で3位ぐらいに入る決定率がありまして、非常に懇切丁寧に教えてくれます。何を教えるかというと、履歴書の書き方から全部教えてくれるのですね。面

接の応対の仕方だとか、懇切丁寧にやりまして、進路決定者数が去年で1万3,911人いののです。そのうち市内の方が3,393人で24.4%、15歳から34歳までの方の決定したうちの4人に1人が船橋市内在住の方だったということで、かなりこのジョブカフェは誘致をできてよかったですという感じがします。登録企業数も2,250社で、そのうち市内の企業が270社登録しています。先ほどお話ししたインキュベーション施設というのは、旭硝子が撤退してしまったのですね。13haが今空き地になって、今、土壤の改良をしていますけれども、その土地の一部を借りて、経済産業省の肝いりでインキュベーション施設を誘致して、船橋は中小企業が多いわけですが、研究施設がないわけですね。施設を提供して、そこで研究していただいて、しかも、船橋市の場合、当然異業種との交流もずっと図っていますから、異業種とのセットをしたりしまして、そういうものの発掘をして、発信していければなと思っているところです。

(後掲・船橋市議会議長 村田一郎氏発言 座談会において)

このように企業誘致には、あるコンセプトが必要であり、長期に及ぶ地道な企業誘致戦略が重要である。

ここでは、大学研究機関と企業活動が一体となった街づくりのモデルを紹介したが、これだけではなく、各都市が特色ある地場産業の育成を目指していくことも重要だろう。今までのよう右へならえという都市行政から脱却し、我がふるさとの土地柄にふさわしい街づくりに根ざした地場産業を育成すること。

経営者ばかりに任せていれば、人口減少社会で勤労者が不足すればその事業を閉鎖し他地域への移動を考えるのは自然のことである。その時、この地域の雇用を守るべく、地元住民が立ち上がり、経営者の感覚で自分たちが高齢者になってもこの事業を推進できるようなビジネスモデルを考えてもよいのではないかだろうか。

自分たちの雇用は自分たちで守る時代に突入した。今後考えてみたい課題である。

そこに、働く市民の姿を想定しながら、「暮らしにぎわう都市へ」を目指したらどうか。

（7）市民ボランティア、NPO 法人、民間企業などとの連携強化と支援を

人口減少社会における市民生活においては、市民ボランティア、NPO 法人、民間企業というキーワードを見逃せない。

我が国は近年、ボランティア活動が社会的認知を得たようだが、今後は逆に大いなる拡大が可能と思われる。特に、最近では、多発する地震などによる被災地において積極的なボランティア活動が展開されている。Jリーグなどの地域に根ざしたスポーツ振興活動にも、ボランティアや NPO 法人を見ることが多い。

また、NPO 法人については、設立方式や活動内容、その設立動機と活動内容も理解され始め、特に、女性を中心とした NPO 法人が続々と設立されてきた。

この社会的現象とここに掲げる少子高齢化の問題とは決して無縁ではない。むしろ少子高齢化問題においては、このようなボランティア活動や NPO 法人は今や無視できない重要な役割を担うことだろう。今後、益々、その存在意義は大きくなると考えられる。

特に、人口減少社会における税収不足や財政負担の増加を鑑みると、行政サービスの縮小や削減は避けて通れないことが予測される。

このなかで、市民の善意に立脚したボランティア活動や NPO 法人において、行政サービスの不足分を何とか補いたいというのが純粋な市民活動の精神であり、行政もこの精神を良く理解する必要がある。

市民の相互扶助の精神こそ、これから的人口減少社会のなかで、極めて重要な意味を持つものである。このため、行政は、今以上にその活動を支援する制度の充実や必要なシステムの構築に取り組むべきである。

また、民間企業の支援を仰ぐことは言うまでもない。

座談会でも提案されたように、民間企業のほんの小さな活動の端緒に地方を救うヒントがある。行政は、それを鋭敏に嗅ぎ取り大事に育てて行くという感覚とセンスを持つことが重要であろう。行政が住民サービスを全て担うわけにはいかない人口減少社会において、企業の持つ様々なアイデアを感度よくサポートする感覚、そしてシステムを持つべきだろう。行政が市民や企業経営者と目線を同じくすれば自ずと解決される問題であろう。

ここで、市川市の「市民活動支援事業」の事例を挙げよう。これは、市川市が創意工夫を凝らした画期的な施策であり、マスコミにも取り上げられてい

る。

市川市「市民が選ぶ市民活動団体支援制度」（1%支援制度）

市民、地域の力でボランティア・NPO活動を支援

市川市の市民活動支援事業は、個人市民税納税者が自ら支援したい団体を選ぶと、既に納めた個人市民税納税額の1%相当額が、支援金（補助金）として交付されるもの。いわゆる、1%支援制度。

同制度により支援金が交付される1%支援対象団体は、支援制度審査会（学識経験者4人、公募市民3人）の審査を経て決められる。支援金は支援対象団体の事業に活用される。事業費の金額に上限はないが、支援金は事業費の2分の1までとなっている。また、市川市は同制度を平成17年度から実施しているが、制度をさらに充実すべく拡充を図っている。まず、納税者が選択できる1%支援対象団体を1団体から3団体にまで拡充した。また、支援者を納税者以外の人たちにも拡げるために「地域ポイント制度」を設け、防災訓練やe-モニターとしてのアンケート回答、クリーンアップへの参加、マイバック運動、献血等に協力するとポイントが付与され、そのポイントを支援対象団体の支援に充てられるようにした。1ポイントは1円に換算され、市の予算から支援金として交付される。

また、ポイントを団体の支援に充てずに100ポイント貯まると満点となり、市指定の公共施設（東山魁夷記念館、動植物園、市民プール等）の利用にも使える。

市川市では、同制度を市民に周知するためのPR活動を展開。特に、広報「いちかわ」では、「1%支援制度」の特別号を発行し、家庭に配布。これにより、届出期間や届出方法、支援対象団体の一覧表や活動PR、届出書の記入方法に至るまで詳細な説明を掲載している。さらに、最終頁には、支援団体等選択届（郵送用）と工夫を凝らした料金受取人払いとした届出封筒を掲載。市民が届出しやすく、経費にも視野を置く配慮をなしている。

19年度の支援対象団体は85団体。支援金申請額は19,944,720円。なお、申請額を超える支援があった場合、これまで事業を拡大して支援金額を増額する変更申請ができたが、19年度からは、申請額を超えた分はすべて市民活動団体支援基金に積立てることとした。交付決定額は、82団体（3団体申請取り下げ）総額で9,811,657円となっている。

市川市では今後も、市民をはじめ、市民ボランティア、NPOなどからの意見を求め、1%支援制度を検証し、大切に育てていくこととしている。これにより、市民、地域の力でボランティア、NPO活動の輪を広げるために。

以上のとおり、市民活動等を注意深く見守り育てていくだけでも、「くらしにぎわう 都市へ」が可能となろう。

（8）若者が定住するまちづくりを

（地域の民間企業が持つ定住構想への積極的な協力、若者が他の都市企業へ流出しないための魅力あるまちづくりの構築）

ここでは、地域に根ざした活動を続ける四国アイランドリーグの例を挙げて検証する。

四国アイランドリーグの重要な目的はプロの夢が破れた野球選手に最後のチャンスを与えること、いわば敗者復活戦なのだ。一縷の望みをかけて死にもの狂いで野球漬けの生活を送り、その 100 人中からほんの数人がプロへの道が開けるというもの。

しかし、四国アイランドリーグの挑戦は、実は、これだけではないのである。同時にこの若者を野球引退後も四国に定住してもらおうという壮大な構想がある。四国ならではの定住構想、その一番の候補は農業に従事してもらうことだ。これが四国という地域性を最も有効に活用できる方法なのである。四国の温暖な気候や豊富な農地、そして今までの歴史を考えれば至極当然である。昨今の農業人口の減少、少子高齢化の影響で遊休農地が増えているというのも、この構想の一因となっている。

四国アイランドリーグの選手は 4 チーム合計 100 人。その 100 人の選手のうち、毎年熾烈な競争から引退を余儀なくされるのは 30 人前後。この若者たちに特別な条件を付与して定住してもらう仕組みを作れば、一過性ではなく循環して毎年、その人数が積み上がっていいくのである。

このためには、特別に農業の手ほどきをし、近代的な農業を導入すべく機械のリースや土地・建物の無償貸与、税制面での優遇など、あらゆることが考えられる。

野球選手は、今までの人生を野球に没頭してきたために、野球以外に出来ることが少ないという。引退後は、故郷に戻って自分の向いている仕事を探すのが常であった。

しかし、野球が市民に溶け込んだ四国の中において、アイランドリーグ OB や今活躍している選手が引退後も雇用の門戸が開かれていれば、定住構想は地についてくると考えられる。

それには、議会や行政のみならず、市民の協力があって実現するだろう。こ

れが実現すれば、選手たちは四国の地で生活を営むことができる。野球選手は若く体力もある。地域に素晴らしい働き手が続々と生まれるのである。

四国アイランドリーグを立ち上げた大きな理由でございますが、最近、テレビや新聞等でわけのわからないニュースをたくさん見ます。親が子供を殺してしまう、子供が家に火をつけて親を殺してしまう、あるいは子供同士の若年層のわけのわからない事件、どこに原因があるのだろうかと考えます。原因の一つに、スポーツの衰退、特に団体スポーツの衰退が考えられるかなと思いました。（中略）今、このような社会現象になっているモラルハザード的なニュース、日本の世直しはスポーツが手っ取り早いと、ある面では勝手に思い込みました。（中略）

キャリアサポートといいまして、うちの選手を地元の企業の方々に受け入れていただこうと、就業体験を積ませてございます。そういった就業体験を積むことによって、一般常識・ルール・マナーを身につけてもらおうというところでございます。ある者は農業研修生として農家に行ってもらいました。愛媛県宇和島、みかんの収穫時でございました。みかん畠の急勾配の山に行ってみかんを収穫してくれたらしいです。また、香川県豊浜町、レタス、ナスの栽培も手伝わせていただきました。また、徳島においてはプリンスホテルがございます。実はプリンスホテルは我々がいたところでございまして、お願いしまして、プリンスホテルのベルボーイあるいはフロント、そして宴会時のサービス、こういった形で、より市民の方々と近いところで名前と顔を覚えていただこうというところでございます。それと、うちのスポンサーでございますコカ・コーラにお世話になりました、自動販売機の販売をさせていただきました。うちの選手が取りつけた販売機から生まれるキャッシュフローの何パーセントかはうちのリーグに還元してくれるというお約束もいただいてございます。

それと、土日を中心に、地元の子供たちに野球教室もやってまいりました。野球教室を通じての青少年の健全育成を図れればいいかなというところでございます。また、ボランティア活動。いろいろ掃除活動もしてきたのですが、シーズン中にやっていることは、今、色々な形で事件が多い、特に下校時の児童のいろいろな事件が多いということで、校門から等間隔でうちの選手が立って、「気をつけて帰れよ。あしたまた元気でな」と言って、いわゆる見回り隊という形で地元にいろいろ貢献させていただいてございます。

職場の仲間、コミュニティの方々、そして子供や保護者の方々、色々な方々と接点や交流を図る、これがいわゆる地域密着でございます。

地域密着でやる野球事業が四国の地域の振興あるいは産業振興になればいいというところでございます。

（後掲・四国アイランドリーグ代表（当時）石毛宏典氏 講演録において）

この座談会に呼ばれたということは多分、私がかつて四国アイランドリーグを立ち上げたときに、石毛代表と一緒にやっていたのですが、その事例を少しお話しなさいということだと思うのです。（中略）もちろん独立リーグを成功させたいという強い熱意はあったのですが、もう1つテーマとして考えていたのは、30～40名の若者が日本全国から集まってきて、毎年引退していくわけですね。その彼らがまた元のふるさとへ戻ってしまったのでは何の効果もない。ですから、せっかく四国というところで野球ができる、一生懸命やって、なおかつ体力的には限界を迎えて引退する。そういう若者が四国で定住できれば、過疎地域に対して1つのインパクトになるのではないかということで、いろいろなことを考えました。

（後掲・下嶋経営戦略研究所代表 下嶋忍氏発言 座談会において）

四国アイランドリーグが地域貢献活動を展開

選手が地元農家で就労体験し宣伝や児童の安全確保のためのスクールガード事業に貢献

元西武ライオンズの石毛宏典氏が創設した四国アイランドリーグでは、地域貢献の一環として、シーズン後には担い手が不足する地元農家に野球選手を就業体験させた。これは、石毛氏の強い理念である野球選手にキャリア活動を積ませることのほか、地元の農業振興と住民との交流を図ろうとして実現したもの。香川オリーブガイナーズの3選手が2005年11月11日から2006年2月10日まで農作業に就業したのである。



児童の安全確保に貢献する四国アイランドリーグの選手

日頃鍛えた野球選手とはいっても、農作業はかなり厳しいものだった。これに就業した深沢和帆選手はその年のシーズン後のドラフト会議で読売巨人軍にドラフト指名されるなど、地元レタス農家の大きな宣伝となった。

このほか、シーズン中にも地域貢献事業として「スクールガード事業」を展開している。香川、愛媛、徳島の各チ

ームの野球選手が、小学校低学年児童の下校班に一人ずつ等間隔で付いて、教員と一緒に下校指導した。同事業は児童の安全確保に貢献し、地元では評判となった。さらに、この心温まる活動により住民とあたらしくその地方に入ってきた若者との交流が図られた。このような地域貢献活動を積極的に展開することが、地域に根ざした民間企業の姿である。

(9) 地域コミュニティの活性化に支援を

外国の地方都市には、田舎町ながら、老若男女がにぎわう街があるという。そこには、我が生まれた街への誇りと、先祖から受け継いだものを堅固に守りながら、自己の価値感に基づいて生活しているという。

国の歴史や文化の違いもあるが、我が国では、この様な思想は少なく、大都市志向を持つ若者が多い。日本の若者によくみられるのは、就職と物質的な豊かさを求めて大都市に流れ込む。過疎化した我がふるさと、高齢者を後にして、大都市に足を踏み入れる。地元に誇れるもの、精神的な支えは無いのか。

地元に仕事、つまり雇用の受け皿がなければ若者は大都市に移動すると考えがちだが、果たしてそうだろうか。経済は未来永劫で安定するわけではない。むしろ、普遍的、精神的な拠り所となるべき地元の形成を考えるべきではないだろうか。

それには、地域コミュニティを活性化する必要がある。これに向けては、「自助・共助・公助」に基づく、様々な施策の展開が必要であろう。前述の成功例で取り上げた「ファミリー・サポート・センター事業」や「いきいき百歳体操」などが見本となるだろう。市民の相互扶助の下で子育てや介護予防を地域で支え合い、人ととの関係の深まりから、様々な効果を上げている。

これら施策は、地域コミュニティの活性化の一助となっているが、市民などから広く意見を集めて更なる様々な施策の展開が必要となろう。その施策の例を挙げれば、若者やフリーターが地域と接点が持てるよう中心市街地にある商店の就労体験をはじめ、働く人たちが職業経験を生かした地域活動、地域内における災害時の救助・防災訓練、子どもを防犯する活動などがある。これらの「知り合い ふれあい 支え合う」をテーマとした活動を行政が支援する。これが住民に浸透すれば、地域コミュニティの活性化につながるだろう。

過疎地域では、納税者が極端に少なく、少子高齢化で財政が厳しい状況に置かれ、思いどおりのまちづくりに取り組めないところが多い。

大都市もまた、今後は少子高齢化が急速に進み、特に、団塊世代の大量退職が2007年からはじまり、高齢者が大幅に増加する。そして、医療費用や介護費用の財政負担が重くのしかかってくる。

人口減少社会の流れは、過疎地域のみならず、大都市をものみ込んでいく。

しかし、行政は税収が減少し、財政が厳しいから何も出来ないと考えるのではなく、何かをしなくてはいけないという精神で、頑固に特色あるまちづくりに邁進していくことが必要だろう。

そのためには、市民も我がふるさとのため、当然ながら立ち上がらなければならない。

(10) 交流・定住人口の拡大を

(都市間競争に勝ち抜く施策・浜松市シティプロモーション戦略)

人口減少社会では、近隣の市町村の人口減少も視野に入れると交流・定住人口の減少が懸念される。このため、都市は地域の歴史や文化、地場産業などを生かした「都市間競争に勝ち抜く施策」を展開し、交流・定住人口の拡大を図る必要があるだろう。

ここで、浜松市の例を挙げよう。「浜松市シティプロモーション戦略」である。浜松市では、この戦略の下、都市間競争に勝ち抜くため、都市ブランドを確立し、交流・定住人口の拡大を図り、更なる都市の発展に向けた様々な取り組みを行政のみならず、市民、浜松ゆかりの人達、民間企業などが一体となって展開、内外に浜松市をPRしている。

「浜松市シティプロモーション戦略について」

交流・定住人口の拡大へ

浜松市は、19年4月1日の政令指定都市移行を前に、人口減少社会を視野に入れ、観光振興や企業誘致による交流人口・定住人口の拡大を課題としていた。そこで、これに対応すべく「シティプロモーション戦略」を17年度末に策定。都市間競争に勝ち抜くため、都市ブランドを確立し、交流人口・定住人口の拡大を図り、さらなる都市の発展に向けた様々な取り組みを行政のみならず市民、民間なども一体となって展開している。

○キャッチコピーの発信

「やらまいかスピリッツ」をキャッチコピーとして全国に発信。都市イメージの向上等を図っている。「やらまいか」は「やろうじゃないか」の意。「やらまいかスピリッツ」は、多くの起業人を輩出した浜松市特有の精神。「何事にもとにかくやってみる」という都市イメージを全国にアピールしている。

○浜松市やらまいか大使

浜松の魅力を国内外に発信するため、浜松市ゆかりの著名人を親善大使として、浜松を好きになってもらう活動を展開している。

○浜松サポートーズクラブ

浜松市民はもとより、浜松が大好きな人や出身者、ゆかりのある人など国内外全ての人や団体を対象に、浜松の応援団となる「浜松サポートーズクラブ」を結成した。会員は2007年7月31日現在1,221人。市民のみならず、首都圏にも会員が広がっている。会員の特典には、浜松市発行の情報誌「音技箱」の進呈やイベント情報の提供などがある。

○シティプロモーションイベント

浜松市をPRするため、①新浜松市PRプロジェクト、②浜松「やらまいか」交流会、③NY トライバルショー、④浜松まつり、⑤北京国際旅遊博覧会2006など様々なイベント等を開催している。特に、①ではJリーグのジュビロ磐田で活躍する中山雅史選手をPR大使

に任命し、17年7月1日に新たに誕生した「新浜松市」を全国にPRしている。②は、浜松サポーターズクラブの会員を中心に首都圏で活躍する浜松ゆかりの人たちの交流を深めるために開催している。

○官民協働によるシティプロモーション

「地域における映画コンテンツ・国際共同制作モデル事業」や「浜松地域ブランド（やらまいか浜松）」、「浜松市イメージソング（夢が輝く浜松）」、「浜松餃子学会」、「まるごと浜松検定」を展開している。特に、「浜松地域ブランド（やらまいか浜松）」では、地域ブランドの創出に向け、浜松らしい魅力ある地場産品など全国に誇る資源を発掘し認定、これを全国に発信している。認定されたものには、「みかん」や「浜名湖うなぎ」、「光ディスク検査装置」「ミニハーモニカ」など多種にわたっている。

○官民協働推進体制

18年8月2日に浜松市や浜松観光コンベンションビューロー、商工会議所、青年会議所などで構成する「浜松・浜名湖プロモーション推進協議会」を設立。シティプロモーションに取り組む関係団体の連携強化を図り、「オール浜松」で浜松の魅力を全国にPRしている。

「浜松市シティプロモーション戦略」



2. 市議会が果たすべき今後の役割

ここでは、第Ⅰ章から第Ⅲ章での検証に基づき、人口減少社会を克服するために、市議会が果たすべき今後の役割について、以下のとおり提言する。

（1）人口減少社会に対応するための議員提案による政策的条例の制定を

住民の意思を代表する機関である議会の役割は、人口減少社会における地域の医療・福祉などへの市民のニーズを的確に把握し、具体的な政策立案機能を発揮することである。

市議会が先頭に立って、家庭や地域との連携に努め、市民らとのパートナーシップを強めながら、協働の下で人口減少社会を克服すべく条例を制定するのである。

ここで、まず秋田市議会の「秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例」、いわゆる「子ども条例」について紹介する。子ども条例は、秋田市議会では初めての議員提案による政策的条例。議員有志で構成する「議員立法研究会」が、市民と協働により条例制定に至ったのである。

秋田市議会が議員提案で「子ども条例」を制定

市が一体となって大切な地域の宝を育てるために

秋田市議会が議員提案による「子ども条例」を平成18年2月の定例会において全会一致で可決し制定した。この条例は、いじめや児童虐待など子どもを取り巻く環境がますます厳しく、複雑化することをはじめ少子化に憂慮した秋田市議会議員有志が「議員立法研究会」を立ち上げ、このもとで市民と協働により策定されたもの。

子ども条例では、子どもは社会の宝、希望。一人ひとりが様々な個性や能力や夢をもつかけがえのない存在と強調。その上で、子どもの育成について、基本理念を定め、家庭、学校等、地域および職場の役割ならびに市の責務を示すとともに、市の基本となる政策等を定めることにより未来を築くすべての子どもが健やかに育まれ、かつ、市民一人ひとりが子どもの育成に誇りと喜びを感じることができる社会の実現を図ることを目的としており、「子ども」は、18歳未満の者と定義。

基本理念には、①子どもの人格と権利を尊重すること、②子どもとの信頼関係の構築に配慮することや日常的な触れ合いを大切にすること、③家庭、学校等、地域および職場および市がそれぞれの役割を果たし、相互の連携および全体としての協働を図ることを掲げている。この理念の下、まず、市と市民が努めるべき「子どもにとって大切なこと」を明記。市と市民が支援に努めることとしては、「子どもの個の尊重（自己の大切

さ他者をも尊ぶ大切さを学び、自覚できる社会環境づくり)」、「子どもの意見表明」「子どもの社会参加」「子どもの遊び、学び、集う場の確保」「子どもの心身の健康」「犯罪、交通事故、いじめ、児童虐待から守る子どもの安全確保」としている。

そして、これを実現すべく市と市民のそれぞれの役割が示されている。まず「家庭」は特に家族の絆、愛情、触れ合いを大切にする家庭環境づくりを図ること。「学校等」は、子どもの発達段階に応じた、喜び学ぶ場、遊ぶ学びの場および生きる学びの場としての環境づくりを図ること。「地域」は、子どもが文化、スポーツ、自然環境等を学ぶ機会を提供するなど、自主的かつ主体的に活動できるための必要な支援を行うこと。「職場」は、保護者が安心して仕事に就きながら、その子どもの健全な育成にかかわっていくことができるための職場環境づくりを図ること。「市の責務」では、①子どもの育成にかかわる政策を総合的かつ計画的に実施、②相互の連携および協力による活動の促進に資する調整および支援を行うこと、③政策の実施にあたっては、市民の理解、協力および参加が得られるよう努めること、④子どもの視点および意見を反映させた施策の推進に努めること、⑤条例の目指すところや内容について、市民にわかりやすく広めるなど、周知、啓発に努めることを掲げている。

市はさらに、子どもの育成の政策を計画的に進めていくための「推進計画」を策定する。この策定にあたっては、条例の趣旨に基づき、市民から意見等を求め、その反映に努めるとされている。かつ、策定された時は、わかりやすく公表することとしている。また、この推進計画に基づく施策を評価し、わかりやすく速やかに公表している。

条例の施行は、子どもにちなんで、5月5日。秋田市では今、条例の具体的な運用を検討するため関係職員からなる研究会を立ち上げ、市民に条例の内容の周知、正しい理解の促進に努めている。秋田市議会の魂のこもった「子ども条例」は歩きはじめた。秋田市が一体となって、大切な地域の宝「子どもたち」を育てるために。そして、ふるさとの歴史が連綿と受け継がれるために。

また、市川市議会が議員提案で制定した「市川市男女共同参画社会基本条例」を紹介する。市川市は近年も人口増加傾向にある。若い世代が工場跡地に建設されたマンションを購入し、他市から移り住むケースが目立ち、生産年齢人口の割合は7割を超えるという高い水準にある。さらに、駅前においても、マンション建設が進められており、今後もその傾向が続くものと予想される。また、働き手の8割がサラリーマンという特色もあり、市川市は働き手に恵まれた都市といえよう。

このような状況の中、市は一層の住みよいまちづくりに努めており、あらゆる分野に男女が共同参画できる社会の形成についても関心が高い。

「市川市男女共同参画社会基本条例」の制定

男女がお互いに人権を尊重、共に平等に社会参画し暮らしていくために

市川市議会は、平成 18 年 12 月の議会において、議員提案による「市川市男女共同参画社会基本条例」を可決した。

男女共同参画に関する市川市の流れをみると、昭和 63 年に初の計画となる「男女平等社会への市川市行動計画」を決定、平成 7 年に社会情勢の変化に伴い、同計画を改訂、そして平成 14 年には、男女共同参画社会基本法（平成 11 年制定）に基づく、市川市独自の指針を、ということから議員発議による「市川市男女平等基本条例」が可決され、同条例に基づく新たな基本計画も策定された。

こうした議員発議条例が成立した背景をうかがうと、市川市が「市川市男女平等基本条例」制定後の平成 17 年に実施した「市川市男女共同参画に関する市民意識調査」（70 歳未満の男女各 1,500 人を対象とし、有効回収率 44.5%）で、全国調査や千葉県調査との比較で「男女の地位は平等になっている」と考える人の割合が市川市において低くなっている。このことからも男女平等を求める市民の意識は高いと考えられ、こうした土壌が議員発議による条例提案ということに繋がったものと思われる。

しかし、近年、男女共同参画を巡り「ジェンダー・フリー」という言葉を用いて性差を否定したり、男女の区別をなくして人間の中性化を目指したりするなど、本来の男女共同参画とは異なった動きが現れてきた。このことについて、国は「第 2 次男女共同参画計画」の中で社会的性別（ジェンダー）は、それ自体良い、悪いの価値を含まないという基本的な考えを示した。

平成 14 年に可決した条例の条文の中で、社会的性別を否定するともとれる表現が一部にあり、これが歪曲された「ジェンダー・フリー」に結び付けられる恐れがあるということから、前述のとおり、平成 18 年 12 月議会において、新たに「市川市男女共同参画社会基本条例」が議員発議により可決成立し、平成 19 年 4 月から施行されている。

新たな条例は、男女が互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画し、生き生きと安心して暮らしていく市川市を築くことを目的としており、市、市民、事業者が一体となり、家庭、地域、職場、あらゆる教育の場で取組む男女共同参画が示されている。

以上のような流れを受け、市川市では今後さらに男女共同参画意識の高まりが期待されるところである。

両市の議員提案による条例が成功モデルとなることが望まれる。これを実現することこそが、「くらし にぎわう 都市へ」のモデル作りにつながるであろう。

また、地方自治法第 96 条第 2 項を活用し、基本計画をはじめ重要な計画などを議決事件に追加し、人口減少社会に向けた重要な計画に関与することが必要

である。

人口減少社会に伴い、都市はこれまでの基本計画や老人福祉計画など重要な計画の見直しを余儀なくされるところも多いだろう。当然なことから、これらは人口減少を主眼に置く住民の声を反映したものでなくてはならないだろう。これに市議会が積極的に関与するのである。

第3章で検証のとおり、船橋市はこれを18年12月18日に可決している。

船橋市は昨年の12月議会で「船橋市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例」というのを議員発議で制定したのです。これはどういうことかといいますと、基本構想をはじめ、条例、予算、決算、契約などは議決事項になっていますけれども、基本構想以外の重要な計画というのは余り議会の方がチェックできなかつた部分があるわけです。福祉計画だとか何とかというと、行政が独自につくって、でき上がつたものを議会が後で見るという、議決事項ではなかつたのですけれども、船橋市の場合は、重要な計画はすべて議会がチェックするような条例にしたのですね。平成23年度からの基本計画というのをこれからつくらなくてはいけないのですが、当然それは、人口減少を含めての計画になってきますから、より議会がチェック機能を果たしながら、人口減少社会に対応した行政はどうあるべきかということを、そういう条例のもとに考えて発信していきたい。

(後掲・船橋市議會議長 村田一郎氏発言 座談会において)

(2) 特別委員会を設置し、調査研究、十分な審議を

人口減少社会は、長期に亘る複雑な問題である。その解決には、市の少子高齢化や生産年齢人口の減少のみならず、時の経済・社会情勢をも視野に入れなければならない。これに的確に対応し得るには特別委員会を設置し、これまで以上に人口減少社会に関する広範な調査・研究、十分な審議が必要であろう。広範な問題を審議する常任委員会よりも特別委員会での審議が望まれる。

(3) コンパクトシティについての議論を

合併等により、市域において人口が偏在する市では、地域間の連携と世代間交流をいかに深めるかも問題となろう。

近年、これを解決する一策として、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりを目指す「コンパクトシティ」の発想が注目されている。本格的な人口減

少社会を迎えるにあたっては、行政コストを低く抑え、日常生活に必要な機能が集積したコンパクトなまちづくりを進めている市もある。

そこで、市議会はこの一策を議論してみたらどうだろうか。

(4) 我が国の定常人口の議論を

市議会は、市の常住人口問題にとどまらず、我が国の定常人口についても議論すべきではないか。これは、前述のとおり、近隣市の人口減少により市の常住人口を縮小させることが懸念されていることもあるからである。

人口減少による労働力不足は、技術革新により国民一人あたりの生産性を高めれば解決できるとの説もあるが、これだけで人口減少社会の克服策にはならないだろう。

今こそ、国を単位とした人口問題について、住民のみならず研究者からの意見を集めた上で議論を進め、住民が幸福な生活を営める我が国の定常人口を議会から発信したらどうか。

私が思ったのは、半導体の業界を見ています、膨大な数の研究者がいて世界の一流レベルの半導体技術というのができているわけですね。非常に底辺が広く厚いので、難解な問題も解決できるのです。少子・高齢化問題も、渥美先生のような方がもっと増えて膨大な基礎研究の中で、定常人口を8,000万から1億に落ちつかせる、それは何も科学・生命学的な研究でだけではなく、当然社会学や政治的な課題という多面的な側面も含めて、研究をすれば必ず解決すると思っています。ぜひ研究仲間を増やしていくともらいたいと思っています。

(後掲・下島経営戦略研究所代表 下嶋忍氏発言 座談会において)

(5) 人口減少社会に関する意見書の採択を

人口減少社会に関する市議会の意思を表明するため、意見書を採択し、国が責任を持って克服すべき施策について、国会、政府等の関係機関へ表明すべきである。また、全国市議会議長会に置く常任委員会や特別委員会、協議会との連携のもと、人口減少社会に関する要望活動を国に対し活発に行うこと必要と考えられる。

国は、この市議会の声を的確に捉え、現行制度がその時代にそぐわないものであれば、直ちに見直す必要がある。

第IV章で提言したことを進めれば、家庭は家族でにぎわい、街は老若男女でにぎわう「暮らし にぎわう 都市へ」の実現の礎となる。

おわりに

本研究会では、戦後初めて直面する人口減少社会という問題を都市における喫緊の課題として調査すべきものとして、第84回総会で平成18・19年度のテーマに「人口減少社会と都市行政」と決定した。

人口減少社会が都市にどのような影響をもたらすのか、そして、これに対応すべく何をすべきなのか等を検証するため、座談会や現地調査、アンケート調査、学識経験者の講演などを実施し、概ね2年に亘る調査研究を行い、調査研究報告書（以下、「報告書」）を取りまとめるに至った。

報告書では、まず、我が国の人団減少社会の姿を検証。その上で、急速に進行する少子高齢化や生産年齢人口の減少は長期に亘り、この影響が市の行財政に重くのしかかるとして、将来の人口減少を見据えた行財政改革への取り組みを促している。さらに、国や都市、市議会の人口減少社会に関する取り組みを検証。これら検証に基づき、人口減少社会を克服すべく都市・市議会が果たすべき今後の役割について提言した。

提言では、特に、都市・市議会は人口減少社会という複雑な問題を長期的な視点からの解決策を見出し、これを克服するという役割を果たさなければならないとして、「市の行財政改革はもとより、市民、市民ボランティア、NPO法人、民間企業、研究者らから広く意見を集め、かつ協働の下で、人口減少社会の克服策を見出し、これに基づき、施策を開拓すべきである」と強調。これに基づく、都市・市議会の果たすべき様々な役割を掲げている。

そして、本研究会は、この提言が進められれば、人口減少社会を克服し、家庭は家族でにぎわい、街は老若男女でにぎわう「くらし にぎわう 都市へ」の実現の礎となると確信している。

○本報告書の作成経緯等

1. 都市行政問題研究会概要
2. 都市行政問題研究会歴代調査研究テーマ一覧
3. 本報告書の作成経緯
4. 平成18・19年度役員市並びに加盟市一覧
5. 本報告書作成に携わった役員市議會議長
6. 本報告書作成に携わった役員市議会事務局長

1. 都市行政問題研究会概要

設立年月日	昭和 32 年 11 月 14 日
加盟市数	89 市（人口 25 万人以上の市）
会長市	高知市
設立目的	都市行政の諸問題についての調査研究及び資料・情報の交換等により都市の発展に寄与することを目的とする。
設立経緯	昭和 32 年、地方自治法の「大都市に関する特例」の拡充強化を推進することを目的として、人口 25 万以上の 24 市の議長によって都市行政懇話会として設立された。その後、昭和 52 年 2 月の総会で、地方行財政環境の大きな変容に対応するため規約改正を行い、目的を前述のように変更し、都市行政問題研究会と改組した。

2. 都市行政問題研究会歴代調査研究テーマ一覧

昭和	33. 1 ~36. 4	行政事務の移譲
"	33. 12~36. 2	行政事務の移譲に伴う職員及び経費調査
"	37. 12~40. 3	厚生関係行政の実態とその改善策
"	42. 1 ~43. 10	地方公営企業の経営合理化
"	45. 5 ~47. 8	都市行政近代化のための方策
"	49. 1 ~50. 11	行政事務再配分
"	51. 3 ~53. 2	大都市における地域的住民組織
"	53. 4 ~55. 2	大都市における議会と住民参加
"	55. 4 ~57. 2	新時代に即応した市議会機能の向上策
"	57. 4 ~59. 2	情報化時代における市議会
"	59. 4 ~61. 2	高齢化社会と都市行政
"	61. 4 ~63. 2	都市の活性化と行政
"	63. 4 ~平成 2. 2	国際化時代の都市のあり方
平成	2. 4 ~4. 2	快適な都市環境とまちづくり
"	4. 4 ~6. 2	文化行政と都市のあり方
"	6. 4 ~8. 2	少子化時代の都市行政
"	8. 4 ~10. 2	地方分権と市議会の活性化
"	10. 4 ~12. 2	情報公開と市議会
"	12. 4 ~14. 2	分権時代における議会運営のあり方
"	14. 4 ~16. 2	IT（情報技術）時代に対応した市議会のあり方
"	16. 4 ~18. 2	分権時代における市議会のあり方
"	18. 4 ~20. 2	人口減少社会と都市行政

3. 本報告書の作成経緯

平成18年

3月20日 平成18・19年度調査研究テーマに関するアンケートを全加盟市議長あてに発送した。

5月16日 調査幹事会（於・富山市）

平成18・19年度の調査研究テーマ案を協議し、原案のとおり「人口減少社会と都市行政」とするとともに、次の役員会に提案することとした。

7月24日 役員会（於・盛岡市）

平成18・19年度調査研究テーマ案を「人口減少社会と都市行政」とまとめ、第84回総会に提案することを決めた。

8月24日 第84回総会（於・全国都市会館）

平成18・19年度調査研究テーマを「人口減少社会と都市行政」に決定。協議終了後、四国アイランドリーグ代表の石毛宏典氏（元西武ライオンズ内野手）から「四国アイランドリーグの挑戦～地域活性化の起爆剤～」と題する講演を聴取した。

10月23日 調査幹事会（於・浜松市）

「人口減少社会と都市行政」に関する調査研究の視点（案）及び「人口減少社会と都市行政」に関する加盟市アンケート調査（案）について協議した。その結果、会議における意見等を反映した両件を次回の役員会に提案することとした。

11月20日 役員会（於・全国都市会館）

本研究会の平成18・19年度テーマ「人口減少社会と都市行政」に関する調査研究の視点（案）、「人口減少社会と都市行政」に関する加盟市アンケート調査（案）について協議し、原案のとおり決定した。

11月24日 「人口減少社会と都市行政」に関する加盟市アンケート調査を加盟90市に送付した。

平成19年

1月30日 調査幹事会（於・日本都市センター会館）

「人口減少社会と都市行政」に関するアンケート調査結果について検討するとともに、調査研究報告書の目次・骨子（案）について協議した。その結果、目次・骨子案については会議における意見等を反映し、次の役員会に提案することとした。

2月13日 役員会（於・全国都市会館）

「人口減少社会と都市行政」に関する加盟市アンケート調査結果を報告するとともに、調査研究報告書の目次・骨子（案）、について協議し、原案のとおり第85回総会に諮ることとした。

同 日 第85回総会（於・全国都市会館）

「人口減少社会と都市行政」に関する調査研究報告書の目次・骨子（案）について協議し、原案のとおり決定した。なお、報告書の目次・骨子については今後、調査研究を進める上で、修文や追加する場合、これを本年4月開催の調査幹事会に提案し協議のうえ、7月の役員会に提案、了承を得て、8月の第86回総会に提案することとした。協議終了後、「日本の将来推計人口等について」と題し、国立社会保障・人口問題研究所の東修司・企画部長から講演があった。

2月27～ 高知市現地調査（於・高知市）

28日 「人口減少社会と都市行政」に関する調査研究に資するため、高知市（会長市）において人口減少社会に関する施策についての現地調査を実施した。

4月17日 調査幹事会（於・広島市）

「人口減少社会と都市行政」に関する調査研究報告書の目次・骨子修正（案）をはじめ、「人口減少社会と都市行政」に関する座談会（案）について協議した。

7月19日 役員会（於・下関市）

「人口減少社会と都市行政」に関する調査研究報告書の目次・骨子修正（案）をはじめ、「人口減少社会と都市行政」に関

する座談会（案）について協議し、原案のとおり第86回総会に諮ることとした。

7月26日 役員15市を対象に「人口減少社会と都市行政」に関する調査を実施した。

8月14日 船橋市現地調査（於・船橋市）

「人口減少社会と都市行政」に関する調査研究に資するため、船橋市（理事市）において人口減少社会に関する施策についての現地調査を実施した。

8月15日 浜松市現地調査（於・浜松市）

「人口減少社会と都市行政」に関する調査研究に資するため、浜松市（副会長市）において人口減少社会に関する施策についての現地調査を実施した。

8月20日 第86回総会（於・全国都市会館）

「人口減少社会と都市行政」に関する調査研究報告書の目次・骨子修正（案）をはじめ、「人口減少社会と都市行政」に関する座談会（案）について協議し、決定した。協議終了後、（株）富士通総研の渥美由喜・主任研究員より「人口減少社会と都市行政」と題した講演があった。

同 日 「人口減少社会と都市行政」に関する座談会（於・全国都市会館）

座談会は、本研究会の18・19年度テーマ「人口減少社会と都市行政」の調査研究に資するため開催したもので、参加者は、本研究会会长の岡崎洋一郎・高知市議会議長、本研究会副会长の酒井基寿・浜松市議会議長、本研究会理事の村田一郎・船橋市議会議長、（株）富士通総研の渥美由喜・主任研究員、下嶋経営戦略所の下嶋忍・代表の5名。司会は石橋茂・全国市議会議長会次長。座談会では、我が国の人ロ減少社会が市の行財政や地域の福祉・医療と雇用・労働にどのような影響を及ぼし、これにどう対応していくのか、参加者の各立場から熱い議論が交わされた。

10月29日 調査幹事会（於・函館市）

特に、「人口減少社会と都市行政」に関する調査研究報告書（原案）について協議した。

11月 1日 市川市現地調査（於・市川市）

「人口減少社会と都市行政」に関する調査研究に資するため、本研究会会員の市川市において人口減少社会に関する施策についての現地調査を実施した。

11月22日 役員会（於・全国都市会館）

「人口減少社会と都市行政」に関する調査研究報告書（原案）について協議した。その結果、協議における意見を反映することとし、これをまとめた。

12月 3日 加盟89市に先の役員会における意見を反映した「人口減少社会と都市行政」に関する調査研究報告書（原案）と座談会会議録を送付した。

平成20年

1月23日 調査幹事会（於・ルポール麹町）

「人口減少社会と都市行政」に関する調査研究報告書（案）について協議した。

2月19日 役員会（於・全国都市会館）

先の調査幹事会で検討された「人口減少社会と都市行政」に関する調査研究報告書（案）について協議し、原案のとおり第87回総会に諮ることとした。

同 日 第87回総会（於・全国都市会館）

先の役員会でとりまとめた「人口減少社会と都市行政」に関する調査研究報告書（案）について協議し、原案のとおり決定した。

4. 平成18・19年度役員市並びに加盟市一覧

ブロック	部会	市数	会長	副会長	理事	監事	相談役	会員
第1ブロック	北海道	3			函館			札幌、旭川
	東北	8			盛岡			青森、仙台、秋田、山形、福島、郡山、いわき
	北信越	6			富山		新潟	長岡、金沢、福井、長野
	関東	22		町田	船橋	川口		八王子、江東、川崎、横須賀、平塚、藤沢、相模原、宇都宮、前橋、高崎、川越、所沢、越谷、さいたま、千葉、市川、松戸、柏、市原
第2ブロック	東海	11		浜松				静岡、名古屋、豊橋、岡崎、一宮、春日井、豊田、津、四日市、岐阜
	近畿	20			寝屋川 尼崎	大津		大阪、堺、豊中、東大阪、吹田、高槻、枚方、茨木、八尾、京都、神戸、姫路、明石、西宮、加古川、奈良、和歌山
第3ブロック	中国	6			広島	下関		岡山、倉敷、吳、福山
	四国	4	高知					徳島、高松、松山、
	九州	9			福岡			北九州、久留米、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇
合計	9	89	1	2	8	3	1	74

※ 平成18年4月1日より三重県津市が加盟（平成18年11月15日加盟申請）

※ 平成18年度末をもって神奈川県横浜市が退会（平成19年3月5日退会申請）

5. 本報告書作成に携わった役員市議会議長

会長	高知市	田中健 (18. 2. 14～18. 6. 15) ○岡崎洋一郎 (19. 5. 9～現在)	津村一年 (18. 6. 15～19. 5. 1)
副会長	町田市	大塚信彰 (18. 2. 14～18. 3. 8)	○黒木一文 (18. 3. 9～現在)
	浜松市	田中満洲男 (18. 2. 14～18. 5. 17) ○酒井基寿 (19. 5. 14～現在)	寺田昌弘 (18. 5. 17～19. 3. 30)
理事	函館市	福島恭二 (18. 2. 14～19. 5. 1)	○阿部善一 (19. 5. 21～現在)
	盛岡市	山本武司 (18. 2. 14～19. 5. 1)	○工藤由春 (19. 5. 17～現在)
	富山市	力示健蔵 (18. 2. 14～18. 3. 22) ○佐伯光一 (19. 3. 20～現在)	松本弘行 (18. 3. 22～19. 3. 20)
	船橋市	田久保好晴 (18. 2. 14～18. 6. 5) ○村田一郎 (19. 5. 21～現在)	安藤信宏 (18. 6. 5～19. 4. 30)
	寝屋川市	安田勇 (18. 2. 14～18. 5. 16) ○板坂千鶴子 (19. 5. 16～現在)	北野志郎 (18. 5. 16～19. 4. 30)
	尼崎市	谷川正秀 (18. 2. 14～18. 7. 11) ○田村征雄 (19. 7. 12～現在)	畠山郁朗 (18. 7. 11～19. 7. 12)
	広島市	○藤田博之 (18. 2. 14～現在)	
	福岡市	妹尾俊見 (18. 2. 14～19. 5. 1)	○川口浩 (19. 5. 15～現在)
監事	川口市	立石泰広 (18. 2. 14～19. 5. 1)	○田口順子 (19. 5. 18～現在)
	大津市	北林肇 (18. 2. 14～18. 5. 17) ○泉恒彦 (19. 5. 16～現在)	中江忠洋 (18. 5. 17～19. 4. 30)
	下関市	小浜俊昭 (18. 2. 14～19. 2. 12)	○関谷博 (19. 2. 27～現在)
相談役	新潟市	佐藤豊美 (18. 2. 14～19. 5. 1)	○田村清 (19. 5. 25～現在)

※ ○は現職。平成 18 年 2 月 14 日は役員就任日である第 83 回総会開催日

6. 本報告書作成に携わった役員市議会事務局長

会長	高知市	武内正久 (18. 2. 14～18. 3. 31)	山本繁 (18. 4. 1～19. 3. 31)
		○川田隆生 (19. 4. 1～現在)	
副会長	町田市	大久保千代 (18. 2. 14～18. 3. 31)	五十嵐隆 (18. 4. 1～19. 4. 1)
		吉原健次郎 (19. 4. 1～19. 5. 18)	○見波裕 (19. 5. 18～現在)
	浜松市	岡田司 (18. 2. 14～18. 3. 31)	○鈴木利房 (18. 4. 1～現在)
理事	函館市	中林重雄 (18. 2. 14～19. 4. 1)	○対馬長敏 (19. 4. 1～現在)
	盛岡市	岩館仁 (18. 2. 14～19. 3. 31)	○吉田隆一 (19. 4. 1～現在)
	富山市	伊藤泰雄 (18. 2. 14～19. 3. 31)	○高道裕行 (19. 4. 1～現在)
	船橋市	小川司 (18. 2. 14～20. 2. 2)	
	寝屋川市	○宍戸和之 (18. 2. 14～現在)	
	尼崎市	小谷正彦 (18. 2. 14～19. 3. 31)	○辻本守 (19. 4. 1～現在)
	広島市	○大島和夫 (18. 2. 14～現在)	
	福岡市	○山根哲男 (18. 2. 14～現在)	
監事	川口市	○田口信一 (18. 2. 14～現在)	
	大津市	○村瀬安彦 (18. 2. 14～現在)	
	下関市	正村豊 (18. 2. 14～19. 3. 31)	田嶋勲 (19. 4. 1～19. 12. 28)
		○川崎哲也 (20. 1. 4～現在)	
相談役	新潟市	遠藤実 (18. 2. 14～19. 3. 31)	○松浦一市 (19. 4. 1～現在)

※ ○は現職。平成 18 年 2 月 14 日は役員就任日である第 83 回総会開催日

○「人口減少社会と都市行政」に関する 座談会会議録

日時：平成19年8月20日(月)午後3時半

場所：全国都市会館B1「第3・4会議室」

都市行政問題研究会

「人口減少社会と都市行政」に関する座談会

会議録

○主 催：都市行政問題研究会

○開催日時：平成19年8月20日（月）15時30分～18時00分

○場 所：全国都市会館地下1階「第4会議室」

○開催目的： 座談会は、本研究会の平成18・19年度における調査研究に資するもの。我が国は少子・高齢化が進展するなか、人口減少社会を迎えた。今後も我が国は、少子・高齢化が急速に進み、人口も減少すると推計されている。

そこで、我が国の人口減少社会が、市の行財政や地域の福祉・医療と雇用・労働にどのような影響を及ぼすのか、これにどう対応するのかについて、本研究会会長をはじめ加盟市議会議長、学識経験者等による対談を行うこととする。

○座談会テーマ 「人口減少社会がもたらす都市への影響」

1. 市の行財政と地域の福祉・医療にもたらす影響とその対応について
2. 地域の雇用・労働にもたらす影響とその対応について

○参加者：
本研究会会長 (高知市議会議長) 岡崎洋一郎 氏
本研究会副会長 (浜松市議会議長) 酒井 基寿 氏
本研究会理事 (船橋市議会議長) 村田 一郎 氏
(株) 富士通総研 主任研究員 渥美 由喜 氏
下嶋経営戦略研究所 代表 下嶋 忍 氏
○司 会： 全国市議会議長会事務局次長 石橋 茂 氏

1. 開　　会

○石橋氏（司会）　ただいまから、都市行政問題研究会の「人口減少社会と都市行政」に関する座談会を開会いたします。私、全国市議会議長会次長の石橋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は、大変僭越ではございますが、座談会の進行をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

御案内のように、本研究会では、来年2月開催の第87回総会でまとめることとしております平成18・19年度のテーマ「人口減少社会と都市行政」に関する調査研究報告書の作成に向け、調査研究を鋭意進めているところでございます。本日の座談会では、この調査研究に資するものといたしまして、各テーマについて、それぞれのお立場から御対談いただくことといたしております。それでは、座談会の開会に当たり、本研究会の岡崎会長さんよりご挨拶をお願いいたしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

2. 会長挨拶

○岡崎氏　ただいま御紹介いただきました高知市議会の岡崎でございます。開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、公務御多忙の中、また連日大変暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の座談会は、本研究会のテーマであります「人口減少社会と都市行政」の調査研究を大いに前進させるものになると期待いたしております。皆様方の御協力を得て本日この座談会が実りあるものになるように私の方も努めていきたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではありますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○石橋氏（司会）　どうもありがとうございました。

ここで、参加者の皆様を御紹介いたしたいと存じます。

まず、本研究会会長の岡崎洋一郎・高知市議会議長さんでございます。

次に、本研究会副会長の酒井基寿・浜松市議会議長さんでございます。

続きまして、本研究会理事の村田一郎・船橋市議会議長さんでございます。

続きまして、渥美由喜・株富士通総研主任研究員でございます。

次に、下嶋忍・下嶋経営戦略研究所代表でございます。

3. 座　　談

テーマ「人口減少社会がもたらす都市への影響」

1. 市の行財政と地域の福祉・医療にもたらす影響とその対応について

○石橋氏（司会）　それでは、これよりお手元の日程に従い座談を進めてまいりたいと存じます。初めに、「1. 市の行財政と地域の福祉・医療にもたらす影響とその対応について」をテーマといたしたいと思います。

まず、高知市、浜松市、船橋市の3市の議長さんから、このテーマに基づいた御報告をいただきたいと思います。それでは、高知市の岡崎議長さんからよろしくお願ひいたします。



岡崎洋一郎 氏（おかざきよういちろう）

昭和 32 年高知県立高知工業高校
機械科卒業と同時に、現㈱ミロク製
作所入社。以来、平成 14 年までミロ
ク関連企業に勤務。元ミロク機械製
造部長、企画部長。

平成 7 年 4 月高知市議会議員に初
当選し、現在 4 期目。

この間、高知市議会経済文教常任
委員会委員長、高知市議会副議長、
同市町村合併対策特別委員会委員
長、高知市監査委員を歴任。

平成 19 年 5 月高知市議会議長に就
任。同 7 月高知県後期高齢者医療広
域連合議会議長に就任。現在に至る。

○岡崎氏 岡崎でございます。どうぞよろしくご指導いた
だきたいと思います。高知県は、現在人口が約 80 万人で
すが、1985 年をピークに人口の減少が続いており、1990
年には全国で初めて人口自然減の県となるなど、全国に比
べて人口減少、少子高齢化が 10 年以上は先行していると
いわれています。現実の問題として、今日のテーマでもあ
ります「人口減少社会がもたらす都市への影響」について
本腰を入れて取り組まざるを得ない、そういう状況に置か
れています。さらに、2005 年から 2035 年にかけてのシミ
ュレーションでも現在の約 80 万人から約 60 万人へと約
25% の減少が見込まれています。

その中で、高知市は、高知県の人口の約 4 割を占める典
型的な一極集中型の都市として、県の人口が減少する中で、
市の人口は逆に増加してきましたけれども、2004 年には住
民基本台帳で減少となり、2005 年の国勢調査でも前回人口
から減少しています。

大都市部から離れた本市などの地方都市では、出生率の
低下と雇用吸収力の弱さからの社会減とがあいまって、人
口減少は急速に進んでおり、少子化対策のみならず広範な
対応がまさに市の存立にかかる大きな課題となっています。

高知市では、10 年前になりますけれども、2010 年を人口のピークと推計し、それ以降を本格的な少
子・高齢化の到来と想定をいたしまして、それまでの間に、大規模な社会基盤の整備を可能な限り推
進していくという方針のもとに、道路や公園などの整備に加えて、文化体育施設や清掃工場等の整備
を進めてきました。しかしながら、先ほど申し上げましたように、当時の予測を上回る景気の冷え込
みに伴う転出の増加や出生率の低下などによりまして、想定よりも 6 年も早く 2004 年には人口減少に
転じています。

この間、税収の伸び悩みや国の三位一体改革の影響などから、本市の財政は危機的な状況になり、
行財政改革に全庁挙げて取り組んでおりますが、少子・高齢化の率が非常に高いものですから、社会
保障関係経費の増加などにより、行政コストは増加していくわけで、市の財政そのものも急ブレーキ
を掛けざるを得ないということで、市長、執行部、議会もこの問題に正面から取り組まざるを得ない
状況になっています。

財源が圧縮されて、予算の組み立てが厳しい。今日の渥美さんの講演の中でもありましたけれども、
人口減少に対応するには予算面でも相当配慮すべきだということはよく分かるのですが、分かつてい
ても現実の問題としてなかなか予算を組むことができない。だから、よく言われる自助あるいは共生
の社会づくりというようなことを目指さざるを得ないという状況なんです。そういう意味の様々な施
策へ踏み込み、取り組んでいるというのが実態でございます。また、具体的に細かい話がだんだん出てこ
ようと思いますが、本県、本市はまさにその時代先行自治体であり、モデルケースというような
状況に置かれておりまして、今後財政問題をどう克服していくのか、そして、人口減少と高齢化にど

のように真向うかが現実の大きな課題でございます。簡単に前段として、まとまりもありませんが、本市の直面する現状をカルつまんで話させていただきました。

○石橋氏（司会） ありがとうございました。

続きまして、浜松市の酒井議長さんにお願いいたします。



酒井基寿 氏（さかいもとじゅ）
1964 年静岡大学工学部機械工学科卒業
会社経営を経て、昭和62年5月に浜松市議会議員に初当選し、以来連続6期当選。
その後、浜松市議会総務水道委員会委員長、同建設下水道委員会委員長、同都市開発整備特別委員会委員長、同大学等高等教育機関設置促進特別委員会委員長、同副議長、浜松市農業委員会委員、浜松市監査委員等を歴任。
平成19年5月から浜松市議会議長に就任している。

○酒井氏 まず、今回、全国市議会議長会でこのテーマを取り上げて座談会を開催することにつきましては、非常に時宜を得た有益な企画であると思います。このテーマは全国どの都市でも共通してこれからあらわれる波であります。これを機会に、特に今回のことにつきまして全国のいろいろな都市からの報告書がまとめられたりしておりますので、それらを参考にして、これから施策を考える上で大きな力になるということを確信しております。まずは、このテーマを選んでいただきたいということにつきまして皆さん方に感謝を申し上げたいと思います。そして、「市の行財政と地域の福祉・医療にもたらす影響」という点では、まさに大きな影響がございますが、まだまだ一部には、そんなに深刻に考えなくともという雰囲気はございます。しかし、真剣に考えれば考えるほど、やはりこの風潮というのは間違いなく来るということを確信しておりますので、それに対する対応も怠りなくきちんとやらなければいけないと思っております。まず、行財政への影響については、まさしく少子化、高齢化ということの第1の影響というのは消費の縮小であり、需要の縮小であると思いますし、労働力不足というものが必ず来ると思われます。そして、その結果は経済力の活力低下だということは目に見えておりますし、さらには、税収が低くなるということは当然のことですので、公共サービスを今までどおりに継続的に維持ができるだろうかという懸念を、私どもも真剣に考えております。したがって、すべての事務事業に対して影響があるという前提でこの対策というものを考えていかなければいけない、このように思います。

そして、私どもも当然、中期的な財政計画を持っておりますけれども、むしろこの大きなテーマに直面し、さらにこの大きなテーマと取り組まなければいけないという責務から考えますと、逆に中期財政計画というものの見直しもこれから図っていくかなければいけないと思いますし、公会計制度もこれから変えていかなければいけないのではないか。既に公営企業ではやっておりますけれども、一般会計でもこれから現金単式を発生複式にしていかなければいけないということも、現実の問題として大変厳しい意見が出る中で今検討している最中でございます。そして、当然のことながら税収が低下するという中で、今までの税金の使い方が最も効果的であったかどうかという反省の中で、行政改革をさらに厳しくやっていこうということで、浜松市では当局も議会も今は行財政改革を最大の課題として取り組んでいるところでございます。そして、予算の編成もめり張りのある予算配分をする。それから、コスト管理もきちんと厳しくやる。そして、逆に市税が少なくなるということから、増加す

るにはどうしなければいけないかという、これから細かいことはともかくとして、とにかく企業誘致をする。人口維持に向けた施策をする。それから、市税の滞納もたくさんあります。こういうこともどうやって改善していくかということでございます。

それから、福祉・医療への影響でございますが、これもまさに大きな問題で、直撃される問題でございますので、やはり高齢化に伴う社会保障制度のあり方、それから、住みなれた地域で安心して生きがいを持って高齢者が暮らせるかどうか、こういう問題についても私どもは鋭意真剣に取り組んでいきたいと思います。また後で、細かいことにつきましては皆さんと御意見を交換したいと思います。

○石橋氏（司会） ありがとうございました。

最後に、船橋市の村田議長さんにお願いいたします。



村田一郎 氏（むらたいいちろう）
東京電機大学卒業
昭和58年4月 船橋市議会議員に初当選、以来7期連続当選。
平成9年7月から平成11年4月まで
船橋市議会副議長。

この外、船橋市農業委員会委員、千葉県競輪組合議会議員、四市複合事務組合議会議員、船橋市監査委員、同消防委員会委員などを歴任。

平成19年5月21日船橋市議会議長に就任

○村田氏 「人口減少社会と都市行政」に関する座談会に参加させていただいて、ありがとうございます。「人口減少社会がもたらす都市への影響」のうち、「市の行財政と地域の福祉・医療にもたらす影響とその対応」について、少し船橋市の状況等をお話しさせていただきたいと思います。

本市は人口増加の傾向にあるため、現在では子育て支援、高齢者支援並びに生活基盤の整備に力を入れております。しかし、7年後の平成26年からは人口が減少していくものと予測をしております。今後は、人口減少社会をかんがみ、子育て支援と高齢者支援とあわせて、若い世代が船橋市に定着するような、他市にはない特色のある都市を目指す必要があると考えております。また、市内の人口の分布を見てみると、東京に近い西部地区は年齢層が比較的若い地域となっており、北部地域は逆に年齢層が高い地域となっております。今後もこの傾向は続くものと考えられることから、その地域のニーズを的確にとらえ、その地域ごとの政策もあわせて考えていく必要があると考えております。

全体的なことを申し上げました。続いて個々の内容についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、本市の行財政にもたらす影響についてでございますが、本市の現在の財政状況は、依然として厳しい財政状況が続いております。そして、義務的経費の比率が増加傾向にある一方、投資的経費である普通建設事業費の比率は減少傾向にあります。さらに、平成18年度決算では経常収支比率が90%超の水準にあり、財政の硬直化が深刻な状況であります。このような中、人口減少が本市に与える影響といいたしましては、働き手が減ることによる税収の落ち込みが予想され、さらなる厳しい財政運営を強いられることが予測されます。

次に、地域の福祉にもたらす影響についてでございますが、子育て施策の現状として、本市の公立保育園は国基準よりも多い保育士を配置しております。さらに、障害児がいる場合には保育士の増員も行っており、高い水準で運営を行っております。また、放課後ルームも、市内全小学校54校でござ

いますが、公設公営で運営をしております。市が責任を持って児童を預かっています。さらに、児童ホームも市内に20館配置をし、地域に密着した運営を行っているところでございます。今後は、子供の数が減っていきますが、女性の社会進出はますます増加すると考えられ、子育て施策の需要と供給の見きわめが大切だと考えております。

次に、高齢者施策についてですが、本市では現在、いつまでも元気に住みなれた地域の中で自立して暮らせるよう、健康づくり、生きがいづくりを図り、健康寿命の延伸、地区社会福祉協議会の取り組みによる地域ぐるみの福祉と介護予防、疾病予防を推進した施策を展開しております。しかし、さらに高齢化が進展しますと、公助としてのサービス維持が難しくなると考えております。

本市の健康政策ですが、現在、健康づくりを個人だけで取り組むのではなく、家族、地域、行政、関係団体などが一体となって、市民運動として推進を図っております。これは「ふなばし健やかプラン21」というのがございます。また、健康政策の一環として、母子保健については、市民にとって生涯を通じた健康づくりの出発点であり、極めて重要なものであることから、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進を積極的に推進するため、母性教室、乳幼児期健康相談、妊婦健康相談、1歳6ヶ月児健診、3歳児健康診査、妊婦・乳児健診検査などを実施しております。また、近年の核家族化の中で、育児に悩みを持つ母親が気軽に利用できる相談事業や母子交流支援事業なども行っております。

なお、現在、最も特色ある小児医療の施策としては、夜間急病診療所において小児科専門医の365日受診体制を確立しております。今後、少子・高齢化が進むとしても、本市の健康政策の水準を保っていくことが重要と考えております。

最後に、地域の医療にもたらす影響についてでございますが、本市では全国に先駆けましてドクターカーを導入するなど、救急医療体制は整備をされ、その中核を担う市立医療センターでは、心筋梗塞、脳卒中など重篤患者の高い救命率を誇っております。今後は、人口は減少していくますが、高齢者がふえていくので、自治体病院の医師の確保が必要であり、医師不足が問題になると考えております。本市では現在、市立病院で臨床研修制度を導入しており、医師の確保に努めています。

また、乳幼児医療費については、平成19年4月から助成対象の拡大を図っております。以前の対象は、0歳から4歳未満の者が1日以上入院・通院した場合と、満4歳から小学校就学前の者が継続して7日以上入院した場合に助成をしておりましたが、今年度からは、0歳から小学校就学前までの乳幼児が入院・通院した場合へと対象者を拡大しております。乳幼児医療費の助成は、全国で助成対象の拡大がなされてきております。今後も市民ニーズを的確にとらえるとともに、各市の動向も調査研究していく必要があると考えております。

以上をもちまして、船橋における行財政と地域医療にもたらす影響とその対策についての報告いたしました。

○石橋氏（司会） ありがとうございました。

それでは、ただいま3市の議長さんから御報告をいただきました内容を踏まえ、座談に移らせていただきたいと思います。

初めに、「市の行財政にもたらす影響とその対応～求められる行政と議会の役割～」について座談していただきたいと存じます。それでは、よろしくお願ひいたします。参加者の皆さん、御自由に御発言いただければと思います。まず、3市の議長さんから基調報告的な御意見があつたかと思うのですが、今のを聞いて、言ってみれば民間の立場から何か御意見等あれば、ぜひ御発言いただければあり

がたいのですが、いかがでございましょうか。



渥美由喜 氏（あつみなおき）
1992年3月東京大学法学部卒業
富士総合研究所を経て、2003年
12月に（株）富士通総研に転職し、
現職。

2005年10月より内閣府「少子化
社会対策推進会議」、「子どもと家
族応援戦略会議」、「ワークライフ
バランス官民連絡会議」の他、経
済産業省、日本経団連、日本商工
会議所の審議会委員、埼玉県「あ
ったか子育て企業賞」選考委員、
三重県次世代育成懇話会委員、等
を兼務。

2つ方法があるのではないかと思っています。

まず、そもそも納税者が移動する。子育て施策というのは、これは負担ではあるのですけれども、ある面では投資でもある。地方行政にとっては、投資的な意味合いでもって子育て支援に取り組むことによって子育て世代が納税者として移転してくるということはあると思います。私が手元に持っているデータでも、実際にかなり住民は移動しています。移動している住民は、また移動する余裕がある人たちですので、高所得の人たちが多いですね。逆に、移動しない人たちは低所得で、したくてもできない人たち。そうした、そもそも納税者の確保という面で、今講じておられる施策というのが功を奏する。その周辺の自治体にとっては、逆にこうした高所得の住民を奪われてしまって、まずい状況というものもあるのではないかなと思います。

2つ目は、まだ納税者になっていない人たちを納税者になってもらう。女性と高齢者が特に、働きたいけど働けない、働く場所がないという点では、今後、潜在的な労働者としては非常に注目されているところですけれども、こうした人たちに対する行政の役割というのは、コーディネーターの役割ではないかと思っています。企業と連携した取り組みというのが今自治体に求められていて、これは必ずしも行政の財政負担はふやさずに、企業の民間活力を引き出してやり得る部分ではないかと思います。

こうしたコーディネーターの役割で私が最近ある自治体に注目しているのは、その自治体のホームページに、コーディネーターという言葉は使っていませんけれども、そういう役割を自治体が果

○渥美氏 大変丁寧でまとまった御報告を伺いました、ありがとうございました。

私が伺っておりまして思ったことは、まず、先ほどの講演でも申し上げましたとおり、これまで人口ボーナス期で、こういう拡張期においては、自治体においても、また企業においても、例えば中核都市に人口が集まって、そこで経済発展して、その周辺で産業振興という形の広がりもありましたし、企業ですと、大企業が率先して伸びて、産業構成で下請的なポジションにあった中小企業もそれに引っ張られて伸びていくという連関が考えられていました。これが、今後、人口逆ボーナス期には、そういう広がり、連関というのは逆に難しくなっていくため、地方行政にとっては厳しい時代、住民に選別される時代だと思います。今、御報告を伺っておりました3市については、本当にそういう問題意識は強く持っておられて、対策を講じておられるので、余り心配は要らないかもしれませんけれども、今後、やはり地方都市にとっては、そういう住民から選別されることで工夫の余地が大きい部分ではないかと思っています。

先ほどいろいろなお話を伺いましたけれども、まず、財政の硬直化だったり、行財政が非常に厳しい状況に関しては、3

たしますので、ぜひこういうことを企業がやりたい、もしくは住民からこういうニーズがあるというものを書き込んでくださいという出会い系サイトみたいになっているのですね。そういう地域の住民と企業の出会い系サイトみたいなものを、行政の信頼の中でホームページを提供しているその信用で、そのほかの出会い系の場だったらちょっと信用がおけないというところを、うまく地方自治体の行政の信用の中でそういうコーディネーターの役割をうまく果たしている自治体の例を先だって伺ったのですが、そういう知恵というのが今後自治体に求められるのではないかと思っております。

第三に、財政負担については本当に深刻な問題であるため、国にもっと、国がやるべきことをまだきちんと果たされているとは言いがたい状況にあると思います。したがって、そうした声を、地域の声を届けるというのも、今後、地域行政が我が国に果たしていく役割は非常に大きいのではないかと思います。今まででは、やりたいけどやれない、ないそでは振れないということをよく中央官庁の人たちはおっしゃっていましたけれども、最近は、人口減少社会に何とか歯止めをかけなくてはいけないという問題意識、コンセンサスができつつある状況だと思いますので、ぜひそうした面で国を動かす意味でも地方自治体の皆様には大きく期待しているところでございます。

私の考え方としては以上でございます。

○石橋氏（司会） ありがとうございました。下嶋先生、いかがでしょうか。



下嶋忍 氏（しもじましのぶ）
1982年に東京大学教育学部卒業。
在学中は硬式野球部に在籍し、東京六大学野球リーグで東大4番打者として6本塁打（東大記録）を放つなど活躍。卒業後はプリンスホテル野球部に2年間所属したのち、海外リゾート開発に従事。その後、オランキヨー（株）の要職に就き企業再建に奔走。四国アイランドリーグの設立に関わり、常務取締役として、若者の夢の実現と四国への定住に向け尽力。現在は、下嶋経営戦略研究所代表として、中小企業の再建を担う。

○下嶋氏 まずは、座談会にお招きいただきまして本当にありがとうございます。私、人口問題の専門家ではありませんので専門的なことは言えませんが、ただ、この座談会に呼ばれたということは多分、私がかつて四国アイランドリーグを立ち上げたときに、石毛代表と一緒にやっていたのですが、その事例を少しお話しなさいということだと思うのです。

やはり四国には過疎地域が点在するわけですから、そこに若者を呼んできて、100人足らずの集団ですけれども、毎年、30～40名、引退選手が出るわけです。ですから、私と石毛が常に考えていたのは、もちろん独立リーグを成功させたいという強い熱意はあったのですが、もう1つテーマとして考えていたのは、30～40名の若者が日本全国から集まってきて、毎年引退していくわけですね。その彼らがまた元のふるさとへ戻ってしまったのでは何の効果もない。ですから、せっかく四国というところで野球ができる、一生懸命やって、なおかつ体力的には限界を迎えて引退する。そういう若者が四国で定住できれば、過疎地域に対して1つのインパクトになるのではないかということで、いろいろなことを考えました。各4県の行政の方々にもお願

いして、何とか若者がここを出ないで定住するような構想を援助してもらいたいということで、お願いしたことはあります。ただ、残念ながらまだまだ小さい集団でもありましたし、実際に独立リーグ

が成功するかしないかという見きわめを多分されていたと思うのですね。ですから、すぐには飛びついてもらえなかつたのですが、今こうして3市の議長さんからお話を伺つて、やはり人口減少、過疎の問題について非常に敏感になつてゐるわけですから、民間が多少でも人口増とか若者が移住していくとか、そういう構想をぶち上げたときには、もう少しの感度をよくしていただいて一緒にやっていなければ、もっと早い段階で成功したかも知れないと今でも思つていますし、石毛の場合はもっと深く四国にほれ込んでおりますから、農業対策についても非常に踏み込んだ意見を持つつていて、四国は耕地面積が余っていますから、それを農家の方々から借りて、ぜひ農業に従事する若者をふやしたい、こんなことも考えています。その辺の話を聞いていただきながら、民間と行政が一体となつて何かおもしろいアイデアを実現すれば革新なモデルができるのではないかと思ったことはあります。

○石橋氏（司会） ありがとうございます。

今、渥美先生の方からは3つの御提言、1つは、子育て支援は投資であり、納税者が移動してくる可能性があるのではないか、そういうものも人口減少に対する対策の1つではないか。あるいは潜在能力者といいますか、女性と高齢者に対する働きやすい環境を作っていくことも行政の役割として、コーディネーター的な役割であろうと思いますが、必要ではないかというような御提言。さらには、下嶋先生の方からは、いわゆる人口減少というまた別の切り口からの定住策、そういうものも考えていいって、人口の減少に歯止めをかけるような必要もあるのではないかというような御提言があつたかと思います。これらに関して、御自由に先生方への御質問等を含めましてお願いしたいと思います。

○酒井氏 今の渥美先生のお話に関連して幾つか御報告申し上げたいと思うのですが、いわゆる医療・福祉への影響の中で私どもは7つの施策を中心にやろうと鋭意頑張っているわけでございますが、その中で、何をやるにしても大変お金がかかるのですね。そこで、国がその分を持っていただければ何の問題もないのですけれども、そもそも言っておられないということで、村田議長さんから先ほど乳幼児の医療費の御報告がありましたが、1つ目の施策というのは乳幼児医療費の助成に関してなんです。実は浜松市も小学校就学前までは、無料ではないのですけれども、1回500円払うだけで、あと幾らかかってもいい、500円1回負担するだけだという制度でしたが、今度4月に、新しい市長が誕生いたしまして、その市長のマニフェストに、中学生までの医療費の助成を考えたいということを主張したわけです。それによると、入院医療費の助成を、小学校1年生から中学校3年生までに拡充し、平成20年度から実施したい、また通院時の医療費の助成についても同様に、中学校3年生まで拡充し、平成22年度から実施したいということでございまして、まさに私どももそれはやりたいと思っていたことがあります、いずれにしても大変お金がかかる。0歳児から小学生に上がるまでの医療費助成でも14億円ぐらいかかっているのです。今度、小学校1年生から中学3年生までの補助をいたしますと、その7掛けですから約10億円かかるのです。ただし、これは、今まで県の補助があったので、通院は3分の1で、入院については4分の1、あとは全部市が負担していたのですが、今回また中学3年生までやろうということになると、これは100%市が負担してやらなければいけないという覚悟でやるわけですから、10億円以上かかるということですけれども、これもやりたいと思っています。いずれにしても、それぞれの都市がやろうと考えることは、当然拡大してやりたいことは間違ひなく希望としてはあるのですが、そこはやはりなかなか国もそうはいかんということですと、各地方都市が自己責任でやらなければいけないということになります。では、そのお金はどこから出すかという

財源の問題があります。

私どもの行政、それから議会の方も、それをやるについては、余っているお金があるわけではありませんので、行財政改革をやろうということで、平成19年の3月までの2年間で行財政改革推進審議会（H19.8 第2次行革審スタート）というのがありますと、厳しい提案があったわけすけれども、それに基づいて既に浜松市が取りかかっている問題等を積算いたしますと83億円ぐらいの財政効果が出るということであり、また、10年間の推計では、約490億円の財政効果があるということですから、その中からこの分を100%負担していこうということとして、新しい施策、特に人口減と高齢化社会に対する対応については、すべて行財政改革で浮いたお金でやっていこうという大変な責任を持ってスタートしているわけでございます。

そのためには、まずは、今まで少子化に対する対応についても保健福祉部と教育委員会の8つの課で対応していたのですが、今度はそれを、生まれてから18歳ぐらいまでの、青春を迎えるぐらいまでの年齢を1つの部で全部対応しようということで、こども家庭部というのを平成19年の4月からスタートさせました。これが2つ目の施策でございまして、これからは1つの部でやれるということになりましたので、効率よく対応ができ、また効果も高くなることを期待しております。

次に、3つ目の施策としては、母子家庭等の自立支援対策の推進でございます。近年、離婚の増加等によりまして母子家庭等が増加する中で、平成14年に、国はこれまでの金銭的給付（児童扶養手当）を中心とした施策等から、総合的な自立支援に重点をおいた施策に移行しました。また平成15年には「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が時限立法で（平成20年3月までですが。）できました。浜松市はこの期限内での自立支援策の実施を強く求められたわけであります。平成14年に児童扶養手当法が改正されまして、支給開始月から5年、または支給要件該当月から7年が経過したら最大で2分の1まで減額されることになっています。その反面、自立支援給付金や母子家庭等就業・自立支援センター等、就業支援の事業が廻設されるなど、自立支援を主眼にした施策に移ってきております。

そのような経緯の中で、浜松市としてはどんな対応をしなくてはならないか、もう待ったなしの課題でありますから積極的に打ち出したものとしては、1点目として、母子家庭等就業・自立支援センター運営事業であります。これは、生活相談はもとより就業相談、就業支援の講習会や各種情報提供による就労支援であります。2点目としては、母子家庭自立支援給付事業で資格取得のための費用を一部負担するとか、雇用者に奨励金を支給したりするものであります。3点目としては、母子寡婦福祉資金貸付制度であります。4点目は、18歳未満の子どもを扶養する母子家庭に児童扶養手当を支給すること。そして、5点目としては、母子家庭等医療費助成制度でございまして、20歳未満の子供を扶養している所得税非課税の母子・父子家庭への医療費の助成であります。6点目として、これは浜松市が行っている特に珍しい事業かと思いますが、マザーズサロンサポーター派遣と申しまして就労の際の子育て相談にマザーズサロンへ子育てサポーターを市から派遣する制度であります。マザーズサロンというのはハローワークの附属施設で、子育てをしながら就職活動をする女性に職業相談や職業紹介を行うものでございますが、来訪者は2,575人で就職相談件数811、職業紹介件数は220、実際に就職できた件数が59という実績が出ております。その他にも市の事業はございますが、支援を受けたい人の立場や目線に立ってのきめ細かい対応に心がけているところでございます。

次に、4つ目の施策は、地域子育て支援であります。

これは小・中学生が乳幼児とのふれあい体験をもつことにより、親になったときに適応できるよう

にするのが狙いでございます。また子育て中の親が気軽に立ち寄れる場所を提供し、育児相談等を行い、育児不安や育児ストレスの解消を図っております。また、妊婦も集まるようにして、育児の情報や直接、乳幼児と触れ合えるようにしております。ファミリー・センターも1箇所ありますし、これは子育てを支援したい人と子育て援助をしてほしい人が会員となって相互に援助活動を行っておりまして、こうした人たちを「まかせて会員」と「お願い会員」と呼んでおります。また「どっちも会員」というのもございます。

この他、放課後児童会や保育園を活用しての地域子育て支援センターや公私立の保育園や幼稚園での支援事業などを行っております。

次に、5つ目の施策としては、無認可保育所への支援がございます。市では「浜松市認証保育所」制度をつくりまして、一定の水準をクリアすれば無認可保育所を認証保育所として認証する制度ですが、更にこれを充実して認可保育所にもっていくという認可化に向けた取り組みを行っております。現在、認証保育所数は25箇所、定員1,061人で入所児童数は542人となっております。

6つ目の施策は、放課後児童健全育成事業の充実です。これはどの市でもやっていることと思いますが、特に浜松市は充実させていく意欲的に取り組んでまいりました。これは、公設民営方式でございまして、実施場所は78箇所で在籍者数は3,493人です。今後ニーズに応じて更に増やしたいと思っていますが、場所の確保が難しい状況にあります。

場所としては小学校余裕教室42箇所、なかよし館(ミニ児童館)併設12箇所、公民館ほかが15箇所、民有地・市有地9箇所となっています。いずれにしても子供を大切にする施策には何よりも優先的に取り組まねばと思っています。

7つ目の施策は、高齢者に対する介護予防対策の推進ですが、浜松市の人口は820,336人で、この内65歳以上は166,302人でございまして高齢化率が20.3%でございます。平成18年から3ヵ年計画で「はままつ友愛の高齢者プラン」を策定して、「安心していきいきと暮らすことのできるまち浜松」を目指して、様々な保健福祉サービスをはじめ、高齢者をとりまく支援のあり方を検討してまいりました。そして「できるだけ介護状態にならない」、「今より悪くならない」を目標としてがんばっております。そのための事業として、まず17箇所の地域包括支援センターで総合相談支援事業をはじめとして、いくつかの事業を行っております。例えば、認知症の理解やリフォーム詐欺などからの保護や虐待の防止など、自分らしい尊厳のある生活を送れるよう権利擁護のための事業に取り組んでいます。また、要支援・要介護になっていない方の介護予防サービスの相談、これは本当に大切なことですね。このほか、健診などで生活機能が低下した高齢者には必要な介護予防事業を提供しています。具体的には老人福祉センターなどを利用して生活指導や、日常動作訓練をしたり、食事サービスを提供する「元気はつらつ教室」の開催、また歯科衛生士や管理栄養士が訪問して歯の健康や栄養改善事業などの事業を積極的にやっております。

また、介護保険の対象になっていないけれども、ひとり暮らしや体の弱い高齢者の方には生活管理指導員を派遣して、家事援助等のサービスを行っております。それから各町の老人会の活動を支援するために高齢者が集って活動する集会所を「老人憩いの家」として、1老人会当たり50万円を補助し、施設整備でもカラオケ機器にでも何にでも使えるような補助もしております。また高齢者の社会参加の手助けとして、70歳以上の人々にバス・タクシー券を交付しています。平成18年度は年間1人あたり7,000円分を交付しています。

以上7つの施策の概要を申し上げましたが、いずれにしてもお金がかかることでありますので、ど

の地方都市もそこが一番頭が痛いのではないかと思うかね。

○石橋氏（司会） ありがとうございます。酒井議長さんからは具体的な影響と対応策までお話をいただきました。これらに関連いたしまして、どうでしょうか。

○村田氏 船橋市も浜松市さんと同じように、行政の方で財政健全化プランというのをつくっているのです。改定版が策定されたのですが、その中で書かれているのは、世間でも言われているように、公務員削減では5年間かけて350人減らすだとか、そういうことがずっと書かれているわけです。それが健全化になる。人件費が減っていくわけですから。それに対応するために非常勤職員や臨時職員を入れたりするのでしょうかけれども、そのほか福祉施策等もあるわけです。今までには必要な施策だったけれども、時勢の変化によってこれは必要ではなくなったという部分はなかなか切れない部分があるんですね。それは既得権みたいなものがあるわけですから。人口は、私どもは減っていません。急増ではないが、年によって2,000人又は5,000人と増え続けており、今582,000人となっております。本市の場合、減少化にはなっていないですね。そうしますと、当然福祉の方にお金がかかっていた部分はますますかかるてくる。また、高齢化も進んでいきますから、お年寄りに対する施策もふえてくるんですね。そうすると、政策課題として今までやってきた福祉水準を維持しながら、あるいは向上させなければいけないという部分がありますから、それをどのように健全化プランの中で組み入れていくかというのは大変な問題なのです。

例えば船橋市の場合は遺児手当という制度を設けていました、國の方の法律で母子福祉法が変わって、本来であれば死別だけの場合に支給するものでしたが、市独自にふやして8項目ぐらいにして、離婚もいいだとか、あるいは1年間行方不明でもいいとかいうふうに条件をつけまして、対象が2,500人以上になったんですね。ある時期、それを本来の原則に戻して、どういうことかといいますと、離婚されたということは相手がいるでしょう、相手にまず請求するのが筋ではないでしょうか、行政でそこまでを負担するのはいかがでしょうかという話になって、死別は別として、離婚の場合はもう支給しないと、条件を取ってしまったんですね。そうすると、極端に2,500人から対象者が200人ぐらいになったわけです。それで3億円ぐらい浮くわけですね。それが果たして政策的にいいのかどうかというの非常に悩ましい問題です。これは高齢者医療の問題にも出てくると思います。今まで68歳以上は医療費無料にしたのを今70歳にしたとか、そのうちもう少し上げていかなければいけないとかいうふうになってくると思います。

先ほど渥美先生が、納税者の移動があると確かにおっしゃいましたけれども、船橋市はまだまだ越してきているんですね。どういうことかといいますと、市街化調整区域がまだあるのです。國の制度で、市街化調整区域でも、ある一定の条件になりましたら家が建てられますよと、都市計画法を変えたわけですね。國の方は、50戸連たんしていればいいですよという法律だったのです。船橋市の場合、人口をふやそうという政策がありましたから、条例で40戸連たんにしたのです。そうすると、市街化調整区域でも家がどんどん建っていってしまうわけですね。しかも、ある程度の条件をつけます。165m²以上ですから、50坪以上の宅地にするとかいう条件はつけましたけれども、家が建つわけです。しかも、市街化調整区域ですから、インフラ設備はほとんどないですよね。それでも建てられる条例にしまして、若い人が越してきたのです。なぜかといいますと、50坪以上の土地があつて、家があつて、マンションを買うよりも比較的安い金額で手に入るわけですから、こうした施策を今までやってきました。それで越してこられた方が、いいかどうかは別として、定住していただいたのです。

それでいいのかと、今、議論が出てきたのです、逆に。どういうことかといいますと、市街化調整区域ですから、本来、住む地域ではないわけですよね。排水施設もそんなにあるわけではないわけです。隣に優良農地があるわけです。そこに家を建てていいかという問題が出まして、今、条例改正をしようという話になっていまして、ある程度の排水施設があるとか一定の条件を満たしていないと許可しないような条例に、来年4月から多分なると思います。そうすると、人口が増えないまでも、このままになるのかなという部分があります。それは政策的な導入の部分なのです。

それと、渥美先生がおっしゃるように、納税者が選んで来られるということもあると思います。ある程度自分の財力で考えて一戸建てを建てて住んでみてから、後から保育園が足りないだとか、あるいは幼稚園が遠すぎたとかいう部分が出てくることもあるんですね。今、船橋市の場合は、市内を5つの行政コミュニティに分けているのです。東西南北、中央と。それからその下に地区コミュニティが24あります。計画では27にするのですけれども、そのコミュニティには何が必要か、行政コミュニティには何が必要かと、全部計画であるのですけれども、今言ったところは、コミュニティ整備から外れている部分があるわけですね。したがって、公民館が非常に遠くなってしまうだとか、住んでみて後から気がついている人もいるわけですね。

そういうことを考えると、せっかく東京の福祉施策が日本一のところから来て、今言ったように乳幼児医療費が小学校6年生まで無料だったのに、「何だ、未就学まで、小学生はダメじゃないか」という意見がいっぱい出てくるのです、議員をやっていますと。例えば福岡から越してきて、「向うでは無料だったけど、こちらは有料なんですか」とか、そういうのは1自治体では解決できない部分があるのですよね。それが、国にお願いできるかといいますと、やっと児童手当が小学校6年生までになったとかいうのはありますけれども、東京の方へいきますと、それが小学校ではなくて中学3年まで児童手当を出しますよというところもあるわけです。そうすると、そこにわざわざ、では、水準が高いから越しますかというと、なかなか越していかないですね、のために。中学が終わってしまったら、高校に行くからほかへ行きますかと、そういうわけにはいかないので、納税者が移動するかというと、なかなか机上で考えているほどいかない部分があると思います。

それに対しまして、非納税者を納税者にするという発想はすばらしいと思います。障害者の方を納税者にという運動をやっている方がいらっしゃいますよね。今まで納税しなかったのに、障害がありながらも就労して、何とか所得をつくって納税しようと一生懸命やっている部分等は、まさにそれではないかと思います。そのためには、行政がどうやって支援するかというのも大切な問題になってくると思いますけれども、浜松の酒井議長さんがおっしゃるように財政負担がかかってくるわけですよ。先ほどお話ししたように、今まであった福祉施策を切り捨てないでやっていくのか、あるいは、時勢に合わせて、財政健全化プランにのっとって、今まであった福祉施策をある程度カットして、対象者を減らす方法も考えなくてはいけない。特に高齢者の場合なんかも、これからいや応なしにふえてくるですから、それをしなければいけないというのは非常に議会としても判断に困るところなのですよね。

もう1つは、財政が厳しくなりますから、これとは直接関係ないかもしれませんけれども、議員としましては、あれをやりますとか、こうしますというの非常に受けがいいわけです。でも、将来のことを考えると無責任なことは言えないという部分もあるのです。したがって、これこれこういうふうな財政ですからこういうことはできませんよということが言えるような社会といいますか、有権者が判断していただけるように私たちも努力をしなければいけないのかなというのは常々考えているの

です。例えばこういう大きい箱物をつくりますよ、文化ホールをつくりますよというと格好いいですけれども、それは財政負担が非常にかかって来るし、イニシャルコストを考えたら、今の状況では難しい。それだったら、隣の市のところを借りて、1回、2回公演した方がよっぽど負担が少なくて済むわけですよね。そういうことも有権者が考えていただけるような、私どもの運動もしていかないといけないのではないかなど。ただ、福祉については、高齢者については、ほかよりも少しでもすぐれた施策をしていかないとよくないなという部分はありますけれども、公共施設でも、箱物施設についてはそういう判断をしていかなければいけないのかなという気がしますね。何か、まとまりませんでしたけれども。

○石橋氏（司会） ありがとうございます。

○岡崎氏 だんだんお話が出ていますけれども、先ほど申し上げましたとおり、本当にこれは現実の問題で、全国の自治体に先駆けて対峙し、直面した課題として取り組んでいるところです。構造的な、そして拡大する我が国の格差問題については、今、いろいろなことが言われていますけれども、高知市とか高知県の置かれた状況というのは、例えば製造業における出荷額も全国最下位。これまでにはブービーとか下から3位なんてときもあったんですが、沖縄や島根といったかつては最下位クラスであった所からも既に大きく引き離されておりまして、とにかく全産業の中で二次産業の占める比率が非常に低いということが基本の問題としてあります。

高知市は、いわゆる革新市政が長く続いたことにも関係があると思うんですが、これまで、どちらかといえば、産業政策よりも福祉面での行政対応に力を入れてやってきた流れがありまして、生活困窮者などには、財政比率的には日本でトップクラスの扶助体制をしいています。経済状況について言えば、今までは幾らかでも公共事業によって、雇用とかいろいろな面を辛うじて支えてきたわけですし、市の財政も形づくられてきたところがあったのですが、基本的にこれが三位一体改革の中で大きく変わってきたということで、現在の事務事業を大幅に見直すなど財政削減を大胆に進めていくしか方法がない。かといって、福祉の分野とかで痛みをどんどん市民に押し付けていくようなことは簡単にはできない。

また、これまでつくった建物、箱物にしても、市民生活に供給してきた福祉なり、そういったプラスの面は急に落とすことができない。やはり、コストはコストでかかっていく。若干は削減できたり、あるいは運営でもアウトソーシング等によって、市の財政を圧縮していくという方法はやりましても、一方で雇用をまた失っていく。例えば、県・市で競馬事業をやっていますけれども、これも存続できるかどうか。一気に300人以上の失業者を出していいのかどうかという切実な問題があります。

生活扶助の問題も、あるいは医療の問題も、拡がる格差の偏りを受けての悪循環なんです。企業にしても去年の暮れから、県内では大手の建設会社が2つ倒産いたしまして、失業者が150人ほど出ましたが、それを振り向ける受け皿というのがなかなか大変な状況でございます。その方々は今どうしているかというと、結局は県外へ出て行く。例えば、家を建てられて子育てをやっている、そういう状況できていた人たちが、もう家を売らなければいけない。どこかから収入を得なければいけないということで県外、大都会へとやむを得ず出て行かなければならない。ですから、労働力人口というパイがどんどん減ってゆく、減少の加速を余儀なくされるんです。

そのような中で、高齢者をどうやって支えていくのかというのは極めて厳しい、追い詰められた状況にあります。先ほどアイランドリーグのことも出ましたが、藤城監督さんも随分高知で頑張ってや

っておられるし、選手は市民生活の中へも溶け込んで一生懸命やつておられるのだけど、踏み込んだ自治体や企業の支援はなく、先行きを覚めた目で見極めるという県民性について下嶋さんのご指摘もありましたが、確かに県民性にはそういうところもありますよね。でも、基本的なところで現実の問題として、雇用を支える事情というのが本当に厳しい。この切実な問題をどうするのか。どんどん交付税が減らされていく中で、市や県はどういう財政運営をしていくのか。県は、「2030 年の豊かな高知づくりに向けて」ということで「人口減少と超少子化・高齢社会を生き抜くために」という計画書を作つてはいますけれども、現実の問題・課題を解決し進展させる道はそんな生易しいものではないですよということが、今、市や県の置かれた状況であります。

だからその中で、船橋市の議長さんがふれられたように、少しあは痛みを市民、県民に享受していただけるようなこともやらなければいけないし、学校だって統合も避けて通れない。これだけ人口が減っている中では当然検討が必要です。地域や卒業した親御さんたちはやはり学校に対する思い入れがありますから、また、特に県民性もあって、意見が百花繚乱で、鳥瞰的なことからどうあるべきかと言つてもなかなか話が進まない。市町村合併の問題でも高知県は遅れていて、人口 3,000 人に満たない小さい自治体がいくつも残っている。そういう流れを今後どういうふうにやっていくのか。これは命がけの対応をしていかなければいけない、そんな時期に入り込んでいると思っています。

○石橋氏（司会） ありがとうございます。

今、浜松市さんの方からは、乳幼児医療費助成、これは市長さんのマニフェストということで、平成 22 年までには中学生までやりたい、しかし財源が問題である、ただ、行政改革で何とか捻出できるのではないかというようなお話をあつたかと思います。

また、船橋市さんの方からは、確かに健全化プランで公務員の削減等々をやつしていく展望にはなつているのだけれども、実際、住民ニーズとして必要がなくなったような福祉施策なり何なりを現実的に切れるのかという非常に悩ましい問題が 1 つあるというようなお話をございました。

一方、高知市さんの方からは、少子化に伴う人口減少以前に、既に人口流出、すなわちいわゆる活性化の議論ともかかわってくるのだと思うのですが、既に人口流出による人口減が始まっているのだ、こういった問題に対してどう対応していくのかというような問題提起があつたかと思います。

そこで、今の問題提起等に関連いたしまして、少子・高齢化、障害者、乳幼児医療、自治体病院の医師確保も含めて、御意見等あればぜひ御発言をお願いできればと思います。

○酒井氏 基本的に福祉の分野であつても、私どもは決してばらまきがいいとは思つておりませんので、やはりそこは、今、司会者がおっしゃいましたように、それぞれに痛みを味わつていただきながら前へ進まなければいけないということはたくさんあると思うのです。ですから、例えば高齢者に外出して社会参加してもらいたいということで、浜松市は、今まで年に 7,000 円のバスあるいはタクシー券を高齢者に出していたのですけれども、それを既に 6,000 円にするとか、そういうことをやりますとつらいのですけれども、その施策を維持することが本当に福祉につながるかどうかという検証をもう一度やる中で、もっとほかの方法でもさらに効果を上げるような社会参画というができるのではなかろうかとか、いろいろ、まさに知恵を出す時代に入ってきたと思うのですね。

それから、私どものところで今直面しておりますのは、例えば先ほど、こども家庭部というのが平成 19 年からできたと申し上げました。そして、乳幼児の医療費にしましても、通院は 3 分の 1、入院は 4 分の 1 県が負担してくれているのですが、既に浜松市は今年政令指定都市になったものだから、

その補助も3年は続けますが、4年目からなしにしてくださいということまで言われているわけです。それだけやはり都市としての自己責任でやらなければいけないということもあるのですけれども、しかし同時に、県の方も浜松市と同じように行政改革をやってくださいということをぜひ強く主張していきたいなとも思っているわけです。

いずれにしても、それぞれの都市が、そのときそのときでものすごく大変な試練を背負ってこれからは進まなければいけないということですから、例えば市長さんがマニフェストで言ったから、それをやれば当然のことながら市民は喜んでくれるだろうけれども、それだけで本当はいいのだろうかとか、少なくとも小学校、中学校の医療費補助をするにしても、当然のことながら、議会としては、所得制限をつけてもいいだろうと、そんなことは十分考えていきますけれども、もはやばらまきができるような財政状況ではないということを踏まえて、どう知恵を使っていくかということが、これからは都市間競争に勝つための要素の1つかなと思っています。

○村田氏 私どもも、乳幼児医療費、県の制度があるわけですね。それは3歳未満児までなのです。3歳未満児までであれば、県が2分の1、市が2分の1でよかったですけれども、私どもはそれに上乗せするわけですね。上乗せした部分は全部市の負担になりますから、10億ぐらいかかるわけです、未就学までにしますと。それでもなおかつ、先ほどお話ししたように、他市から越してきた人は、「何だ、まだ未就学か」という感じなのですよね。それでも、千葉県のレベルよりも高くしているわけです。まだ他市から私どもは人口流入してきますから、「まだそこまでしかやっていないんですか。随分福祉水準が低いですね」と言われますね、大都市から来られる方は。そういう部分は非常に歯がゆい問題です。

○渥美氏 今お話を伺っていて、とても感銘を受けました。まず、浜松市さんで行財政改革推進審議会をつくられて、80億円も捻出されて、すごく大きな額ですね。私は今、全国の地方自治体を回させていただいて、お話を伺って、それは本当に皆さんのお恵みを伺って政府に届ける、そういう役割だと思っているのです。体感しているのは、住民ニーズにじかに向き合っている自治体、つまり市町村ほど行財政改革は非常に進んでやっておられますね。住民の顔が見えにくくなるほど、行政でもそこの部分がまだ不十分ではないかなというのが私の感想ですけれども、そう思っています。ですから、都道府県あるいは中央官庁はもっと行財政改革をやらないといけない、市町村からそういうところは学ばなくてはいけないのではないかというのは強く思っておりました。

先ほど、知恵を競う、知恵をこれからは自治体が出し合う時代だというお言葉があって、本当にそのとおりだと思います。こういう厳しい時代になって、少子・高齢化、人口減少社会という厳しい状況をばねに、いかに知恵を出すかというところが1つ皆さん御苦労なさって、またそこが腕の見せどころではないかなと思うわけです。企業も同じように回っていると、厳しい時代にそれをどうやって乗り越えるか、知恵を出したところが最終的には勝ち組企業になって、安穏として厳しい時代を経ない企業は、その後業績が悪化するという大きな傾向がございますけれども、恐らく自治体にもそういうことが当てはまるのではないかなというのは感じております。

1つ、今、政府で例えば少子化対策とかワーク・ライフ・バランスということをやろうとしているときに、企業の人たちがちょっと冷ややかに見ているのは、行政は一番そういうところができていないじゃないかと。地方自治体の方は若干違うかもしれませんけれども、中央官庁なんかは一番ワーク・ライフ・アンバランスなところですから、例えば内閣府が今度憲章を出しますけれども、幾ら憲章を

掲げたところで、自分たちが不夜城で、子育てなんか関係ないという感じでやっている人たちが掲げたって、企業は協力するつもりはないというのはよく聞くのですね。ぜひ行政の皆様には率先垂範していただいて、子育てしやすい職場環境というものを地方自治体が率先垂範してつくっていけば、それは1つすごく大きなインパクトを持って住民に伝わるのではないかと思います。そういう点では、議長様の役割というのは重要ではないかと思います。自治体によっては、伝え聞くところ、質問ルールというのがあるのでしょうか、議員さんがなかなかそれを守られずに、事務の方々が議会の対応で徹夜に追われるみたいな、そんなお話を聞いたことがあって、そこの面では、自分たちだけでは職場環境を改善できないねという声を聞きまして、やはりそこは政治主導ができる部分かなと思います。行政の皆さんのお話がそういうふうになっていけば、住民の方々にそういう姿勢というのは伝わると思っています。

2つ目に、先ほど、住民移動というのは、話としてはあっても、机上の空論で、それだけではない、また、移動してきても、自治体の努力とかを知らずに厳しい言葉が寄せられるということがあったのですけれども、現状はまだ過渡期なので、なかなか住民も行政の努力、地方政治の皆さんの努力が伝わっていない部分もあるかと思うのですけれども、最近、特に子育て世代は情報ネットワークが、インターネットを使った広がりがすごく広がってきてています。今は企業評価のサイトがはやっているのですけれども、要するに自分の勤めている企業を評価する、そういう従業員の声というのを、そのサイトへ行けばかなり手厳しい声を見るのですが、ここ1~2年伸びているのは自治体評価サイトで、これは住民が自分の実感として子育てしやすいとか施策とかを紹介し合って、評価し合っているのですね。こういったネットワークが広がっていくと、恐らくもっと情報の非対称性というのは薄まっていくって、本当に努力している自治体の取り組みは正当な評価を受けて、そもそも受益者である住民は感謝するし、それを欲しがって住民が実際に移動するケースももっとふえるのではないかなど、今後の動きとしてはあり得るのではないかなと思っております。

有権者の判断、無責任なことは言えなくてというのは本当にそのとおりだと思って、とても重要なポイントだと思います。あと、痛みもきちんと、単に受益者で終わらずに、そこを地域住民の1人としていかに担い手になっていくかというところがポイントだと思います。子育て支援に関してはとかく、自治体に何してもらうか、自分がそこから何を得られるかというのが第1段階であるのですけれども、住民も受益者どまりでは終わらないようになるのではないかと思います。子育て世代は受益者から担い手になっていく。こういう自治体が本当に成功事例になって、財政負担をふやすずにうまく子育て環境をつくっていけるところだと思っています。それは、要は、何か子育てのためのイベントをします、だから集まってくれみたいなアプローチではなくて、第一歩は受益者であったとしても、次に来るときは、じゃあ先輩お母さんとして後輩の人たちに何かやってくれませんかみたいな形で住民をうまく巻き込んでいくって、NPOとかと連携しつつ、地域行政の施策に組み込んでいくところは本当に強い自治体だと思います。そういった取り組みが今実際起きていますし、そういったことは今後も、さほど財政負担をふやすずに、住民活力を引き出しながら使える部分かなと思うわけです。女性は確かに企業としての労働力、戦力もありますけれども、もう1つは、やはり地域住民としてその地域の行政のパートナーとして、例えばNPO、ボランティアみたいな形で活躍してもらえるというのは今後期待できるところで、是非そういうところでも知恵を出し合っていただきたいなと思います。

○石橋氏（司会） 時間の関係もございますので、第1部のテーマはこの辺で終わりにしたいと思うのですが、終わりに当たって、もし下嶋さんの方から何か御意見があればひとつ言つていただきのと、ここでのテーマが「求められる行政と議会の役割」というのが1つあったのですが、これはなかなか難しい問題ですが、そのほかに、少子・高齢化対策、具体的な対策は各議長さんからお話しをいただいだと思います。あと、自治体病院の医師確保対策について何かあれば、この際御発言いただければと思います。

あと、行政と議会の役割、実はなかなか難しい問題でございまして、もう少し突っ込んで私の方からお話しすれば、市の置かれた状況を、行政ともども、一方の住民代表である議会もやはり住民に対して説明をしていく、あるいは開示していく、こういったことが必要なのではないだろうかと思うわけであります。当然ながら、その市の財政状況であり、将来見通しの話でもあろうかと思います。その御理解が得られれば、市民の方もすべて福祉施策をチョイスできるという状況にはないということを御理解いただくのも、これは大変僭越なのですが、ちょっと感じたものですから、別にまとめをこれで書かなくてもいいのですが、そういう提起をさせていただきました。

それでは、下嶋さん。

○下嶋氏 今3人の議長さんのお話を聞いていろいろ考えていましたのは、非常に苦しい状況はよくわかります。深刻に悩まれていると。民間だったらどうするのかなと。私は経営コンサルをやっていますから、いろいろな企業を見ていますけれども、もし企業がそういう状況に直面した場合には、社長は当然悩むと思うのです。悩んでもやはり会社を存続させるということが一番大事ですから、やはり頭を下げて希望退職を募ったり、再就職をあっせんしたり、ほかの企業と合併を模索したり、多分出来ることはすべてすると思うのです。ただ、行政なり自治体については公共サービスというのがありますから、なかなか民間のように思い切った手が打てないというのもよくわかります。しかし、今、石橋さんがおっしゃったように、住民はやはり感度が鋭いですからその事情については、説明すればある程度はわかつてくれますし、今はその痛みをきっちり住民の方で受けないとこの自治体がなくなってしまうということは恐らくわかっているでしょう。ですから、各自治体が経営手腕でいろいろな知恵を出しながら、卓越した行政手腕を發揮している自治体と全く手腕が発揮できていない自治体があるても、それはしようがないと思います。そして渥美先生がおっしゃったように住民の移動もあるかもしれません。自治体が多面的に切磋琢磨し淘汰されていく過程で、多分落ち着くところ、状況がさちるところが将来出てくるのではないかとは思うのですが、本当に生意気なことを言って申し訳ありませんが、議長さんが住民の代表を担っているわけですから、行政に対して、経営として自治体を生存させるということをもう少し強く言つていただけると良いのではないかと思いました。

○石橋氏（司会） ありがとうございました。それでは、医師確保等、もしございましたらどうぞ。

○村田氏 先ほどもちょっと医師確保の件でお話ししておきましたけれども、船橋市は、千葉県の東葛飾南部医療圏に属しますが、426床の市立医療センターを持っております。市川市・浦安市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市を含んだ、千葉県の東葛飾南部地域の医療圏で、その中核医療センターとして設立したのですけれども、確かに医師不足が顕著になっています。平成16年に大学医局講座制度というのが廃止になったのですね、厚労省の指導が何かで。千葉大の系列なのですけれども、医局から送り込んでくるような制度ではなくなってしまったものですから、研修医さんが自分の技量が伸

びるところに行ってしまうわけですね。教授が「あなたはあそこへ行きなさい」という制度ではなくなってしまったものですから、自分の行きたいところに行くということで、なかなか来られなくなつたという制度になって、自治体病院としては深刻な状況になつてきました。

それで、どのようにしたかといいますと、船橋市は、先ほどお話ししたように、医師確保対策として平成16年度から、大学医局講座制度の廃止と時期を同じくしてできた新医師臨床研修制度という研修医の受け入れを積極的に行うようにしました。募集を、今まで5人だったのを、平成18年から10人にしまして、今現在、船橋医療センターには合計で6人の研修医が確保されている状況です。それでも、診療科によっては、内科、外科、脳神経外科、産婦人科、耳鼻咽喉科の医師が欠員となつてゐるのです。定数を満たしていない。この医師確保が今後大変になってくるのではないかと思います。研修医制度は、国の補助対象になっていますので、積極的に取り入れて、常勤の医師を確保しようかと思っているのですけれども、船橋医療センターの医師定数は80人なのですが、今、実数は68名しかいませんからその差をこの臨床研修医が埋めているような状況ですね。

もう1つは、小児救急医療というのは、船橋は、先ほどお話ししたようにかなり充実しているのです。救急医療指定病院というのが市内に4つあったのですね。そのうちの1つが小児科廃止です。船橋中央病院というのですけれども、その中央病院は周産期センターはあるのです。妊産婦だとか、新生児の厚い看護ができる、医療が行える周産期センターはあるのです。だけど、小児科はなくなつてしまつたのです。大変な問題ですよね。周産期センターがあって小児科がなくなつてしまうという実態ですね。したがつて、今は3つの病院に委託しておりますが、それだけでは対応できないから、夜間救急診療所で365日小児科医に来ていただいて診ていただくというような状況になっています。

○酒井氏 1つだけ、浜松市の事例で御報告させていただきます。

安心と安全の医療というのは市民に欠かせない要素でございますけれども、今まで、浜松市のは夜間救急室というのがありましたが、夜の8時から朝の7時まで内科の先生だけだったのですね。どうしても若いお父さん、お母さんというのは新米ですから、ちょっと熱を出しただけでも大騒ぎする。ところが、夜中に小児科の先生は起きてくれませんよね。そこで、非常に市民からの強い要望で、夜間救急室に小児科も置いてほしいということで、医師会と相談しまして、8時から12時まで小児科の先生も勤務していただく。それから、夜、交通事故もけがもありますので、外科の先生も8時から12時まで。内科は朝までやるのですけれども。それが、いかに市民の要望が強かつたかという証左なのですけれども、内科が7,500人、それに対して小児科が、8時から12時までしか診ないのに9,700人ですね。外科の方は2,600人ぐらいなのですけれども。これはこそ少子化傾向に対する対応として非常に大切なことですから、私ども、重要課題の1つとしてやつたわけですけれども、やって間違ひなかつたと思っています。

それから、私のところは、いわゆる形としては公設民営ということになつておりますが、公設で医療センターという大きな総合病院がございます。もう1つは、国立病院を移譲してもらったものがあり、これはリハビリテーション病院と称してリハビリを専門にやるところです。医療センターにつきましては、浜松医科大学がありまして、連携していますので、医師不足という問題はございません。けれども、リハビリテーションの病院については、大学の医局、これは地元の医科大学ではないのですけれども、ほかの大学の医局から来ているでしょう。そうすると、何か問題があり、その親方的な人がやめてしまうと、一緒に連れてきた人もやめてしまうというような状況で、リハビリテーション

専門の先生が半分いなくなるという非常に困っている状況があります。何とかしなければいけないと思っています。

○村田氏 船橋の場合も、夜間救急診療所、小児科医が担当しましたら、やはり小児の方が多いのですね。構成比で70%ぐらいがお子さんの診療ですね。18年度で一般が4,186、小児が9,782で、構成比が70%ぐらいなのです。やはりお子さんを連れてくるというのが多いですね。

○石橋氏（司会） わかりました。いずれにしても、産婦人科あるいは小児科の医師確保というのは、都市部でもそうであるわけありますが、とりわけ過疎地域などはかなり切実な問題だろうと思われます。そうした意味からも、私どもも、全体としてこの問題には、命にかかわる問題でもありますので、積極的に取り組んでいかなければならないなというのが共通認識ではないかというようなことで第1部の締めをさせていただきます。

2. 地域の雇用・労働にもたらす影響とその対応について

・地域における雇用確保対策について



石橋茂・全国市議会議長会事務局次長

○石橋氏（司会） ここからのテーマは「地域の雇用・労働にもたらす影響とその対応について」ということでありますが、内容的には2つございまして、1つは「地域における雇用確保対策について」、もう1つは「行政とボランティア・NPO法人・民間企業等との協働について」という2つの小テーマで御議論をいただきたいと思います。

まず初めに、テーマ1と同様に、高知市、浜松市、船橋市の3市の議長さんから、このテーマに基づいた各市の取り組み状況などを御報告いただき、その後、座談を開催したいと考えております。それでは、高知市の議長さんからよろしくお願ひいたします。

○岡崎氏 前段で少しこの問題について踏み込んだようなことを申し上げましたけれども、今、雇用は非常に厳しい。現実の問題として働く場所がない。まして、県内でも大手の企業が倒産した。公共事業が激減で業界全体が恐々としている状態で、経験を生かせる職場は無い。職を失った方々を地域で支える状況がないんです。従って、一番大事な労働力が他県へ出て行かざるを得ないという、これが今、大きな問題になっているわけです。

議会としても、二次産業へもう少し力を入れる気遣いや、施策面で努力はしているのですが、現実には財政状況も含めて、なかなか即効性のある処方箋というか施策は無いんですよ。特に、製造業なんかは、これまで支援体制も細く、企業努力に任せるような状況で動いているわけで、その中で頑張っている企業はありますけれども、大きな企業の絶対数が少ないということで、これからどうやって雇用を安定し、持続させるか、この問題に積極的に取り組んでいかなければならぬと考えています。

市としても、市内への企業誘致だとかいろいろなことをやってはおりますけれども、立地条件もあ

り、なかなか地方へ出てくる企業というのは少ない。

格差是正への対応として、最近、国の次元でも取り上げられ検討されているとは思うのですが、地域への企業分散的な施策展開とか、税制面での優遇策とか。私どもも何とか国に対してある程度の労働力が地方に定着できるような施策を求めていくべきではないか、最近は特にそんなことを個人的にも考えるわけです。そうしないと、打つ手がはっきり言ってない。働き口のあるところへ人口が流れしていくという雇用状況に、今、地方は人口過疎へ追いやられて、これからさらに地域間格差が拡大するのではないか。現実にそういう切羽詰った状況にあるわけで、その辺を今後どうやって解決していくのかが課題です。

一次産業分野をみても、農業は少し前向きな動きというのは確かに見られます。国の施策も大規模営農に誘導するような施策展開を進めているわけです。しかし、これも県民性や複雑に入り組んだ地形とか、地域の小規模農家の実態、あるいは中山間特有の農業事情なんかを見ますと、なかなか国の施策になじんでいけるような、そんな甘いものではないというのが現状なんです。雇用確保というのは、人口減少社会に立ち向かう、自治体の最も大切な基盤というか基本の問題ですよね。厳しい状況にはありますが、何とか解決していかなければならないと思っているわけです。

○石橋氏（司会） ありがとうございます。続いて浜松市さん、お願いいたします。

○酒井氏 地域の雇用・労働にもたらす影響とその対策ということでございますが、まさしくどの都市にも与える影響と同じものが浜松にあるのですけれども、それは、当然のことながら、消費の縮小と労働力の不足という原則的な原因があるわけですけれども、そういう中で、雇用促進、雇用の確保、求職者の就労支援、労働相談というのは今までにも増して活発にやっているのですが、浜松市の場合は比較的ほかの都市と比べて恵まれておりますのは、浜松市内の工場から出る製造品の出荷額、工場製品だけでも2兆5,000億あるのですね。これは17政令指定都市の中でも5位という地位にあるわけです。そして、その2兆5,000億出荷すると同時に、製造業の事業所の数も浜松市内に6,311箇所ある。これも5位。ものすごくたくさん仕事をするところがあるということでございます。したがって、失業率も3.5%で、低さでいうとナンバーワンなのですね。非常に恵まれていると思います。

けれども、いかに仕事がたくさんあっても結局日本の若い人たちがいわゆる3Kの仕事をやらないものですから、外国人にお手伝いをしてもらうということなのです。浜松では外国人が現段階で3万3,000人ぐらいおります。その中でブラジル人が2万人おります。3万3,000人の中でいわゆる労働可能人口というのが約2万5,000人おりまして、そのほかに、ブラジル人の場合には非常に横の連絡が密ですので、浜松に行ったら仕事があるぞ、ここの方が時間給幾ら高いぞという情報が一斉に流れるものですから、独身のブラジル人の皆さんというのはまだこのほかに8,000人から1万人いるだろうと予測されているわけでございまして、現実、浜松の場合は、4月の有効求人倍率が1.37と非常に高いですね。2月が1.48、3月には1.52あります、県の平均が1.22で、全国平均が1.05ですから、いかに浜松が高いか、恵まれているかということでございます。しかし、外国人労働者がそれだけたくさん流入してくるということは、また別の問題を引き起こすという大変な問題があるわけですね。

それで、全国各地でたくさん外国人が住んでいる都市を集めて、その対策をとろうと、外国人集住都市会議というのを、市長が呼びかけて何年も前からやっているのですが、その共通の問題というのが、大変深刻なんですね。1つには、保険に加入しないことです。例えば政府管掌保険に入れますが、

フィフティー・フィフティーで負担しなければいけない、ものすごく高いものを払わなければいけない、そして当然年金まで払わなければいけないというと、20年も30年もいるわけじゃないのになんていう感覚の外国人だと、払っても損だということで、なかなか入ってくれない。入らなくても、けがや病気はするわけでありますので、そうすれば病院へ来る。病院は人道的な立場で、保険に入っていなくとも医療を施さなければいけない。そういうことで当然不納欠損なんていいうのがたくさん出てくるということで、そういう問題をどうしたらいいか。国民年金、厚生年金を含めて、外国人の対策をどうしたらいいか。健康保険だけでも入ってもらったら、そういうシステムを国につくってもらつたらいではないかということで、今、国ともいろいろ特化して交渉しているわけでありますけれども、なかなかうまくいかないのが現状です。

それから、地域でも既に公営住宅の3割ぐらいは外国人が入居しています。そうすると、当然日本語が通じないため、自治会活動をどうするか、といった問題も起きてくるということで、浜松市も、外国人に対して、不就学の子供があつてはいけないからということで、ものすごく教育委員会も気を使っておりますし、そういう子供に対する教育も、日本人と同じように機会均等でやるということをやっております。それから、親に対しても、近隣の人とうまくやるためにどうしたらいいか、あるいは災害のときの対策をどうするかという、生活全般にわたって大変な問題が起きております。幸い浜松市ではも、市民が非常にそういうことに協力をしてくれておりますので、うまくは運んでおりますけれども、常に大きな問題であると思われます。特に外国人の問題は、浜松市が発信地なのですけれども、過去に殺人事件や、交通事故で死亡事故を起こした本人が、本国へ帰ってしまったことがありました。大変な問題ですね。ということで、犯人引き渡し協定を結べとか、あるいは、それができなければ向こうでもって訴追してほしいということ、そういう問題も含めて、浜松市独自の大変な問題を抱えているということでございますが、いずれにしても、少子・高齢化という波に対して、ほかの都市と同じように大きな問題として立ち向かわなければいけないということであることは間違ひありませんし、それに対して私どもも一生懸命やっております。同時に、交流人口と定住人口の拡大のための取り組みということで、浜松市自身を全国の皆さんに知つてもらって、浜松市に来てもらう、住んでもらう、そのためには浜松市をどう売り込むかということで、いろいろな仕掛けをして、市長みずからがセールスマン、プロモーションの先頭に立つてやっているという状況でございます。

○石橋氏（司会） ありがとうございます。それでは、最後に船橋市さん、お願ひしたいと思います。

○村田氏 「人口減少社会がもたらす都市への影響」のうち、「地域の雇用・労働にもたらす影響とその対応について」、まず本市の商業と工業の状況をお話しさせていただきたいと思います。

本市の商業は、昭和35年以降の大規模団地の進出などによる人口の増加とともに発展を遂げ、団地周辺には新興商店街が、主要駅周辺には古くから形成された商店街と、大型商業施設が次々オープンしております。また、幹線道路沿いには家電量販店などの大型専門店も立地し、千葉県北西部の一大商圏を形成しております。しかし、商業を取り巻く環境は大変厳しく、特に商店街及びその構成員である個人営業の店にあっては、変化の時代に即した経営活動戦略が求められております。市は、空き店舗の活用、カード事業などの情報活用支援に重点を置き、商工会議所、商業団体と連携を図りながら支援事業を行っておりますが、少子・高齢化、情報化、環境への配慮など、さらなる社会環境、消費者ニーズの変化に即した支援事業を行うことが今後必要になってくるものと考えております。

次に、本市の工業の状況をお話しさせていただきます。

本市の工業は、千葉県企業庁が埋立造成した京葉港地区に、大型の食品工業団地や冷蔵庫団地、また集団化移転による市内事業所が進出し、順調な発展を遂げてきました。しかし、臨海部では既に大型工業団地の受け皿としての余地はなくなってきたのが現状であります、一部に、世界的な家具店のイケア・ジャパンが全国で初めて進出いたしましたところでもございます。

最近では、臨海部とは別に、船橋市北部地区に、ハイテク企業の誘致と市内住工混在地区の解消を目的とした中小企業の移転を図るため、地区の特性を生かした環境保全型の新しい工業団地である船橋ハイテクパーク（約50ha）が民間開発により造成され、世界的工作機械メーカーである森精機を初め、15社が進出してきております。

また、船橋駅北口の工業地区に、国際的企業であるシャネルの物流機能のシャネル船橋コーポレートオペレーションズセンターが進出しております。さらに、今月には、公的インキュベーション施設「ベンチャープラザ船橋」がオープンします。独立行政法人中小企業基盤整備機構が建設を進めてきたものでありますが、市も入居する企業等の賃料の一部を助成します。この事業も雇用の創出や地域経済の活性化につながるものと確信しているところであります、今後も商店街への積極的な支援と優良企業の積極的な誘致を図り、雇用の確保を図っていくことが大切であると考えております。

また、人口減少社会がもたらす地域への影響として、今後、いや応なしに労働力人口の減少により、新技術の担い手である若年労働者が減り、ものづくりや技術の継承に影響を生じること、所得の低下と貯蓄率の低下から、市内消費の冷え込みを招き、地域経済の衰退が懸念されます。

次に、行政とボランティア・NPO法人・民間企業等との協働についてでございますが、本市では、少子・高齢化の進展、厳しい財政状況、地方分権の推進など、行政を取り巻く環境が大きく変化していること、また一方では、団塊の世代の大量退職、市民活動の活発化といった状況も生じてきています。このような中、豊かで魅力あるまちづくりを進めるため、市民の持つ創意と意欲をまちづくりに活用することが必要と考え、平成18年4月に市民協働課を立ち上げ、市民、市民団体、事業者など、多様な主体との協働を推進するための仕組みづくりなどを行っております。中でも行政パートナー制度、行政パートナーを公募により登録し、市職員と協力しながら協働事業の企画・立案、市事業への参画などの活用を行います。2年目の平成19年度も8名の方を行政パートナーとして登録をしております。これの導入や市民協働推進員、市役所内の各所属がみずからの責任と判断のもと、必要なサービスを将来にわたって安定的、継続的に実施するための取り組みをしていく総合調整的な役割を担う職員で、各課に1人配置の導入など、市民との協働を積極的に図っております。

以上をもちまして、船橋市における地域の雇用・労働にもたらす影響とその対策についての報告といたします。

○石橋氏（司会） ありがとうございます。

ただいま、高知市さんからは、ひとえにいわゆる雇用の場の確保が市にとっての一番の大きな問題、現に労働人口の流出等の現象があるというような御指摘。また、浜松市さんからは、比較的恵まれているものの、一方で外国人問題等の別の問題も発生しているといった御指摘。さらには、船橋市さんからは、今後の問題として、ものづくり技術の低下、あるいは地域経済の停滞、こういった懸念があるというような御報告がございました。

それでは、最初に、地域における雇用確保対策を中心に座談していただければと思います。NPO 関

係はまた後ほど御議論いただきたいと思います。ただいまの御報告を受けまして、まず初めに渥美先生の方から何か御意見等ございましたら、お願ひいたします。

○渥美氏 地域の雇用・労働に関しては、本当に厳しい要素はいっぱいあると思います。それは本当に皆さんよく御存じのことですよね。それ以外に、じゃあポジティブな要素はないかということでおよとお話ししたいと思います。

まず1つは、知識労働者、ナレッジワーカーと言われる人たちの活用に関してです。高知県はテレワークで有名ですけれども、今の少子化対策の中で唯一中央政府が力を入れているのはテレワークで、安倍首相はとてもお好きみたいで、テレワーク、テレワークとよくおっしゃいます。昨年5月に国土交通省の仕事のお手伝いをさせていただいて、そのときに出した数字ですけれども、実際に今、テレワーカー、週に8時間以上家で仕事をしている人というのは1割いるのですね。自営業者に限ると2割を超えてます。週8時間以上ですから結構高い水準ですけれども、これをもう少し緩やかになると、週に時間を限らず働いているという人でいうとかなり高い割合になっています。そうした人たちが、そもそも若い人たちはITリテラシーが高くなっていますから、そして、女性や、余り言われませんけれども高齢者も、その場に働きにいくには若干ハンディがあつても、家で仕事をする、あるいは場所を限定して働くのであればというのは今後ふえていくのではないかと思います。

女性のテレワーク活用というのはよく言われることですので、本日は高齢者のテレワーク活用で御紹介したいのですけれども、熟年労働者の知恵、特に団塊の世代が今後引退してしまうと技術の継承が難しいというのはよく言われているところです。それで、私が知っている企業事例ですと、年配の社員の熟練技術をテレビカメラとかで地域のほかの同業他社の人たちに見せて、それを技術継承の1つのモデルとして、その企業はビジネスにしようとしているのですけれども、やっているところがあるのですね。その方が引退したときも、その人が家にいて、後継者の人たちの技術をテレビカメラで写してもらって、そこでアドバイスしてという形の技術継承をやろうとしています。

ITの活用としては非常にユニークな事例で、高齢者はITリテラシーが余り高くないということからは、余りテレワークはなじまないとと言われていましたが、ただ、ハードは今日進歩で、すごい勢いで進んでいますから、高齢者が使い勝手のいいITの活用というのはきっとあって、そういう形でのナレッジワーカーというのは今後進んでいくのではないかなど。恐らく地方自治体ごとに、行政の知恵いかんで幾らでもナレッジワーカーの活用というのは進められるのではないかと思います。

2つ目に外国人労働者の問題、これは本当に大変だと思います。御紹介があったように、そもそも行政の負担というのは、その方が働くことに付随するいろいろな社会的コストとして自治体が担わざるを得ない面があって、それは本当にゆゆしき問題だと思います。一方で、そこは中長期的には多分国がきちんと面倒を見るような形で施策が整っていくのではないかなどと思うのですけれども、外国人活用は、今は日本人がやりたがらないお仕事、3Kの仕事に入っているという入り方なので、まだ過渡期だと思うのですけれども、これが、今、政府が政策転換を図ろうとしていますから、日本人がやりたがらない仕事ではなくて、日本人がやりたい仕事にどんどん優秀な外国人が入ってくるような形で外国人に来てもらって、そこで日本の若い人たちの切磋琢磨が生まれるようなという、大きな政策転換を図ろうとしていますから、そういう形で外国人の労働の行政のノウハウを先に得ているところは、そういう形で、今後、外国人が今までとは違う形で入ってきたら、そのノウハウを生かして自治体の活力の源泉として外国人活用というのも中長期的にはあり得るのではないか。今は、短期的には負担

は絶対大きい、それは本当に大変だとは思うのですけれども、今後は、そこが逆に強みになるのではないかというのを強く思います。イギリスのワーク・ライフ・バランス戦略、先ほどバーミンガムのことで御紹介しましたが、バーミンガムは、都市部でバーンアウト、燃え尽きそうになっている人たちが移転してきているだけではなくて、外国人、例えばインド系の優秀な技術者たちがイギリスの地方都市にいっぱい入ってきて、そこで事業を起こして、地域活力の源泉になっています。そうした形でイギリスの経済の底上げ、地方都市の経済の底上げにもつながっていますので、今後はそういう形で外国人労働者を活用していくことも1つ自治体の戦略としてはあるのかなと考えています。

○石橋氏（司会） ありがとうございます。下嶋先生、いかがでしょうか。

○下嶋氏 浜松市と船橋市はかなり恵まれていると思うのですが、高知市は大変ですね。私、前にアメリカに工場を出すときに、いろいろな候補地を物色したことがありまして、そのときには、市長さんみずから何回も何回も来て、「ここに工場を建ててくれ」と。要するに雇用確保という面で、500人、1,000人規模の工場になるわけですから、それぐらい市長みずからセールスマンになって来るわけですね。だから、日本の自治体の行政の市長さんたちも、そういうことはやっておられると思いますが、やはり各市の特徴を出して、こういう企業を誘致したいというコンセプトがないと、多分、めったやたらにアプローチしてもなかなか来ないと思うんですね。

よくアメリカでやる方法というのは、1つの大学を核にして、その大学が一番得意な技術を産業として育成する、そういう関連の企業を誘致するというのがよくモデルとしてはあります。ですから、高知の場合には、高知工科大学が今、産学共同でかなり成果を上げていると聞いていますので、そこに何かシーズがあるのでしょう。また、冒頭に申し上げたように、高知でやりたいという企業もあると思うのです。その感度をやはりよくして、せっかく問い合わせがあった企業に対して、もっと経営のプロを用意して大事に育て上げるということも1つの方法なのではないかと思うのです。起業率と廃業率がどのくらいの状況かはわかりませんけれども、全く起業しない状態ではないと思いますので、大事に育成していくというようなことが積み重なっていけば、特徴のある雇用確保というができるのではないかなと思いますね。

○石橋氏（司会） ありがとうございます。ただいま渥美先生の方からは、ポジティブな要素、例えばいわゆるテレワーカーのようなものも考えていく必要もあるのではないかと。また、下嶋先生の方からは、いわゆる企業誘致をするにしても、もう少し明確なコンセプトを持って誘致すれば、高知でやりたいという企業も実はあるのではないかというような御指摘もあったかと思います。これらを含めまして、また、先ほどの3市の議長さん方の御報告を含めまして、いわゆる雇用確保対策等についてお話を進めていただければと思います。御自由にどうぞ。

○岡崎氏 前段でお話ししなかったのですが、平成19年5月の有効求人倍率を見てみると、全国平均の1.06倍に対して、高知県では0.47倍と半分以下であり、県下で最も雇用環境のよい高知市を含む高知公共職業安定所管内でも0.52倍に過ぎない状況です。平成19年3月の高校生の就職内定状況を見ましても、48%が県外に就職する。県内の求人を見ますと、県内は761社に対して、県外からは約2倍の1,387社となっており、この比率も極めて大きな格差があるという状況です。

特に、正社員の求人ですが、高知でも派遣社員なんかで対応する企業もあり、これも全国の0.7に

対して、高知県は0.3というような状況で、非常に厳しいものがあります。

しかし、そんな状況を座視するわけにはゆきませんので、高知市では、平成16年度から若年層を対象とした本市独自の雇用対策事業に取り組み、一定の成果は上げてきてています。しかしながら、現在のこうした厳しい雇用情勢を改善するためには、これまで以上の効果的な取り組みが必要であるということ、昨年度から国の地域提案型雇用創造促進事業の導入に向けて準備を進めているところです。

この事業は、今年6月の地域雇用開発促進法の改正により、国の直轄事業である地域雇用創造推進事業、いわゆる「新パッケージ事業」として位置付けられているのですが、高知市ではその法改正に合わせて、商工会議所や経営者協会などと協同で地域協議設立準備会を発足させ、国に事業構想を提案していました。その結果、ほぼ高知市の提案どおりの内容で国の事業採択の内示を受けることができました。今回は、全国で60の地域から提案があったようで、大変厳しい競争の中、本市が35の採択枠に入ったということで、我々も大変喜んでいるところです。

これを受け、8月には、「新パッケージ事業」の事業実施主体となる高知市雇用促進協議会を正式に発足させるといったように、今、事業実施に向けていろいろと準備をしております。これから3年間の期間内に、総事業費1億8千万円で、延べ40の事業を実施するということでありますので、雇用環境の改善や地域経済の活性化に大きな貢献がなされるものと期待をしているところです。

それから、現在、県選出の山本有二衆議院議員が再チャレンジ担当大臣でやっていますけれども、我々としても就労希望者に再チャレンジさせ、これを受け入れる雇用の場とチャンスを提供しなければならない。だから本市でも雇用対策として若者就職応援セミナーなど、再チャレンジに向けて職業人としての基礎的スキルを身に付けてもらうという施策とか、無料職業相談などいろいろなことをやっております。ただ、仕事に対する若者の考え方方が変化し、1つの仕事になかなか定着しないという面もありますし、施策をいろいろやりながらも、依然として大変厳しいところがあります。

それから、下嶋さんが大学のことを言われましたが、高知工科大学も公設民営という形でやっていて、現在、酸化亜鉛による防錆被膜の新しい研究とか、それとおっしゃられたような企業との連携等、その点では県も随分と力を入れて、産・官・学の連携を呼びかけ、推進策を講じています。やがてそういう努力が1つ1つ芽を吹いてくれると期待しています。また、地場の企業と工科大との連携とか、高知市と高知大学との連携とか、様々な分野で提言を受けたり、有効策を積極的に模索しておりまして、これらの取り組みが実を結べば、少しずつ明るい展望が開けるわけで、懸命にその作業を進めているところです。ただ、こうした努力はしていますけれども、具体的に目に見える効果の広がりとまではいっていないというのが実情です。

また、これらに先行して、あるいは併行して本市も執行部と議会が雇用創出にも取り組んではいるんです。これまで情報系団地の造成や、住工混在の解消を図るための工業団地の分譲、あるいはコールセンターなどの企業誘致を図ったりしながら雇用の拡大について随分と努力をしており、この点ではだんだんと実を結んでいる面も出てきていますので、我々議会としましてもバックアップしながら、今後も引き続き努力していくなければならないと思っています。



○石橋氏（司会） 今、高知市さんから、努力はしているのだけれども、なかなかというようなお話をありました。1つは、地場企業の育成という視点も必要でしょうし、あるいは企業誘致という視点からの活性化策も必要だと思うのですが、せっかくの機会でございますので、高知市さんに何かお知恵、サジェスチョンでもあれば、どうでしょうか。

○村田氏 船橋市では、先ほど話しましたように、ハイテクパークというのを北部の方にフジタが開発したのですけれども、そこに、うちの方が誘致したかどうかわかりませんけれども、森精機という世界の精密機械のトップメーカーですけれども、来まして、市内の雇用がどのくらいふえたかはわかりませんけれども、396人の従業員がいるのですね。社員が296、パートが100ですから、このパートは多分近隣からのパートではないかと思いますけれども、そういう関係では、誘致したといいますか、助かった部分があります。また、シャネルが、本社機能は東京にあるらしいのですけれども、いろいろなブランド品で、ここに来ているのは化粧品なのですが工業団地が出ていったところにシャネルが来て、これはシャネルの化粧品の研究所も兼ねてやっていまして、研究しながらシャネルの化粧品をつくっているのですけれども、それ以外に集荷施設も兼ね備えているのです。成田に空輸されてきたものを一たんこの船橋のシャネルのセンターに置いて、どういうことをするかといいますと、シャネルの直販店の従業員さんを船橋に呼んで、品質だと売り方のレクチャーをするらしいのです。1泊2日だとか2泊3日とか、研修も兼ねているらしいですね。そういう点からいきますと、船橋にシャネルが来たことによって、全国から来た若い人たちが、本当は市内に泊まれる施設が十分にあればいいのですが、東京の方に泊まって、船橋で研修を受けて帰るという、そういう面での効果が出てきました。

なぜシャネルが来たのかといいますと、成田から東京に行くちょうど中間地点で、比較的交通の要衝みたいな感じなのですね。船橋は昔の宿場町で、東西の街道は、千葉街道を初め京葉道路がありまして、また、成田から東京に行くちょうど中間ぐらいで、いいんじゃないかなと。シャネルの社長さんにはつきり聞いたわけではありませんが。どうも利便的に、一たんそこに置いて、研修して、そこか

らまた全国に発送するのにちょうどいい地域だったんじゃないかなというのが1つあります。

もう1つお話ししたいのは、特定退職金共済制度だと雇用促進奨励金制度、障害者職場実習奨励金制度を毎年予算化してやっています。それ以外に、船橋市で成功したのかなというのは、市の独自の事業ではないのですが、若者就業支援事業補助金を今年度からやるようになったのですが、これは厚労省の通称ジョブカフェです。若者、15歳から34歳までが対象の就業支援事業の一環で、これを船橋に誘致できたのです。船橋市が建設した再開発ビル、フェイスといいますが、船橋駅南口のこのビルの中にジョブカフェが誘致できたというのが大きいのですね。厚労省の肝いりで、松戸市に行くか千葉市に行くかと競争していたのですね。たまたま船橋に誘致ができまして、そのジョブカフェが今非常に若者が来まして、なぜ来るかというと、就業決定率が非常に高いのです。全国で3位ぐらいに入る決定率がありまして、非常に懇切丁寧に教えてくれます。何を教えるかというと、履歴書の書き方から全部教えてくれるのですね。面接の応対の仕方だとか、懇切丁寧にやりまして、進路決定者数が去年で1万3,911人いたのです。そのうち市内の方が3,393人で24.4%、15歳から34歳までの方の決定したうちの4人に1人が船橋市内在住の方だったということで、かなりこのジョブカフェは誘致をできてよかったですという感じがします。登録企業数も2,250社で、そのうち市内の企業が270社登録しています。先ほどお話ししたインキュベーション施設というのは、旭硝子が撤退してしまったのですね。13haが今空き地になって、今、土壤の改良をしていますけれども、その土地の一部を借りて、経済産業省の肝いりでインキュベーション施設を誘致して、船橋は中小企業が多いわけですが、研究施設がないわけですね。施設を提供して、そこで研究していただいて、しかも、船橋市の場合、当然異業種との交流もずっと図っていますから、異業種とのセットをしたりしまして、そういうものの発掘をして、発信していければなと思っているところです。

○石橋氏（司会） 船橋市さんの御意見は、船橋市さん独自とは言い切れないものの、市としてもやはり今、インキュベーションに支援、育てていくということだと思います。そういった施設の誘致あるいは異業種交流の促進とか、こういったことでそれなりの成果を上げられているのではないかというような御報告だったと思います。さらには、シャネルの進出というお話がありましたが、千葉市でなく、何故、船橋市だったのかということが知りたいのですが。

○村田氏 もう1つ、イケア・ジャパンも船橋に誘致できたのですね。

○石橋氏（司会） 何か魅力があったのでしょうかね、きっと。都市としての。

○村田氏 イケア・ジャパンについては、本社機能もここに設けていただきましたから。

○石橋氏（司会） そうすると、やはり高知市さんも、多分気がついていないかも知れないのですが、何かあるのかもしれないという気もちょっとするのですね。単純に考えれば、「司牡丹」は高知でしょうね。ただ、酒造は、余り景気もよくないし。何かやはりあるのかもしれませんね。

○村田氏 船橋市は、先ほどお話ししたように交通の要衝といいますか、9路線35駅あるのです。面積約86km²で、路線・駅がそれだけあります。そのマイナス面もありますけれどもね。放置自転車が多くてどうしようもないとかいう部分もありますけれども、そういう点では東京にも行きやすいという部分もありますしね。

逆に、商業施設でららぽーとというのが最初にできた所です。今、ららぽーとは、豊洲だとか、柏の葉とか、ちょっと有名になりましたけれども、もともとは船橋が発祥なのですね。年間2,000万人のお客さんが来るんですが、そういう商業施設もあって、その近くにイケア・ジャパンができましたから。そういう点では、商業のまちにもなっていますね。

○岡崎氏 高知市もこれまでに、隣接の土佐山村と鏡村、いずれも中山間地域で人口は少ないですが、合併を終えまして、鏡川という市の中心部を流れる川が、下流から上流域まで1つの高知市域に包含されました。そして、来年の1月には高知市の西隣の田園地帯である春野町と合併をいたします。これにより県内では一番広い耕地面積を有する高知市となります。

合わせて、仁淀川という、日本最後の清流と言われる四万十川に匹敵するぐらい水のきれいな川ですけれども、その下流地域も含めて春野町がすっぽり高知市に入ってくる。川の部分は最下流域ですけれども、本市がこれを包含することで長い海岸線とともに、ほぼ円形に近いような均衡の取れた地形の35万人の新しい高知市が誕生します。春野には、県有の大きなスポーツ施設もありますし、合併によって高知市は、中山間と都市部、田園地帯という極めてバランスの取れたまちになりますので、これらの要素をうまく絡ませながら今後の市政を展開していきたい。市長もそんな思いでおりますし、議会としても決意を新たにして新市の発展と市民生活の豊かさを求めて頑張ってまいります。自然環境面では山、川、海の恵まれた一体感のある状況を有効に生かして、新しい展望を開きながら、雇用とかいろいろな課題に取り組んでいきたいと思っています。

それから、船橋市の議長さんが言われていましたけれども、高知市も圧倒的に観光に頼ってきた県ですので、これまでに蓄積した経験を生かして、さらに新しい観光資源を発掘するなどして、有効に活用していくかなければならないと思っています。夏のよさこい祭りとよさこい鳴子踊りは、全国や国外にも広がっており、踊り子さんも全国からやって来ますし、大勢の観光客が高知を訪れますので、経済波及効果も相当大きいものがあります。圧倒的な雇用とまではいきませんけれども、観光も地域活性化と第三次産業面での雇用拡大効果は大きいですよ。いろいろな角度と新しい切り口で今後の展望を開くということで、これから議会としても前向きの取り組みをしていかなければなりませんと考えています。

○村田氏 私どものところは、先ほどお話ししたように旭硝子があつたのですね。これはブラウン管をつくっていました、もうブラウン管の時代ではなくなつたものですから撤退してしまったのですよね。それが13ha空いて、そこでブラウン管をつくっていましたから、重金属を埋めたりしていまして、60億ぐらいかけて、今、土壤改良しているわけです。そこがどうなるかというのは大きな問題になるのです。この13haについては、旭硝子が主導権を握っているのですが、船橋市としても当然ある程度の関心を持っております。雇用が創出できるかどうか。それに付随して、旭硝子の下請といいますか、協力会社といいますか、旭テクノグラスという同じような会社があるのですが、それがまた撤退するのがもう決まっているのです。そこも、野球場が9面ぐらいとれる非常に広大な土地が空いてくるわけですね。それをどうやって雇用につなげられるか。下手すると、またマンションとかいう形。先ほどお話ししたように、西部地区の準工業地帯が、企業が撤退して、そこにマンションができてしまつたら、元も子もなくなってしまうわけですよね。それをどうするか、雇用につなげられるかというのは、これから船橋市にとって大きな問題になってきますね。商業施設の大きいのが来るんじゃないとか、イオンだとかが来るんじゃないとか。そうすると、パート労働で少しの雇用になる

のでしょうけれども、それが本格的な税収にまでなるかというと、そんなに見返りはないんじゃないかなという部分があるものですから、どのように雇用につなげる企業が来ていただけるか、あるいは都市計画をある程度変えて、ほかの面でできるようにするのか、ここ1~2年で判断しなければいけない部分にもなってきますね。

○岡崎氏 時代の流れは新しい技術や企業を産み出し、ブラウン管などは時代の彼方に押しやられて消えてゆくのですね。そして街の姿も変わる。でも、旭硝子さんの広大な跡地の今後についても船橋市さんのような立地条件がよい所には、また別の企業が立地しやすいんですよね。新たな雇用の創出や人口定着への選択肢も多くデッサンが可能でしょうし、うらやましい限りです。

○村田氏 ブラウン管をつくっていましたので、テレビのブラウン管はこれからどんどん縮小していく感じですかね。それと、海外にもでき上がっていますから。ですから、そこでは生産しなくなってしまったのですね。撤退してもう2年ですかね。

○酒井氏 先ほど下嶋先生が、企業誘致に対して、魅力ある、特色のある誘致の方法を発信しなければいけないと述べられましたが、まさしくそのとおりでありますて、浜松市も、浜松モデルの産業支援の仕組みを考えてやろうということで今一生懸命やっております。浜松産業創造センターというのを既につくってありますて、下嶋先生のおっしゃる企業誘致につきましては、まさしく産学官の協力がうまくいくかどうかということが成功のかぎを握るのですね。特に浜松市の場合は、いわゆる光技術の最先端を行っている世界的企業の浜松ホトニクスというのがあるのです。これはすべての宇宙船、人工衛星、それからデジタルカメラあるいは普通のカメラですね、ビデオカメラもそうですが、全部それには使われている。一番有名なのはカミオカンデ、岐阜県にありますね、素粒子を測定したという、あのハードをつくったところの会社なのです。ノーベル賞をもらいましたね。そこが光産業創成大学院大学を浜松につくったのです。大学院だけなのですね。そこで、まさに世界最高の勉強と研究をさせて、そこで育った人はまた会社へ返るのではなくて、みんな起業しよう、企業を起こせというコンセプトでやっているのですけれども、まさにそういう形で人材育成を目指しているわけなんです。そこではいわゆる断層写真のPETなんかもつくっているのですけれども、そういう産学官の連携で人材を育成する、そしてその人材が育ったら必ず起業せよと、そういう、まさにナンバーワン、オンリーワンの企業を浜松から創造しようという壮大なコンセプトでやっていて、今成功しつつあるわけですけれども。

そういう中で、やはり目的は何かというと、最初の課題に戻りますけれども、少子・高齢化で市税が少なくなる、だから、企業が外へ出ていったら何にもならなくなる。そのためには、すばらしい企業を、そして雇用を創出してくれるような企業を誘致しなければいけないということです。ただし、ただ誘致するだけではなく、やはり魅力のある都市として、魅力のある周辺技術があるということで、例えば光産業にしても、医療機械の開発にしても、今言った浜松ホトニクス、それから静岡大学の工学部、浜松医科大学という、そういう産と学があります。それに浜松市と商工会議所がきちんとスクラムを組んで、浜松らしい特別な発信ができるようなすばらしい企業誘致と、それからナンバーワン、オンリーワンの企業を育てようというコンセプトでやっているということで、これは多分100%成功していくだろうと確信しておりますが、そのためには、やはり場所を確保しなければいけないということで、浜松モデルをつくり、産業支援によって、企業を誘致しないといけないと思います。さ

らに今度、大丸が浜松市にオープンします。大丸が来ると、大体雇用も1,500人ぐらいあるのですね。これは商業の方ですけれども、工業の方でもまさに立地する土地が必要です。今まで農地法だ、農業振興法だということで、まさにがんじがらめになって何もできなかつたわけですが、それを浜松独自の方策でもって開発ができるようにしようとするものです。そして、すばらしい研究施設、企業団地、特にハイテクを中心とした企業を持ってくる。当然のことながら、そこでは雇用が生まれないとまさに意味がないわけですから、そういう観点から中期的な視点でやっていこうということで皆さんがあながてくられたものですから、非常にいい傾向になってきています。そのロケーションとしては、浜松市というのはいわゆる東海道ベルト地帯でありますので、非常に交通の便がいいという地の利があります。

もう1つ、浜松の良さというのは、私が言うのもおかしいですけれども、浜松人気質というのは、土地の者とよそ者という壁を一切つくらないところなのです。ですから、そういう気風が世界的企業を生む基礎になったと思います。そこでやはり人間が育つ、定着してくれる、安心して研究してくれる。それらをバックアップするのは、やはり行政が一番やらなければいけない仕事の1つですから、少子・高齢化の大きな流れの中で、やることはたくさんありますけれども、特にこういう産業創造センターをつくって、そして浜松市をまたオーナーワン、ナンバーワンの企業の集積にしようという遠大な理想については、私どももどんなことがあっても実現しなければいけないと、企業も議会もそのことについては大きな責任を感じておりますので、これは一生懸命やっていきたいと思います。

ただ、今日もいろいろ船橋市さんと高知市さんのお話を聞いて、やはり土地の差というのは、抱えている問題というのは違うんだなということをさまざまと感じましたね。それでも、それぞれの都市が都市間競争で知恵を出し合ってやるというのが基本でありますので、それにやはり頑張っていかなければいけないかなと思っております。

○石橋氏（司会） 浜松の酒井議長さんにまとめていただきまして、ありがとうございました。

恐らく船橋市さんが言うような異業種交流あるいはインキュベート機能も必要でしょうし、浜松市さんの言われたような産学官の協力、あるいは下嶋さんがおっしゃったようにコンセプトのあるような企業誘致、こういったところが1つの処方箋として見えてくるのではないかというような気がいたします。

・行政とボランティア・NPO法人・民間企業等との協働について

○石橋氏（司会） そして、お時間もかなり押してまいりましたので、最後の「行政とボランティア・NPO法人・民間企業等との協働」ということについてお話をいただきたいと思うのですが、この問題提起というのは恐らく、人口減少社会になると、当然ながら福祉はますます需要が拡大する一方であるわけです。そうした中において、福祉は、よく言われるように自助、共助、公助と、こういうレベルでやっていこうではないかと。そうしますと、やはり行政とボランティア・NPO法人との関係が非常に重要であろう。とりわけ今までは、公共というのは政府だけが担うものだという固定概念があったわけでありますが、しかしながら、最近、物の考え方は多様化しております。ある面では、民間が担う公共の領域、分野、こういったものもあるのだろうというのが一般的の今の認識になりつつあります。

そこで、こういったボランティア、NPO法人あるいは民間企業等との協働について、どうあるべき

かというようなことなどについていろいろお話しいただければと思います。後ほど、最後に船橋市さん、高知市さんの方からも御発言いただこうと思いますが、ここは御自由に御議論いただければと思います。

○酒井氏 まさに福祉の分野においては、ボランティア活動を主体としたNPOの人たちとの連携というのを除いては考えられない時代だと思うんですね。そのためには、本当に中身のあるNPOでないといけないわけだし、そういうNPOを育てるのも行政の1つの仕事であると思います。また、行政とNPOとの間で契約上たくさんの仕事をNPOにして、そしてNPOに十分な活動をしていただくということを基本ベースとして私どもも考えていきたいと思っています。

○岡崎氏 最初に財政問題がありましたけれども、我々はいくら厳しくとも、市民生活を守り、財政の健全化と取り組んでゆかなければならぬ、そして行政の停滞は許されない。福祉の問題も後退は許されず、前進させていかなければならないという基本的なスタンスで取り組んでいます。今日の総会の報告の中にもありましたように、本市の実地調査もしていただき、「いきいき百歳体操」その他評価下さって紹介していただいたわけですけれども、この体操は市の職員の発案でモデルを作り上げて、それが今では、市内160ぐらいの地域に波及して、さらに市だけでなく県下、あるいは県外にも拡がりを見せ、高知発の高齢者の健康保持施策として注目されているところです。

最近では、韓国の政府関係者や大学教授の方々が本市を視察に来るといった状況も生まれています。とにかくお金がかからないように、元気で過ごしていただく。年がいった場合の医療費を削減するためにもやはり健康でいてほしい、そういう思いがボランティアの間に広がり、その方々のおかげでこの百歳体操が大きく普及していくことにつながっているようです。

まあ、これは一つの成功例なのですけれども、高知市も今、市内を4つのブロックに分けて、健康福祉センター的な機能を持たせた施設を当初の計画どおりに完成させまして、地域、地域で子育ての面だとか、障害者や高齢者支援であるとか、いろいろな企画やメニューを構築して取り組んでおり、あるいは全市的に中学校区単位で配置されているふれあいセンターの機能を生かしながら、そこでは民生委員、児童委員、社協の方とか、町内会や自主防災といった組織など各種団体やその連携も含めて、いろんな形のボランティアの方々によって、地域内あるいは地域の枠を越えての交流とか、地域での共助・共生の様々な取り組みが随分と広がってきてています。そのことは、財政難の中で、新しい取り組みとしてこれから高知市の医療や福祉にかかる大きな力として意味をなしてくるんじやないかと思っております。そういう意味で、今度の実地調査の中にも加えていただいたわけですけれども、これは厳しい中での取り組みとして、皆さんの市で今後起こってくる少子化、高齢化に向かう取り組みの中で、本市の具体例というかサンプルは、いくらか先行市、先行県として後々への参考になる面もあるのではないかと思っています。

○村田氏 ボランティアは、少子・高齢社会で財政が厳しくなるから、当然、NPO法人にお願いする、民間にお願いする、あるいは行政ボランティアにお願いする部分は多くなってくると思います。船橋市の場合、いろいろな協働をしていただいているけれども、最近の事例でいきますと、小学生の登下校の見守り隊みたいな形で防犯ボランティアを募集しましたら、瞬く間に全校にでき上りました。これは強制ではないです。学校と地域と先生方と話し合っていただいて、今、小学校の通学路に、要所要所に防犯ボランティアの方が立って見回りしてくれています。登校するとき、下校するときです

ね。しかも、いいのは、地域単位でやっていますから、どこそこのお孫さんだと、どこの子供だつて、もう顔見知りになっているわけですね。だから、声をかけても子供たちがあいさつするとか。それが、多分どこかのところに委託をして、知らないおじさん、おばさんが立っていたら、そういう触れ合いもなかったんじゃないかなと。地域の人たちが地域の子供たちを見守るという制度ですから、子供たちも安心して、あいさつしながら元気に学校へ行ける。あるいは、「きょうは、〇〇ちゃん、顔色悪いんじゃないの？」と声をかけられたりして、いい雰囲気で防犯ボランティアというのが発足して、ずっとなっているんですね。

ただ、一部、議会で問題になったのは、お年寄りは責任感が強いものですから、自分の体が悪いのを押して行ってしまうのですね。それで、かえって悪くしてしまうとか。少々熱があっても、「〇〇ちゃんが通るから行かなくちゃいけない」とかいう責任感を感じてやっている部分が一部ありますけれども、そういう防犯ボランティアだとができますが、それができ上がりました。

それから、地域単位での夜回りですね。防犯パトロールということで、船橋市の方で、1町会2万円まで限度で、たすきだとか懐中電灯とかを買う助成金。最初には、もう3年前ですかね、60万円ぐらい30団体に助成しました。今ほとんどの町会で防犯パトロール隊というのができ上がりまして、自分たちで決めてパトロールしています。光るたすきをやったりなんかして、帽子を合わせてつくり、そういうボランティアが育成されつつありますね。

○下嶋氏 私は、先ほどの四国アイランドリーグの話ですけれども、もともとはそんなに収益が上がるモデルではありませんから、NPO法人でやろうということで考えていたことはあるのです。ただ、申請の期間とか制度の難しさがあって、民間としてスタートした。NPO法人と行政とのあり方の研究というのですか、もっとそれを知り尽くしていればうまく利用できたという部分もあるし、実際そのチームを立ち上げると、膨大な数のボランティアの方が来てくれるのですよ。これは本当にうれしいことなのですが、まだまだ我々にはボランティアを使いこなせるノウハウとか経験もありませんでしたから、みすみすその人数を逃してしまったというようなこともあります、これは、今後、少子・高齢化の問題を考えるときに、そういう部分も研究対象にして、いい効果を出せるようにしたらいのではないかなと思いますね。

また、先ほど防犯ボランティアの話が出ましたけれども、アイランドリーグの選手が道路に立って、野球のユニホームを着ながら小学生の登下校を見守るということはやったことはあるのです。これは非常に地元に浸透していくまして、好評でしたね。だから、そういう意味でも、我々としてはいずれ1県に1チームの独立リーグをつくりたいという構想がありますから、少しずつ地道にやっていきたいと思っています。

○渥美氏 ボランティア、NPO、また民間企業との連携・協働、これに成功した自治体が本当に勝ち残れるのではないかと強く思っています。

3つのことを申し上げたいのですが、まず1つ目、女性活用という点で、最近おもしろい企業誘致の事例なのですけれども、ある地方都市で最近、1,000人近いコールセンターの誘致に成功したのですが、その企業が地方都市に行くことに決めた決め手というのは、そこに高等教育を受けている女性で専業主婦をしている人たちがこれだけいるというデータを自治体が出たそうなのです。それで、先ほど潜在的な納税者という話もいたしましたが、潜在的な労働力としてこれだけの人たちがいるということを自治体が売り込んで、それはきちんとしたデータに基づいたものなので、企業は、それだ

ったらということでつくって、1,000人規模ですから非常に大きなもので、事業所内保育施設、預ける場所もつくって、そこにNPOが入るような形で自治体が協力して、稼働して1年ちょっとですけれども、非常に業績がいいらしいです。専業主婦の人たちが、それまで働き場所がなかなかなくて能力を発揮できなかつた人たちを、オール専業主婦でつくった事例としては日本で唯一で、非常におもしろい事例だと思っています。こういう形で、恐らく企業も労働力確保に躍起になっていますから、うちの自治体にはこれだけ潜在的な労働力がいるんですという形でアピールしていくというのは、1つ自治体の知恵の絞りどころなのではないかと感じました。

2つ目は高齢者の活用で、先ほど防犯見回り隊、本当に各都市で工夫なさってユニークな事例がふえていると思います。高齢者の方々が、例えば保育所と特養との交流を、NPOを介してつくった自治体は、特養のお年寄りたちが生き生きとして健康年齢が高まると、医療的なデータによると、健康度合いが改善された。それは、異年齢の、特に子供たちと接することによって活性化したということ。そういう形での連携、異年齢の交流の場をつくるという形の自治体の働きかけというのも今非常にふえていますし、福祉を削減というのはとかく給付カットとかになりやすいですが、そういう形で結果として恐らく健康度合いが改善されれば介護費用も削減されるでしょうし、そういう形での出会いの場の設定というのも自治体としての知恵の絞りどころかなと思いました。

最後に、若年労働者雇用ですが、ここも本当にユニークなことをなさっているところがふえていて、講演の中でも、若年労働者の就労選択というのが変わってきているということをお話しました。単に所得だけでなく、自分の時間が確保できるかとか、あと働きがいということで、大企業でなくとも中小企業で働く、むしろ中小企業の方がいいという人たちも若干出てきている。最近のおもしろい自治体の事例だと、子育てするのだったら何々市へみたいな形で、インターネットカフェにポスターを張って、若年労働力誘致に着手して、実際に幾つか引き合いがあるようです。

また別の自治体さんすけれども、こういう形で若年労働者のニーズが変わってきているということをお話ししたら、その自治体さんが中小企業に対する助成金として事業所内保育施設をつくりやすくした自治体があつて、それもまた地方メディアを使って周知したところ、大企業に勤めていた人がわざわざやめて中小企業に、預ける場所がなくて困ったからそこに勤めたいということで、子供の預け場所があるということで中小企業にかわった。その従業員の方にもお話を聞いたのですけれども、娘とお風呂に入る時間が今までなかったのが、できてうれしいと。所得はちょっと減ったけれども、今は満足しているという声もある。その事例を、その自治体さんがまたいろいろなルートで流して、同じような引き合いがまた地元の企業にふえている。

若年労働者の確保という意味では、最近、そもそも今労働力となっている人たちではなくて、将来の労働力である子供たちに対して地域の企業のよさをアピールしようというのもあります。交流人口から定住人口という話もありましたけれども、観光を、例えばそもそも修学旅行もそうですし、学生のサークルとかの合宿もそうですけれども、うちの自治体のよさを知つてもらうためにどんどんそういう人たちに来てもらって、そのときに旅行会社とまた組んで、その地方のよさをアピールして、それが1つのきっかけになって、就職になったときに、わざわざゆかりがないその場所に、住みよさそうだからきましたみたいな、中長期な観点から若い人たちにアピールしている自治体というのが最近出てきている。

小学生のころから、夏休みに都市部の小学生たちをぜひ来てくれということで、自治体の遊休施設を開放してキャンプみたいなことをやっている自治体もございますし、ほかの事例ですと、地域内で

の経営者とNPOの連携ということで、企業経営者にぜひ御自分の事業をなさっての苦労を地域の小学生に話してくれということで、村上龍さんの本みたいな形での交流を経営者と教育機関、また、最近は保育所にまで派遣しているようですけれども、そういう形で企業の方が子供たちに話しかけることによって、将来的にこういうところで働きたいなど地元の子供たちに思ってもらう、それが将来的に流出人口の歯止めにつながるのではないかというような知恵を絞っているところもあります。そういういろいろな知恵があるので、ぜひ地方政治の重責を担っている皆さんには期待を強く持っております。

○石橋氏（司会） ありがとうございます。一応これで大きなテーマは終ったわけでございます。

そこで、先ほど、行財政にもたらす影響などについて、議会の役割みたいなことでちょっと話を触れさせていただいたのですが、人口減少社会そのものに対しての各議会の果たすべき役割、今後の役割みたいなことについて御意見があれば、御発言を簡単にお願いできればと思います。

○酒井氏 少子・高齢化社会に向かっての影響とその対策については、やはり行政と議会というのは別々を向いてはいけないということですね。目的が1つあつたら、行政も議会も同じ方向を向いて進む、これが原則であるということで、浜松市でも、この原則を曲げないで、協力体制をとってやりたいと思っています。

○村田氏 きょう、渥美由喜先生、また下嶋忍先生には、実体験からのお話、貴重なお知恵をいただいて大変ありがとうございました。

船橋市はまだ人口減少ではないものですから、なかなかじまなかつたわけなのですが、先ほどお話ししたように、今後、7年後には減少社会になると思われますから、そのシミュレーションをするように、議会からも行政の方にそれはお話をします。

特にここでお話ししたいことは、船橋市は昨年の12月議会で「船橋市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例」というのを議員発議で制定したのです。これはどういうことかといいますと、基本構想をはじめ、条例、予算、決算、契約などは議決事項になっていますけれども、基本構想以外の重要な計画というのは余り議会の方がチェックできなかつた部分があるわけです。福祉計画だとか何とかというと、行政が独自につくって、でき上がつたものを議会が後で見るという、議決事項ではなかつたのですけれども、船橋市の場合は、重要な計画はすべて議会がチェックするような条例にしたのですね。平成23年度からの基本計画というのをこれからつくらなくてはいけないのですが、当然それは、人口減少を含めての計画になってしまいますから、より議会がチェック機能を果たしながら、人口減少社会に対応した行政はどうあるべきかということを、そういう条例のもとに考えて発信していきたい。

最後になりますけれども、船橋市はこれから政令市に向かうのか、あるいはこのままでいいのかというのは、政令指定都市を考える議員の会というのをつくりまして、1年かけて静岡市さんや他の都市を視察してきたのですが、結論としては政令市を目指すべきだという声が多かったのですけれども、果たしてスケールメリットが市民にとっていいのかどうかというのはまだ研究の余地がありますので、そういうことを考えながら、いずれにしても市民の皆さんのが安心して暮らしていくようなまちづくりを第一に考えていきたいなど考えております。

○岡崎氏 今日の渥美先生のご講演を聞かせていただいた中で感じたことの1つは、芸術家や学者などの日本の優秀な頭脳が国外へ流出する、また、地方から大都市へ流れる状況があつたが、今後はこの傾向が他の分野でも顕著になることが予想される。さらに、人口減少は優秀頭脳を生み出す分母人口が減るので、必然的に優秀頭脳も減少する、そんな状況が随分出てくるんじゃないかとお話されたこと。もう1つは、中国や韓国などアジアの近隣諸国の中には、日本はやがて人口問題で低落するから慌てることはない、日本の人口減少の未来を予測して、必ず我々の国が国力において勝利をおさめるとの論考があるというお話をされたので、これは国自身も、そして我々も慎重に対策を考えなければいけないのではないかという印象を強く受けました。合わせましてね、議員も、時に痛みを感じるようなことでも、しっかりした分析と、指針を示して、いいことだけ言うんじゃなくて、痛みを共有していただくような行政の施策についても勇気を持って発言していく、そういう立場というのがこれから非常に大事になってくるのではないかということを今日の会で強く感じましたね。

それから、格差をですね、自治体運営を河川の流れに例えてみると、三位一体の改革という河川改修で本流改修が進み、中心河川の大きな流れに引かれて、上流とか小さな支流自治体まで引き砂現象により底の泥まで一緒に流されてしまって、魚がすめないような部分や事態が生じている、努力では追いつかないような格差が生じていることなんです。この問題を議会としても地域としてもどうとらえるのか、どういう形で国に対しても分かつてもらえるような行動をしていくのか、議員と議会という立場で、この大事さも今日のお話の中で改めて感じました。

渥美先生の講演とこの座談会を通じて、また、船橋市と浜松市の議長さんのお話にふれて、両市さんは自治体規模も異なり、財政規模も我々とは違う、人口問題も高知ほどの切迫感がまだないように感じました。しかし、必ずやがて通る道であり、本市が直面している厳しい状況も参考としていただける、理解願える部分があったのではないかと考えます。そんな印象と、私自身大変勉強になったことを申し上げて終わりにいたします。

○石橋氏（司会） あと、せっかくの機会ですので、市民の立場あるいは民間の立場から、議会に対する果たしてほしい役割みたいなことがあれば、簡単にお願いできればと思います。

○渥美氏 私、去年、少子・高齢化の国際会議に出たときに、諸外国の研究者から口々に言われたのは、日本はこれまでの、例えばオイルショックとか大きな危機に対して見事に乗り越えてきた、だから、この人口減少という非常に大きな問題についても必ず解決を与えると我々は思っていると、そういうふうに世界は見ているようです。私も本当にそうあってほしいと思っています。

少子・高齢化の克服というのは、決して国主導ではなくて地域主導ではないかと思っています。ですから、ぜひ地域の皆さん、地方の政治で重責を担っている皆さんが出し合っている知恵を国に届ける、そういう形で国を動かしていく、そういうふうになっていってほしいなと思います。

○下嶋氏 私が思ったのは、半導体の業界を見ていまして、膨大な数の研究者がいて世界の一流レベルの半導体技術というのができているわけですね。非常に底辺が広く厚いので、難解な問題も解決できるのです。少子・高齢化問題も、渥美先生のような方がもっと増えて膨大な基礎研究の中で、定常人口を8,000万から1億に落ちつかせる、それは何も科学・生命学的な研究でだけではなく、当然社会学や政治的な課題という多面的な側面も含めて、研究をすれば必ず解決すると思っています。ぜひ研究仲間を増やしていくつもいたいと思っています。

4. 閉　　会

○石橋氏（司会） 以上をもちまして、各テーマの座談を終了いたしたいと思います。閉会に当たりまして、岡崎会長からご挨拶をお願いいたしたいと存じます。

○岡崎氏 大変御苦労さまでございました。閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、都市行政問題研究会の座談会を開催いたしましたところ、皆様方におかれましては、長時間にわたり終始熱心な御議論を賜り、誠にありがとうございました。本日の座談会が本研究会の調査研究に必ずや資するものと確信をいたしております。皆様方からいただいた数々の貴重な御意見は、本研究会の報告書の重要な部分である「提言」に反映することいたしております。また、本日の座談につきましては、会議録として報告書に盛り込ませていただきたいと考えております。

今後とも皆様方の御協力をお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○総会 講演録

1. 第84回総会

「四国アイランドリーグの挑戦～地域活性化の起爆剤～」

四国アイランドリーグ代表

石毛宏典 氏

2. 第85回総会

「日本の将来推計人口等について」

国立社会保障・人口問題研究所企画部長 東 修司 氏

3. 第86回総会

「人口減少社会と都市行政」

(株) 富士通総研主任研究員

渥美由喜 氏

第84回総会 講 演

「四国アイランドリーグの挑戦～地域活性化の起爆剤～」

四国アイランドリーグ代表

石毛 宏典 氏（元西武ライオンズ）



【講師プロフィール】

1956年9月22日千葉県生まれ。市立銚子高校、駒澤大学を経てプリンスホテルへ。1981年西武ライオンズにドラフト1位で入団。遊撃手・3塁手。右投右打。背番号は7。プロ1年目の1981年から首位打者を争う活躍をみせ、打率.311で長嶋茂雄以来のルーキー打率3割を達成。21本塁打、25盗塁という新人とは思えない活躍で新人王を獲得。1988年打率.389、3本塁打の活躍で、日本シリーズMVPを獲得。1994年6月11日のダイエ一戦では1イニング2本塁打を記録。西武在籍14年間中には11度リーグ優勝、8度の日本一を達成。そのうち5連覇とリーグ4連覇を1度ずつ含む。圧倒的な強さを誇り、西武黄金時代をつくる。1995年福岡ダイエ一ホークスへ移籍。背番号は0、7。1996年現役を引退。その年、アメリカ大リーグロサンゼルス・ドジャースへ留学を決め、1年間コーチ学を学ぶ。1998年福岡ダイエ一ホークス2軍監督を経て2002年オリックスブルーウェーブの監督として指揮をとる。2004年4月、四国アイランドリーグを設立。同リーグの代表として、野球界発展に尽力。

平成18年8月24日（木）
全国都市会館2階「大ホール」

【四国アイランドリーグの設立】

皆様、こんにちは。石毛でございます。よろしくお願いします。

仕事柄、立場上いろいろなところで話をする機会が多いのですが、きょうは大分雰囲気が違うようで、緊張するところでございますが、「四国アイランドリーグの挑戦」という形で話をさせていただきます。

昨年から、四国4県を中心に、若者がプロ野球を目指すという育成リーグをやらせていただいている。そのアイランドリーグの設立の動機、2年目の現状、四国アイランドリーグの今後の展望、ビジョン、そして、野球屋が一事業家となって野球事業をしている中で今どういうことに気づいているのか、その辺の話をさせていただきたいと思っています。

2004年の9月に、この四国アイランドリーグという構想を発表させていただきました。2005年の4月、ゴールデンウィークから四国でゲームをスタートしてまいります。2003年の5月、市場調査等も含めて非常に準備期間が短く、タイトなスケジュールの中でスタートしてきたわけです。そういう面では、根回しだとか時間が足りなかつたという事実は否めません。ですが、野球界の現状、特にプロ野球界のいろいろな流れを見ていきますと、タイミング的には非常に良い時期にスタートが切れたのではないかなど。実は、2004年にプロ野球の再編問題がいろいろと取り上げられていました。オリックスと近鉄の合併問題です。12球団から11球団あるいは10球団に減らして1リーグ制に移行というところでございました。その流れに待ったをかけたのが選手会でございます。そんなパイを小さくするのはまかりならぬ、今までどおり12球団を維持すべきだと、選手会が初めてストライキを起こした事件でございます。その後、楽天さんの参入によって12球団を維持しながら現在に至っているわけでございます。

設立の動機でございますが、プロを目指す若者が全国に何十万人といいます。そういった中で、プロ野球選手と呼べる人間が800名前後でございます。12球団1球団の支配下登録は大体70名でございます。ですが、70名を抱える球団はそうはございません。そして、毎年ドラフトというものによってプロに入っていくわけですが、このドラフト指名が90名前後でございます。ちょっと少ないかなと。今、高校野球が終わったばかりで非常に盛り上がっているところでございますが、全国に4,000校を超える高野連登録高校がございます。3年生が10人、それだけで4万人。大学、社会人、専門学校、クラブチーム等々を入れて、毎年プロ野球を目指している若者が何万人といいます。その中でたった90名しかプロに行けないという構図、これもちょっとおかしいかなと思っています。

それと、NPB（日本プロ野球機構）の供給源であった社会人野球が、13年前にバブルがはじけて以降、経済情勢の悪化とともにこういった企業スポーツの衰退が目についています。企業スポーツの衰退イコールチーム数の減少でございます。今、高校野球が終わったばかりで、ドラフト指名を受けて行くのが、大体高校出身のドラフト上位で成功している人間、余り可能性は高くございません。それよりも、高校のときにはドラフト指名を受けなかった人間が、大学に4年間、社会人に3年間行く、この時間を費やして即戦力としてプロ野球に入ってレギュラーを張っている連中がこの層でございます。そういう面では、社会人野球の衰退イコール、この優秀な質の高い選手の供給源が減っているわけでございます。必然的にプロ野球界のレベルの低下を招いて

おります。

それと、NPB（日本プロ野球機構）でございますが、イチローあるいは野茂、佐々木等々を皮切りに、日本のプロ野球界のスター選手がみんなアメリカのメジャーリーグに流出してまいります。それが原因で、観客動員の減少、視聴率の低下、一様にプロ野球の人気の低迷も招いております。

このような現状を認識して、本来ならば日本プロ野球機構がいろいろな形で対策を講じていかなければいけない。アメリカのメジャーリーグのように数多くのマイナー球団を持ってくれればいいのですが、持とうとしません。せめて、日本のプロ野球でいえば、一軍があつて二軍があつて、三軍ぐらいまで持ってほしいなと思いますが、持とうとしません。プロ野球 70 年の歴史があつて、黒字球団が 4 球団でございます。巨人、阪神、広島、そして楽天でございます。年俸の高騰等もありまして、固定費と言われる人件費、選手を多く抱え切れないという現状がございます。であるならば、若者が野球をする場所、夢にチャレンジする場、そういう場が絶対必要なのだと勝手に強く思い込みました。社会人野球チームが減って、逆にクラブチームが多くなってきております。最近話題の欽ちゃん率いるゴールデンゴールズもこのクラブチームでございますが、このクラブチーム、野球界の底辺の拡大にはなっているようでございますが、レベルの向上にはなっておりません。四国アイランドリーグのトライアウトをしますと、何百人という若者が来てくれます。もっと厳しい環境の中で野球を追い求めたい、プロを目指すのであれば四国に行った方が手っ取り早いという考え方を持って参加してくれているようです。NPB（日本プロ野球機構）というブランドには勝てませんが、プロを目指す若者に対して一つの登竜門としての選択肢、それはつくり得たという手ごたえが今少しございます。

次に、日本プロ野球の OB のセカンドキャリアとしての雇用も考えられないかなと思いました。今のプロ野球界は、レギュラーを張ったスター選手が監督・コーチ・評論家の職を得てまいります。うちのアイランドリーグには監督・コーチが 12 名いますが、大半の者がこんな職は得られなかつた。今、テレビの解説は、最近は地上波のテレビ放送もないのですが、大体 1 本 20 万から 30 万です。新聞のコラム、一つ 2 万かその辺です。昔は、一つの会社の、あるいは一つの新聞社の評論・解説をやればそれだけで十分に飯が食えました。今、食っていけない状況でございます。また、何年か前には、借金を苦に妻子のいる前で自宅のマンションから飛び降り自殺を図ってしまう、借金を苦に人を殺めて現金を奪って逃走、その判決が無期懲役。同じ時代を生きた仲間、同じ釜の飯を食った仲間からこんな仲間を出したくないということから、プロ野球の OB のセカンドキャリアとしての雇用も考えられないかなと思いました。

四国アイランドリーグは、NPB 行きたいという若者を集めて、NPB の OB を指導者としてあてがい、指導し、育成し、短期集中的に練習ゲームをやらせ、プロに送り出すリーグであるとともに、毎試合入場料をいただいて興行を行うプロリーグでございます。四国 4 県に 4 チーム、各県に 1 チームでございます。愛媛マンダリンパイレーツ、高知ファイティングドッグス、徳島インディゴソックス、香川オリーブガイナーズ。1 チームに監督 1 名、コーチ 2 名、トレーナー 1 名、選手 25 名、総勢 29 名の構成で、1 チーム 90 試合、ホーム 45、アウェー 45。4 チームですから、四国の中で年間 180 ゲームをやってございます。

もう一つ、四国アイランドリーグを立ち上げた大きな理由でございますが、最近、テレビや新

聞等でわけのわからないニュースをたくさん見ます。親が子供を殺してしまう、子供が家に火をつけて親を殺してしまう、あるいは子供同士の若年層のわけのわからない事件、どこに原因があるのだろうかと考えます。原因の一つに、スポーツの衰退、特に団体スポーツの衰退が考えられるかなと思いました。ちょっと古い話ですが、昭和39年、東京オリンピック、東洋の魔女と言われた方々がバレーボールで金メダルを取ってくださった。このバレーボールが学校の体育の授業に、職場に、地域に至ってはママさんバレーとして波及していった。こういった団体スポーツを通じての倫理観・道徳観が構築されていった時代背景があったように思います。今、このような社会現象になっているモラルハザード的なニュース、日本の世直しはスポーツが手っ取り早いと、ある面では勝手に思い込みました。

それと、民間でスタートした事業ですから、スポンサーを集めるために四国4県をいろいろ歩かせていただきました。「おお、石毛、若者の育成リーグか。ところで、今の若者に何が足りないかわかるか」、「何でしょうか」、「根性と忍耐じゃ」、「お言葉ですが、今の若者に根性・忍耐は通用しません」と言ったら、「ばか者、ふざけるな。我々経営者が言うんだから間違いない。今の若者に足りないのは、根性と辛抱するという気持ちだ。これが足りない」。我々は、野球で、スポーツでこの根性と忍耐も培ってまいりました。スポーツマンは明るく、さわやかで、礼儀正しいという定義がございました。今は名ばかりで、こういったスポーツマンが少し少ないような気がします。四国に100人のスポーツマンが来てくれています。18歳から26歳まで、100名います。昨年1年間、ことし今まで、やんちゃな盛りですから、いろいろ問題を起こしたい年齢ではございますが、今まで何一つ不祥事がございません。非常に助けられています。また、この100人、地元の選手が1割程度いますが、全員に、スポーツマンも意識しろ、そしてまたよそ者も意識しろと伝えてあります。グラウンドにおいては自分の夢を追うために一生懸命で当たり前だ、普段の生活でざまがないと言われれば、我々は地元に受け入れていただけないのだ、グラウンドも一生懸命、普段の生活もまじめだ、地域にとってはこんないいことをやってくれている、こいつらはいいやつだという評価をいただかないと、我々は地元に根づいていかないと。今、四国のあちらこちらで小さなぬくもりの輪がぽつんぽつんと生まれつつあるのだという報告を聞いております。うちの若者は一生懸命スポーツマンを演じてくれています。

四国アイランドリーグは、言ったようにプロに送り出す育成リーグでございます。ですが、昨年11月18日のドラフトは指名ゼロでございました。実は、この一月前に、プロ野球、NPBの方から4人に対して調査書をいただきました。今年のドラフトでおたくの選手を指名しますので、おたくの選手の個人情報をちょうだいということです。ありがたいな、4名がプロに指名されるのかと期待しておりました。ですが、ふたをあければゼロでございます。ショックでした。また、我々の頑張りが足りなかった。選手たちも一様に、本当にこの環境を利用して寝る間も惜しんで死に物狂いで野球の練習をしてきたのだろうかと強い反省を覚えたと聞きます。その後、NPBが新しく設けた12月1日の育成ドラフトで、マンダリンパイレーツの西山、あるいはマンダリンパイレーツの中谷が、それぞれソフトバンクと広島に行ってくれた。90分の2という人間を輩出したわけです。これはある面では一つの効果かなと。西山は、うちにいるときは年俸200万でございました。育成ドラフトによってプロに行って240万、5月に支配下登録の指名を受けて最低年

俸が440万です。そしてすぐさま一軍に登録されました。一軍の最低年俸が1,500万です。長く帯同すれば帯同するほど日割り計算していただけます。その後、西山は二度の登板機会をいただきました。一度はリリーフ、一度は先発。結果は出ませんでした。やられました。結果、今、二軍にいます。ですが、この西山のこういった一つの取り上げ方が、地元で大きく新聞・テレビ等で報道され、あるいは全国の地上波にも取り上げていただいて報道されていきます。アイランドリーグの存在意義が、ある意味ではアピールできたかなというところでございます。

二つ目、経済効果がございます。こういったプロリーグができて四国にもたらす経済効果はおよそ15億円と聞いております。今までなかったものをゼロから生み出したわけですから、これもある面では一定の効果ではなかろうかなと。

三つ目、昨年10月にペナントレースが終了して、今までいろいろな方々にメールや手紙をいただきました。内容はこういったものです。「今、おたくの選手と家族ぐるみのつき合いをさせていただいている。不登校だったせがれが、おたくの選手と知り合って学校に行くようになってくれた」、「失意のどん底にいる中で、若者が必死で戦っている姿を見て感動し、私も頑張ってみようかなと元気をいただきました。ありがとうございました」。さまざまなお礼や励ましのメールや手紙をたくさんいただきました。県民、市民の方々にも多少なりとも力を与えることができたのではなかろうかなと。

また、マスコミを通じて四国という名前を全国にアピールすることもできました。四国の地域活性化、四国の認知度向上、四国ブランドの確立に貢献したという理由から、四国運輸局がこなし新たに設けた「四国観光殿堂入り」という称号もいただきました。もう一方、もうじき「UDON」という映画がクランクインされていきますが、この讃岐うどんのブームをつくられた四国学院大学の田尾先生と二人でこの殿堂入りの称号をいただくことができました。

アイランドリーグの選手は、さっき申しましたように100名。地元が10名前後。そのよそ者の家族が、頑張っている姿を見るために四国に来てくれています。あるいは隣近所、あるいは親戚を集めてツアーチームを組んで四国に来て、ゲームを見、温泉に入り、うどんを食べ、そしてなおかつ、時間があればお遍路さんをして帰っていただく。そういう面では、県外から来られる方が多少四国に金を落として帰っていただけるのだと。そういう面では観光面でも多少は寄与できているのかなというところでございます。

それと、ことし3月、高知県の方で、四経連あるいは観光協会主催のフォーラムがありまして、新四国創造フォーラムというものでした。テーマは「プロスポーツと地域活性化」です。多分、このねらいは、近い将来訪れるであろう道州制をにらんでの話かなと。四国は四国州でいきたいのだ、中四国州となって岡山の傘下には下りたくないということかもわかりません。ちょっとこれは定かじゃないですが。済みません。四国はサッカーや野球のように新しく生まれたプロリーグによって地域が盛り上がっているんだ、だから四国は四国州でいいんだ、そういうものをつくっておきたいのかなということをちょっと感じました。

また、昨年、ペナントレースが終了して、いろいろなものを精査して、来期に向けていろいろなアクションプランを考えていこう、そして行政の方にお願いしようと思っていたのですが、我々よりも先に行政の方から、来期はこうしよう、ああしよう、こんなこともできるねと提案をいた

だけるような関係にもなっていきます。

こういったいろいろな方々、四国の期待にこたえるためにも、事業として経営をしっかりとやつていかなければいけないなということを、今、肝に銘じているところでございます。経営基盤、財務基盤の安定化を図るために、我々背広組はいつも営業をしているところでございます。

ちなみに、このアイランドリーグ4県4チームのランニングコストは6億かかります。1年目はイニシャルの分で多少お金がかかりましたが、大体6億円です。ちなみに、NPBの事業規模、一番高いところでは読売巨人軍、年間210億円です。阪神タイガースが190億円、他の10球団が大体70億から100億の間でプロ野球球団の経営をされているようです。うちは、1球団にならしていくと大体1億5,000万弱になります。

この6億というお金をどう稼いでいくのだと。オフィシャルスポンサーがございます。リーグのオフィシャルスポンサー。そして、各球団のチームスポンサー、入場料収入、飲食・グッズ販売。残念ながら、テレビの放映権はまだございません。オフィシャルスポンサーには、年間何百万、何千万というお金を複数年契約でいただいてございます。昨年13社、ことしひ社員の頑張りによって4社ほどふえて、17社になってございます。チームスポンサーは、昨年は40社、ことしが60社になってございます。入場料収入でございますが、去年もことしも当日券は1,000円でございます。昨年1年間は初めてのことでした。いろいろな方々に知っていたらこう、見ていただこう、来ていただこうという形で格安のチケットをばらまきました。おかげさまで、アベレージの入場料が1,075名ほどです。今年は、今現在、2割ぐらい減で、大体アベレージ750人前後でございます。ですが、昨年と違って、格安のチケットのばらまきをやめました。当日券1,000円は変わりませんが、前売りで800円、あるいは何枚つづりで1枚当たり大体700～600円、そういうチケットを多くさばいています。実質有料入場人数で750名前後でございます。そのほかに、昨年までは球場でいろいろなものを売ってございました。グッズは我々が直にできますが、飲食関係、外部から来て、その売り上げの何パーセントかをもらっていたのですが、ことしからは、うちの社員が弁当を仕入れて、うどんを球場でつくって売っております。いわゆる粗利をふやしていこうというねらいでございますが、そういう面で来場者の一人の客単価を上げる努力をしているところでございます。

それと、四国にもJリーグのJ2のチームが二つございます。愛媛FC、徳島ヴォルティス。こういったサッカーの先輩の方々の運営を見習って、いろいろな仕組みも。その面で一番足りなかつたのが後援会組織でございました。今、この後援会組織を立ち上げて、幾らかその運営費に回していくといいなというところでございます。それと、Jリーグ、サッカーは非常に行政とのかかわりが深うございます。その辺は非常に上手だなというところでございます。野球界は、多少殿様商売というところもあったのですが、今まで余り行政と協力してこなかつたらしいです。それを反面教師として、プロ野球の運営を川淵さんが見て、非常にうまくいいものをつくってございます。特に、愛媛FCあるいは徳島ヴォルティスを見ますと、JFLから戦って戦って優勝して、よっしゃJ2に昇格だといったときにリーグの理事が来られまして、力はわかるけれども、ここピッチの状態が悪いな、あるいはスタジアムの状態が悪いな、これを直せということです。こういった箱物はすべて行政の持ち物でございますから、当然行政が改修工事費を出しての改修工事。

その辺で非常に上手ではなかろうかなと。野球界も大分昔から野球の人気がございまして、野球球場は大分前につくっておりました。地方のこの球場が大分老朽化を迎えて、非常に暗い、汚いという現状がございます。この辺を何とか変えていきたいというところでございます。

【四国アイランドリーグ 2年目に入つて】

アイランドリーグの2年目に入つて、多少変わったことがございます。

1年目はリーグ法人化でスタートしたのですが、分社化しまして、独立採算制を今してございます。これも、Jリーグを持たれている各県の首長さんにヒントをいただきました。リーグに対してはなかなか応援しづらい、分社化しろ、そうすればサッカーのように何か協力できるぞというところでございます。地元の経済界からの出資、あるいは地元企業のスポンサー、そして人や物、お金を出していただいて、地元の方々にこの球団経営・運営をしていただこう、そうすることによって、より県民・市民球団の色を出していこうというところでございます。

それと、前期・後期2シーズン制の導入もしました。前期の優勝、後期の優勝、そしてプレオフと、山を二つ三つつくるようにしました。

それと、プロの退団者の受け入れをしました。プロ野球のOBですね。今、若くして、入団3年目、4年目、5年目ぐらいで首になる若者がおります。この人間にうちに来ていただこうと。うちに来て、再チャレンジの場として利用してもらって、もう一度プロに上がってもらおうというところでございます。当初は、一度プロへ行った人間は夢を成就したんだからもういいだらう、逆にうちの環境を知って来る場合には腐ったリンゴになる可能性があるなということで、断つておりました。ですが、うちの環境を知って、なおかつ野球を追い求めたいというのであれば、これはうちにとてプラスだと。なおかつ、お客様も元プロ野球選手がどんなプレーをするのか見たいだらう、観客動員にもつながるだらうということで、マイナスはないということから、ことしからプロ野球退団者の受け入れも考えております。

それと、先般NPBの事務所に行きました、よく清原とか優秀なスター選手が故障します。大体二軍に行って調整して、1試合か2試合出て一軍に上がっています。その二軍でゲームをしていく調整期間をうちに来てやってもらえないだらうかと。清原が、傷が癒えて、じゃあ実戦感覚、そのときに四国の1チームに来て話題を振りまいて頑張って上に上がってもらおうと。そうすると、清原見たさにいろいろな人が入ってくれるだらうと。今年新庄が引退すると申しております。新庄も四国に呼んで、うちの4チームのユニフォームを着せて四国でゲームをやって野球界を引退してほしいなというところでございます。これから交渉に入りますが、持つていき方によつては、多分あいつはやってくれるような雰囲気は感じます。四国に新庄を呼びたいと思っています。

それと、選手の入れ替えを大分してまいりました。昨年は100人のうちの42名、今年は前半を終わつて14名の入れ替えをしてございます。確かに競争社会、あるいは可能性を秘めた若者が日々変わることがございます。あるいは、夢にチャレンジする場ではあるのですが、逆に夢を断念せざるを得ないリーグという位置づけにもなつてございます。ある面では競争意識をあおつていきたいわけですが、そういう面では選手の目の色が違つてきております。あすは我が身かという危機感を持って戦つてくれています。

そして、今年は1年目の選手の質が大分よくなつきました。昨年は多少冷やかしの選手が多

かったのですが、うちの環境や理念を理解して、きっちりとした野球選手が来てくれています。そういう面で一番話題なのは、西武ライオンズの松坂大輔の弟、松坂恭平というのがいます。確かにお兄ちゃんはすばらしい選手です。弟も素材的には悪くございません。ですが、お兄ちゃんほどのセンスはまだ感じませんが、でも非常にまじめな好青年です。何よりもお兄ちゃんと違って一番いいのは、ハンサムです。松坂恭平が、今、マンダリンパイレーツにお世話になっています。もう一人、長崎準平という、これも1年目の選手なのですが、去年までは男性のモデルをやっていたらしいです。そういう面ではちょっとハンサム風を入れまして、少し愛媛県の女性を観客に呼べないかなというところでございます。何よりも、うちで仕上げてプロ野球に送り届けて、兄弟対決をやってほしいなというところです。香川オリーブガイナーズには、アフリカ・ジンバブエの選手が一人います。南アフリカ共和国にJICAの日本の若者がたくさんいます。アフリカ大陸に野球の普及活動をしてくれています。彼らの推薦によって、アフリカ・ジンバブエのナショナルチームの4番バッターだということでうちに来てくれています。名前はシェパードといって20歳でございます。非常にまじめで頭が良い青年です。これも仕上げて、アフリカ初の日本プロ野球選手、これもなかなか話題になっていいなというところでございます。

2年目の選手、ほぼ昨年1年間練習ゲームをやらせて野球漬けにしてまいりました。その時間はだてじゃなかったなど。大変レベルアップしております。そう感じるのは、今年に入っているいろいろなプロ野球の二軍との交流戦をしてまいりました。春先に巨人軍の二軍、ソフトバンク、中日、サーパス、そしてこの間はロッテとやりました。互角に戦ってくれています。その戦いぶりを見て、野球に目の肥えた四国の方々が、アイランドリーグは大したものだ、昨年はへぼだったけれども、ことしは十二分に力をつけて互角に戦ってくれているなという評価でございます。また、プロ野球のスカウトの方々も、同じリーグの戦い、同じレベルの戦いでは力関係がわからぬ、それがプロ野球の二軍と戦うことによって非常に判断基準がわかりやすくなつたというところでございます。現場で戦った選手の声が現場の監督・コーチに、監督・コーチからスカウトの方に伝わっていって、そういう面では、昨年注目を浴びなかつた何人かの選手が今注目を浴びているようでございます。何よりも、うちの選手みずからが変わろうとしてくれています。

【地域密着型の産業振興】

こういった月日や年月を重ねることによってチームや組織は充実していくのだなというものを感じているところでございますが、1年契約ですから、当然シーズンオフもございます。このシーズンオフにうちの選手にはいろいろなことをやらせております。

まず、キャリアサポートといいまして、うちの選手を地元の企業の方々に受け入れていただこうと、就業体験を積ませてございます。そういう就業体験を積むことによって、一般常識・ルール・マナーを身につけてもらおうというところでございます。ある者は農業研修生として農家に行ってもらいました。愛媛県宇和島、みかんの収穫時でございました。みかん畠の急勾配の山に行ってみかんを収穫してくれたらしいです。また、香川県豊浜町、レタス、ナスの栽培も手伝わせていただきました。また、徳島においてはプリンスホテルがございます。実はプリンスホテルは我々がいたところでございまして、お願ひしまして、プリンスホテルのベルボーイあるいはフロント、そして宴会時のサービス、こういった形で、より市民の方々と近いところで名前と顔

を覚えていただこうというところでございます。それと、うちのスポンサーでございますコカ・コーラにお世話になりました、自動販売機の販売をさせていただきました。うちの選手が取りつけた販売機から生まれるキャッシュフローの何パーセントかはうちのリーグに還元してくれるというお約束もいただいてございます。

それと、土日を中心に、地元の子供たちに野球教室もやってまいりました。野球教室を通じての青少年の健全育成を図れればいいかなというところでございます。また、ボランティア活動。いろいろ掃除活動もしてきたのですが、シーズン中にやっていることは、今、色々な形で事件が多い、特に下校時の児童のいろいろな事件が多いということで、校門から等間隔でうちの選手が立って、「気をつけて帰れよ。あしたまた元気でな」と言って、いわゆる見回り隊という形で地元にいろいろ貢献させていただいてございます。

職場の仲間、コミュニティの方々、そして子供や保護者の方々、色々な方々と接点や交流を図る、これがいわゆる地域密着でございます。地域密着でやる野球事業が四国の地域の振興あるいは産業振興になればいいというところでございます。

【若者に情熱と愛情を】

選手たちは野球をやりたいと来ているわけですから、毎試合ゲームに出るための競争、そしてチーム間で優勝をかけた競争、そして監督・コーチは、昨年の反省も踏まえて、この選手たちをNPBに送り出すんだという使命感・責任感を持って日々グラウンドで戦ってくれているようでございます。

ある一人の野球少年がいて、将来プロ野球選手になりたいと。こういった野球少年が野球をやっていくと、大体力関係がわかつてきます。そして、高校ぐらいになると、プロに行こうと。プロに行くためには、地元の有名校へ行って、甲子園へ行って名を売って、ドラフト指名を受けてプロに行こうという魂胆でございます。この地元の名門校、伝統校ほど色々しがらみがあって、窮屈でございます。スポーツ界特有の理不尽、あるいは不条理な環境が数多くございます。野球をやりに行ったんだけれども、縦社会の中において殴られて、嫌になってやめるやつ。ふざけるな、野球をしに来ているんじや、何も先輩に殴られに来ているんじやねえ、こんなところで野球をやらなくても、違うところでも野球はできるといって判断をして野球をやめてしまいます。このやめた人間が違うところで野球はできておりません。うちのトライアルでは17歳から24歳に年齢制限を設けました。こういったあふれたやつ、野球でうぬぼれているやつ、結構野球界の大きな戦力です。これが野球をやらないということは大きな損失になるだろうということから、17歳、もう一度野球界に帰ってこい、野球で更生しなさいというところでございます。それで17歳から24歳。うちに来て、監督・コーチが強制的に練習をやらせます。もっと走れ、もっとバットを振れ、ボールを投げろ。そして、ヒントも投げかけてまいります。そのヒントをもとにコツをつかんでまいります。このコツが上達の第一歩です。そして、このコツを有効にして、自分で創意工夫して努力した人間が、今、プロ野球へ行って飯が食っている連中です。うちの環境においては、ここからここまで強制的にやらせようという考え方でございます。

昔、コーチングという言葉が非常にはやりました。気になって本を買って読んだことがございます。コーチングが適用されるのは30歳以上の方かなと。10代20代まではまだティーチングが

必要なのだと思っています。「おい、石毛、元気か」、「ほっとけ。おれの人生、おまえにぐずぐず言われる筋合いはねえ」、こんな時代がございました。言った瞬間、顔の形が変わってございました、殴られて。「グラウンドに出ろ」、今度はノックの雨あらしです。げろが出るほど。「そんなきたねえ面見たかねえよ。面洗ってこい」と。「バット持ってこい」、手の皮が擦り剥けるぐらいバットを振らされてまいりました。「おい、石毛、元気か」、「ほっとけ、おれの人生」、「何じゃ、その態度は。おまえのことを心配して言ってあげているのに。そんなやつは知らん。好きにせい。おまえのかわりは何ぼでもおる」と、今の大人たちが、先生方が、監督が面と向かって言ってくれればいいのですが、今の大人们は面と向かってなかなか言ってくださいません。心の中でつぶやいてはいます。昔の大人あるいは監督・コーチ、指導者の方々は、殴ってくださった。こいつを何とかしてあげようと、愛情や情熱を持って、エネルギーを注いでつき合って下さいました。今的大人にややこのエネルギーが足りないのかなという気がしてなりません。うちの監督・コーチは、うちの選手に対して、今プロ野球界はこんな選手を欲しがっている、おまえたちにはこんな選手になってほしいと伝えているらしいです。会社の上司と部下の関係も、ある面では同じではなかろうかなと。「こういうおまえになってほしいんじや」と語る上司が今どれだけいるのでしょうか。イメージを描き、喜びながら、しかりながら後輩を導こうとする上司がどれだけいるのでしょうか。京都伏見工業高校のラグビー部の総監督の山口先生は、「相手を気にしてあげることが愛だ」とおっしゃいました。愛を与えるかわりに数字でしか目標を示さない大人がやや多くなっているのではなかろうかなと。部下や後輩、子供たち、若者に情熱と愛情を注いでほしいなと思っています。

僕は千葉の出身でございます。正月に必ず千葉に帰ります。帰ってすぐあいさつに行くのは、昔の監督、先生、いわゆる恩師のところでございます。その恩師は、昔よく殴られた方々です。嫌で、おつかなかつた方々です。名前を呼ばれて返事できなかつたら殴られました。あいさつに行かないと殴られました。物を粗末にしたら殴られました。でも、こういったしつけが、今、私の武器になってございます。「石毛」と呼ばれれば、大きな声で「はいっ！」と返事ができる。「こんちは！」とあいさつもできる。そういうふうにしつけてくれたからです。人に嫌がられて、人に怖がられて、そして最終的には感謝されなければいけないのでなかろうかなと。今、こういう大人が少し少ないような気がします。人に嫌がられて、怖がられて、最終的には感謝され、愛されなければいけない。

【四国アイランドリーグの今後のビジョン】

今度は、アイランドリーグのビジョン、目指すものです。

今は育成リーグでございますから、毎年必ず2、3名はNPBに送り出したいと思っています。まずそれが大きな目標です。そして、野球というコンテンツで四国にたくさんの人を集めたいと思っています。野球王国四国という素地のあるところにたくさんの野球人を集めたいと思っています。全員に給料は払えません。自分の食いぶちは自分で稼げと行ってもらう先が、四国の第一次産業かなと思っています。今、四国4県で410万人、将来的には大分この人口が減っていくということを聞いております。また、今話題になっています少子高齢化、そして四国にある海、山、平野、第一次産業は立派にございます。ここに従事する労働力が減っているという話を聞きます。

であるならば、野球王国四国に野球人をたくさん集めてみよう、第一次産業に従事させよう、あるいはうちの卒業生もそこにあてがっていこう、農業から食の文化へ、林業から環境問題へと、野球人で何かお手伝いができるのではないかろうかなというところでございます。また、1年後、2年後においては団塊の世代の方々がリタイアされるのだと。よく、年をとって男どもは田舎に引っ込んで自分の食べたい野菜や米をつくって暮らしたいというものを描くらしいです。どんどん来てもらおう、四国にIターン・Uターンで来てもらおう、そして空いている農地をあてがって生活してもらおうと。そこには、東京、中央で培ってきた見識や知識を地元の子供たちに伝えてもらおう、足りない労働力はうちの野球人をそこに提供していこう、一つのファーム、そういうふたコミュニティをつくれないのかなというところも今考えているところでございます。

それと、四国の島民の移動を活発にしたいと思っています。四国においても観光資源は豊富にございます。ですが、四国の島民がなかなかこの観光資源のところに観光に行かないという話を聞いております。ちなみに、北海道、九州の島民が北海道や九州の観光をする割合は6～7割と聞いております。ちなみに、四国は3割弱らしいです。そういう面では、こういった持っている観光資源を有効に使うために、そして、今、この4球団が生まれて、各応援団が生まれつつございます。この応援団をきっかけに島民の移動を活発にしていきたい。

そしてまた、スポーツ・観光・祭りというコラボレーションによって、色々な形で人を集められないか。よく、まちづくり、地域づくりにおいては若者の力が必要だとおっしゃいます。よそ者の力も必要だとおっしゃいます。若者の、恐れを知らない斬新なアイデアやエネルギー、そしてよそ者の客観的に見た目、ここが良くてここが悪いですねという判断、そして、このよそ者あるいは若者のエネルギーを一定に方向づけるフレームづくり、ばか者が必要だとよくおっしゃいます。少なくとも俺は野球というフレームをつくれるばか者にはなれるなと思っています。四国にたくさんの野球人を集めたい、呼びたいと思っています。また、人を集めるという作業においては、やはり若者が手っ取り早いだろう。そういう面では、教育機関あるいは専門学校、こういったこともいいのではなかろうかなという気がします。

それと、老人でございますね。アメリカ・アリゾナ州にスコッチデールという町がございます。その隣にサンシティという老人の町がございます。この辺のものもヒントになっていくような気がしてなりません。多少暖かいところがいいかなと思いますけれども、四国も十分にこういった老人の町はつくれそうな気がしてなりません。あらゆることから、こういった定住人口と交流人口をふやすきっかけにこの野球というツールが使えないのかなと今思っているところでございます。長寿社会に入って、医療費の負担を軽くする、あるいは健康に気を使い出した、高齢の方でもみずからスポーツをする人が多くなってきているようです。スポーツジムの普及や会員の増加を見ると一目瞭然です。また、行政が中心となって総合型地域スポーツクラブがたくさん立ち上がっているという話も聞いてございます。

野球界に目をやりますと、特に高校野球は、体罰による出場停止・対抗戦禁止が昨年は結構ございましたね。昔であればこういうものは当たり前で、あるいは愛のムチと呼ばれていました。こういったものが、ある面ではしつけにもなっていました。今、学校のルール、教育的見地から見てのスポーツが非常に難しい時代になってきているような気がします。であるならば、子供

を早くから地域スポーツクラブに入れて、学校のルールではなくて一般社会のルールの中で、そのスポーツのルールを通じて他人が他人の子供を教育していく、そういういた環境が必要なのかなという気がしてなりません。また、こういった学校スポーツも、あるいは企業スポーツも、一チーム丸抱えの時代はもう既に終わりつつあるなという感じです。ことしの春先の WBC (ワールドベースボールクラシック)、あるいはワールドカップ、あるいは高校野球を見てもわかるように、スポーツの持つ魅力はすばらしいと思っています。いろいろな効果も生んでくれます。競技の普及と強化、地域経済の活性化にもなるような話も聞いてございます。よりレベルの高いスポーツが地域に根づく効果もさまざまという話も聞いてございます。これにプラスして、スポーツから生まれる感動、涙や笑顔、根性、忍耐あるいは努力、こういったものは、ある面ではスポーツをやる上で大きな命でございます。こういったスポーツの命を大事にする、いわゆるスポーツ文化の醸成が大事ではなかろうかなという気がしてなりません。また、スポーツは自己の人間形成にもなっていくようです。このようなスポーツ振興が元気な町をつくっていくし、健康な人づくりにもなっていくのだと思っています。こういったスポーツの利点が案外市民の方々には伝わっていないだろうし、理解されていないというのが現状だと思っています。スポーツ団体を地域に持つ意義を示してほしいなという希望もございます。プロ野球界や大都市の運営がいいとは思いません。大企業がなくても、スポーツ後進県と呼ばれる地域でも、地元の大勢の方々や地元企業に支えてもらう仕組みを考えていけばいい。新潟はその大きな成功例だと思います。また、甲府もしかり、ザスパ草津もしかり、野球界で言えば福岡や宮城楽天だと思います。スポーツで町おこし、スポーツを産業としてとらえていくのだ、いわゆる官と民の協力でビジネススタイルを構築していく時代が来ているのではなかろうかなという気がします。福岡も宮城も甲府も新潟も、ある面では昔は「地方」と言われていました。今、サッカーも野球も、スポーツのキーワードは「地域」でございます。「地方」でございます。地域でスポーツビジネスとして産業になっていく可能性は高いと思っております。

新しいことに取り組むときには、できるかできないかを考えるのではなくて、やりたいかどうかを決める必要がありました。できそうだからやるというのでは、やはり何もできなくなってしまいます。まず、やりたければやると決めてこのアイランドリーグをスタートしてまいりました。そして、やると決めたら、次は、どうしたらできるかだけを考えていきます。いろいろな問題や課題が浮き彫りにされてまいりました。出てくるたびにうれしくなりました。一つ一つぶしていけば可能性は高まっていくわけです。成功までの道のりは簡単ではなく、予期せぬ出来事、不測の事態に見舞われることも多かったです。アイランドリーグもすべて万全でスタートしたリーグではございません。今思えば、明らかに人、物、金が足りませんでした。経営資源のない中でどうするかを初めに体験することは、その後起こり得る困難にあらかじめ対応できる能力を身につけていくことになっていくわけです。しかし、経営資源がなければ事業ができるないと思っている方々、たとえ初めに潤沢な経営資源がそろったとしても、やっていく中で一つでも足りなくなっていていけば、やっぱりだめだったかとあきらめてしまう可能性が高いと聞きます。必要なものは後から集められるようにしておけばいいんだよと。四国アイランドリーグの選手は、今現在はプロにも行けない未熟者でございます。四国アイランドリーグの事業をしていく中で一番の未熟者

は、この経営者である石毛だと思っています。野球のことはそこそこわかります。ですが、事業あるいは経営というものは余りよくわかりません。まだまだ経営者としては鼻くそです。ですが、自分が未熟者だと認識することによって新しいスタートが切れました。今年 50 になります。多少色々なことを経験してわかっているつもりでございますが、でも、そんなものがあると、メンツだとかプライドだとか、色々なものがあつて邪魔をします。でも、そんな我やメンツを通すことよりも、もっと素直になって、知らないことは知らないんだ、教えてください、おまえに任せた、頼む、そうした方が素直にスタートが切れました。また、未熟者ほど成長が早いと申します。時間とともにどんどん成長する姿を見せることによって、半年後、1 年後、また色々な問題が出てくるだろうけれども、こいつだったら頑張ってくれるかなといって期待に変わっていくらしいです。自分の行動いかん、頑張りいかんで相手の行動も変えられるのだ、信用とは努力であり生きる姿なのだということを、この野球事業を通じて、まず四国に行って一つ感じました。

プロ野球界に 23 年間厄介になりました。よくプロ野球選手が、「チームのために」、「チームが優勝するために」と口にします。チームが勝とうが負けようが関係ねえ、監督がだれだらうと関係ねえ、自分さえよければいいんだ、自分の数字さえ残せば飯食えるんだというところでございます。「チームのために」は社交辞令でございます。この「自分のために」、ある面では当たり前なのですが、これは結構妥協点を早く生みます。プロ野球はこういう暑い日でも毎日ゲームです。しんどいな、疲れたな、するして休みたいというところです。いいや、しんどいや、ちょっと休もう、ここでずるしたって自分にはね返ってくるだけだ、そのぐらい我慢できる、休んじゃえ。妥協が早うございます。俺が休むと、うちの若者が、監督、コーチ、職員、野球界がだめになってしまふんじや。これは勝手な思い込みでございますが、人間というのは、背負うものが多くなるほど、でっかくなればなるほど頑張れるんだなということを四国に来て二つ目に感じました。

オリックスの監督を解任になって、47 歳で初めて、自分のやりたいこと、構想、いわゆる夢などを持つことができました。プロ野球選手になりたかった、プロ野球選手のだれだれに憧れていたという夢は何一つありませんでした。首になって初めて自分のやりたいことが見つかった。夢、多くの方が持つべきだ、語るべきだ、夢があふれるぐらいに、しかも大きな声で、遠くに。こんなことを思っている、こんなことをやりたい。それを聞きつけた人が、それいいな、こうすれば何かできそうだなと。夢を成就するために知恵をみんなで出し合うのだ、知恵は広いところから集めるのだ、そして元気を出して響き合わせていくのだ、世の中が共鳴し合えるぐらいに。幾つになっても夢は持てると思いました。抱いた夢は、夢からは消えて無くならないのだ、消えたり見えなくなってしまうのは、自分が見ることをやめるからなんだと。人の気持ちをくじき、大きなダメージを与えるのは、他人や一般社会から与えられる思い込み。無理だ、できっこない、この思い込みに自分の思いが負けてしまうと、消えてなくなってしまう。壁にぶち当たったとき、ハードルを乗り越えられるもの。実際まだ左右を見る余裕も、後ろを振り返る余裕もございません。ただ前に歩いていくだけです。その原動力は、言い出しちゃの情熱が大切なんだということだと思います。子供たちのために、次の世代のために住みよい社会を。大事なことです。将来をにらんだ準備、政策。必要なことです。ですが、子供たちとともに生きている我々大人も大事だ

と思っています。昔は大人の背中を見て子供が育ったと聞かされてまいりました。昔の大人にできて、なぜ今の大人にできないんだ。40代、50代、60代、幾つになっても夢や構想を語って毎日努力すべきなんだと。今の時代、我々大人がしっかり生きるんだ、それが大事ではなかろうかなという気がしてなりません。

最後に、よく言われます。「石毛、何でおまえ四国へ行って野球なんかやってるんだよ。そんな事業として採算の合わない。何故自ら進んでイバラの道を歩む」とよく言われます。全然イバラの道だと思っていません。もし仮にそう思われて、私の心の支えに今なっているのは、この「愛」という言葉です。僕は、恋愛問題は余り語りません。人生色々しくじってまいりましたから。41になってアメリカに行きました。1年間コーチ留学です。アメリカナンバー1、白人ナンバー1というものを見せつけられて帰ってまいりました。それを見て、俺は日本人だと気がつきました。そうすると、世界における日本の位置付けって何?日本の役割って何じゃ?生まれ育った千葉県が、百姓が、野球界がどうなってしまうんじゃ。野球で若くして高い給料をもらい、色々な人と出会えました。プライベートで色々しくじっても、野球が助けてくれた。僕にとっては、野球というスポーツが友達です。大親友です。こいつにだけは不義理したくないなと思っています。そいつが今具合が悪いのか、病んでいるのか、何か俺にできるのかというところです。いわゆる祖国愛、郷土愛、母校愛に近い野球愛で、野球に今何ができるんだというところです。

できることを、できる人が、できる範囲で何かをやっていくんだ、そうしないと日本の古き良きしきたりや伝統や文化はどんどん衰退してしまうんだ。そんなのではいけない。また、逆に今は、堀江さんや村上さんや、ああいう方々の出現によって、すごいね、すばらしいねという一時の評価があった。時代の寵児と言われた方が、そのときにおいても、日本人は彼らに対して心の底から、あんた方すばらしいと拍手の賞賛を送ったでしょうか。何かうさんくせえな、おまえ、そんなビジネスに割り切ってどこがいいんじゃ。何か支持したくないなというところです。やっぱり日本人の持つ道徳、情緒、それに彼らが触れなかっただけです。この情緒というのは、僕は日本の文化だと思っています。日本の国民の大きな財産だと思っています。ただ、一方、グローバル化だ、デジタル化だ、IT化だ、時代の流れですから必要かもわかりません。じゃあ、逆に、なぜ今、国家の品格なんだ、なぜ武士道なんだ。これは、アナログといったら失礼かもわかりませんが、そういうものをもう一度書きましょう、大事にしましょうという時代だと思っています。できることをできる範囲で、自分に何ができるんだ、その町に、その地域に、その県に、その国に、見返りを持たないもので何か、生まれ育った百姓が、野球で育てられた者が、野球界が衰退していくのは面白くないというところでございます。皆さんも、今現在やられている職業、確かに色々大変なお仕事だと思っています。あるいは、自分たちが生まれた環境がどうなっているんだ、いま一度振り向いて、あるいは色々なものに気づいていただいて、何ができるのだ、それを受けとめて、一步でも半歩でも踏み出していただきたいと思っています。

生意気なことを言って済みません。四国アイランドリーグ、まだまだ立ち上がったばかりの未熟者のリーグでございますが、一生懸命、四国の方々に愛されるように、地元のスポーツビジネス、産業として受けとめられるように、性根を入れて戦ってまいります。また、こういった一つの成功のパッケージをつくって全国に波及させていきたいとも考えております。スポーツでまち

づくり、地域づくり、性根を入れて戦っていきたいと思っています。

御清聴ありがとうございました。御無礼しました。(拍手)

[質疑応答]

○質問者 福岡県久留米市の栗原でございます。私も高校まで野球をしていた人間でございますけれども、石毛監督は非常に尊敬しております。

二つだけお聞きしたいと思いますけれども、一つは、球団をつくるときに野球場の獲得に苦労されたんじゃないかなと。球場の設置、誘致をする場所ですね。久留米はなくて、非常に困っていることがありますので。

もう一つ、今、石毛さんがおっしゃった中で、後援会づくりをやりたいというようなことをお聞きしましたけれども、四国以外の、我々久留米とか九州の方でも後援会の立ち上げを考えておられるのか。この二つだけお聞きしたいと思います。

○石毛 本編でも言わせていただいたのですが、県営球場、市営球場がたくさんございます。ですが、さすがに野球どころでございます。野球人口がもうございます。いわゆる軟式野球連盟の学童から青年部、シニア、あるいは女子野球、そして高校野球、社会人野球、クラブチームと、色々な方々、色々な団体が競合してございます。それで簡単だなと思ったのですが、この球場の確保が一番難しうございました。一番の協力をいただいたのが、軟式野球連盟の方々に協力をいただきました。こういったレベルの高い野球が地元に来ていることは、野球にとって大きな利点だ、それをみんなで支えていこうという形で、軟式野球連盟の方々が自分たちの日程をずらして我々に時間を分け与えてくれました。非常に助けられております。

そういった中で、実際あった話なのですが、こういったゲームを子供たちにも見せてあげたい。普段はナイター照明のあるところはナイターでやるのですが、それでは帰りが9時半になってしまいます。非常に遅くなるので、ゲーム開始を5時にできないかと。その意味では、今、球場の時間帯は大体9時5時でございます。それを8時4時にして、5時プレーボールで8時ぐらいに終われば、みんな野球を見て帰れるよ、そういう時間の変更は可能なのかとお願いしたら、球場の担当者が、時間は9時5時です、それは譲れませんということでございました。そういう面では、もう少し柔軟な対応があれば、色々な形で、地元の子供たちの育成、あるいは野球のレベルの向上にもなるようなことができますので、少しその辺は柔軟性を持った対応をしてほしいなというところもございました。今はちょっと根づいてきたので、わりかし利用調整会議の方でもスムーズに時間をいただけるようになりました。

それと、後援会。実は、この8月20日に初めて四国を出て、岡山の方で高知と香川の持ちゲームをやらせていただきました。岡山の方々に大変お世話になったのですが、うちのゲームを見ていただいて、プロ野球とは違った、あるいは高校野球とは違った、フレッシュさと若々しさと、何か夢にチャレンジする、そんなものが伝わってきていいよねという反応でございました。岡山でも1球団どうかなという話もございましたし、そういう面では、一度うちのリーグを呼んでいただいて、実際にゲームを見ていただいて、それを判断基準にしていただいて、これはいいなと。それで、我々の後援会に入っていただくのではなくに、もし皆さんがそういう気持ちになっていただければ、皆さんのが中心になって、どうだということで立ち上げていただければ非常にありが

たいなというところでございます。四国でやっている事業でございますから、他の地域の後援会もありますが、まず我々は、今、地元の方々に認知されるような活動をしているところでございます。でも、そういう声が出たということは、非常に認知されつつあるのかなということで、今日は非常に気分よく帰って、あした、みんなに報告してまいります。そのときにはまた違った御報告ができるかもわかりませんが、またよろしくお願ひします。

○質問者 石毛さんのお話を聞いて、スポーツ振興、経済効果、あるいは四国リーグをつくられて御活躍される講演がありました。私も実は、愛知県の一宮でございますが、甲子園を目指して頑張った一員であります。地元の球団から、テストを受けに来いと。昔、私の時代はまだドラフトがありませんでしたので。3次まで行って、これは首になりましたが、今は議長をやっています。こういう関係ですが、このファイトを議会にぶつけておりますが、講演の中で、スポーツ振興というのはこれから、18年・19年のこの研究テーマである少子化問題というのは、少子化になりますと学校教育の中でもチーム編成ができないようになりますね。クラブ活動も、今、できないところが幾らもあるのですね。こういうことも 18年・19年のテーマとして上げていかなければならぬという点もあります。

一つ、石毛さん、6億円かけてリーグをつくったと。これが経費ですね。選手諸君のお話をちょっと聞いたことがあるんですよ、あのリーグの中で。大変だと。バイトをやったりして生活は大変だよと。結婚している人もいるのですね。それで、もうやっていけないと、こういう声もあるのですが、行く行くこういう経済対策も考えていかないと、少年あるいは野球に燃えた人たちが来るということに関しても大変なことですが、その辺のとらえ方と、もう一点、愛知県では中京女子大が野球部をつくったんです。大学リーグでぼろ負けですが。でも、全国で初めてですね、硬式の野球部をつくったということで。なぜ日本は女子リーグというか硬式で野球部ができないかなと、石毛さんの見解で。女子はソフトだぞ、男子はソフトならぬと。生涯学習の中では一環としてありますが、なぜこれができないかなと。ハードだといったって、今、ほかのスポーツに関してはほとんど全部女子があるでしょう。野球だけこういうことがないというのはどういうことが原因かなと。私は、大いにやるべきだな、女子の野球リーグでもつくったらいいかなと思うのですが、その辺どうですかね。

○石毛 女子野球ですが、確かに体力面で、娯楽とか自分の健康維持のためにという程度だったらしいと思いますが、競技として戦っていくという中においては、割かし体力的にハードな面があるのかなと。ですが、逆に、そういった、いわゆる野球というツール、コミュニティの中において、例えばアイランドリーグを例にしていけば、香川オリーブガイナーズ、その下にまたユースチームを持ちますよ、その下にジュニアユースを持ちますよ、そして子供たちの野球、その隣に女子野球がありますよ、シニアの野球がありますよという、下ではなしに、その周りにそういったものがつくれるかなと。また、球場の方もこれから指定管理者制度の方へ移行になっているようですから、そういった球場でも、我々が運営をと立候補していただければ、その野球場において、色々野球にまつわる、携わる方々の集まる場所にはできるような気がするのですね。甲子園であれだけ盛り上がって、甲子園は甲子園で大事だと思いますが、今、色々地方をうろうろしていくと、リストラに遭って経済的に苦しい御家庭がたくさんあります。小学校までは遊び

で野球ができた。でも、中学・高校に行くとクラブ活動にいろいろ道具代がかからてしまう。その道具を買えない、ユニフォームが買えないということで野球ができない御家庭が多いわけですね。そういった御家庭の子供たちのために、高校野球ではなしに、うちの香川オリーブガイナーズの下にユースチームをつくりますよ、裸一つで来れば、ボールもバットもみんなあって野球ができますよと。だけど、ここに来ると高校野球、甲子園には出られませんけれども、プロを目指すことはできますよと、そんなことも考えていきたいなと。やっぱり、野球をやる、スポーツをする人間って結構エネルギーが余っていますから、ほっておくとこれは悪さの方に行ってしまいます。非行を防止する意味でも、こういったユースチームが、今、時代の中で必要ではあるのかなという気がします。その隣に女子野球があったり御父兄の野球があったりしてもいいのかなというとらえ方です。

それと、選手の給料の改善なのですが、昨年は確かに一律 214 万円の額面でした。今年は多少格差をつけまして、大体 150 万から 180 万ぐらいの年俸でございます。確かにきつうございます。実は、昨年シーズンが終わって、ある選手が僕のところに来て、「石毛さん、見てくれ、おれの通帳。貯金したぜ」と来たんですね。貯金したと来たんですよ。「お前、ここはお前たちが生活する場所じゃねえんだ。ここで生活してどうするんだ。ここで金貯めてどうするんじや。その金を全部自分の体に投資しなさい。お前たちは今そういう場に来ているんだ。勘違いするな」と。ですから、確かに多少きついかもわかりませんが、例えば、給料 10 万のうちで何をプライオリティにするのだと。家賃に 5 万かけるやつもいます。そうすると、5 万で食事するわけですね。足りないわけです。この 10 万円をどう使うんだと、10 万円の予算繰りをここで考えていきます。一人で生活したら苦しいな、6畳1間の部屋を二人で借りれば一人 1 万 5,000 円か 2 万で足りるな、食事代にちょっと充てられるな、遊び代に金が回るな、色々な使い道ができると思うのです。それもやっぱり考え方だと思うのです。だから、少ない給料でどう生活して、どうこの生活の中で自分がプロにはい上がっていいくんだという一つの建設的な考え方も養ってもらいたいというねらいがございます。それと、色々な方々が逆に助け船を出してくれています。例えば定食屋へ行くと、500 円で普通のお客さんよりおかずが一つ多いとか、おかわりは自由だとか、いろいろな形でサポートしてくれる周りの方が多くなりましたので、多少その辺は助けられているのかなと。ですから、厳しい環境に身を投じて、この厳しい環境で何を学んで、どう培って上にはい上がっていくんだということ、野球のみならず、そんなことも勉強して欲しいなという狙いがございます。

あと、実際は御父兄が色々と負担してくれています。うちの監督・コーチから手紙を書いて、御父兄にはなるべく経済的な協力はしないでくれと伝えてあります。実は、我々は今、10 万円の車に乗っているのです。それが野球教室に行くと、うちの若い衆はクラウンだとかで来るんですよ。500 万、600 万の車で来る。ふざけるな、おまえらと。「石毛、おまえのところ、本当に金がないのか」と言われるのですが、それだけ御父兄が協力するわけですね。自分の子供たちが自分から進んでこういう厳しい環境を選んできているわけですから、自分から修練の場を選んできているわけですから、それはやっぱり理解してほしいなということで手紙を書かせておりますが、ハングリー精神を持ってゲームをする姿に地元の方々が感動、感銘を覚えてくれると思います

で、潤沢に利潤が上がって、少し利益が出てくれば、ここら辺の給料の改善はしていきたいと思いますが、軌道に乗るまではちょっと厳しい環境で選手達には我慢してもらいたいと思っています。でも、うちの選手は、グラウンドに行ったらライン引きもするし、水もまくし、グラウンド整備もするし、スポンサーの横断幕は掲げるし、終わったらちゃんときれいにベンチは掃いて、ふいて、きれいにして帰っていくのですね。そういう面では、僕が言うのもなんですが、非常に頑張ってくれているというイメージを持っています。ですから、この若者を野球で成功させてあげたいし、また、野球でだめならば、違った、ちゃんと飯が食えるようなものは何かしてあげたいなというところで、どうなるかわかりませんけれども、今一生懸命やっているところでございまして、なるべく地元の方々の賛同を得て、お客様がたくさん入ってくれて、少し営業実績を伸ばしていきたいなと思っています。

第 85 回総会
講 演

「日本の将来推計人口等について」

国立社会保障・人口問題研究所 企画部長

東 修司 氏



平成 19 年 2 月 13 日（火）
全国都市会館 2 階「大ホール」

【将来推計人口の位置付けについて】

ただいま御紹介いただきました国立社会保障・人口問題研究所の東でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。まず初めに、本日この場にお招きをいただきまして、また、説明の時間をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日、テーマに書いてございますとおり、我が国の将来推計人口につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。技術的側面も強うございまして、できる限り分かりやすく説明をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

早速ですが、お手元に 2 つほど資料を用意いたしております。カラー刷りで、A4 で横長になったもの。また、縦長で「日本の将来推計人口」ということで「結果の概要」と書いた冊子がございます。本日、この 2 つを使いながら説明を進めたいと思います。

最初に、私が説明させていただこうと思っております将来推計人口、どのような性格、位置付けのものかをお話したいと思っております。カラー刷りの A4 横長の資料をご覧いただければと思います。

左上のところに 2 点ほど書いてございます。将来推計人口はどういうものであるかでございますが、私どもの研究所で、国勢調査あるいは人口動態統計、出生動向基本調査といった各種の客観的なデータに基づき、概ね 5 年毎に日本の将来人口を推計しているものでございます。今回、基本になりましたのが 2005 年（平成 17 年）の国勢調査結果などで、これに基づき概ね 50 年ほど先、2055 年までの日本の人口を推計したものでございます。

【将来推計人口の仮定について】

色々な計算、仕組みを組み込んだ上で、我が国の人団の将来の見通しを作っているわけでございますが、中心になる仮定といいましょうか、前提が 3 つほどございます。1 つは出生の仮定をどう置くかが重要なポイントでございます。そして、死亡の仮定。裏を返せば寿命の仮定でございます。どのくらい長生きされるのかをどう見込むかでございます。もう 1 つ、この概要には書いてございませんが、国際人口移動の仮定がございます。国境を越えて入国あるいは出国される、この影響をどう見込むかでございます。国勢調査などに基づき、我が国の総人口を考える場合、国内においてどれぐらいの人がおられるかという際に、この入国・出国が影響してまいります。大きくこの 3 つほどの仮定、前提の置き方によって推計結果を形作っていくものでございます。

【日本の将来推計人口結果の考え方】

この仮定を置きながら計算した結果でございますけれども、この同じ資料の右上に「将来推計人口の結果」ということで簡単に書いてございます。例えば、日本の総人口としまして、2005 年現在 1 億 2,777 万人というところが、50 年後の 2055 年には 9,000 万人を割り 8,993 万人という見込みになるわけでございます。中位、高位、低位と幾つかの見込み方がありますが、中位推計だと 9,000 万人を割るという姿になるわけでございます。併せて、年齢構成別に、例えば 65 歳以上でありますとか、15 から 64、さらには 14 歳までといったような区別の見通しなども示しております。老人人口 65 歳以上でいいますと 2055 年には 3,646 万人、総人口の 4 割を超えるところが 65 歳以上。こういったところがポイントの 1 つでございます。ここではあくまでも全体像として結果をご覧いただいているわけでございますが、人口推計を行った際、その背景にあった考

え方あるいは前提の置き方などについて、本日いただいた時間の中でできる限り詳細にお話ししたいと考えております。

ここで、最初に1点だけ申し上げさせていただきたいのは、今、出生でありますとか死亡でありますとか国際人口移動、幾つかの仮定があると申し上げました。その仮定の置き方は幾つか考え方がありまして、議論の分かれところでございます。そこで、国立社会保障・人口問題研究所の推計の考え方ですが、これまでの過去の実績があり、その実績が推移してきております。その実績をそのまま将来に投影するという考え方をとっております。すなわち、これまでと同様、少子化、平均寿命の延び、高齢化、長寿化がこれまでの実績と同じように推移した場合にどういう姿になるかを将来に映し出した、これが私どもの人口推計の考え方でございます。

そこで、いろいろな考え方があると思います。例えば一定の政策をとった場合、その政策効果を織り込んで、いわば政策目標としての数字を示すという考え方もあるかもしれません。あるいは、もう少し国民の希望というんでしようか、結婚や出生についての希望を反映させ、その希望を織り込んで行う推計もあるかもしれません。さらに、今後の社会経済の変化、変動要因を織り込んで計算をする。いろいろな考え方があろうと思います。ただ、私どもの人口推計は、あくまでも過去の推移、実績の投影という形で計算させていただいているということを最初にお断りさせていただきたいと思います。

【将来人口推計の中身について】

今回の人口推計の中身についてお話をしたいと思います。縦長の冊子の2ページをお開きいただきたいと思います。2ページには、今回の推計方法の全体像を書かせていただいております。一番上ですが、3.「推計方法」と打っております。最初の2行だけ少し読ませていただきますが、「人口変動要因である出生、死亡、国際人口移動について仮定を設け、コーホート要因法により将来の人口を推計した。仮定は各要因に関する実績統計に基づき人口統計学的な投影手法によって設定した」と。補足させていただきますと、3つの仮定があるというのは先ほど申し上げたとおりであり、出生、死亡、国際人口移動の仮定がございます。その上で、コーホート要因法という言葉を使っております。これも非常に分かりにくいですが、一言で申し上げますと、ある年に生まれた年齢集団、そのグループをコーホートと言っております。その年々に生まれたそれぞれの集団があるわけですね。今年生まれた人たちの集団もあれば、来年生まれる人たちもあります。その年齢集団ごとに、今後どのように、例えば死亡によって人口が減っていくのか、あるいは国外に出ていったり、国内に入ってきたりと、年齢集団ごとにその後の変化を追いかけていくのがコーホート要因法です。その年齢集団をそれぞれ全て積み上げていきましたと、日本全体の人口の全体像ができ上がってくる。この方法により、推計したのがこの部分でございまして、加えて、「仮定は」という部分で、各要因に関する実績統計に基づき投影手法によって行った。これも先ほど申し上げたとおりで、これらの実績を将来に映し出すという投影手法によって推計を行ったというものですございます。

それぞれの年齢集団があると申し上げましたが、これが出生、死亡、あるいは国際人口移動によってどう変わってくるかを少し申し上げますと、例えば出生について見ますと、今年生まれる年齢集団を考えた場合、20年後には20歳の年齢集団になるわけですね。さらに、その10年後を

追いかけていきますと、30歳の年齢集団を追いかけていくことになります。その時、出生の仮定はどう効いてくるかといいますと、今年どれくらいの方が生まれてこられるかを考えた場合、いわば年齢集団のスタート、出発点、どれぐらいのボリューム、人数をもって、その規模が出てくるかが見えてくるわけです。今年どれくらいの人口が、まさにコーホート、年齢集団として出てくるかが見えてくる。例えばその10年後、20年後、30年後にどれくらいの余命をもって動いていくかを考えていきますと、その年齢集団が徐々に減少をしていくわけですね。例えば80年後、90年後にどれくらい残っているか、まさに平均余命になりますけれども、その年齢集団がどれぐらいの数をもって保たれていくかを追いかけていくことになると思います。その中で、先ほど申し上げた国際的な人口移動によって影響を受けるので、それによっても補正しなければいけない。こういうことでそれぞれの年齢集団の動きがある程度把握できるわけです。それぞれの年齢集団を積み上げていきますと、その時々、例えば2030年あるいは2055年といった局面で切った場合の全年齢の人口の数が足し上げられてまいりますので、2030年における人口あるいは2055年における人口が見えてくる。こういった計算を繰り返していくわけでございます。

【出生仮定の要約について】

さらに、それぞれの仮定の置き方があるわけですが、例えば出生の仮定の置き方について、(1)に「出生仮定の要約」と書いております。これは合計特殊出生率、マスコミ等でも取り上げておりますが、この出生率をどう見込むかという考え方を書いた部分でございます。最初に、「1990年生まれ女性コーホート」と書いています。これを仮に参照コーホートという言い方をしていますけれども、この集団の結婚や出生について、それぞれ指標を設けて仮定を作っています。なぜここで1990年生まれをあえてとらえているかですが、1990年生まれの方は2005年には15歳になります。15歳の女性の集団をとらえることになるのですが、考え方としては、まだ概ね出生行動に入っていないということです。そういう意味ではまだ実績が出ていない集団でございます。この1990年生まれの女性の集団について、今後どういう出生行動をとるかをまず仮定として作り上げる必要がある。これが最初の第一歩でございます。

一方、今50歳の方々についていえば、これは1955年生まれになりますが、概ねほぼ出生行動を終えておられる。こういう方々は逆に、推計ではなくて実績でほぼ把握できるわけでございます。したがいまして、15歳の集団は実績がなくて推定だけで見込む集団であり、50歳の集団は実績でほぼ把握できる集団、この両方があるわけです。その間の層については、使える実績については使った上で、一部推計、推定を交えながら、どれぐらいの出生行動がとられるかを見込んでいくことになります。したがいまして、最初に推計の第一歩としては、1990年生まれの女性のコーホート、年齢集団についての出生行動を推しあかる必要があるということでございます。

そのときに、どういう見込み方をするかありますが、この表の中で、3つに分かれています。一番上が中位の仮定とありますて、中ほどに高位、一番下に低位ということで記載してございます。それぞれ統計的な信頼区間の幅でありますとか、出生行動などを考えながら3つほどパターンを考えています。本日は「中位の仮定」を中心にお話ししたいと思います。

一番上の段になりますけれども、「中位の仮定」というところの少し右側をごらんいただきますと、(1)から(4)まで4つの指標が書かれています。平均初婚年齢、そして生涯未婚率、夫婦完

結出生児数、離死別再婚効果と 4 つの指標が書かれています。出生の仮定を見込む際、この 4 つの指標で概ね決まっているわけでございます。

端的に申し上げますと、最初の 1 番は、大体どれぐらいで、何歳ぐらいで結婚されるのかという見込みをつくるわけですね。平均的な初婚年齢、何歳で結婚されるかをまず見込みます。それから(2)の生涯未婚率は、生涯結婚されずに未婚で終えられる方もおられますので、そういう方々がどれくらいの割合いるかを見込むものです。それから、(3)として夫婦完結出生率。これは、結婚された夫婦が生涯大体何人ぐらいのお子様を産んで育てられるかの見込み方でございます。最後に(4)は、離婚あるいは死別をされる効果がありますので、それによってどれぐらい減少効果が働くかです。概ねこの 4 点ぐらいを見込むことにより、合計特殊出生率が見えてくるというものでございます。

そのすぐ右側に 1955 年生まれ世代で、その指標がどういった水準にあるかが書いてあります。1955 年生まれですから、今 50 歳ないしは 51、52 歳というところでしょうか。当時の女性の方々でありますと、大体 24.9 歳、25 歳ぐらいで結婚をされていました。そして、生涯未婚で終えられる方々は概ね 6 % 弱、5.8% であります。結婚後、2 人を超える 2.16 人というお子さんをもうけておられて、離死別効果によりまして 0.95 掛けぐらいの合計特殊出生率に対して影響を持っていた。こういう状況であるわけでございます。

この実態を、今 15 歳のこれからまさに出生行動に入られる年齢集団、コーホートについての平均初婚年齢を見ますと 28.2 歳。30 歳の手前で結婚されるという見込みになります。今はまだ 15 歳の女性の年齢集団でありますから、見込みでございます。概ね 28.2 歳ぐらいで結婚されるであろうと。また、生涯未婚でおられる方々は 23.5%、4 人に 1 人ということで、かなり上昇する見込みになります。そして、結婚後に産み育てられる子どもの数は 2 人を割り込み 1.70 人という状況が見込まれています。さらに離死別効果、離婚の増加などにより、もう少し減少効果が働いてくるという状況でございます。

【合計特殊出生率について】

こうして、合計特殊出生率の 2005 年実績は 1.26 という数字でございますが、2030 年には 1.24 に若干低下、2055 年にはもう一度 1.26 という水準に戻るという見込みが立つわけでございます。ちなみに右端には、5 年前の平成 14 年に人口推計を行った際の結果を書いておりますが、当時、合計特殊出生率は 1.39 と申し上げておりましたので、一層厳しい少子化が進む推計結果になっているということです。

先ほど見ていただいた横長の資料 2 ページ目をご覧いただきたいと思います。ここで、合計特殊出生率の動きをグラフにしたものをお付けしております。グラフの中ほどに矢印で「平成 17 年 1.26」という合計特殊出生率のレベルが書いてございます。その時点から左側が実績の世界でございます。これまで、例えば 1985 年の 1.76 から順次動いてまいりまして、今 1.26 です。このグラフの右側でございますけど、これは推計の世界で実績ではありません。今回の人口推計でお示した合計特殊出生率の動きですが、高位、中位、低位とあり、中位では今の 1.26 が緩やかに減少をした上で、もう一度持ち返して 1.26 に戻るという動きでございます。

ちなみに、前回推計で示した 1.39 は、今回の中位と高位の間にあります。言い換えれば、中位

推計であっても、前回推計からより厳しく 1.26 にまで下がってきているという姿でございます。これは少し疑問に思われる方もおられるかもしれません、実はこれは晩婚化、結婚年齢が遅くなっていることと主に関係しております。結婚年齢が遅くなることにより、当面の出生は下がるわけです。しかしながら、後になって、結婚結果として、やはり子どもをお産みになりますので、晩婚化、結婚年齢が遅くなった上で子どもをお産みになる効果がもう一度戻ってまいります。その結果、若干、合計特殊出生率が持ち直すといったことが時系列で切っていくと出てくるわけですね。

ただ、前回の推計ですと 1.36 から始まって 1.39 まで上昇する。少し上がるところに戻ったわけです。今回は 1.26 から少し下がって同じ 1.26 というレベルにまでしか戻りません。いわば全体の出生率の見込みが非常に厳しくなっており、この戻る効果をすべて相殺した上で、元のレベルまでしか戻らないのが今回の中位推計の姿で厳しい結果でございます。夫婦 2 人で、若干の死亡率なども勘案しますと、人口を概ね維持する水準が 2.08 と言われておりますから、それから比べますと相当厳しい水準であります。この水準を踏まえて、今後どのように、いわば対策といいましょうか、施策を講じていくかというのは、後ほどまた改めて御説明をしたいと思います。

【死亡仮定について】

先ほどご覧いただいた2ページでございますけれども、(2)として「死亡仮定の要約」という部分がございます。今度は死亡の仮定でありますと、言い換えれば寿命をどの程度見込むかでございます。今回の人口推計では、1970 年から 2005 年まで 35 年間の実績を踏まえ寿命がどれくらい伸びるかという推計を行いました。これも、中位、高位、低位とございまして、例えば高位でありますと、寿命が余り伸びないということになりますし、死亡低位はより一層寿命が伸びる。この 3 パターンありますが、本日は死亡中位で説明したいと思います。平均寿命につきまして、実績ですと、表にありますように、2005 年現在では男性は平均寿命が 78.53 年。女性は 85.49 年となっています。これが、2055 年にはそれぞれ 83.67 年、90.34 年で、一層長寿化、寿命が伸びる推計になっています。ところが、5 年前の推計と比べますと、平成 14 年の推計が男性 80.95 年、女性 89.22 年です。男性の方の伸びがかなり今回色濃く出ているということでございます。女性の平均余命につきましては、若干の差はありますけれども、男性ほど大きく差は出ておりません。今回、特に男性の平均寿命が伸びるという結果になったのが 1 つの特徴ではないかと思っております。いずれにしましても、男性は 83、84 まで、女性は 90 を超えるところまで寿命が見込まれるのが今回の結果です。

【国際人口移動仮定について】

(3)は、「国際人口移動の仮定」を書いてあります。これは、先ほど申し上げた 3 つ目の仮定でございまして、要は国境を越えて出国・入国がどれくらい起こるかというのを見込むわけでございます。これも、日本人、外国人両方ございますが、まず、日本人については、最近 10 年間の実績を見て、特に同時多発テロでありますとか、新型肺炎といった特殊な事情があった年を除きまして、概ね 10 年間の実績の平均値をとらえて推計をしました。また、外国人については、まず 2025 年まで過去の実績を踏まえた推計を行い、2025 年以降は一定と、こういった考え方で推計を行ったものでございます。基本的には入国超過という前提で今回組んでいますので、少し各コホー

ト、年齢集団の人口を増やすような、そういう効果を持った仮定でございます。

【推計結果について】

こうして、出生、死亡、国際人口移動といった、3つの仮定を置きまして計算をした結果でございますけれども、今ご覧いただいている資料の1ページでございます。人口推計、元々が色々な仮定を置きながら、最終的には総人口あるいは年齢別の人団はどのように動くかをお示しするものでございますので、最終的には推計結果として、例えば総人口がどのように動くのか、さらには年少人口あるいは生産年齢人口、老人人口がどのように動くのかをお示しすることとなります。特にこの表の一番上にありますように、出生率の仮定によって中位、高位、低位と分かれるわけでございます。また、死亡率の仮定も3つございましたが、この表では死亡中位の仮定というものを置いて作っております。

中位の仮定で申し上げますと、例えば総人口をご覧いただきますと、平成17年（2005年）には1億2,777万人であったのが、順次減少していく姿をご覧いただけだと思います。これは数字だけの表で非常に分かりにくいので、併せて、横長のカラー刷りの図の3ページ目をご覧いただければと思います。この3ページ目が我が国の人口の動きをグラフにしたものでございます。これもいろいろな情報を一挙に盛り込んでいるものですから、分かりにくい絵にはなっておりますが、全体を見る上では便利なものかと思います。ここにいろいろな情報が入っていますけれども、この縦の棒グラフで書いていますのがいわば人口の数でございます。棒グラフの一番上の高いところが総人口になろうかと思います。このグラフの中ほどに左右を分けて点線が入っていますが、これが2005年前後の部分でございまして、左半分が実績の世界であります。それから、右半分が今回の推計結果を表したものでございます。特に、人口ピークとして2004年1億2,779万人と。国勢調査結果に基づき見てまいりますと、我が国の人口は既にピーク、頂上を打っておりまして、2004年の1億2,779万人から減少局面に実は入っております。そして、2005年の1億2,777万人、これは今回の推計のスタート時点でありますけれども、それ以降、棒グラフの総人口を見ていただきますと、順次減少している姿が見ていただけると思います。

実はこの棒グラフ自身も3つの色に分かれています。これは年齢階層ごとに分けております。一番上の黄色い部分が65歳以上人口でございます。中ほどの紫色の部分が15歳から64歳、いわゆる生産年齢人口と言われているところの動きでございます。そして、一番下のピンク色の部分が年少人口、14歳以下の人口でございます。一目してご覧いただけますように生産年齢人口、年少人口ともに、ずっと減少を続けていくわけでありまして、一方、黄色い部分、65歳以上人口は着実に増えしていく姿になってございます。

このグラフの中でもう1個、折れ線グラフが入っております。これはそれぞれ、上から、生産年齢人口の割合と高齢化率、これは65歳以上人口の割合です。それから一番下が合計特殊出生率、この3つの指標の動きを折れ線グラフで書いたわけでございます。ご覧いただきますと、生産年齢人口の割合は着実に減少しておりますし、高齢化率、65歳以上人口割合は増えてまいり、2055年には40.5%と4割を超えるような水準が見込まれているということでございます。

この結果でございますけれども、いろいろな評価、見方ができると思います。特に、高齢化率40.5%、65歳以上人口が40.5%でございます。これは非常にいろいろな見方ができると思います

が、例えば前回5年前の人口推計によりますと、5年間の差はありますけれども、高齢化率は35.7%だったのです。そういう意味では、より一層高齢化が進んでいる様がうかがえるわけです。この40.5%、端的に申し上げますと、2055年には5人に2人が65歳以上といった姿になるわけでございます。

もう少し違った視点で申し上げますと、生産年齢人口との割合がよく指摘されます。すなわち15歳から64歳までの人口との比率でございますけれども、要は、これは何人で何人を支えるかというような文脈でよく使われますが、2055年の姿で申し上げますと、1.3人で1人を支えるというバランスになっております。今申し上げたのは15歳から64歳が支えるという前提でありますが、これを20から64歳で考えますと、もう少しバランスが厳しくなりまして1.2人で1人を支える。大体こういう姿が浮かび上がります。

この人口の動きを違った側面から申し上げますと、先ほど、総人口が2055年に向けて減少と申し上げました。これは、2055年の段階で出生数は年間45万人位という見通しになっています。2055年の段階で45万人位が出生すると。その一方、156万人がお亡くなりになるということですので、この差が110万人ほど。俗にこれを自然減少と言っておりますけれども、2055年前後では110万人、概ね100万人程度が自然減少していく見通しになっているわけですね。

最近の数字、2006年で申し上げますと、出生が109万人。お亡くなりになるのが110万人。自然減少が1万人位というのが2006年の姿でありますから、そういうことを比較しますと、かなり様相が変わってきます。人口が110万人ずつ減少するというのが、このままでいけば2055年頃の姿になるわけでございます。

最近、こういった人口の構造といいましょうか、今後の動きを見る上でもう1つよく指摘をされますのが、2030年というタイミングでございます。先ほどの横長のグラフの3枚目のグラフにも2030年、2040年、2050年と西暦を打っておりますけれども、2030年が最近ではよく議論されております。この意味合いでございますけれども、今が2007年でございますので、この2030年の時点では支える側に回っていく、働き始める方々は、概ね今既に生まれておられるわけですね。現にもう生まれておられる。今年生まれた方は、そういう意味では2030年には23歳ぐらいになっておられるので、この2030年時点で支える側に回っている方々はもう現に生まれておられます。今後支える側の数はなかなか変えがたいといいましょうか、現にもう既に形作られている。そういう意味では、今ある人口構造の中で、例えば若年労働力をより活用していく、女性や高齢者の労働雇用をもう少し進めていくというふうに、今、形作られている人口構成の中で工夫していくというのが2030年までになろうかと思います。

一方、2030年より先、2030年から2055年までについては、まさにこれから生まれてくる子どもたちが支える側に回ってくるタイミングになりますので、2030年より後については、まさに少子化対策といいましょうか、次世代育成支援が力強く組み込まれていかなければいけない局面になってくるわけでございます。そういう意味で、最近よく議論されますのは、2030年を境に議論されておりますので、若干御紹介をさせていただきます。

こうして、今、グラフと数表でご説明したのが人口推計の大まかな内容でございます。特にこの内容は、昨年末に私ども研究所の方で公表させていただきましたが、当時、相當いろいろな議

論がございました。御記憶にもあろうと思いますが、マスコミでも一斉報道し、いろいろな見出しといいましょうか、評価が出たわけでございます。当時の報道の見出しを紹介申し上げますと、「人口、50年後には9,000万人割れ」といったような見出しがありました、「65歳以上人口、5人に2人」あるいは「日本100万人ずつ減少」といった見出しがありました。総じて申し上げますと、非常に厳しい見通しというのが当時の評価、とらえ方であったかなと思います。中には、合計特殊出生率について「大幅に下方修正」といったような厳しい御指摘もあったわけでございます。

ここで、1点ぜひ申し上げたいのは、私どもの人口推計はこれまでの実績が推移してきたものを将来に投影した形で計算、推計しております。そういう意味では下方修正というような議論ではなく、むしろこの5年間に積み重ねられてきた実績が急速に変化しているということです。そういう意味では、この5年間に見えた実績を改めて織り込んで推計した結果として、前回の推計よりも変わった世界が見えてきたということございます。これまでの実績の投影がなぜ変わってきたのか、あるいは変わったことを踏まえ、どういうことを今後考えていかなければいけないのか、こういうことを議論していくためのいわば材料、土台でございます。そういう意味で客観的、あるいは中立的な推計であるということを再三申し上げている次第でございます。

ちなみに、よく言われますように人口推計が当たったのか、外れたのかという議論もあるわけですが、実は予測でもなければ、シナリオでもない、予言でもないわけで、ある意味では過去の実績を投影した姿が、5年間を踏まえて変わってきたことになろうかと思うわけでございます。人口推計というのはこういう位置づけ、性格のものであるということを、この機会をお借りしてお話をしている次第でございます。ただ、報道でどう取り上げられるかは別にしまして、この人口推計の姿を今後どう土台にし、どう議論が進められていくか、これは非常に大切なことなのでございます。

【最近の動き】

1つ、最近の動きを御紹介申し上げますと、この人口推計の作業をしている最中からあった話ですが、いわば国民の結婚でありますとか出産に対する希望があるはずであって、これが一定程度かなった場合、どのように出生行動あるいは結婚は変わってくるかということはあるはずであろう。これを踏まえた人口の姿というのを計算してみるべきではないかといった御議論があったわけでございます。中立的、客観的なというのではなく、国民の希望を踏まえた姿を示すべきではないかといった議論でございます。

実はこのような議論があったことを踏まえて、厚生労働省といいますか、社会保障審議会の中に、昨年11月から、「人口構造の変化に関する特別部会」が新しく設けられて審議が続いてまいりました。この結果、先般1月26日にこの「人口構造の変化に関する特別部会」が議論の整理を取りまとめております。その取りまとめの内容を若干この場で御紹介をさせていただきたいと思います。特にこの特別部会の中では、今申し上げましたように国民の希望を取り上げておりますが、例えば出生動向基本調査などに表れるような結果も踏まえて、大きく2点ポイントがございます。未婚の方々の9割は「いずれ結婚したいと考えている」というデータがあります。また、既に結婚されている方あるいはこれから結婚されようとする結婚希望のある方の中で、希望する

子どもの数を聞いたところ、男性、女性ともに「2人以上だ」というデータが一方でまたあります。要は、9割はいずれ結婚したい、そして2人は子どもを産みたいという姿が実は国民の希望としてはあるのではないかということでございました。

そういう中、今の状態、合計特殊出生率1.26、あるいは生涯未婚率、初婚年齢、こういった各種データに表れている状況は、必ずしも国民が望んだ姿ではないのではないかと、こういった切り口でこの特別部会の中で議論されたわけでございます。例えば国民の希望が100%といかないまでも、一定程度かなった場合、どういった結婚行動あるいは出生行動が出てくるのだろうか。それを踏まえ、人口構造はどう変わっていくのだろうかという計算をこの部会では行ったわけでございます。これはもちろん、あくまでも国民の希望がどのぐらいかなうかということ、あるいは国民の希望そのものも今後、50年後に向けて変わってくるかもしれませんので、いろいろな変動要因があるわけでありますけれども、1つのアプローチ、新しい切り口として、希望が一定程度かなった場合にどういう姿になるのかを示したというのが今回の特別部会の議論の整理のポイントでございました。

そうした希望が叶った姿を横に置きながら、では、その希望を叶えるに際し、当面どういったことが優先的に対応としてとられなければいけないのかを掘り下げて議論をしたというものでございます。

昨年末に私どもが公表した人口推計、あるいはただいま御紹介しました特別部会における議論の整理を踏まえ、官邸では「子どもと家族を応援する日本重点戦略検討会議」が先週の2月7日に発足しており、まさに今後、この検討会議の中でも子どもと家族を応援する上でどういった対応が図られなければいけないかの議論を進めていくという流れに今なっています。

以上、非常にこの部分の説明は駆け足で恐縮でございましたけれども、ここでぜひ申し上げたいと思いますのは、これらの推計結果や議論の整理を土台にして、各分野でいろいろな検討がスタートしているということでございます。その上で、今後、各地域で対応を考える上で必要な材料が、いろいろなところで議論が深められるという状況にあるということなのでございます。

特に私ども、今後の当研究所の動きを少し申し上げますと、今回発表しましたのは、あくまでも全国の将来推計なのですね、全国的な。今後、都道府県別の将来人口推計でありますとか、市町村別の将来推計人口、さらには世帯推計というふうに私どもは言っておりますけれども、例えば単身世帯、夫婦のみ世帯、3世代同居といった世帯がどのように今後変わっていくのかの推計を行うこととしております。これは、非常に膨大な作業でございまして、一挙にというわけにはいきませんけれども、今回のこの全国推計、全国的な将来人口推計を皮切りに、こういった推計も順次進めてまいりたいと思っております。

私ども研究所で行う推計は、あくまでも色々な議論をしていただく上での切り口、材料を提供する上で本当に重要であろうと私どもは思っております、今後とも鋭意その推計結果を精緻なものにしていくべく力を注いでまいりたいと思っております。ぜひとも、本日御出席の皆様方におかれましても、人口推計というのはどういう位置づけ、どういう性格のものかという御理解を深めていただき、今後、一層の御支援をいただきたいと思うわけでございます。多少時間がありますけれども、質疑10分ほどということを言われておりますので、とりあえず私からの説明は以

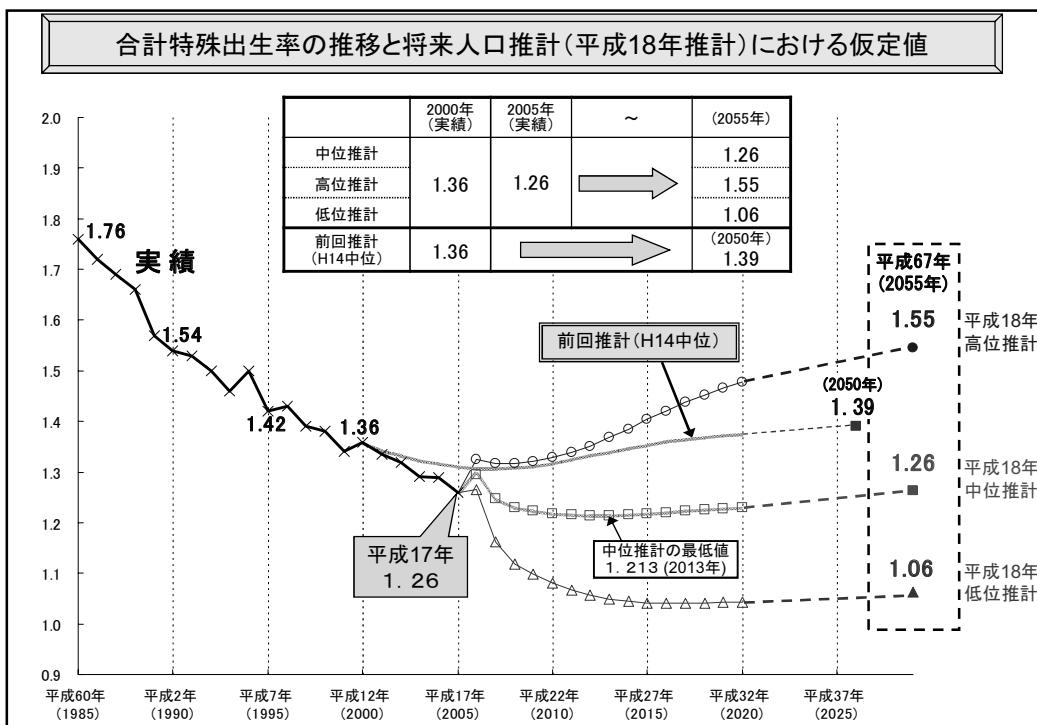
上とさせていただきたいと思います。御清聴どうもありがとうございました。

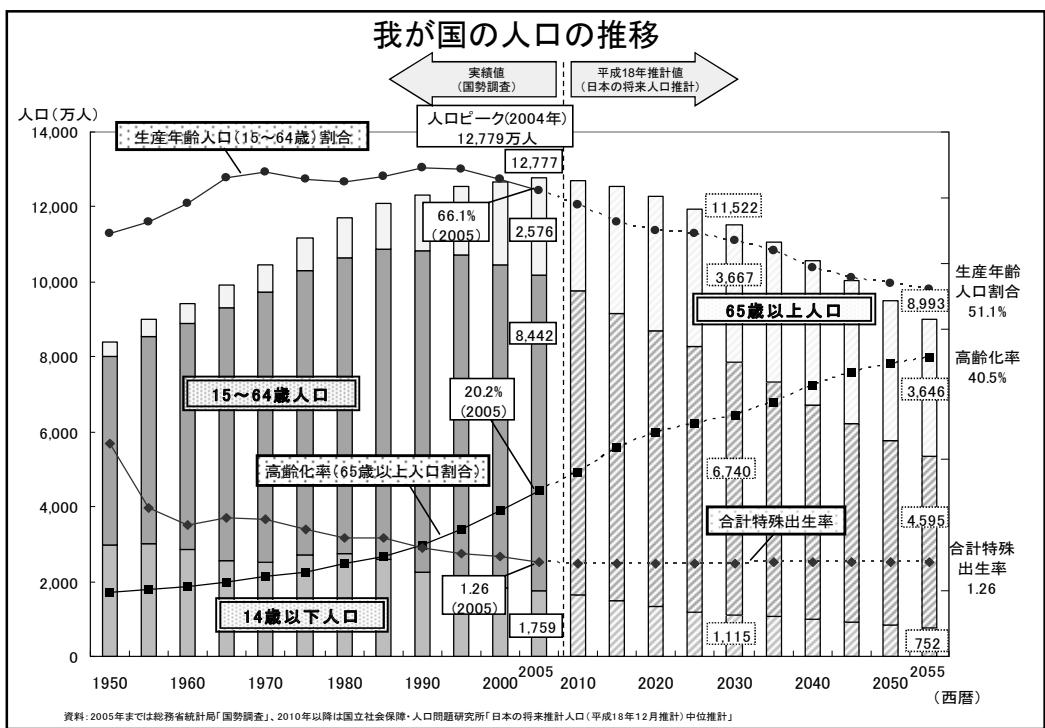
〔質疑応答〕

○質問者 まさに少子化対策は重要施策の一環だと思っておりますが、東さんから、この人口推計で調査をされまして、私たちはひしひしと感じ取るわけであります。先ほどアンケートの中で未婚の女性の9割はいずれ結婚したいというお話ですが、私、合計特殊出生率という範囲内が15歳から49歳という、これの定義であります。これはずっと以前から15歳から49歳。今はかなり違ってきますわね、この認識が。15歳で結婚するなんてことは有り得ないし、子どもを作ろうなんて思わない。49歳というのも、ちょっと限度が厳しすぎる。そうなりますと、もつともっと、かなり厳しさが、この割り算をしますと、厳しいものがある。これ、ずっとこのまま15歳から49歳という年齢を設けて、これからも推移されるんですか。どうですか。

○東 すみません。非常に良い御質問をいただき、ありがとうございます。私の説明が必ずしも十分でなかったということを少し反省しております。先ほど15歳あるいは50歳、ないしは16歳から49歳と申し上げました。これはあくまで合計特殊出生率を計算する時、まずどこに着目して数字をつくるかという説明をさせていただいたつもりでございまして、実は合計特殊出生率という概念そのものは、1人の女性が一生涯を通じてお産みになる子どもの数というのを考えたものでございます。したがいまして、15歳や50歳という範囲で限ったものではございませんので、まず、その2つの時点に着目して生涯を追いかけるような推計を行ったという意味でございます。決して今言われたような限定したものではないということを補足させていただきたいと思います。

将来推計人口(平成18年推計)の概要	
○ 将来推計人口は、社会保障・人口問題研究所が、国勢調査等の客観的データに基づき、概ね5年ごとに将来の人口を推計。	将来推計人口(平成18年中位推計)の結果
○ 今回の推計は平成17年国勢調査結果に基づき、2055年までの日本の人口を推計。 (参考推計として、2105年まで推計)	日本の総人口 2005年 1億2,777万人 → 2055年 8,993万人
合計特殊出生率の仮定 (2005) (2055) 高位 1.55 <1.63> 1.26 → 中位 1.26 <1.39> 低位 1.06 <1.10> ※ <>内は前回推計(H14)の2050年の仮定値	老人人口(65歳以上) 2,576万人 → 3,646万人 [20.2%] [40.5%]
平均寿命の仮定 (2005) (2055) 男 78.53歳 → 中位 男 83.67 <80.95> 女 85.49歳 女 90.34 <89.22> ※ <>内は前回推計(H14)の2050年の仮定値	生産年齢人口(15~64歳) 8,442万人 [66.1%] → 4,595万人 [51.1%] 年少人口(0~14歳) 1,759万人 [13.8%] → 752万人 [8.4%]
	前回推計(H14中位)の結果 日本の総人口 2000年 1億2,693万人 → 2050年 1億59万人 老人人口(65歳以上) 2,204万人[17.4%] → 3,586万人[35.7%] 生産年齢人口(15~64歳) 8,638万人[68.1%] → 5,389万人[53.6%] 年少人口(0~14歳) 1,851万人[14.6%] → 1,084万人[10.8%]





日本の将来推計人口

(平成 18 年 12 月推計)

結果の概要

平成 18 年 12 月

国立社会保障・人口問題研究所

日本の将来推計人口（平成18年12月推計） 《結果および仮定の要約》

1. 平成18年12月推計

国立社会保障・人口問題研究所は、平成17年国勢調査の第一次基本集計結果、ならびに同年人口動態統計の確定数が公表されたことを踏まえ、これらに基づいた新たな全国将来人口推計を行った。推計結果ならびに方法の概要は以下の通りである。

2. 推計結果（死亡中位推計）

出生率仮定 [長期の合計特殊出生率]		中位仮定 [1.26]	高位仮定 [1.55]	低位仮定 [1.06]	平成14年1月推計 中位仮定 [1.39]
死亡率仮定 [長期の平均寿命]		死亡中位仮定 [男=83.67年] [女=90.34年]			男=80.95年 女=89.22年
総 人 口	平成17年(2005)	12,777万人 ↓	12,777万人 ↓	12,777万人 ↓	12,771万人 ↓
	平成42年(2030)	11,522万人 ↓	11,835万人 ↓	11,258万人 ↓	11,758万人 ↓
	平成62年(2050)	9,515万人	10,195万人	8,997万人	10,059万人
	平成67年(2055)	8,993万人	9,777万人	8,411万人	
年少 (0 ～ 14 歳) 人口	平成17年(2005)	1,759万人 13.8% ↓	1,759万人 13.8% ↓	1,759万人 13.8% ↓	1,773万人 13.9% ↓
	平成42年(2030)	1,115万人 9.7% ↓	1,348万人 11.4% ↓	942万人 8.4% ↓	1,323万人 11.3% ↓
	平成62年(2050)	821万人 8.6%	1,109万人 10.9%	622万人 6.9%	1,084万人 10.8%
	平成67年(2055)	752万人 8.4%	1,058万人 10.8%	551万人 6.6%	
生産 年齢 (15 ～ 64 歳) 人口	平成17年(2005)	8,442万人 66.1% ↓	8,442万人 66.1% ↓	8,442万人 66.1% ↓	8,459万人 66.2% ↓
	平成42年(2030)	6,740万人 58.5% ↓	6,820万人 57.6% ↓	6,649万人 59.1% ↓	6,958万人 59.2% ↓
	平成62年(2050)	4,930万人 51.8%	5,321万人 52.2%	4,610万人 51.2%	5,389万人 53.6%
	平成67年(2055)	4,595万人 51.1%	5,073万人 51.9%	4,213万人 50.1%	
老年 (65 歳以上) 人口	平成17年(2005)	2,576万人 20.2% ↓	2,576万人 20.2% ↓	2,576万人 20.2% ↓	2,539万人 19.9% ↓
	平成42年(2030)	3,667万人 31.8% ↓	3,667万人 31.0% ↓	3,667万人 32.6% ↓	3,477万人 29.6% ↓
	平成62年(2050)	3,764万人 39.6%	3,764万人 36.9%	3,764万人 41.8%	3,586万人 35.7%
	平成67年(2055)	3,646万人 40.5%	3,646万人 37.3%	3,646万人 43.4%	

3. 推計方法

人口変動要因である出生、死亡、国際人口移動について仮定を設け、コーホート要因法により将来の人口を推計した。仮定は、各要因に関する実績統計に基づき、人口統計学的な投影手法によって設定した。

(1) 出生仮定の要約

1990年生まれ女性コーホート(参照コーホート)の結婚および出生指標に仮定を設け、年長のコーホートの実績値または統計的推定値から参照コーホートの仮定値を経て、2005年生まれコーホートまで徐々に変化し、以後は一定となるものと仮定した。

仮定の種類	出生仮定指標	前 提			合計特殊出生率			平成14年1月推計
		現在の実績値 1955年生まれの世代	仮 定 1990年生まれの世代 (参照コーホート)	平成17年(2005) 実 繢	平成42年(2030)	平成67年(2055)		
中位の仮定	(1) 平均初婚年齢	24.9歳	→上昇	28.2歳	1.26	1.24	1.26	1.39
	(2) 生涯未婚率	5.8%	→上昇	23.5%				
	(3) 夫婦完結出生児数	2.16人	→減少	1.70人				
	(4) 離死別再婚効果	0.952	→減少	0.925				
高位の仮定	(1) 平均初婚年齢	同上	→上昇	27.8歳	1.26	1.53	1.55	1.63
	(2) 生涯未婚率		→上昇	17.9%				
	(3) 夫婦完結出生児数		→減少	1.91人				
	(4) 離死別再婚効果		→減少	0.938				
低位の仮定	(1) 平均初婚年齢	同上	→上昇	28.7歳	1.26	1.04	1.06	1.10
	(2) 生涯未婚率		→上昇	27.0%				
	(3) 夫婦完結出生児数		→減少	1.52人				
	(4) 離死別再婚効果		→減少	0.918				

注：本推計での生涯未婚率は人口動態統計による日本人女性コーホート50歳時累積初婚率より算出している。参考
コーホートの生涯未婚率の仮定値は、前回推計と同定義とした場合、中位20.4%、高位14.6%、低位24.1%となる。

出生性比：2001～05年の出生性比(105.4)を一定とした。

(2) 死亡仮定の要約

1970～2005年の死亡実績に基づき、「死亡中位」(男性83.67年、女性90.34年)の仮定を設定するとともに、パラメータの信頼区間に従い「死亡高位」(男性82.41年、女性89.17年)、「死亡低位」(男性84.93年、女性91.51年)の仮定を設定した(括弧内は平成67(2055)年の平均寿命)。

	実績 平成17(2005)年	死亡中位仮定	平成14年1月推計
		平成67(2055)年	平成62(2050)年
男性	78.53年	→ 83.67年	80.95年
女性	85.49年	→ 90.34年	89.22年

(3) 国際人口移動仮定の要約

日本人については1995年10月1日～2005年9月30日(同時多発テロおよび新型肺炎の影響年を除く)の男女年齢各歳別入国超過率の平均値を一定とした。外国人については、入国超過数を仮定し、2006年の男性25千人、女性26千人から2025年に男性33千人、女性42千人となり、その後一定と仮定した。

表1 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数: [出生中位(死亡中位)推計]

年 次	人 口 (1,000人)				割 合 (%)		
	総 数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17 (2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18 (2006)	127,762	17,436	83,729	26,597	13.6	65.5	20.8
19 (2007)	127,694	17,238	83,010	27,446	13.5	65.0	21.5
20 (2008)	127,568	17,023	82,334	28,211	13.3	64.5	22.1
21 (2009)	127,395	16,763	81,644	28,987	13.2	64.1	22.8
22 (2010)	127,176	16,479	81,285	29,412	13.0	63.9	23.1
23 (2011)	126,913	16,193	81,015	29,704	12.8	63.8	23.4
24 (2012)	126,605	15,880	79,980	30,745	12.5	63.2	24.3
25 (2013)	126,254	15,542	78,859	31,852	12.3	62.5	25.2
26 (2014)	125,862	15,201	77,727	32,934	12.1	61.8	26.2
27 (2015)	125,430	14,841	76,807	33,781	11.8	61.2	26.9
28 (2016)	124,961	14,486	76,025	34,450	11.6	60.8	27.6
29 (2017)	124,456	14,133	75,346	34,977	11.4	60.5	28.1
30 (2018)	123,915	13,803	74,732	35,380	11.1	60.3	28.6
31 (2019)	123,341	13,488	74,199	35,655	10.9	60.2	28.9
32 (2020)	122,735	13,201	73,635	35,899	10.8	60.0	29.2
33 (2021)	122,097	12,892	73,141	36,064	10.6	59.9	29.5
34 (2022)	121,430	12,622	72,678	36,131	10.4	59.9	29.8
35 (2023)	120,735	12,381	72,144	36,210	10.3	59.8	30.0
36 (2024)	120,015	12,159	71,549	36,307	10.1	59.6	30.3
37 (2025)	119,270	11,956	70,960	36,354	10.0	59.5	30.5
38 (2026)	118,502	11,769	70,363	36,371	9.9	59.4	30.7
39 (2027)	117,713	11,597	69,728	36,388	9.9	59.2	30.9
40 (2028)	116,904	11,438	69,028	36,438	9.8	59.0	31.2
41 (2029)	116,074	11,290	68,274	36,510	9.7	58.8	31.5
42 (2030)	115,224	11,150	67,404	36,670	9.7	58.5	31.8
43 (2031)	114,354	11,017	66,835	36,502	9.6	58.4	31.9
44 (2032)	113,464	10,888	65,896	36,681	9.6	58.1	32.3
45 (2033)	112,555	10,762	64,942	36,851	9.6	57.7	32.7
46 (2034)	111,627	10,637	63,949	37,041	9.5	57.3	33.2
47 (2035)	110,679	10,512	62,919	37,249	9.5	56.8	33.7
48 (2036)	109,714	10,384	61,832	37,498	9.5	56.4	34.2
49 (2037)	108,732	10,253	60,699	37,779	9.4	55.8	34.7
50 (2038)	107,733	10,118	59,528	38,087	9.4	55.3	35.4
51 (2039)	106,720	9,978	58,387	38,354	9.4	54.7	35.9
52 (2040)	105,695	9,833	57,335	38,527	9.3	54.2	36.5
53 (2041)	104,658	9,682	56,358	38,619	9.3	53.8	36.9
54 (2042)	103,613	9,526	55,455	38,632	9.2	53.5	37.3
55 (2043)	102,560	9,366	54,589	38,605	9.1	53.2	37.6
56 (2044)	101,503	9,202	53,779	38,522	9.1	53.0	38.0
57 (2045)	100,443	9,036	53,000	38,407	9.0	52.8	38.2
58 (2046)	99,382	8,868	52,268	38,245	8.9	52.6	38.5
59 (2047)	98,321	8,701	51,541	38,079	8.8	52.4	38.7
60 (2048)	97,261	8,535	50,792	37,934	8.8	52.2	39.0
61 (2049)	96,205	8,373	50,038	37,794	8.7	52.0	39.3
62 (2050)	95,152	8,214	49,297	37,641	8.6	51.8	39.6
63 (2051)	94,102	8,061	48,588	37,453	8.6	51.6	39.8
64 (2052)	93,056	7,914	47,894	37,248	8.5	51.5	40.0
65 (2053)	92,013	7,774	47,224	37,014	8.4	51.3	40.2
66 (2054)	90,971	7,641	46,577	36,753	8.4	51.2	40.4
67 (2055)	89,930	7,516	45,951	36,463	8.4	51.1	40.5

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した) 人口による。

表2 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数: [出生高位(死亡中位)推計]

年 次	人 口 (1,000人)				割 合 (%)		
	総 数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17 (2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18 (2006)	127,777	17,451	83,729	26,597	13.7	65.5	20.8
19 (2007)	127,761	17,305	83,010	27,446	13.5	65.0	21.5
20 (2008)	127,703	17,158	82,334	28,211	13.4	64.5	22.1
21 (2009)	127,603	16,971	81,644	28,987	13.3	64.0	22.7
22 (2010)	127,463	16,766	81,285	29,412	13.2	63.8	23.1
23 (2011)	127,285	16,566	81,015	29,704	13.0	63.6	23.3
24 (2012)	127,072	16,347	79,980	30,745	12.9	62.9	24.2
25 (2013)	126,824	16,112	78,859	31,852	12.7	62.2	25.1
26 (2014)	126,543	15,883	77,727	32,934	12.6	61.4	26.0
27 (2015)	126,232	15,643	76,807	33,781	12.4	60.8	26.8
28 (2016)	125,890	15,415	76,025	34,450	12.2	60.4	27.4
29 (2017)	125,519	15,196	75,346	34,977	12.1	60.0	27.9
30 (2018)	125,119	15,006	74,732	35,380	12.0	59.7	28.3
31 (2019)	124,690	14,837	74,199	35,655	11.9	59.5	28.6
32 (2020)	124,234	14,700	73,635	35,899	11.8	59.3	28.9
33 (2021)	123,750	14,530	73,156	36,064	11.7	59.1	29.1
34 (2022)	123,241	14,365	72,744	36,131	11.7	59.0	29.3
35 (2023)	122,706	14,218	72,278	36,210	11.6	58.9	29.5
36 (2024)	122,148	14,086	71,755	36,307	11.5	58.7	29.7
37 (2025)	121,567	13,967	71,245	36,354	11.5	58.6	29.9
38 (2026)	120,964	13,860	70,734	36,371	11.5	58.5	30.1
39 (2027)	120,340	13,760	70,193	36,388	11.4	58.3	30.2
40 (2028)	119,696	13,664	69,595	36,438	11.4	58.1	30.4
41 (2029)	119,032	13,570	68,952	36,510	11.4	57.9	30.7
42 (2030)	118,347	13,477	68,200	36,670	11.4	57.6	31.0
43 (2031)	117,643	13,383	67,758	36,502	11.4	57.6	31.0
44 (2032)	116,919	13,287	66,951	36,681	11.4	57.3	31.4
45 (2033)	116,176	13,188	66,137	36,851	11.4	56.9	31.7
46 (2034)	115,415	13,087	65,287	37,041	11.3	56.6	32.1
47 (2035)	114,636	12,981	64,406	37,249	11.3	56.2	32.5
48 (2036)	113,842	12,872	63,472	37,498	11.3	55.8	32.9
49 (2037)	113,032	12,758	62,495	37,779	11.3	55.3	33.4
50 (2038)	112,208	12,640	61,482	38,087	11.3	54.8	33.9
51 (2039)	111,373	12,517	60,502	38,354	11.2	54.3	34.4
52 (2040)	110,529	12,391	59,611	38,527	11.2	53.9	34.9
53 (2041)	109,676	12,261	58,796	38,619	11.2	53.6	35.2
54 (2042)	108,817	12,129	58,057	38,632	11.1	53.4	35.5
55 (2043)	107,954	11,994	57,355	38,605	11.1	53.1	35.8
56 (2044)	107,090	11,860	56,708	38,522	11.1	53.0	36.0
57 (2045)	106,225	11,725	56,092	38,407	11.0	52.8	36.2
58 (2046)	105,362	11,593	55,524	38,245	11.0	52.7	36.3
59 (2047)	104,502	11,462	54,961	38,079	11.0	52.6	36.4
60 (2048)	103,645	11,335	54,375	37,934	10.9	52.5	36.6
61 (2049)	102,793	11,212	53,787	37,794	10.9	52.3	36.8
62 (2050)	101,947	11,094	53,212	37,641	10.9	52.2	36.9
63 (2051)	101,106	10,980	52,672	37,453	10.9	52.1	37.0
64 (2052)	100,269	10,872	52,148	37,248	10.8	52.0	37.1
65 (2053)	99,435	10,769	51,652	37,014	10.8	51.9	37.2
66 (2054)	98,605	10,672	51,180	36,753	10.8	51.9	37.3
67 (2055)	97,775	10,579	50,733	36,463	10.8	51.9	37.3

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した) 人口による。

表3 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数: [出生低位(死亡中位)推計]

年 次	人 口 (1,000人)				割 合 (%)		
	総 数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17 (2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18 (2006)	127,754	17,429	83,729	26,597	13.6	65.5	20.8
19 (2007)	127,625	17,170	83,010	27,446	13.5	65.0	21.5
20 (2008)	127,416	16,871	82,334	28,211	13.2	64.6	22.1
21 (2009)	127,149	16,518	81,644	28,987	13.0	64.2	22.8
22 (2010)	126,829	16,132	81,285	29,412	12.7	64.1	23.2
23 (2011)	126,458	15,738	81,015	29,704	12.4	64.1	23.5
24 (2012)	126,037	15,312	79,980	30,745	12.1	63.5	24.4
25 (2013)	125,569	14,858	78,859	31,852	11.8	62.8	25.4
26 (2014)	125,059	14,399	77,727	32,934	11.5	62.2	26.3
27 (2015)	124,508	13,920	76,807	33,781	11.2	61.7	27.1
28 (2016)	123,920	13,445	76,025	34,450	10.8	61.4	27.8
29 (2017)	123,296	12,973	75,346	34,977	10.5	61.1	28.4
30 (2018)	122,637	12,525	74,732	35,380	10.2	60.9	28.8
31 (2019)	121,946	12,093	74,199	35,655	9.9	60.8	29.2
32 (2020)	121,224	11,690	73,635	35,899	9.6	60.7	29.6
33 (2021)	120,471	11,273	73,133	36,064	9.4	60.7	29.9
34 (2022)	119,690	10,949	72,610	36,131	9.1	60.7	30.2
35 (2023)	118,881	10,678	71,993	36,210	9.0	60.6	30.5
36 (2024)	118,047	10,436	71,305	36,307	8.8	60.4	30.8
37 (2025)	117,190	10,220	70,615	36,354	8.7	60.3	31.0
38 (2026)	116,309	10,028	69,910	36,371	8.6	60.1	31.3
39 (2027)	115,408	9,856	69,163	36,388	8.5	59.9	31.5
40 (2028)	114,485	9,700	68,348	36,438	8.5	59.7	31.8
41 (2029)	113,542	9,556	67,476	36,510	8.4	59.4	32.2
42 (2030)	112,578	9,420	66,488	36,670	8.4	59.1	32.6
43 (2031)	111,594	9,291	65,801	36,502	8.3	59.0	32.7
44 (2032)	110,589	9,164	64,744	36,681	8.3	58.5	33.2
45 (2033)	109,562	9,038	63,674	36,851	8.2	58.1	33.6
46 (2034)	108,516	8,911	62,564	37,041	8.2	57.7	34.1
47 (2035)	107,448	8,780	61,419	37,249	8.2	57.2	34.7
48 (2036)	106,361	8,644	60,219	37,498	8.1	56.6	35.3
49 (2037)	105,254	8,502	58,974	37,779	8.1	56.0	35.9
50 (2038)	104,130	8,352	57,691	38,087	8.0	55.4	36.6
51 (2039)	102,989	8,196	56,439	38,354	8.0	54.8	37.2
52 (2040)	101,834	8,032	55,275	38,527	7.9	54.3	37.8
53 (2041)	100,666	7,861	54,187	38,619	7.8	53.8	38.4
54 (2042)	99,488	7,684	53,173	38,632	7.7	53.4	38.8
55 (2043)	98,303	7,502	52,196	38,605	7.6	53.1	39.3
56 (2044)	97,112	7,316	51,274	38,522	7.5	52.8	39.7
57 (2045)	95,918	7,128	50,383	38,407	7.4	52.5	40.0
58 (2046)	94,724	6,941	49,538	38,245	7.3	52.3	40.4
59 (2047)	93,530	6,755	48,696	38,079	7.2	52.1	40.7
60 (2048)	92,338	6,572	47,831	37,934	7.1	51.8	41.1
61 (2049)	91,149	6,395	46,961	37,794	7.0	51.5	41.5
62 (2050)	89,966	6,224	46,101	37,641	6.9	51.2	41.8
63 (2051)	88,787	6,062	45,271	37,453	6.8	51.0	42.2
64 (2052)	87,612	5,909	44,454	37,248	6.7	50.7	42.5
65 (2053)	86,441	5,766	43,660	37,014	6.7	50.5	42.8
66 (2054)	85,273	5,633	42,887	36,753	6.6	50.3	43.1
67 (2055)	84,106	5,510	42,133	36,463	6.6	50.1	43.4

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した) 人口による。

図1 総人口の推移
—出生中位・高位・低位(死亡中位)推計—

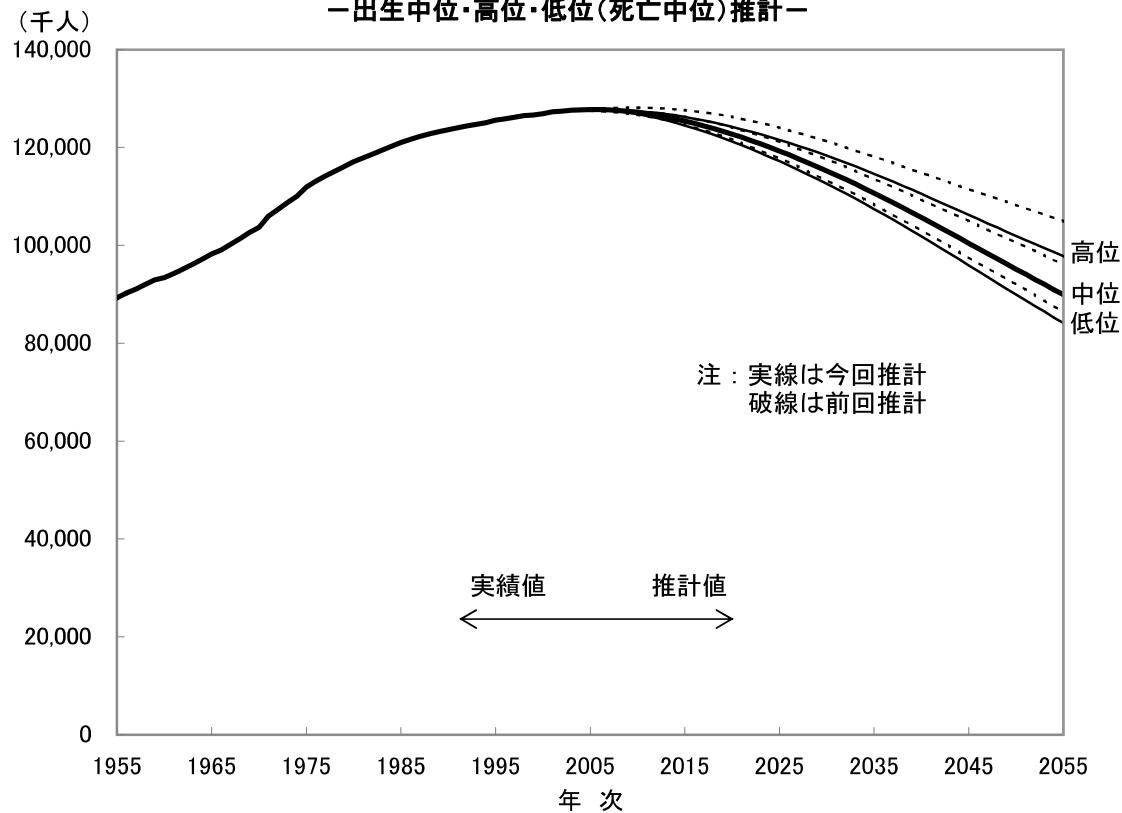
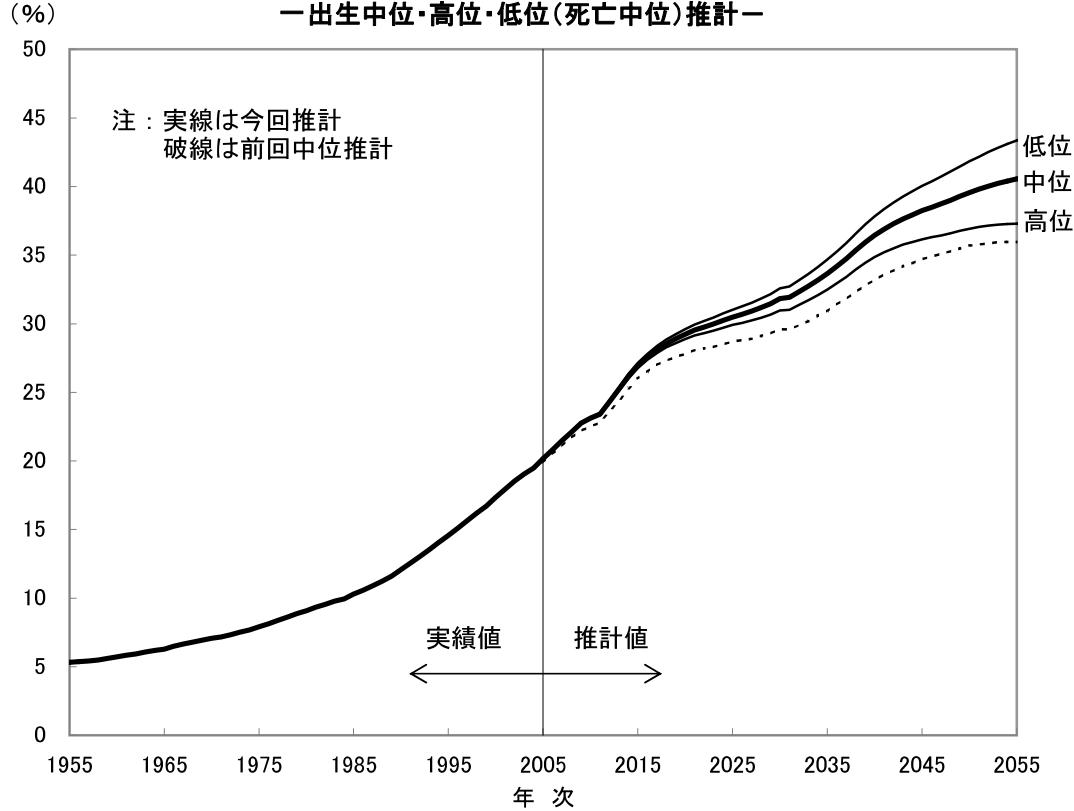


図2 老年(65歳以上)人口割合の推移
—出生中位・高位・低位(死亡中位)推計—



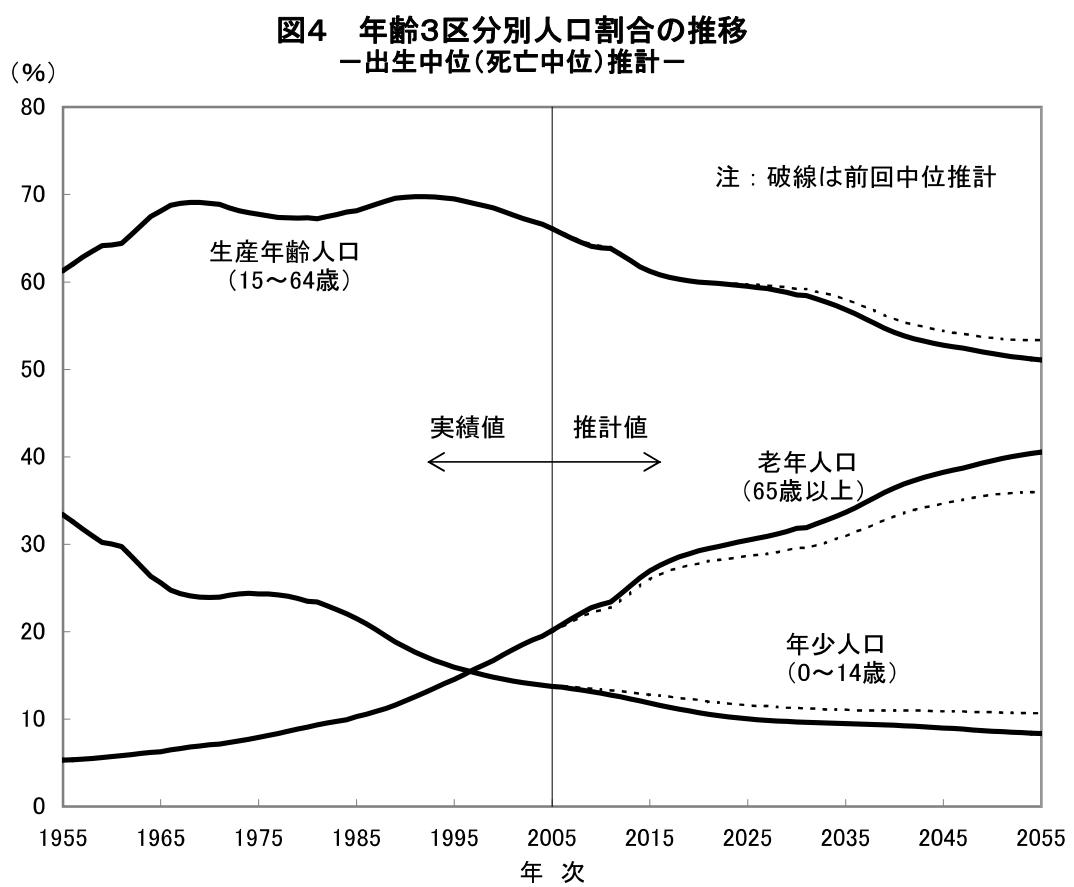
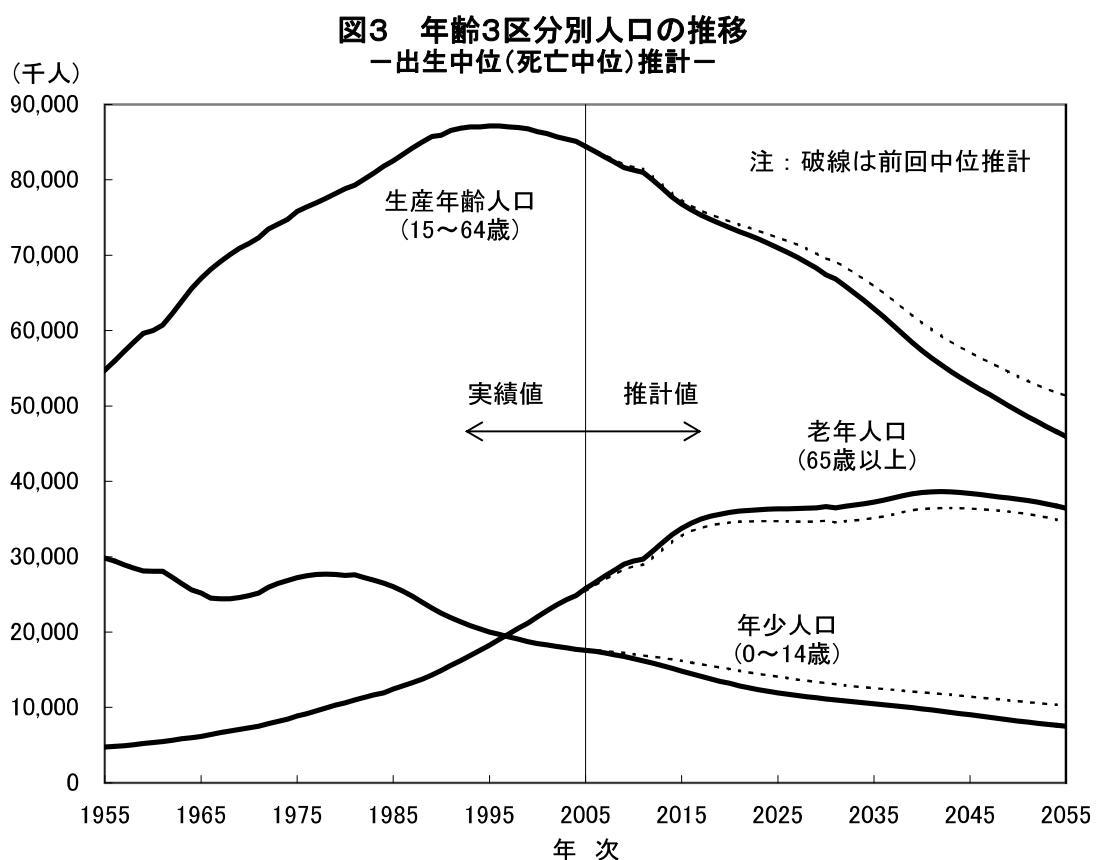


図5 人口ピラミッドの変化：出生中位（死亡中位）推計

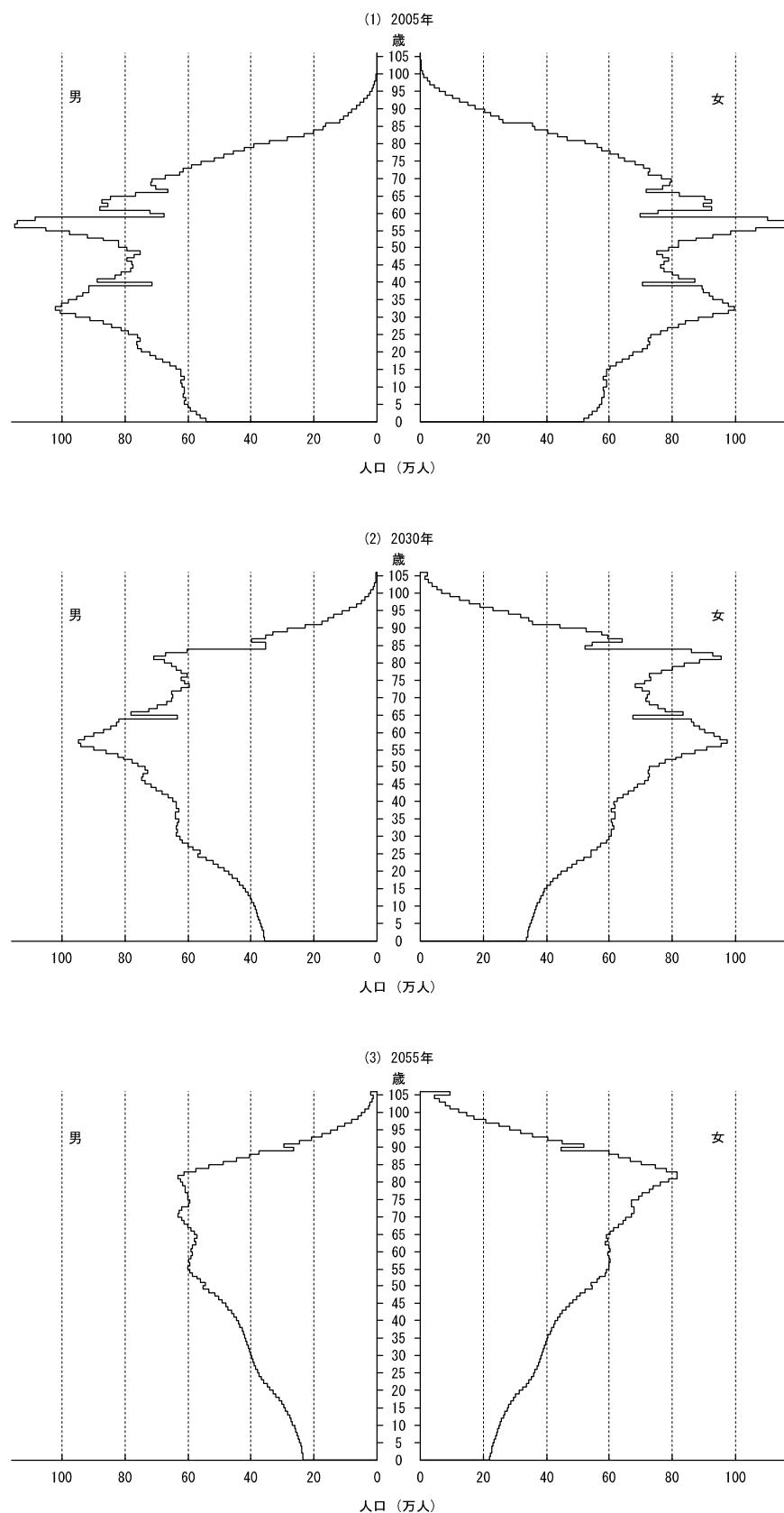


表4 合計特殊出生率の推移：中位・高位・低位推計

年 次	中位	高位	低位
平成 17 (2005)	1.2601	1.2601	1.2601
18 (2006)	1.2942	1.3243	1.2662
19 (2007)	1.2467	1.3170	1.1626
20 (2008)	1.2297	1.3179	1.1185
21 (2009)	1.2232	1.3214	1.0980
22 (2010)	1.2184	1.3282	1.0806
23 (2011)	1.2152	1.3383	1.0666
24 (2012)	1.2135	1.3516	1.0560
25 (2013)	1.2134	1.3677	1.0486
26 (2014)	1.2148	1.3853	1.0441
27 (2015)	1.2171	1.4033	1.0418
28 (2016)	1.2199	1.4210	1.0410
29 (2017)	1.2227	1.4376	1.0411
30 (2018)	1.2252	1.4528	1.0415
31 (2019)	1.2273	1.4664	1.0421
32 (2020)	1.2289	1.4783	1.0425
33 (2021)	1.2302	1.4885	1.0426
34 (2022)	1.2311	1.4971	1.0423
35 (2023)	1.2320	1.5042	1.0417
36 (2024)	1.2328	1.5100	1.0409
37 (2025)	1.2335	1.5145	1.0400
38 (2026)	1.2343	1.5181	1.0393
39 (2027)	1.2351	1.5209	1.0386
40 (2028)	1.2360	1.5231	1.0383
41 (2029)	1.2371	1.5249	1.0382
42 (2030)	1.2382	1.5264	1.0384
43 (2031)	1.2394	1.5277	1.0389
44 (2032)	1.2408	1.5289	1.0397
45 (2033)	1.2422	1.5301	1.0407
46 (2034)	1.2436	1.5311	1.0419
47 (2035)	1.2450	1.5322	1.0433
48 (2036)	1.2465	1.5332	1.0448
49 (2037)	1.2479	1.5342	1.0463
50 (2038)	1.2492	1.5351	1.0478
51 (2039)	1.2505	1.5360	1.0491
52 (2040)	1.2517	1.5368	1.0504
53 (2041)	1.2528	1.5376	1.0516
54 (2042)	1.2538	1.5383	1.0527
55 (2043)	1.2548	1.5389	1.0538
56 (2044)	1.2557	1.5395	1.0547
57 (2045)	1.2566	1.5401	1.0556
58 (2046)	1.2574	1.5407	1.0564
59 (2047)	1.2582	1.5412	1.0571
60 (2048)	1.2589	1.5418	1.0578
61 (2049)	1.2597	1.5424	1.0584
62 (2050)	1.2604	1.5429	1.0591
63 (2051)	1.2611	1.5435	1.0598
64 (2052)	1.2618	1.5441	1.0605
65 (2053)	1.2625	1.5447	1.0613
66 (2054)	1.2632	1.5454	1.0622
67 (2055)	1.2640	1.5461	1.0630

平成17(2005)年は実績値である。死亡中位推計による。

表5 平均寿命の推移：死亡中位推計

年 次	死亡中位		
	男	女	男女差
平成 17 (2005)	78.53	85.49	6.96
18 (2006)	78.85	85.78	6.93
19 (2007)	79.02	85.94	6.92
20 (2008)	79.19	86.10	6.91
21 (2009)	79.35	86.25	6.90
22 (2010)	79.51	86.41	6.90
23 (2011)	79.66	86.55	6.89
24 (2012)	79.80	86.69	6.89
25 (2013)	79.94	86.82	6.88
26 (2014)	80.08	86.95	6.87
27 (2015)	80.22	87.08	6.86
28 (2016)	80.35	87.20	6.85
29 (2017)	80.49	87.33	6.84
30 (2018)	80.61	87.45	6.83
31 (2019)	80.73	87.57	6.84
32 (2020)	80.85	87.68	6.83
33 (2021)	80.96	87.78	6.83
34 (2022)	81.07	87.89	6.82
35 (2023)	81.18	87.99	6.81
36 (2024)	81.29	88.09	6.80
37 (2025)	81.39	88.19	6.79
38 (2026)	81.50	88.28	6.79
39 (2027)	81.60	88.38	6.78
40 (2028)	81.70	88.48	6.78
41 (2029)	81.79	88.57	6.78
42 (2030)	81.88	88.66	6.78
43 (2031)	81.97	88.74	6.78
44 (2032)	82.06	88.83	6.77
45 (2033)	82.14	88.90	6.76
46 (2034)	82.23	88.98	6.76
47 (2035)	82.31	89.06	6.75
48 (2036)	82.39	89.14	6.74
49 (2037)	82.47	89.21	6.74
50 (2038)	82.55	89.28	6.73
51 (2039)	82.63	89.36	6.73
52 (2040)	82.71	89.43	6.72
53 (2041)	82.78	89.50	6.72
54 (2042)	82.85	89.57	6.72
55 (2043)	82.92	89.64	6.72
56 (2044)	82.99	89.71	6.72
57 (2045)	83.05	89.77	6.72
58 (2046)	83.12	89.83	6.72
59 (2047)	83.18	89.89	6.71
60 (2048)	83.25	89.95	6.70
61 (2049)	83.31	90.01	6.70
62 (2050)	83.37	90.07	6.69
63 (2051)	83.43	90.12	6.69
64 (2052)	83.50	90.18	6.68
65 (2053)	83.56	90.24	6.68
66 (2054)	83.62	90.29	6.67
67 (2055)	83.67	90.34	6.67

平成17(2005)年は実績値である。

図6 合計特殊出生率の推移:中位・高位・低位推計

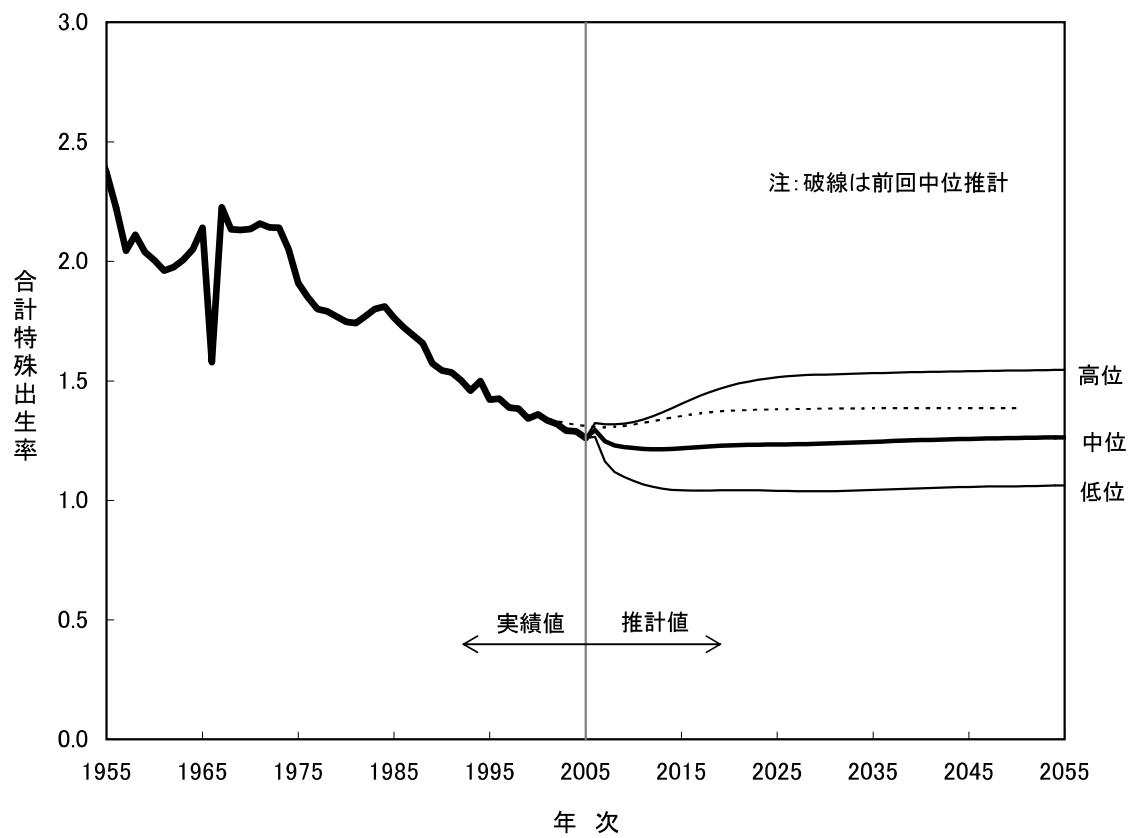
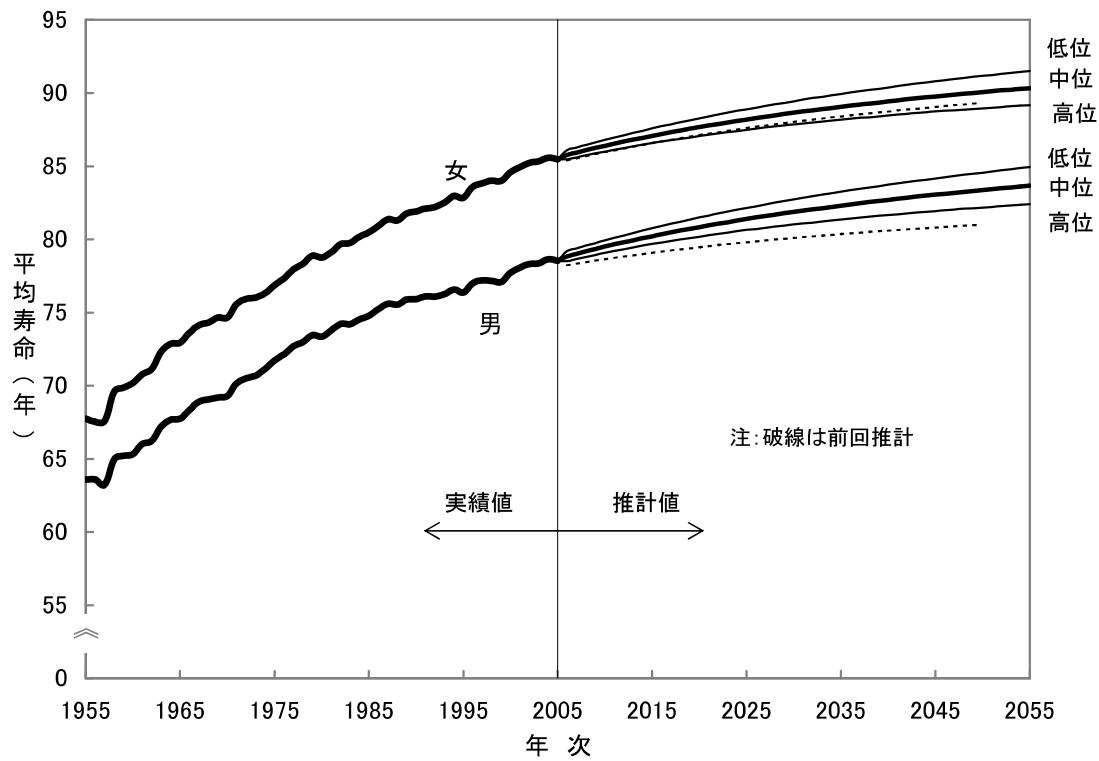


図7 平均寿命の推移:中位・高位・低位推計



第86回総会 講 演

「人口減少社会と都市行政」

(株)富士通総研 主任研究員

渥美 由喜 氏



【講師プロフィール】

1992年3月 東京大学法学部卒業。富士総合研究所を経て、2003年12月に(株)富士通総研に転職し、現職。2005年10月より内閣府「少子化社会対策推進会議」、「子どもと家族応援戦略会議」、「ワークライフバランス官民連絡会議」の他、経済産業省、日本経団連、日本商工会議所の審議会委員、埼玉県「あつたか子育て企業賞」選考委員、三重県次世代育成懇話会委員、等を兼務。

専門:社会保障、人口問題、労働雇用。

著書:『少子化克服への最終処方箋』(ダイヤモンド社、2007年)など多数。

平成19年8月20日（月）

全国都市会館2階「大ホール」

渥美でございます。本日は、皆様の前でお話させていただく機会を頂戴いたしまして、大変光栄に存じております。

この人口減少社会というものをずっと研究してまいりました。今日は、せっかく皆様の前でお話させていただくということで欲張って資料をたくさん持ってまいりてしまったのですが、限られた時間ですのでこの中から幾つかかいつまんでお話をさせていただきたいと思います。飛ばしてしまう部分は、もしご興味がございましたら後ほどご覧いただけたらと思っております。

1. 人口減少社会の諸問題

○人口減少への危機感の高まり

まず、この人口減少社会というテーマで、実は2年前にNHKスペシャルで2日連続で特集が組まれたことがございます。大変おもしろい番組で、私もお手伝いさせていただき、とても勉強になつた番組でしたが、番組の依頼を受けてシミュレーションを行いました。人口減少社会では日本経済は非常に悪化してしまう、このまま何も対応策を講じずにつづると減ってしまうとこれほどまでにGDPは減ってしまうというシミュレーション結果に対して、高名な評論家である堺屋太一さんから「これは余りにも数字が悲観的過ぎる」という、かなり痛烈なご批判をいただきました。

その番組は視聴者参加型ということで、スタジオにも一般の方々がたくさんおられましたし、テレビをご覧になっている方からファクス、電話、メールでご意見をいただきました。「悲観的」と言われたシナリオを出した私と堺屋太一さんを代表とする楽観的な論者の方々との意見のやりとりを聞いていた視聴者の8割の方から、「楽観的なことを言う人たちはその根拠を示してほしい」、「これからの中子高齢社会で日本経済は大丈夫だとどうして言えるのか。特に都市で暮らしている人たちはそう思うのかもしれないけど、地方はとても大変な状況になっている。それを何で高名な評論家の方たちはわからないのか」、「少子化対策をきちんとやっていかなければいけない」という、若い世代の声、また地方にお住まいの方の声が非常に多かったと聞いております。

確かに、その番組で寄せられた声のみならず、内閣府やさまざまな機関のアンケート調査をみても、「少子高齢社会がこのままであつたらとても大変なことになってしまう、政府はもっと本腰を入れて対策をやらなければいけない」という声が多数派となっています。

最近、政府も本腰を入れているような気はいたします。私が入れていただいている内閣府の少子化社会対策推進会議、子どもと家族応援戦略会議、いずれにおいても、「これからは少子化対策をきちんとやっていこう」という声は確かに多いのですが、予算制約があつてなかなか進まない状況にございます。

○安直な「楽観論」の誤り

まず、本日は、どうして人口減少社会は非常にまずい状況になつてしまうのかということを簡単に申し上げて、その後に具体的な方策について考えているところをお話させていただきたいと思っております。

まず、楽観論者が論拠として取り上げるのは、通勤ラッシュが緩和する、または、高速道路の渋滞がなくなるなど人口減少社会には大きなメリットもあるという点ですが、鉄道会社の方々に

聞くまでもなく、乗客が減ったらラッシュを緩和するというよりは、本数を減らす形での対応になると思います。また、人口減少社会というのは大幅な減収になります。例えば人口が今の3分の1になってしまふという将来見通しでは、高速道路のメンテナンス費用が今のとおり賄えるのかという問題があります。高速道路が穴だらけになつたら危なくて走れないで、渋滞緩和ということはあり得ない、と考えられます。

さらに、楽観的な方々は、日本人の住居費負担は国際的に見ても非常に高い水準ですが、住まいがこれからは余つてくるから少し楽になる、生活が楽になるということをおっしゃるわけですけれども、人口が徐々に減っていく中で、今でも都市への人口流入は加速化する傾向があつて都市住民の方々の住居負担は変わらずに、地方では、例えば私の家の本家は地方都市にございますが、もし相続できたとしても地価は下がつてき、それが資産価値としてはおもわしくない状況になると思います。

○正しい認識 - これからは「人口逆ボーナス」期に

これからは「人口逆ボーナス期」に入っていくという認識が必要だと思います。

実は、戦後半世紀の間に我が国の人囗は8割増えました。このような大幅な人口増というのは世界史的に見てもまれなことです。これまでの経済発展というのは、先人たちのご努力ゆえのことだと思いますが、それプラス豊富な労働力を供給できる人口ボーナス期に当たつたことが要因の大きな一つだったといえます。

私たちの父の多産多死の年代から今のような少産少死の移行期には、高齢者も、子供も共に少なくなります。こういう時期が「人口ボーナス期」です。これが逆に、高齢者も増える、仮に少子化対策をきちんとやって子供世代の人口が下げ止まり、子供人口も今とは変わらないあるいは増えてくるといった場合、現役世代の負担が大きくなります。人口逆ボーナス期というのは、そのような人口的な負担があるということでございます。

○親の数が減っているから、子ども数も減る一方で、その子どもはますます減っていくという「負の連鎖」

よく出生率が話題になります。今回6年ぶりに1.3に回復したというニュースは非常に喜ばしいことではありますが、人口減少社会の問題を考える上では、出生率よりも子供数の方が重要だと考えております。

子供数は減る一方です。今後も増える見込みはございません。お手元の資料の7ページの図表ですが、一番左の団塊の世代と言われる人たちは1年に250万人生まれていたわけですが、わずか十数年の間にこの世代の人口よりも4割減りました。また、その子供である団塊ジュニアが親に差しかかったときに出生数はややふえて、またその団塊ジュニアの子供が生まれてからは4割減っているという、1世代のサイクルで大体4割、4割減っているという状況にございます。

今、ちょうど団塊ジュニアと言われる人たちが親になる適齢期で、ここ3、4年が出生数の一つのピークになって、この下の世代が産み始めると、出生数が変わらなくても子供の数は4割減るという状況にございます。外国人を入れない限りは親の数が増えない中では、子供数の減少というのは不可避的に起きてしまうことです。

この人口減少の問題に関して、今の60代、70代、80代の方々は切実な問題意識を持っておら

れる方が少なくないです。どうしてなのかと考えたときに、例えば、うちの父の場合では、いとこが10人以上いるらしいのですが、孫となると2、3人、そういう状況を見て、何でいうことだろうと危機感を持っておられるわけですが、人口減少というのは急に大きな問題となって迫ってくるわけではございませんが、徐々にきいてくるので、年配の方はより一層、実感として強く感じられるということだと思います。

○労働力は50年後に3分の1減少

先般、厚生労働省が労働力人口の見通しを出しました。今後20年の間に静岡県の総人口規模の労働力人口が減ってしまって、さらに20年後には四国と九州の総人口規模の労働力人口が減ってしまうという非常にショッキングなデータを出してあります。

労働力人口に関するシナリオを幾つか設定して、ケース別に分けております。

一番悲観的なシナリオですと、これから50年以内に3分の1の2,100万人以上減ってしまいます。あるいは、働きたいけれども、働く場所がないという属性を持っている方は女性と高齢者ですが、働きたいと思っておられる方々が労働力人口になった場合であったとしても、1,800万人減ってしまいます。外国人労働を入れない限りはこれだけの労働力人口の減少は不可避です。

○社会全体の高齢化に伴う、経済活力の低下

しばしば経済活力の低下ということも言われます。これは、1つには人口の平均年齢とリンクして考えられるのではないかと思います。

高度経済成長期には、我が国の平均年齢は20歳代でした。これが、今は40代前半という働き盛りで、これからあと20年後には、世界史上初めて平均年齢50歳国に突入します。その時点では、ライバルになるであろうアメリカと中国は10歳若い国となります。もちろん、年齢だけが国の活力のバロメーターではありませんが、日本の高齢化の著しい進展というのがこういうところにもあらわれてくるのではないかと思います。

○若年人口の質の低下

若年人口が地方都市から流出し、幾つかの都市に集まっていることは、もちろんこれから非常に大きな問題となってくるとは思いますが、一方で、日本から流出してしまう若者の問題というのも考えられます。

今は、スポーツ選手やミュージシャンという限られた人しか海外転出しておりませんけれども、これからは一般的の仕事をしている人達も、才能がある人から順に海外に流出してしまうことも懸念されます。社会保障負担もしくは税負担といったものを嫌って、日本から外国へ出てしまうといった若者の行動が今後は考えられます。

実際にスウェーデンやヨーロッパの一部の国では、こういう行動は起きています。ただ、スウェーデンは社会保障が非常に充実しているので、若いときに国外に出てしまって、40歳、50歳当たりになると戻ってきて老後は母国に世話になるといったライフスタイルがあるようですが、日本でも、将来若者の流出が国単位で起きてしまうのではないかと懸念しております。

○社会システムは維持不可能に

さらに、こういった状況になると、社会システムが維持不可能になりかねません。

そもそも私たちの国は、資源が少ない中で創意工夫を前提とした経済立国としてやってきたわ

けですから、人的資源が失われてしまうと、日本の社会システムが非常に難しい状況になってしまうということが懸念されます。

したがって、重要な課題はたくさんございますが、特にこの人口減少社会に対してどうやって歯止めをかけるのかという問題はその最たるものです。今は、出生率を一つのバロメーターとして、回復した、回復しないというような議論にとどまっていますが、今後重要になってくる論点は、日本の定常人口をどこで下げとめるのかという点です。8,000万人から1億人の間で下げ止まれないと、社会システムを全面的に変えなければいけない非常に難しい状況になってしまふと思っています。こういった「定常人口」の話が今はまだ日本ではほとんどなされていないことを懸念しております。

お隣の韓国では、この定常人口の議論を2年前くらいにスタートして、ハングルで書かれた、分厚い報告書を出しています。これは、世界でも初めての定常人口のレポートで非常に画期的なものです。北朝鮮と合併したらどれくらいの規模になるのか、日本にいる韓国の方、中国東北部にいる朝鮮民族の方が戻ってきたらどうなのかという幾つかのシナリオで定常人口を出して、そういう中で、経済的繁栄をどうやっていくのかということを官民上げて議論した、非常に立派な内容です。

それをまとめた大学教授へヒアリングに韓国へ行ってきたのですが、「日本はライバルじゃない」と明言されて、非常に悔しい思いをいたしました。「日本は、まだ人口減少社会に対するきちんとした総合的なパッケージを出していない、韓国は出している。日本は、このままざるざると人口が減っていってしまって、恐らく韓国よりも減ってしまうだろう。ですから、東アジアにおける日本の地位に韓国がとってかわる」ということでした。日本も、こういうことをやればもっとこういうふうになるはずだと反論したいわけですが、国を挙げてそういう議論になっていないところを懸念しております。

政治の最前線でご活躍されている皆様方にはそういうところを今後議論していただきたい、ぜひ日本の流れを変えていっていただきたいと思うわけでございます。

【「産みやすさ」、「働きやすさ」の地域差が示唆するもの】

○2極化する地域

次に、22ページのところからお話をさせていただきたいと思います。

飛ばした部分で申し上げておりますことは、女性の活用が社会システムと摩擦を起こしていると出生率は落ちていくということです。ですから、女性の社会進出に見合った社会システムをつくっていくことが重要だということを幾つかデータを出してお示ししております。

そうしたことを踏まえて地域の状況を見てみると、産みやすさ、働きやすさというのは、大きく2極化しているといえます。

内閣府がやった調査ですが、出生率と女性の有業率で都道府県をグルーピングすると、23ページの図表のようになります。

大きく申し上げると、左側が産みやすくて働きやすい地域になります。右側が主に都市部でございますが、産みにくく、働きにくい地域、東京が代表ですが、そういった地域になります。この間はほとんどなく、働きやすくて産みやすい地域と両方ともしくい地域の大きく2極分化し

ている状況が見て取れるかと思います。

働きやすい地域、住みやすい地域は、相関関係が非常に強くあります。働く女性が多い地域では出生率も高く、両方とも平均以下の自治体では、労働時間が長くて、また家族のサポートも薄いということがあります。

○「子育て先進地域」の特徴

25ページをごらんください。

子育て先進地域と言われるところが幾つかございます。そういった地域を見ますと、働く女性が多くて出生率も高い地域では、社会環境全般について高水準にあります。これは、必ずしも労働とか子育て環境に限らず、例えば社会の多様性寛容度とか若者の自立可能性とかおもしろい指標と相関が高く、社会全般的にバランスがとれていて住みやすい地域では、産みやすくて働きやすいということがいえるかと思います。

○地域の取り組みは活発に

私は少子化対策の研究者として、地方自治体を回らせていただいてヒアリングをしております。これまで、おおよそ半分くらいの都道府県の県庁、政令指定都市に伺わせていただいて、少子化対策について各地方の取り組みを伺っておりますが、非常に面白いです。地域の実情に合った多様な子育て支援策が今地域でなされていると思っております。

ここ1年くらい、国の少子化対策は余り進んでいません。私も審議会に入れていただいているのにこういう状況になっているのは非常に申しわけなく思っているのですが、財政制約があるということと、参議院選前に予算がかかる政策を政府としてはなかなか打ち出しにくいという状況もあって報告書には新しい対策は入っておりません。一方で、地域では非常におもしろいことをなさっています。取り組みはどれとして同じものではなく、それぞれの地方の実情に合った取り組みの工夫をなさっているというのを感じています。今回の出生率の増加というのも、こうした自治体の努力の結実ではないかと思うわけです。

ただし、3分野では改善の余地があるのではないかと思います。

まず、一部の地域では、長時間労働が依然として問題になっております。これは、最近、ワーク・ライフ・バランスと言われることが非常に重要な政策課題になっているゆえんです。この秋以降、このワーク・ライフ・バランスは、少子化対策の中でも一番重要な課題として議論が進むのではないかと思います。予算制約がある中で、ワーク・ライフ・バランス憲章というものを政府がつくって、企業の協力を仰ぐというところが今議論されているところでございます。

また、家族による支援も薄くなっている地域というのがあり、親族による支援を引き出すインセンティブというものが重要ではないかと思います。

また、社会の多様性寛容度というのも濃淡がございますので、多様な家族のあり方というものを模索する部分も今後は重要ではないかと思います。

28ページからの「4. 昨今の施策に対する国民の評価」は割愛させていただきます。これは、読売新聞の調査のお手伝いをさせていただいて、最近の政策に対して国民はどういうことを感じているのかというのを調査したものでございます。

【企業が、子育てのメリットに着目し始めた】

○WLBは、年率25%のハイリターン投資

35ページからの「5. 企業が、子育てのメリットに着目し始めた」をお話させていただきます。

そもそもワーク・ライフ・バランスというのがはやりになっているというのが一つあるのですが、それ以上に、経営戦略として取り組む企業が増えているということがいえます。

これが研究の付加価値ですが、仕事と生活の両立に取り組む企業の業績は伸びます。これは、確実に将来得になる取り組みです。このことは私の発見ということではなく、ドイツで、投資の利回りに換算したら年率25%というレポートが3、4年前に出されているのですが、そのレポートが出てから、ドイツの企業は一斉に経営戦略としてやっていこうというムードになったということです。

私も同じようなデータがとれないかなと思いまして、幾つかデータを集めてやっているものがございます。その1つが、これまで2,300社のご協力をいただいて経営データを出していただいて、それを時系列にしたものを作りました。

失われた10年と言われる時代に、一般企業では2割近く売上高が落ちているのに対して、両立支援に取り組む企業では逆に3割売上高を伸ばした、これは経常利益でもほぼ似たような数字になりますが、こういった状況がございました。

まず、このデータについては、そもそも経営的にいい状態の企業だから取り組めたのではないか、余裕があったからできたのではないかと思われる方もおられるかもしれません。そこで、こういったデータをもとに、何で企業業績にプラスになるのかの因果関係を定量分析しているのですが、その結果、幾つかわかったことがあります。

○「両立支援策と業績」の定性分析

38ページをごらんいただけますでしょうか。

ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業に話を聞くのがとても好きで、主に中小企業ですが、300社を今まで回っております。両立支援に取り組んだ中小企業で業績が伸びているところはたくさんございます。

企業業績を向上させる要因として、大きく3つの時間軸がございます。

まず、短期的には、優秀な従業員の新卒採用ができる、さらに引きとめることができます。

最近、東洋経済新報社が出している女子学生就職四季報というのが学生の就職時のバイブルになっています。これは、育児休業取得者数などが出ているおもしろいデータブックですが、実は男子学生も、男子学生版を買わずに就職四季報の女子学生版を買っているという購買行動も出ているようです。これは、そもそも最近の若い人というのは、所得の多寡だけではなく、いかに自分の時間が確保できるかという観点から就職選びもするので、女性が働きやすい企業で自分も働きたいという思いで男子学生が就職活動をしているということだと思います。

雇用が難しくなっている中で、両立支援に取り組む企業ではいい評判がいい人材を集めているところで業績アップの要因になります。これが短期的に体感できるところです。

中期的に企業業績を上げる要因としては、社会的責任を果たしている企業としての宣伝効果もございますし、同じ従業員が育児を経て生産性が向上するということがいえます。

私も、昨年、初めての子供を授かって育児休業をとってみました。復職してからも保育所の送

り迎えをやっているのですが、限られた時間で働くなくてはいけないということから時間の管理能力が確実に高まったと思います。さらに、いろいろな方のお世話になって、会社には足を向けて寝れないみたいな思いもあり、忠誠心も向上しています。

逆に、働きながら子育てするのはしにくく、男性がやろうとするといじめられるような状況が起きているという中では、忠誠心が上がらないという本当にもったいない状況になっていると思います。両立支援に取り組む企業では、今は周りの人たちに負担をかけているかもしれないけれども、子供はいつまでも小さいわけではなく、ある程度大きくなったらその分を頑張って返そうと思いますし、時間当たりの生産性が高まった状態で、忠誠心も高めて企業に貢献するという形で従業員の質が上がります。

さらに、最近では、購買決定権の8割は女性が握っていると言われます。そういう中で、必ずしも育児をしている期間というのは働かない期間ではなく、消費者の視点、生活者の視点で自分たちのビジネスを見直すという観点でもプラスになります。

水周り製品のメーカーさんが、育児休業中に自社の製品を使ってレポートを書くという取り組みをやっているのですが、ある女性社員が使ってみて、こういうところが使い勝手が悪いというレポートを出したところ、そういった指摘を踏まえた改善策がヒット商品になって、その女性従業員は、育児休業が終わった後開発部門の基幹社員として迎えられて、企業業績も大きく伸びたということあります。

さらに、長期的には、組織・業務体制の見直しのチャンスとするというところがございます。

○「両立支援策と企業業績」の定量分析

実は、両立支援と企業業績を分析したときに一番きいてくるのはこここの部分で、例えば組織・業務体制を見直すことによって両立支援もしやすくなりますし、企業業績もプラスになるという部分がございます。

このことを2年前に政府の審議会で言い始めたときに、東京大学の佐藤先生というこの分野の第一人者の方から、「渥美君、それはちょっと言い過ぎじゃないか、マイナスになるとは言えないけど、プラスになるのは言い過ぎ」と言われたものですから、「先生、実は組織・業務体制の見直しというのが一番大切で、そこが両立支援につながるし、企業業績もプラスになる」と申し上げました。

40ページをごらんください。

この図表は、東京大学の佐藤先生が主査をなさっている内閣府が昨年末に出したアンケート調査です。育休、短時間勤務の利用で職場への影響はどれが一番大きいかというグラフで、プラスの項目だけではなくてネガティブな項目も入っています。

一番多かったのは、仕事の進め方について職場内で見直すきっかけになったというものです。育児休業とか短時間勤務というのを前提として、それをどうやってうまく仕事が回るようにしていくかというときに、工夫が生まれ、仕事の進め方について職場内で見直すきっかけになるということです。

これまで国内300社、海外70社を回ってきて感じているのは、発想の仕方によってこの両立支援というのは企業業績にとって本当にプラスになる取り組みだということです。

○プラスに転ずる発送が重要

小泉内閣のメルマガにも取り上げられた非常に有名な秋田の中小企業ですが、40名くらいの若い企業ですから、毎年1人、2人の育児休業取得者がいると人のやりくりが非常に大変なのですが、そのときに、要員補充するかわりに業務のむだをなくす改善をなさってあきを埋めた結果、メーカーさんですから不良品の発生率をとっておられるのですが、コンマ2けた落ちたという非常に大幅な業績アップにつながったそうです。人がいなくなった分を雇うのではなく、業務のむだをなくすもしくは残っている従業員が複数の業務をこなす。事務の女性社員が金型部品をつくるような工夫をなさっているようですが、そういった企業もございます。

また、別の中小企業ですが、メーカーさんですから研究職が非常に重要なウエートで、その会社のエース研究者は女性だったようですが、その方が育児休業をとるので非常に困ったということです。その中で、その人がなさっている業務をA、B、C、Dとランクづけして、A、Bの難しいのは同僚に引き継いで、C、Dという比較的やさしい部分は非正規の方に引き継いで、その女性研究者が休んでいる間は乗り切ったわけですが、そのエース社員が戻ってきてからは、A、Bという難しいところだけを自分がやればよく、後のやさしいところは非正規の方に代替してもらうことで非常に能率が上がって、生産性が上がり、同じやり方を企業全般に広げた結果、企業業績が大幅にアップしたということです。

こういった工夫というのは、両立支援に取り組んでいる中小企業では当たり前のようななされています。育休取得や両立支援というものをマイナスやコストととらえるのではなくて、ある意味チャンスととらえて、それをどうやったら業績アップにつなげられるかという点で非常に工夫されていると思います。

○中小企業モデルの新しい少子化対策

ですから、42ページの図表に書いておりますように、従業員規模で見ると、中小企業の少子化対策は非常に面白いと思っています。メディアが余り報道しなく、とかく大企業がこんな制度をつくりましたというのを宣伝するので大企業しか少子化対策はできないみたいなイメージが先行していますけれども、制度があっても利用しづらい状況の中では中小企業モデルの方が参考になるのではないか。企業も、事業所レベルで見れば中小企業と似たようなものなので、中小企業のように権限移譲をしてそこの事業所レベルで工夫してやっていくと、もっと働きやすい環境というのができるのではないかということです。ここが、少子化対策としては、今後大きく変わり得る余地があるのではないかと思います。

ここは、行政の財政負担を余りしなくとも、知恵を引き出すことによって働きやすさがガラッと変わって産みやすさもガラッと変わる、こういう要素があると思っております。

今後、地方都市で中小企業モデルの新しい少子化対策を広げることによって、日本の人口減少社会を食いとめることができるのではないかと考えております。

幾つか面白いデータをとっています。中小企業の方が、女性社員が多く、また従業員1人当たり産んでいる子供の数も多いということがあります。

ワーク・ライフ・バランスというのは、何も働かないことを勧めることでもないし、家でごろごろしていることを推奨するものでもないと思っています。私も、独身時代には非常にだらだら

と働いていて、むだな時間がありましたが、そういうむだな時間をなくして、終業時間までに何とか業務を終えようという形で従業員のやる気を引き出して、また業務体制を見直して、個人とチームの生産性を上げることだと思っています。

こういったことを広めることによって、行政の財政負担を余りふやさなくても、日本の働きやすさ、産みやすさというのは改善できる余地が大きいのではないかと考えております。

【自治体戦略としての「両立支援」、「子育て支援】

○将来は WLB（ワーク・ライフ・バランス）先進自治体へ生産年齢人口が流入

47 ページをごらんください。

イギリスの取り組みです。自治体戦略というのは、今後両立支援と子育て支援が非常に重要なものになってくるのではないかと思います。極論して言うと、こうした取り組みに気づける自治体は大きく伸びますし、そうでない自治体ではしりつぼみになってしまうというように、大きく明暗を分けるのではないかと考えております。

イギリスは、日本と同じように島国で、少子化対策に余り熱心ではないです。アメリカとイギリスというのは、欧米諸国でもほとんどこの分野にお金を使わない代表的な国です。日本とそういうところでは似ていると思います。にもかかわらず、イギリスの子育てのしやすさは最近非常に改善されています。また、そうした中で経済状況は非常にいいです。ヨーロッパの中でも一番いい国で、しかも長期にわたって好転している状況が続いているが、その一つの軸になっているのがワーク・ライフ・バランスです。

その中でも、ワーク・ライフ・バランスをロンドンだけでやっているということではありません。むしろロンドンはおくれていて、地方都市の方が進んでいます。特に有名なのがバーミンガムです。不勉強で、行く前は鉄の町みたいな非常に男性優位の保守的な町かなと思っていたのですが、行きますと全然そんなことはないです。バーミンガムは、自治体戦略として、いかに子育て世代を引きつけるかということで子育てのしやすさというものをアピールポイントにしました。

ロンドンとバーミンガムの比較広告みたいにして、ロンドンでは真夜中にパソコンに向かい合って疲れ切ったサラリーマンの写真で、バーミンガムの方は余暇を楽しんでいるようなイメージ広告も見たことがあります。そういう自治体戦略が功を奏して、非常に多くの子育て世代が移住してきました。ロンドンで燃え尽きそうになつたらバーミンガムへ、というように人が集まってきて、優秀な人たちも集まってきたし、風光明媚で、さらに子育てしやすい環境というところも企業を引きつけて優良企業も多数移転して、今は都市として非常に経済的にいい状況になっています。

面白かったのは、このバーミンガムだけがいいのです。非常に近くの町で悪いところはたくさんあります。特に2年ほど前にヒアリングに行ったところでは、売春婦の人たちが何人が連続で殺された非常に陰惨な事件が起こっておりました。

自治体戦略として数年前にバーミンガムがワーク・ライフ・バランスに取り組み始めましたが、功を奏したことがそういった大きく明暗を分ける状況になっているのではないかと思います。

○地方自治体のユニークな取組み

①子育て支援のためのネットワークの構築

今、日本でもそういうところに気づき始めて、子育て支援に取り組んでいる自治体が多くあるのを存じております。知っている限りにおいて資料をまとめてみたので、ピックアップして紹介させていただきたいと思います。

まず、日本の自治体のユニークな取り組みの1つ目としては、子育て支援のためのネットワークの構築というのがございます。

この子育て支援で重要なのはネットワークだと思います。親だけが育てられるわけでもないですし、学校だけが教育を担うわけではなく、地域社会全体として子供を育てていこうという形で地方行政では色々とユニークな取り組みがなされています。もしかしたら、皆様の都市の名前も入っているかもしれません、ネットワークの再構築というのは非常に重要な要素です。

都市部では、そのネットワークが非常に希薄になって崩壊しつつある状況ですが、地方自治体ではそれをもう一回構築しようというところがポイントだと考えています。

②地域のパトロール機能の再構築・強化策

2番目、地域のパトロール機能の再構築・強化。これも重要な要素だと思います。

今、子育て世代のニーズで強くなっているのは、子供が小学校に上がる前の保育行政ではなく、小学校低学年の部分になっています。これは、小学校低学年の子供をねらった悪質な犯罪が数年前に続いたこともあって、この年齢の子供たちに対する不安が親世代には非常に強くあります。保育所では7時ぐらいまで預かってもらえていたところが、学校へ上がった途端に、午後1時、2時で授業が終わって、親が帰ってくるまで子供1人という魔の6時間、魔の8時間と言われる時間をどうしたらしいのかというところが親たちの懸念材料で、どうしても受け皿がないから仕事をやめざるを得なかったワーキングマザーも最近はふえていることから何とかしなければいけないということで、地域の人的ネットワークの中で何とか防犯システムをつくろうではないかというところが最近は注目されています。

③保育サービスの拡充策

3つ目は、保育サービスの拡充策です。これは今、広く実施されているものの一つだと思います。この部分については、非常にお金がかかる中を国の行政の行き届かないところを地域行政が補完なさっていると感じております。国も、ようやくこの部分を何とかしなければいけないとなってきているようです。来年、モデル事業をスタートさせて、保育サービスの拡充策をやっていくということを厚生労働省で話を聞いてまいりましたが、ここは国が責任をもってやっていくことが重要ではないかと考えております。

④企業の取組み促進

4つ目は、企業の取り組み促進です。これも、先ほど、「子育てのしやすさというのは働きやすさとリンクが非常に強い」と申し上げましたが、女性の活用、また企業を支援するさまざまな取り組みがございます。税制優遇しているところもございますし、また入札で差をつけているところあるいは全国的に広がりを見せておりますが、買い物等で優遇するカード、こういった事業が最近は広まっているところでございます。

⑤女性の再チャレンジ支援策

女性再チャレンジもございます。

⑥行政の組織改編の動き

行政の組織改編の動きというのもございます。各地方行政で、これまで縦割行政になりやすい部分を一元化してやっているのではないかといった面白い取り組みがございます。そもそも国で縦割りになっている部分を地方行政が先んじて一元化しようというのは非常にユニークなことではないかと思います。

⑦独身者に「出会い系の場」を提供

7番目、独身者に出会い系の場を提供ということです。少子化対策は、これまで産みやすさが中心でしたが、それ以前に、そもそも出会い系の場がなくなっているのではないかということです。

見合いあるいは職場結婚が両方ともデータで見ると減ってきています。良い人がいたら結婚したいのだけれども、いないためにできなくて、結果的に晩婚、晩産というのが今の少子化の原因ですので、出会い系の場を作ろうではないかというのは非常に面白い取り組みだと思います。これは、主に地方都市で進んでいるところだと思います。

⑧意識啓蒙運動

さらに、意識啓蒙運動。これも非常に重要なことだと思います。

この分野ですと、北欧諸国が先進国としてよく挙げられます。私も、北欧諸国には年に1回は行っているのですが、「少子化対策で行政は何ができるのか」と聞くと、担当者のいずれもが、「キャンペーンが行政にできる最大のことであり、一番効果があることだ」とおっしゃいます。

確かに、産みやすさ、育てやすさというのは、ムードも大きいと思います。産みにくい、育てにくいというイメージが先行していると、なかなか産めないということが、日本では特に強いのではないかと思います。

ニート、フリーターの人たちが経済的状況で産めない、それが今の少子化の一つの要因になっていると言われます。確かにそうなのですが、例えば北欧諸国やフランスなど、出生率が回復していることで有名な国では、経済的に厳しい状況にある若者が子供を産まないかといったらそうではありません。失業したら子供に手当がつくから子供を持とうかと、失業者が子供を持とうとしたりするそうです。また、子供を授かることによって若い世代が就労者としても意識を持つといったいろいろな要素があって、地域行政がさまざまな施策を講じて、結果的に産みやすい、育てやすい環境をつくっているところがあります。

これまで少子化対策は悲観的なデータが多かったですし、個人レベルでみても、子供を持っている従業員が、例えば早く帰るときに、「早く子供と会いたいな、楽しいな」みたいなことはなかなか言いづらく、「大変だけど、しようがない」と言いわけめいたことを言うことで、かえって独身者にマイナス、ネガティブなイメージを持たせてしまったというところもあると思います。したがって、プラス、ポジティブなイメージを持たせるという意味では、このキャンペーンというのは地域行政にとって非常に重要なことではないかと思っております。

⑨経済的支援

そういうこともあって、経済的支援を拡充している自治体も多くございます。この経済的支援は、国も児童手当の拡充で力を入れているところではございますが、それに加えて地方都市では、財政制約がある中でいろいろな形で工夫なさっていると思います。

こういった自治体では、実際に若い世代の移動が起きています。要は、隣の町の方が産みやすい、育てやすいと思ったらすぐに住民票を移してしまうということです。それ自体は、必ずしも流入先である自治体にとって望ましいと今は思われていない。つまり、負担がふえてしまうので、先進的な取り組みをすればするほど集まってきて財政負担がふえてしまうというところも伺ってはおりますが、バーミンガムの成功例を見ると、そういった取り組みというのは、中長期的には行政にもプラスになるのではないかと思います。

こうした、産みやすい、育てやすい地域といったアピールが、今後行政の地域戦略としても非常に重要になってくる要素ではないかと思います。

きょう申し上げたことのほかに幾つか施策を提言していますが、その中で、自治体の取り組みは今も重要であると思いますし、今後はますます重要になってくると思います。皆様方の各都市でのご活躍を祈念して、本好演の終わりとさせていただきたいと思います。

ご清聴、まことにありがとうございました。



(1) 人口減少への危機感の高まり

- 私は2年前のNHKスペシャルで、日本のGDPは2030年代半ばをピークに縮小していく将来像を示した。
- 私とともに、番組に出演していた堺屋太一氏らはこれを批判し、「日本経済は大丈夫」、「少子化対策を行う必要はない」といった楽観論を繰り返した。
- しかし、視聴者からの声の8割は「根拠もなしに甘い見通しを繰り返されても、説得力がない。」、「お年寄りは、いまの若い世代の窮状がまったくわかっていないのではないか」、「抜本的な少子化対策は必要」だった。
- 各種アンケート結果をみても、国民の少子化への危機感は強まる一方だ。
- これは、なぜか。

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

(2) 安直な「楽観論」の誤り

- 楽観論者は、しばしば人口が減れば「通勤ラッシュが緩和する」、「高速道路の渋滞はなくなる」といったメリットを述べる。
- しかし、乗客が減れば鉄道会社は、列車の本数を減らすだろうから、通勤ラッシュが大幅に緩和されるはずがない。
- また、人口減は税収の大幅な減少を意味する。現在の3分の1の人口になった未来の税収では、高速道路のメンテナンス費用をまかなえず、高速道路は穴だらけで危なくて走れないという未来図の方が現実的。

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

(2) 安直な「楽観論」の誤り一続き

- 少子化による人口減少と高齢化は、これからの日本の経済社会に多くの重大な構造問題を引き起こす。
- 特に、地方の人口が減り、地方都市の空洞化が深刻になる。
- 楽観論がいう「人口よりも住居の数は多くなるから、住居費負担が軽減される」という予測は机上の空論。
- ゴーストタウンのような地方都市が増える一方で、都市への人口流入は加速化するだろうから、大半の人の住居費負担は変わらない。仮に、老親が地方に残してくれた住居を売ったとしても二束三文にしかならない。

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

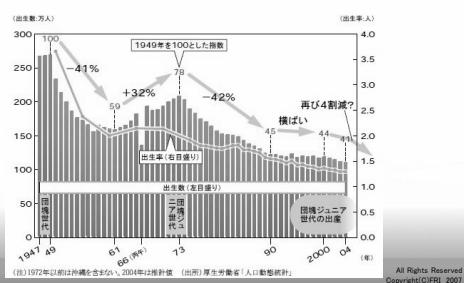
(3) 正しい認識—これからは「人口逆ボーナス」期に

- 戦後半世紀で人口は8割増えた。
 - 終戦時の数字は7200万人で、現在は1億3,000万人。
- 戦後は豊富な労働力を供給できる「人口ボーナス期」
 - 多産多死から少産少死への移行期に、高齢者と子供がともに少なくなり、生産年齢人口が相対的に増える現象。
 - 戦後の経済的繁栄は日本人の勤勉さと同時に「人口ボーナス」の恩恵が大きい。
- 今後は、生産年齢人口が減少を続ける「人口逆ボーナス期」を迎える。

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

(4) 親の数が減っているから、子ど�数も減る一方で、その子どもはますます減っていくという「負の連鎖」

- 今後、出生率が現状で推移しても、30年間で40%近い出生者数の減少が起きることは不可避免
- 今の10代以下の世代は、現在子供を産んでいる団塊ジュニアより40%も少ない。



(5) 労働力は50年後に3分の1減少

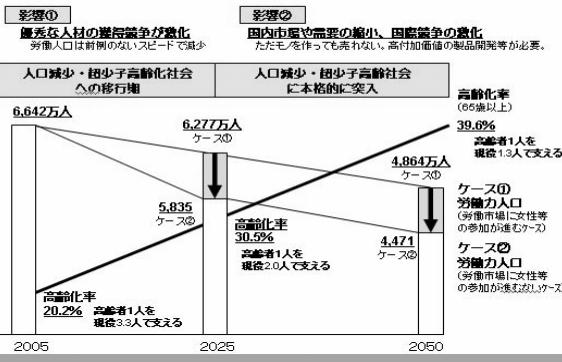
○労働力6600万人(2005年)→4500万人(2050年)
厚生労働省の見通しでは、20年後には、静岡県の総人口規模の労働人口が消失。更に20年後には、四国と九州の総人口規模の労働人口が消失

- 労働力は経済成長のための最も基本的な投入要素。経済成長=労働力の投入×一人当たり労働生産性

労働人口の減少は、人材不足や国内市場や需要の縮小など、企業に深刻な影響

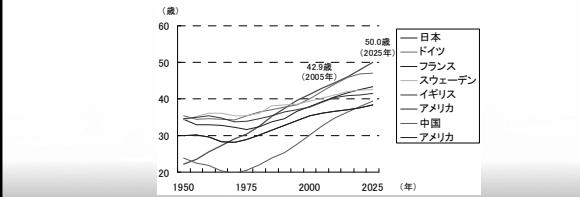
8 All Rights Reserved Copyright(CIFR) 2007

少子高齢化に伴う社会の支え手となる労働力人口の減少は企業経営にも大きな影響を与える！



(6) 社会全体の高齢化に伴う、経済活力の低下

- 総人口の中間の年齢でみると、高度経済成長期に20歳代だった日本は急速に高齢化し、世界一の高齢国¹になっている(現在42.9歳)。2025年には、史上初の「50歳国」に突入。なお、米国とは12歳、中国とは10歳の差が生じる。諸外国と比べて相対的な社会活力の低下は強く懸念される。



(7) 若年人口の質の低下

- 若年人口が減って高齢化が進むので、社会保障給付費がふくれあがり、財政難がさらに深刻化する。また若年層の税・社会保険料負担は、半世紀後には今の3倍の水準となる。
- 高負担を嫌って、海外に逃げる若者も続出することだろう。すでに海外に活躍の地を求めるスポーツ選手やミュージシャンは増加の一途をたどっている。
- 今後は、他の仕事をしている若者の中からも、才能ある人から順に海外に流出してしまうことだろう。
- 国内に残る若年労働者は、同世代の中で切磋琢磨する機会が失われ、質はますます低下してしまう。

11 All Rights Reserved Copyright(CIFR) 2007

(8) 社会システムは維持不可能に

- 人口減少は、経済基盤にも深刻な打撃を与える。高齢化で家計貯蓄率が下がり、投資や財政の原資が不足する。
- わが国は、創意工夫を土台とした経済立国として成功したが、その土台である人的資源が失われてしまう。
- 天然資源に恵まれないわが国の唯一の資源が失われていくのだから、国際競争力の地盤沈下は目を覆うばかりとなるだろう。
- このままでは、現在の日本の社会システムは維持不可能になってしまう。

12 All Rights Reserved Copyright(CIFR) 2007

(9)まとめ

- ①労働力不足の問題
 - ②年金、財政問題
 - ③貯蓄率低下の問題
 - ④地方の疲弊と空洞化の問題
 - ⑤国際競争力低下の問題
- ↓
経済成長の停滞

13

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

(9)まとめ一続き

- ・これらの諸問題に対する唯一の解は、「出生数の大幅な回復」。すでに過去三十年以上も続く少子化の結果、親の数が減ってしまうのは避けられない。
- ・したがって、大幅な出生数の回復があって初めて、死亡人口を補うことができる。
- ・わが国の最重要課題は、定常人口を「8000万人から1億人」の間に食い止める戦略的な総合対策。これは、基本的には国の果たすべき役割。

14

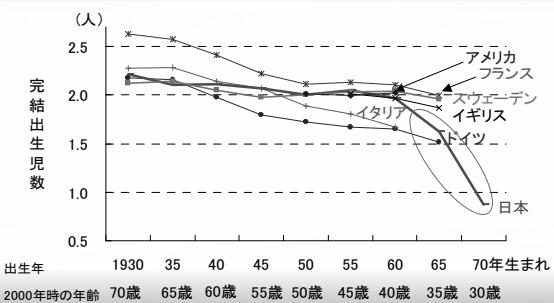
All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

2. 女性の社会進出に応じた社会システムの構築

15

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

(1)若い女性ほど、子どもを産まなくなっている

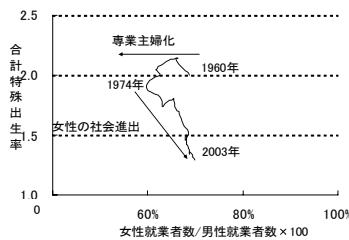


16

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

(2)出産ストライキ世代は、女性が社会進出した世代

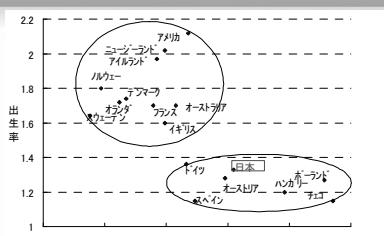
1960～70年代の前半にかけて女性の専業主婦化が進む間、出生率はほぼ横ばいで推移し、女性の社会進出の進展とともに、急速に少子化が進展してきた。



17

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

(3)性別役割分業が残る国では出生率が低い

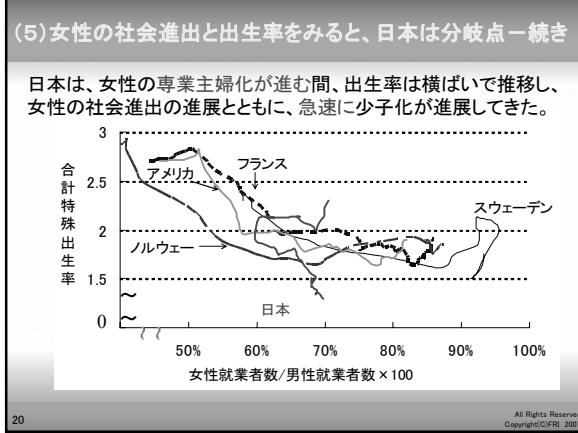
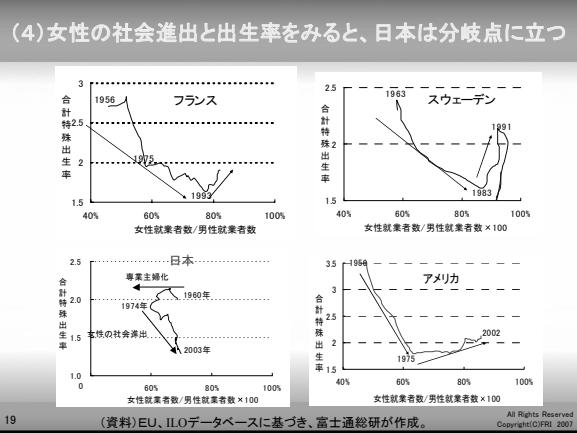


「男性は金銭を稼ぐことが仕事で、女性は家と家族を面倒見ることが仕事である」と考える人の割合

(資料) Council of Europe "Recent demographic developments in Europe, 2002", German Social Science Infrastructure Services International Social Survey Programme 2002 ~ "Family and Changing Gender Roles II"に基づき、富士通総研が作成

18

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007



- (5) 女性の社会進出と出生率をみると、日本は分岐点－続き
- 諸外国では女性の社会進出が進むにつれて、出生率との関係は逆相関から正相関へと変わってきた。
 - つまり、女性の社会進出が旧慣な制度と摩擦を起こしている間は出生率が低下していくものの、徐々に制度的な対応が整えられるにつれて、再び出生率は回復していく。逆に、制度的な対応が遅れた国—ドイツ等では、出生率は回復していない。
 - 現在、日本の女性従業員/男性従業員比率は約70%。大半の諸外国でも70%までは出生率は低下したが、制度の整備につれて回復した。今、日本はまさしく岐路に立っている。
- 21 All Rights Reserved Copyright(CIFRI) 2007

3. 「産みやすさ」、「働きやすさ」の地域差が示唆するもの

(1) 2極化する地域

<都道府県のタイプ別分類>

合計特種出生率の減少率(1982-2002)	平均以下		平均より上			
	平均以上		平均未満		平均以上	平均未満
合計特種出生率の水準(2002年)の水準	平均以上	平均未満	平均以上	平均未満	平均以上	平均未満
タイプ名	タイプ1	タイプ2	タイプ3	タイプ4	タイプ5	タイプ6
都道府県名	熊本県、山形県、長野県、佐賀県、青森県、山梨県、福島県、高崎市、岩手県、宮崎県、福井県、三重県、島根県、群馬県、静岡県	香川県、大分県、山口県、長崎県、鹿児島県、鹿児島県、鹿児島県、鹿児島県、沖縄県	岐阜県、高知県	秋田県、愛知県	滋賀県、栃木県	徳島県、大阪府、愛媛県、北海道、和歌山県、福岡県、兵庫県、茨城県、広島県、神奈川県、東京都、京都府、宮城県、埼玉県、千葉県、奈良県

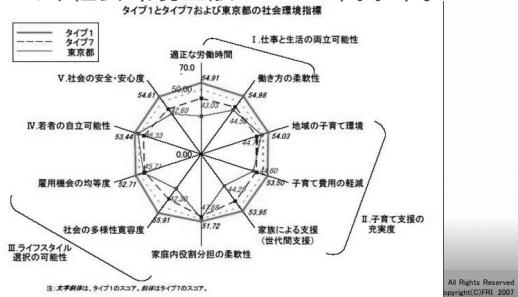
(資料) 内閣府 少子化と男女共同参画に関する専門調査会『少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書』より。

23 All Rights Reserved Copyright(CIFRI) 2007

- (1) 2極化する地域－続き
- 働く女性が多い地域では、出生率も高い。
 - 両方とも平均以下の自治体では、「労働時間が長い」「家族(祖父母を含む)の子育て参加が不十分」
- 24 All Rights Reserved Copyright(CIFRI) 2007

(2)「子育て先進地域」の特徴

- 働く女性が多く、出生率も高い地域では、社会環境全般について高水準。

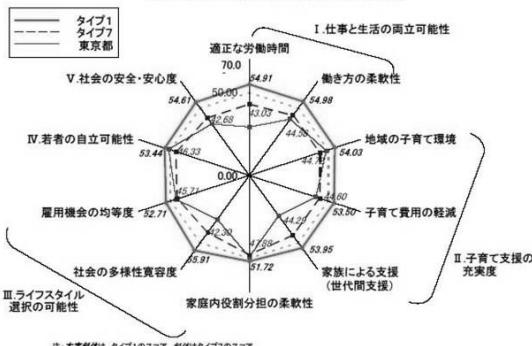


25

注: 太字部分は、タイプ1のスコア、斜体はタイプ7のスコア。

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI 2007)

タイプ1とタイプ7および東京都の社会環境指標



26

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI 2007)

(3)地域の取り組みは活発に

- 地域の実情に合った多様な子育て支援策が追求され、百花繚乱の観あり。
- 最近の出生数の増加は、国・自治体の努力の結実だが油断できない。
- 以下の3分野は、改善の余地が大。
 - ①長時間労働⇒ワークライフバランス
 - ②家族による支援(世代間支援)⇒親族による支援へのインセンティブ
 - ③社会の多様性寛容度⇒多様な家族のあり方

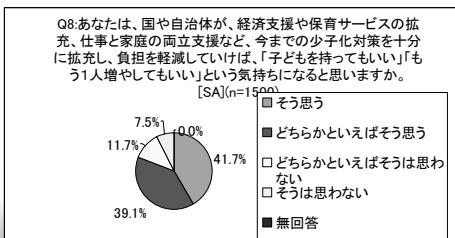
27

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI 2007)

4.昨今の施策に対する国民の評価

(1) 総じて高い評価だが、課題も残る

- 現行の少子化対策を拡充しても、「子どもを増やしてもいい」という気持ちにならない」と回答した割合は「子どもがない人」は22%、特に「独身者」は27%。



(資料)読売新聞『出産世代へのネット調査』2006年。

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI 2007)

(2)0→1人、2→3人にハードル

- 現在の少子化対策への評価は、婚姻や子どもの数によって分かれている。

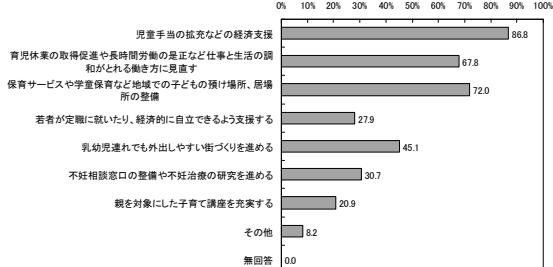
- 現行の対策は、子どもを「1人から2人」にすることは期待できるが、子どもを「0から1人」、「3人以上」にすることは、必ずしも期待できないと言える。今後、こうした点を踏まえた対策を立てるべき。

30

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI 2007)

(3) 有効な政策ニーズー現行制度

Q9.あなたは、下記のうち、どのような政策を拡充していけば、「子どもを持つてもいい」または、「もう1人増やしてもいい」という気持ちになると思いませんか。次のなかから、いくつでもあげて下さい。
[MA](n=1213)



31

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

(3) 有効な政策ニーズー現行制度以外

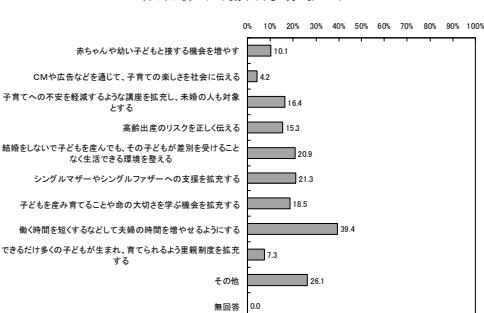
- 少子化対策として有効な政策は、「働く時間を短くするなどして夫婦の時間を増やすようにする」(39%)
 - 「シングルマザーやシングルファーザーへの支援を拡充する」(21%)
 - 「結婚をしないで子どもを産んでも、その子どもが差別を受けることなく生活できる環境を整える」(20%)
- の順で多かった。

32

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

(3) 有効な政策ニーズー現行制度以外

Q11.あなたは、国がこれまで力を注いできた「少子化対策のメニュー」以外で、どのような政策を進めていけば、「子どもを持つてもいい」または、「もう1人増やしてもいい」という気持ちになると思いますか。
次のなかから、いくつでもあげて下さい。[MA](n=287)



33

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

(4) 今後の課題

- 「0から1人」にするための対策
独身者は、長時間労働の是正ニーズが強い。また、未婚でも子どもを産み育てられる環境整備についても真剣に検討すべき。

○多子化政策

- 多子世帯に対して、児童手当や育休中の所得補償を大幅に増額している国から学ぶべき点がある。

34

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

5.企業が、子育てのメリットに着目し始めた

35

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

(1) WLBは、年率25%のハイリターン投資

- ドイツでは、ワークライフバランスへの投下資本利益率は25%と算出。

- 日本でも、90年代における売上高の変化をみると、一般企業では売上高が減少しているのに、両立先進企業では増大している(経常利益も同様)。

1 企業あたりの売上高	一般企業	両立先進企業
1992年 (A)	255.8	7028.9
2002年 (B)	213.7	8942.5
02年の92年対比 (A/B)	0.84	1.27

(資料) 経済産業省『企業活動基本調査』各年版、有価証券報告書等を基に、富士通総研が作成。

36

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

社員の退職率が半減！

- せっかく育ってきて、かつ働く意欲がある社員に退職されるのは大きな損失。そこで、
- 育児や介護に限らず両立支援制度を導入した結果、社員の定着率が向上した。10年前は、
- 退職率10%だったが、現在は半減。10年以上経っても半分以上は残っている。【小売業】

従業員のモチベーションがあがった！

- 1時間単位での休暇取得を可能とする短時間休暇制度を導入したこと、育児に限らず、
- 様々な場面に利用できると、従業員にも好評。モチベーションが向上した。【印刷業】

採用活動がしやすくなった！

- 当社の両立支援の取組みを情報誌でみた学生から就職の問合せが増えた。【情報サービス業】

37 All Rights Reserved Copyright(CFRI) 2007

(2)「両立支援策と業績」の定性分析

両立支援への取り組みが企業業績を向上させる要因には、3つの時間軸。

- 短期(2~3年)
優秀な従業員の新卒採用、引き止めの誘引となる。
cf.女子学生就職四季報が就職時のバイブル化
- 中期(5~6年)
CSRを果たしている企業としての宣伝効果
同じ従業員が育児を経て、生産性が向上する。
a.時間の管理能力向上
b.忠誠心の向上
c.消費者の視点で自社の製品を見直す
- 長期(10年)
従業員の空きを組織・業務体制の見直しの好機

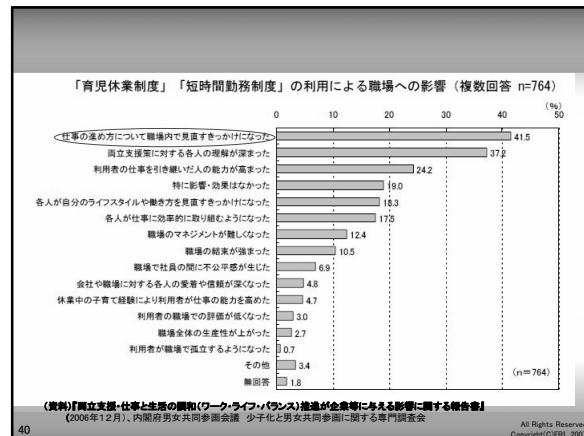
組織・業務体制の見直し

38 All Rights Reserved Copyright(CFRI) 2007

(3)「両立支援策と企業業績」の定量分析

両立支援策と企業業績の相関を測定するだけでは不十分であり、組織・業務体制の見直しと「両立支援策」、組織・業務体制の見直しと「企業業績」との関係をそれぞれ定量的に分析すべき。

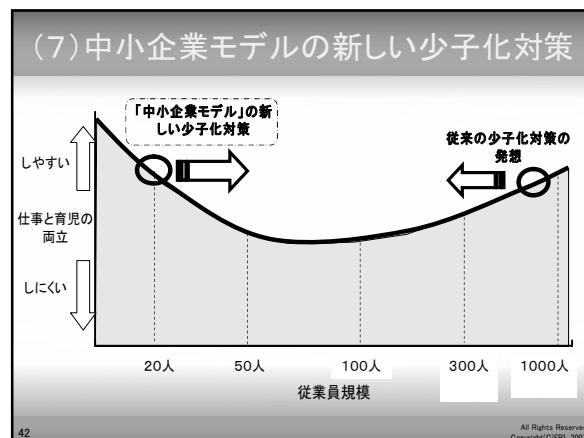
39 All Rights Reserved Copyright(CFRI) 2007



(6)プラスに転ずる発想が重要

- 全社一齊に業務の棚卸
- ある中小企業(従業員40名、機械部品メーカー)では、育休取得者を要員補充する代わりに、業務の無駄をなくす改善運動によって空きを埋めている。その結果、そのメーカーでは不良品発生率をコンマ二桁落とし、業績アップにつなげた。
- 仕事を難易度でランクづけ
- 別の中小企業メーカーでは、エース研究者が女性。彼女が育児休暇を取得すると非常に困ってしまう状況だったが、容易な仕事は派遣社員が代替し、難しい仕事は同僚に引き継いだ。こうして育休中を乗り切り、彼女が職場復帰した後も、容易な仕事は他の人が代替して、難しい仕事だけに専念できるようになった結果、エース研究者自身の生産性が上がるとともに、そういう働き方を業務全般に広めるなかで、企業全体の業績も向上。
- 育休取得や両立支援をマイナスやコストととらえるのではなく、ある意味のチャンスととらえている。

41 All Rights Reserved Copyright(CFRI) 2007



(7) 中小企業モデルの新しい少子化対策

- ・ 従来の大企業型の少子化対策は、育児休業制度を筆頭に、制度を整備していくことに腐心する傾向がある。特に、厚生労働省が主導する両立支援策は、制度の整備を進めるとともに、行動計画などの書類を形式的に提出させることで実践を担保しようという考え方のように思える。
- ・しかし、書類を提出するだけで実践が担保されるわけではない。むしろ中小企業の実践は、行動計画の枠組みには収まらない柔軟さと組織業務体制の変革を伴うダイナミックなものである。どうてい書類の提出だけで把握しきれるものではない。中小企業の現場に足を運んで職場の雰囲気を体感し、経営者の生の声を聞くことで見えてくる部分は非常に大きい。

43

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

・これからは「中小企業モデルの新しい少子化対策」が必要なのではないか。中小企業の特性を普及する形の新たな少子化対策を立案することが重要だといえよう。

- 「能力」に基づいた人事評価
 - 役職の階層のフラット化
 - 職住近接の街づくり
 - 職場に子どもを連れてこられる環境の整備
 - 管理職に占める女性の割合
 - 下位の役職への権限委譲と部署間の重複業務の見直しなどを仕事と育児の両立しやすさの指標として普及させる方策が考えられよう。
- ・そして、大企業も事業所単位でみれば、従業員規模は中小企業と大きな違いはない。したがって逆に、中小企業モデルの少子化対策を大企業の事業所単位に応用していくことも考えられる。

44

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

(9) まとめ

- ・ワーク・ライフ・バランス推進の本質は「従業員のやる気を引き出しつつ、業務体制を見直すことによる、個人とチームの生産性向上にある」。



- ・その結果、両立支援制度の利用は進むし、業績にもプラスの効果がある。
- ・今後は、民間活力を活かしつつ、WLBを広め、深めていくための工夫が求められよう。

45

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

6.自治体戦略としての「両立支援」、「子育て支援」

46

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

(1) 将来はWLB先進自治体へ生産年齢人口が流入

- ・イギリスでは、ワークライフバランス([WLB])に関する自治体の取組みが大きく明暗を分けている。
- ・勝ち組自治体の筆頭がバーミンガム。30代から40代の子育て世代がロンドンからバーミンガムに移住。
- ・風光明媚な点とワークライフバランスにしやすいイメージ戦略が成功の秘訣。
- ・優秀な労働者の確保をねらって、優良企業も多数バーミンガムに移転しており、経済的にも活性化。

47

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

(2) 地方自治体のユニークな取組み

① 子育て支援のためのネットワークの構築

- ・北海道は、子育てに経験のあるおじいちゃんやおばあちゃんなどが若い子育て世帯の相談等に従事する「世話好き世話焼き隊(好き焼き隊)」を結成し、市町村単位でモデル事業を実施している。
- ・東京都の八王子市は、ボランティアを登録し、地域での子育て・子育ち支援を推進する「子育て応援団」を創設した。
- ・名古屋市は、「のびのび子育てサポート事業」(子育てを支援して欲しい人と手助けしたい人を会員組織化し、仲介を行う事業)を展開している。
- ・福井県は、保育士や保健師等の有資格者を「子育てマイスター」(育児相談等のボランティア活動を実施)として募る「子育てマイスター地域活動推進事業」を実施している。
- ・香川県は、子育て支援関係NPOに対して、予め登録された「教え隊」(おもちゃづくり、読み聞かせなどの講師)を派遣している。

48

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

②地域のパトロール機能の再構築・強化策

- ・ 幼児期を終えて小学校に入った児童の放課後の安全と育成の環境をどう整備するかは大きなテーマだが、その面で地域の果たすべき役割は大きい。保育所にいる期間は、子どもを預かってもらう時間が長いので安心だが、小学校に入るとあちこち出かけるようになり、自の届かないところで犯罪や事故に巻き込まれる危険が出てくる。特に小学校低学年の場合、午後一～二時で授業が終わるので親が帰宅するまでの居場所で悩むケースが多い。この時間帯を、地方では魔の六時間、大都市では魔の八時間」という。
- ・ 福島県は、子どもの安全・安心の確保のため、県の老人クラブが実施する下校時の見守り隊事業に助成している。
- ・ 神奈川県は、自主防犯罪組織づくりに助成金を交付するとともに、県職員を暮らし安全指導員に指名し、各小学校等で研修を実施している。広島県は、学校・地域・事業者・行政が一体となって子どもの犯罪被害者防止に集中的に取り組むため、県庁内に「子どもの犯罪被害防止プロジェクトチーム」を設置している。
- ・ 北海道美深町は、子どもの安全を確保するため、「子ども110番の家」を設置している。

49

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

③保育サービスの拡充策

- ・ 市町村による独自事業の実施状況をみると、「保育料の減免措置」はほぼすべての市町村で実施されており、「保育料の独自徴収基準の設定」も広く行われている。
- ・ 東京都は2001年から都市型保育ニーズに対応した認証保育所制度を創設した。
- ・ 石川県は、「マイ保育園登録制度」(出生届出時に「マイ保育園」を登録して、育児体験や出産後の一時保育を利用できる制度)を実施した。
- ・ 愛媛県は、病気になった子どもなどを預かる保育サービスモデル事業を実施している。
- ・ 在宅子育てサポート事業(秋田市)

50

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

④企業の取組み促進

- ・ 女性登用や育児・介護休業制度の導入、子育て支援を進める建設事業者等に対して、入社参加資格、低利の融資等における優遇制度を実施している自治体も多い(秋田県、鳥取県、岡山県、山口県、佐賀県)。
- ・ 仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に対する県・市独自の表彰制度を実施している自治体も増えている(富山県、石川県、愛知県、香川県、北九州市)。
- ・ 子育て家庭が買いたい物で優遇されるカードの発行も相次いでいる。上越市では「子育てジョイカード」事業を実施している。石川県は、「プレミアム・バスピート」(企業の協力による多子世帯に対する経済的支援で、「バスピート」を提示すると協賛企業から割引等の恩典を受けられる)を実施している。静岡県は「しづおか子育て優待カード」(一八歳未満の子どもを持つ保護者又は妊娠中の方を対象に、協賛する店舗・施設は割引・優待等の特典を提供)を実施している。島根県は、妊娠中の人及び18歳未満の子どもが一人でもいる家庭を対象に「しまね子育て応援バスピート事業」を実施している。

51

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

⑤女性の再チャレンジ支援策

- ・ 岩手県は、子育て中の女性医師の勤務体系にあわせて保育してくれる者を紹介したり、研修受け入れ医療機関において職場復帰研修を実施するなど、女性医師への育児支援を実施している。
- ・ 茨城県は、育児を理由に離婚した女性の再就職を支援するため、バウチャー(利用券)を交付し、職業訓練受講料を助成している。

52

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

⑥行政の組織改編の動き

- ・ 北海道では、道庁の審議会に中学生を構成員とする部会を設置し、少子化対策に子どもの意見を反映している。
- ・ 立川市も、小中高校生で構成された「子ども委員会」を通じて、子どもの意見を市政運営に役立てている。
- ・ 熊本県は、全国で初めて少子化対策推進課を設置した。
- ・ 知事直轄の知事公室長などが主導する横断的な組織を設置すること等により、少子化対策を円滑に推進している自治体も多い(滋賀県、京都府、大阪府等)。
- ・ 少子化対策を最重要課題として推進するため、「子ども未来局」を設置しているところもある(札幌市、仙台市、福岡市等)。

53

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

⑦独身者に「出会いの場」を提供

- ・ 茨城県は、若者の出会いの場創出のため、「いばらぎ出会い系センター」を設置している。
- ・ 出会いの場創出や結婚応援団の創設している自治体もある(島根県、山口県)。
- ・ 福岡県は、「新たな世代応援事業」(企業や団体による職域を超えた出会いの場を設定)を実施している。奈良県は、「プロポーズの言葉100選」等を募集し、それらを編集した書籍を出版している。

54

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

⑧意識啓蒙運動

- 和歌山県は、県内在住の一九歳未満の子どもが五人以上いる家庭に「子育て大賞」を授与している。
- 山口県は、第五子以降を出産した世帯等を対象に「きらめき子育て賞(仮称)」を創設している。
- 三重県は、“Baby in Me”(ベイビー・イン・ミー)のバッジをつける運動(バッジをつけることにより妊婦に対していたわりを増すこと等)を実施している。

55

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

⑨経済的支援

- 「乳幼児医療費助成」については、すべての都道府県で独自事業として実施。
- さらに「ひとり親家庭支援」、「私立幼稚園への経常経費補助」、「認可外保育施設への補助」、「放課後児童健全育成事業」、「障害児保育」についても、半数以上の都道府県で独自事業が実施。
- また、「妊娠婦健診や乳幼児健診」、「各種手当の支給」、「保育所職員の加配」、「ひとり親家庭支援」などの実施も多い。
- 小学校の給食費「無料化」助成事業(三笠市)

56

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

本講演のまとめ

- 以上、ご紹介してきた、さまざまな施策の中には奇抜に映るものもあるかもしれない。だが、少子化の現状は、従来の常識では解決不能なところまでできている。
- これからの中子化対策は、政府、企業、地域、個人が連携して、総力戦で取り組んでいかないといけない。
- 自治体の取り組みがますます活発に展開されていくことが期待される。

57

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

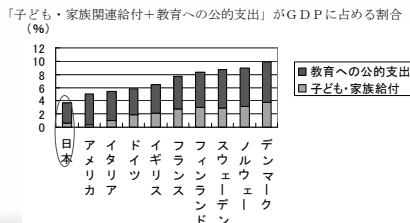
(ご参考) 高齢者への配分の見直し

58

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

(3)「子ども・家族+教育への公的支出」の対GDP比

- 「子ども・家族関連給付+教育への公的支出」がGDPに占める割合を比較すると、日本は他の欧米諸国よりも際立って低い水準にある。



(資料) OECD(2004) „Social Expenditure Database, OECD Education at a Glance 2004等を基に、富士通総研作成。

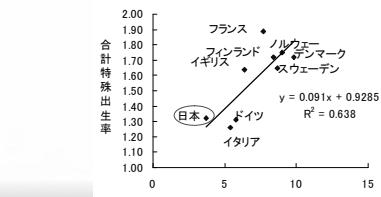
59

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

(4)「子ども・家族+教育への公的支出」および出生率との関係

- 日本およびヨーロッパ諸国において、「子ども・家族関連給付+教育への公的支出」がGDPに占める割合が高いほど、出生率も高いという相関関係がある。

「子ども・家族+教育への公的支出」および出生率との間には高い相関関係



(資料) OECD(2004) „Social Expenditure Database, OECD Education at a Glance 2004等を基に、富士通総研作成。

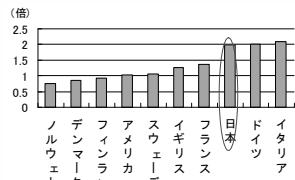
60

All Rights Reserved
Copyright(CIFRI) 2007

(5)高齢者関連支出と「子ども・家族+教育への公的支出」の対比

- 「子ども・家族関連給付+教育への公的支出」に対する高齢者関連給付費の割合を比較すると、日本はイタリアやドイツと並んで際立って高い水準にある。

子ども・家族関連給付+教育への公的支出に対する高齢者関連給付費の割合



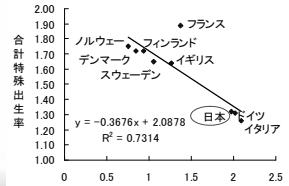
(資料) OECD(2004) Social Expenditure Database, OECD Education at a Glance 2004等を基に、富士通総研作成。

61

(6)高齢者への配分の偏りと出生率との関係

- 日本およびヨーロッパ諸国において、「子ども・家族+教育への公的支出」に対する「高齢者支出」の割合が高い国、すなわち高齢者への配分に偏っている国ほど、出生率も低いという逆相関関係がある。

「子ども・家族+教育への公的支出」に対する「高齢者支出」の割合と出生率の間には逆相関関係

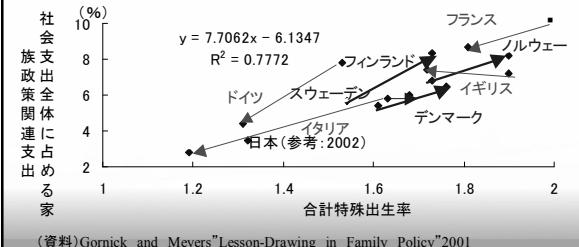


(資料) OECD(2004) Social Expenditure Database, OECD Education at a Glance 2004等を基に、富士通総研作成。

62

(8)家族関連への社会支出を高めると、出生率は向上

- 1980年から96年に家族関連支出が社会支出に占める割合を高めた国では出生率が向上。

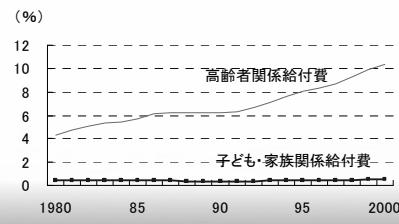


(資料) Gornick and Meyers "Lesson-Drawing in Family Policy" 2001 等を基に、富士通総研が作成。

63

(7)高齢化と比べてアンバランスな少子化対応

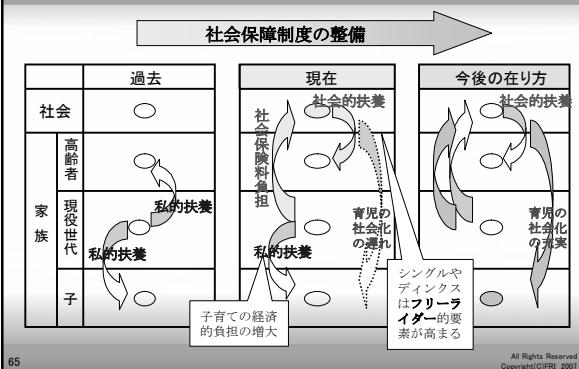
- 高齢化には十分過ぎる対応を重ねてきたのに対して、少子化対策に対しては事実上、無策に近い



All Rights Reserved
Copyright(CIFR) 2007

64

(6)社会保障制度の充実とフリーライダーの発生



65

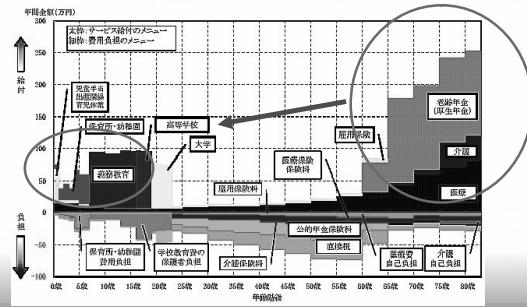
- 今必要なことは、基本的には「持続可能な社会」をつくるということ。
- しかしながら厚労省など政府の議論は、社会保障制度をどうやって維持するかという話に陥りやすい。
- 基本的な理念をきちんと議論すべき。現行制度の良し悪しは別として、子供を育成しない点で、シングルやDINKSは社会保障のフリーライダー的要素をもつ。
- 子育て基金などの社会的ファンドを作り、育児の社会化を大胆に進めていくべきである

66

All Rights Reserved
Copyright(CIFR) 2007

(2) 社会保障制度における配分の見直し

- ◆ 現状で高齢期に手厚い給付を、今後は子どもに手厚くすべき

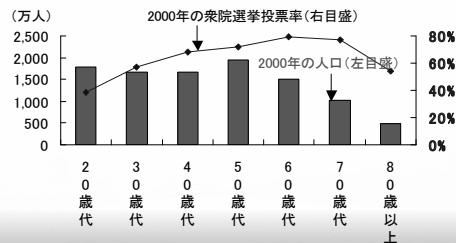


67 (資料) 厚生労働省『家計・ライフサイクルと社会保障』2003年。

All Rights Reserved
Copyright(C)FRI 2007

1票の実際価値の世代間格差が大きい

- 高齢者は他の年齢階層と比較して投票率が高いため、実際の人口以上に政策圧力となりやすい。



(資料)総務省『国勢調査』2000年等を基に、富士通総研が作成。

All Rights Reserved
Copyright(C)FRI 2007

志策

①未成年の子どもの選挙権を親に付与

- 高齢化に伴い、さらに高齢者寄りの政策に振れる可能性大

年	2歳代	3歳代	4歳代	5歳代	6歳代	7歳代	8歳以上
2000	100	100	100	100	100	100	100
2025	150	200	250	300	350	380	300
2050	100	100	100	100	100	100	100

年	2歳代	3歳代	4歳代	5歳代	6歳代	7歳代	8歳以上
2000	100	100	100	100	100	100	100
2025	150	200	250	300	350	380	300
2050	100	100	100	100	100	100	100

未成年の子どもの選挙権を親に付与することにより、格差を是正

All Rights Reserved

3

②参院は地域代表をやめて、直交代に

- 現行制度は、衆院・参院ともに地域代表制となってい
る。これは、地域間の利害調整を重視したためである。

- しかし、少子・高齢化の進展に伴い、地域間よりも世代間の利害調整の必要性が高まっている。

参院は世代代表とする(有権者は自分と同年代の候補者に投票する)ことも一案。

All Rights Reserved

○「人口減少社会と都市行政」に関する
加盟市アンケート調査結果

都市行政問題研究会

I . 調査の概要

1. 調査目的

都市行政問題研究会（人口25万以上の90市議会議長により構成）が平成18・19年度テーマ「人口減少社会と都市行政」を調査研究するにあたり、加盟市の人口の推移や人口減少社会に関する取組み等を調査することを目的に実施

2. 調査対象

都市行政問題研究会加盟90市

3. 調査方法

調査票を加盟市へ郵送し配布

4. 調査実施期間

平成18年11月24日～平成18年12月28日

5. 回収結果

回収市数 90市／90市

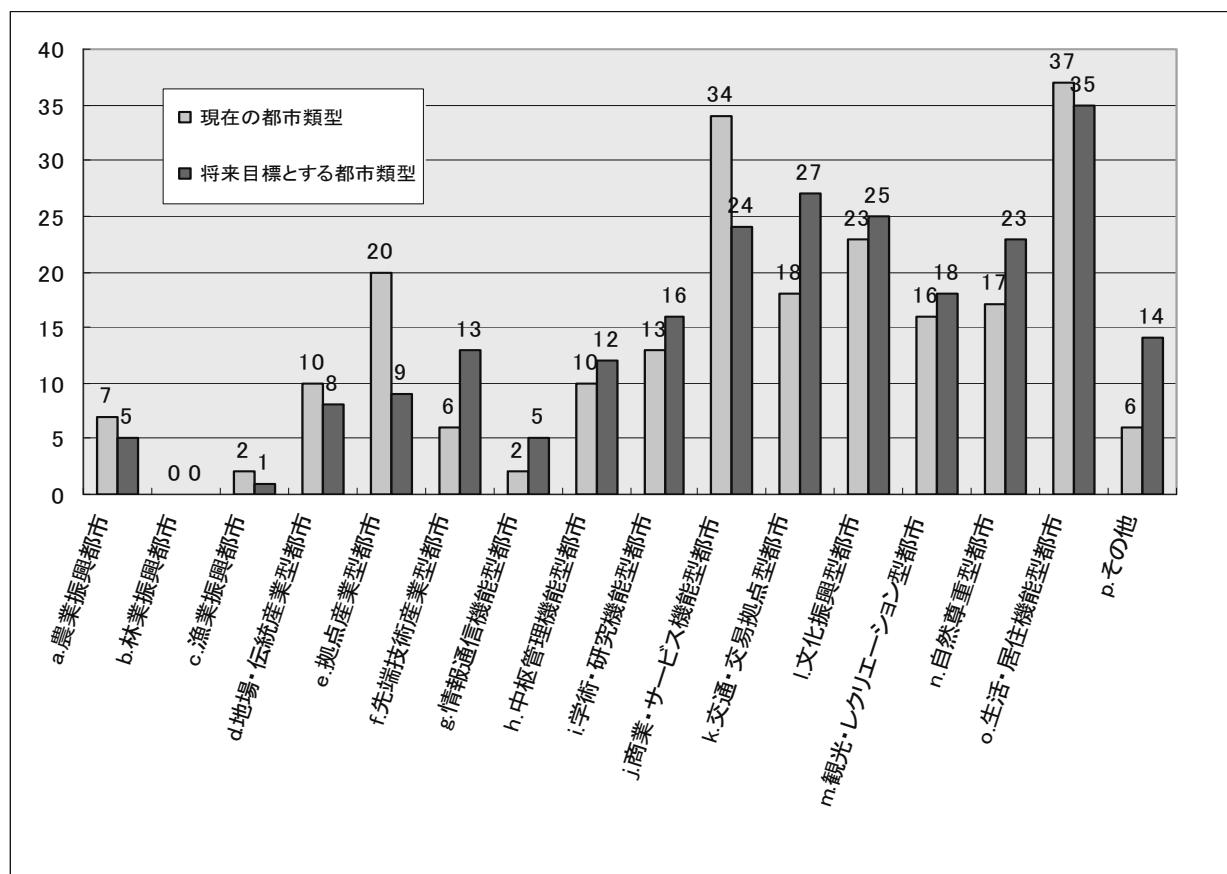
回収率 100%

II. アンケート調査結果

問1 加盟市の現在の都市類型と将来目標とする都市類型

貴市が現在及び将来目標とする都市類型を市の総合計画等を参考に、下記の中から3つ以内で選び記号をご記入下さい。(複数回答)

- a. 農業振興型都市
- b. 林業振興型都市
- c. 漁業振興型都市
- d. 地場・伝統産業型都市 (地域の地場産業、伝統産業を振興することを主眼とする都市づくりの促進)
- e. 抱点産業型都市 (我が国の産業発展の原動力となる工業基地としての役割を担うことを主眼とする都市づくりの促進)
- f. 先端技術産業型都市 (高度な先端技術産業の集積を主眼とする都市づくりの促進)
- g. 情報通信機能型都市 (各種情報システムの導入等、情報機能の集積を主眼とする都市づくりの促進)
- h. 中枢管理機能型都市 (行政管理機能、あるいは企業等の中枢管理機能の集積を主眼とする都市づくりの促進)
- i. 学術・研究機能型都市 (学術施設、研究機関等の集積を主眼とする都市づくりの促進)
- j. 商業・サービス機能型都市 (産業や各種サービス業の振興を主眼とする都市づくりの促進)
- k. 交通・交易拠点型都市 (海外および国内における物流・商流等、交通・交易の拠点としての役割を担うことを主眼とする都市づくりの推進)
- l. 文化振興型都市 (地域に根ざした歴史的・伝統的な文化の保存、育成あるいは文化活動の振興を主眼とする都市づくりの促進)
- m. 観光・レクリエーション型都市 (観光・レクリエーション等の中核基地としての役割を担うことを主眼とする都市づくりの促進)
- n. 自然尊重型都市 (森林等地域に賦存する豊かな自然環境を最大限に尊重し、これと人間活動との調和を主眼とする都市づくりの促進)
- o. 生活・居住機能型都市 (都市近郊のベッドタウン等、良好な生活・居住環境の整備を主眼とする都市づくりの促進)
- p. その他



市名	区分	選択記号		
札幌市	現在の都市類型	h (中枢管理)	j (商業・サービス)	
	将来目標とする都市類型	g (情報通信)	i (学術・研究)	l (文化振興)
函館市	現在の都市類型	c (漁業振興)	i (学術・研究)	m (観光・レクリエーション)
	将来目標とする都市類型	c (漁業振興)	i (学術・研究)	m (観光・レクリエーション)
旭川市	現在の都市類型	i (学術・研究)	j (商業・サービス)	k (交通・交易)
	将来目標とする都市類型	i (学術・研究)	j (商業・サービス)	k (交通・交易)
青森市	現在の都市類型	k (交通・交易)	l (文化振興)	n (自然尊重)
	将来目標とする都市類型	k (交通・交易)	l (文化振興)	n (自然尊重)
盛岡市	現在の都市類型	i (学術・研究)	j (商業・サービス)	o (生活・居住)
	将来目標とする都市類型	i (学術・研究)	k (交通・交易)	m (観光・レクリエーション)
仙台市	現在の都市類型	h (中枢管理)	i (学術・研究)	
	将来目標とする都市類型		上記のほか f, l	
秋田市	現在の都市類型			
	将来目標とする都市類型			

市名	区分	選択記号		
山形市	現在の都市類型	j (商業・サービス)	k (交通・交易)	l (文化振興)
	将来目標とする都市類型	j (商業・サービス)	k (交通・交易)	p ('環境」「産業・経済」「地域社会」の3つの視点から持続可能なまちづくりを推進する。)
福島市	現在の都市類型	a (農業振興)	j (商業・サービス)	m (観光・レクリエーション)
	将来目標とする都市類型	a (農業振興)	j (商業・サービス)	m (観光・レクリエーション)
郡山市	現在の都市類型	e (拠点産業)	j (商業・サービス)	k (交通・交易)
	将来目標とする都市類型	f (先端技術産業)	g (情報通信機能)	k (交通・交易)
いわき市	現在の都市類型	e (拠点産業)	j (商業・サービス)	o (生活・居住)
	将来目標とする都市類型	l (文化振興)	n (自然尊重)	o (生活・居住)
新潟市	現在の都市類型	a (農業振興)	j (商業・サービス)	k (交通・交易)
	将来目標とする都市類型	a (農業振興)	j (商業・サービス)	k (交通・交易)
長岡市	現在の都市類型	d (地場・伝統産業)	i (学術・研究)	j (商業・サービス)
	将来目標とする都市類型	i (学術・研究)	j (商業・サービス)	n (自然尊重)
富山市	現在の都市類型	a (農業振興)	e (拠点産業)	n (自然尊重)
	将来目標とする都市類型	a (農業振興)	e (拠点産業)	n (自然尊重)
金沢市	現在の都市類型	d (地場・伝統産業)	h (中枢管理)	l (文化振興)
	将来目標とする都市類型	d (地場・伝統産業)	h (中枢管理)	l (文化振興)
福井市	現在の都市類型	a (農業振興)	j (商業・サービス)	n (自然尊重)
	将来目標とする都市類型	d (地場・伝統産業)	j (商業・サービス)	l (文化振興)
長野市	現在の都市類型	h (中枢管理)	m (観光・レクリエーション)	n (自然尊重)
	将来目標とする都市類型	h (中枢管理)	m (観光・レクリエーション)	n (自然尊重)
八王子市	現在の都市類型	f (先端技術産業)	i (学術・研究)	o (生活・居住)
	将来目標とする都市類型	f (先端技術産業)	k (交通・交易)	m (観光・レクリエーション)
町田市	現在の都市類型	j (商業・サービス)	l (文化振興)	o (生活・居住)
	将来目標とする都市類型	j (商業・サービス)	l (文化振興)	p (コミュニティ・市民協働型都市、環境重視型都市、子育て・保健福祉型都市)
江東区	現在の都市類型	j (商業・サービス)	l (文化振興)	o (生活・居住)
	将来目標とする都市類型	j (商業・サービス)	l (文化振興)	o (生活・居住)

市名	区分	選択記号		
横浜市	現在の都市類型	p (「横浜市基本構想（長期ビジョン）」において、「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を目指すべき都市像とし、都市像を支える5つの柱に、「世界の知が集まる交流拠点都市」「新たな活躍の場を開拓する活力創造都市」「多様な働き方や暮らしができる生活快適都市」「市民の知恵がつくる環境行動都市」「いつまでも安心して暮らせる安全安心都市」を挙げています。)		
	将来目標とする都市類型			
川崎市	現在の都市類型	e (拠点産業)	f (先端技術産業)	l (文化振興)
	将来目標とする都市類型	e (拠点産業)	f (先端技術産業)	l (文化振興)
横須賀市	現在の都市類型	f (先端技術産業)	g (情報通信機能)	m (観光・レクリエーション)
	将来目標とする都市類型	f (先端技術産業)	i (学術・研究)	n (自然尊重)
平塚市	現在の都市類型	o (生活・居住)		
	将来目標とする都市類型	o (生活・居住)		
藤沢市	現在の都市類型	i (学術・研究)	j (商業・サービス)	o (生活・居住)
	将来目標とする都市類型	i (学術・研究)	j (商業・サービス)	o (生活・居住)
相模原市	現在の都市類型	e (拠点産業)	k (交通・交易)	
	将来目標とする都市類型	e (拠点産業)	h (中枢管理)	k (交通・交易)
宇都宮市	現在の都市類型	e (拠点産業)	j (商業・サービス)	o (生活・居住)
	将来目標とする都市類型	f (先端技術産業)	h (中枢管理)	o (生活・居住)
前橋市	現在の都市類型	l (文化振興)	n (自然尊重)	
	将来目標とする都市類型	i (学術・研究)	n (自然尊重)	p(健康・医療・福祉型都市)
高崎市	現在の都市類型	j (商業・サービス)	k (交通・交易)	l (文化振興)
	将来目標とする都市類型	k (交通・交易)	n (自然尊重)	o (生活・居住)
さいたま市	現在の都市類型	k (交通・交易)	n (自然尊重)	o (生活・居住)
	将来目標とする都市類型	k (交通・交易)	n (自然尊重)	o (生活・居住)
川越市	現在の都市類型	j (商業・サービス)	l (文化振興)	m (観光・レクリエーション)
	将来目標とする都市類型	j (商業・サービス)	l (文化振興)	m (観光・レクリエーション)
川口市	現在の都市類型	d (地場・伝統産業)	l (文化振興)	o (生活・居住)
	将来目標とする都市類型	d (地場・伝統産業)	l (文化振興)	o (生活・居住)
所沢市	現在の都市類型	n (自然尊重)	o (生活・居住)	
	将来目標とする都市類型	l (文化振興)	n (自然尊重)	o (生活・居住)
越谷市	現在の都市類型	o (生活・居住)		
	将来目標とする都市類型	o (生活・居住)		
千葉市	現在の都市類型	e (拠点産業)	j (商業・サービス)	o (生活・居住)
	将来目標とする都市類型	h (中枢管理)	j (商業・サービス)	o (生活・居住)

市名	区分	選択記号		
市川市	現在の都市類型	l (文化振興)	o (生活・居住)	
	将来目標とする都市類型	l (文化振興)	o (生活・居住)	
船橋市	現在の都市類型	j (商業・サービス)	o (生活・居住)	
	将来目標とする都市類型	j (商業・サービス)	o (生活・居住)	
松戸市	現在の都市類型	o (生活・居住)		
	将来目標とする都市類型	n (自然尊重)	o (生活・居住)	
柏市	現在の都市類型	i (学術・研究)	k (交通・交易)	o (生活・居住)
	将来目標とする都市類型	i (学術・研究)	k (交通・交易)	o (生活・居住)
市原市	現在の都市類型	a (農業振興)	e (拠点産業)	o (生活・居住)
	将来目標とする都市類型	a (農業振興)	e (拠点産業)	o (生活・居住)
静岡市	現在の都市類型	d (地場・伝統産業)	j (商業・サービス)	m (観光・レクリエーション)
	将来目標とする都市類型	g (情報通信機能)	h (中枢管理)	k (交通・交易)
浜松市	現在の都市類型	e (拠点産業)	l (文化振興)	n (自然尊重)
	将来目標とする都市類型	e (拠点産業)	l (文化振興)	n (自然尊重)
名古屋市	現在の都市類型			
	将来目標とする都市類型			
豊橋市	現在の都市類型	a (農業振興)	n (自然尊重)	o (生活・居住)
	将来目標とする都市類型	a (農業振興)	n (自然尊重)	o (生活・居住)
岡崎市	現在の都市類型	o (生活・居住)		
	将来目標とする都市類型	f (先端技術産業)	i (学術・研究)	o (生活・居住)
一宮市	現在の都市類型	d (地場・伝統産業)		
	将来目標とする都市類型	d (地場・伝統産業)	k (交通・交易)	p(名古屋の副都心的役割を担った魅力あるまちづくりの促進)
春日井市	現在の都市類型	o (生活・居住)		
	将来目標とする都市類型	o (生活・居住)		
豊田市	現在の都市類型	e (拠点産業)	n (自然尊重)	
	将来目標とする都市類型	e (拠点産業)	f (先端技術産業)	n (自然尊重)
津市	現在の都市類型	h (中枢管理)	i (学術・研究)	j (商業・サービス)
	将来目標とする都市類型	f (先端技術産業)	i (学術・研究)	k (交通・交易)

市名	区分	選択記号				
四日市市	現在の都市類型	e (拠点産業)	j (商業・サービス)	k (交通・交易)		
	将来目標とする都市類型	f (先端技術産業)	n (自然尊重)	p (資源循環型都市(既存ストックを活用しながら、使いやすく歩いて暮らせる環境に負荷をかけないまちづくり))		
岐阜市	現在の都市類型	j (商業・サービス)	m (観光・レクリエーション)	o (生活・居住)		
	将来目標とする都市類型	j (商業・サービス)	m (観光・レクリエーション)	o (生活・居住)		
大阪市	現在の都市類型	g (情報通信)	i (学術・研究)	k (交通・交易)		
	将来目標とする都市類型	p				
堺市	現在の都市類型	e (拠点産業)	o (生活・居住)			
	将来目標とする都市類型	f (先端技術産業)	l (文化振興)			
豊中市	現在の都市類型	o (生活・居住)	l (文化振興)			
	将来目標とする都市類型	o (生活・居住)	l (文化振興)	k (交通・交易)		
東大阪市	現在の都市類型	e (拠点産業)	f (先端技術産業)			
	将来目標とする都市類型	e (拠点産業)	f (先端技術産業)			
吹田市	現在の都市類型	i (学術・研究)	l (文化振興)	o (生活・居住)		
	将来目標とする都市類型	i (学術・研究)	l (文化振興)	o (生活・居住)		
高槻市	現在の都市類型	l (文化振興)	n (自然尊重)	o (生活・居住)		
	将来目標とする都市類型	l (文化振興)	n (自然尊重)	o (生活・居住)		
枚方市	現在の都市類型	i (学術・研究)	l (文化振興)	o (生活・居住)		
	将来目標とする都市類型	i (学術・研究)	l (文化振興)	o (生活・居住)		
茨木市	現在の都市類型	o (生活・居住)				
	将来目標とする都市類型	i (学術・研究)	l (文化振興)	o (生活・居住)		
八尾市	現在の都市類型	d (地場・伝統産業)	j (商業・サービス)	o (生活・居住)		
	将来目標とする都市類型	d (地場・伝統産業)	j (商業・サービス)	o (生活・居住)		
寝屋川市	現在の都市類型	o (生活・居住)				
	将来目標とする都市類型	o (生活・居住)				
京都市	現在の都市類型		p			
	将来目標とする都市類型		p			
大津市	現在の都市類型	p「ひとが輝く人間尊重都市」「まちがにぎわう交流拠点都市」「自然きらめく環境共生都市」				
	将来目標とする都市類型	p「次代を支える『ひとつながり』を創る」「次代を担う『まちのにぎわい』を創る」「次代へ引き継ぐ『自然のうるおい』を創る」				
神戸市	現在の都市類型	f (先端技術産業)	k (交通・交易)	l (文化振興)		
	将来目標とする都市類型	p・市民もまちもいきいきと輝く豊かさ創造都市こうべ ・安全・安心・健康を基本として、多様な交流・融合が新たな価値を創造するまち				

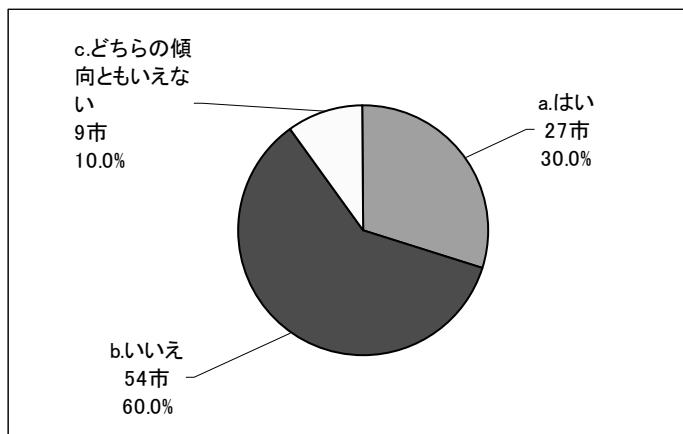
市名	区分	選択記号		
姫路市	現在の都市類型	j (商業・サービス)	l (文化振興)	m (観光・レクリエーション)
	将来目標とする都市類型	新総合計画策定中のため未定		
尼崎市	現在の都市類型	e (拠点産業)	j (商業・サービス)	o (生活・居住)
	将来目標とする都市類型	e (拠点産業)	j (商業・サービス)	o (生活・居住)
明石市	現在の都市類型	d (地場・伝統産業)	j (商業・サービス)	o (生活・居住)
	将来目標とする都市類型	d (地場・伝統産業)	l (文化振興)	o (生活・居住)
西宮市	現在の都市類型	l (文化振興)	n (自然尊重)	o (生活・居住)
	将来目標とする都市類型	l (文化振興)	n (自然尊重)	o (生活・居住)
加古川市	現在の都市類型	e (拠点産業)	l (文化振興)	o (生活・居住)
	将来目標とする都市類型	j (商業・サービス)	k (交通・交易)	n (自然尊重)
奈良市	現在の都市類型	l (文化振興)	o (生活・居住)	
	将来目標とする都市類型	l (文化振興)	m (観光・レクリエーション)	o (生活・居住)
和歌山市	現在の都市類型	o (生活・居住)		
	将来目標とする都市類型	j (商業・サービス)	m (観光・レクリエーション)	o (生活・居住)
岡山市	現在の都市類型	h (中枢管理)	k (交通・交易)	n (自然尊重)
	将来目標とする都市類型	h (中枢管理)	k (交通・交易)	n (自然尊重)
倉敷市	現在の都市類型	e (拠点産業)	k (交通・交易)	m (観光・レクリエーション)
	将来目標とする都市類型	k (交通・交易)	l (文化振興)	m (観光・レクリエーション)
広島市	現在の都市類型	p (国際平和文化都市)		
	将来目標とする都市類型	構想中		
吳市	現在の都市類型	e (拠点産業)	i (学術・研究)	m (観光・レクリエーション)
	将来目標とする都市類型	e (拠点産業)	m (観光・レクリエーション)	o (生活・居住)
福山市	現在の都市類型	d (地場・伝統産業)	e (拠点産業)	
	将来目標とする都市類型	d (地場・伝統産業)	j (商業・サービス)	k (交通・交易)
下関市	現在の都市類型	c (漁業振興)	k (交通・交易)	m (観光・レクリエーション)
	将来目標とする都市類型	k (交通・交易)	m (観光・レクリエーション)	n (自然尊重)
徳島市	現在の都市類型	d (地場・伝統産業)	j (商業・サービス)	n (自然尊重)
	将来目標とする都市類型	j (商業・サービス)	k (交通・交易)	n (自然尊重)
高松市	現在の都市類型	h (中枢管理)	j (商業・サービス)	k (交通・交易)
	将来目標とする都市類型	h (中枢管理)	j (商業・サービス)	k (交通・交易)
松山市	現在の都市類型	h (中枢管理)	j (商業・サービス)	m (観光・レクリエーション)
	将来目標とする都市類型	h (中枢管理)	j (商業・サービス)	m (観光・レクリエーション)

市名	区分	選択記号		
高知市	現在の都市類型	j (商業・サービス)	n (自然尊重)	o (生活・居住)
	将来目標とする都市類型	j (商業・サービス)	n (自然尊重)	o (生活・居住)
北九州市	現在の都市類型	e (拠点産業)		
	将来目標とする都市類型	f (先端技術産業)	i (学術・研究)	k (交通・交易)
福岡市	現在の都市類型	h (中枢管理)	j (商業・サービス)	k (交通・交易)
	将来目標とする都市類型	k (交通・交易)	P (・多彩な人が育ち、個性を發揮することで、人が輝き活気あふれる都市を目指します。・市民、NPO、企業、行政などあらゆる主体が共働し、豊かで住みよいまちを創り上げていく、自治の都市を目指します。)	
久留米市	現在の都市類型	a (農業振興)	j (商業・サービス)	p (商業医療機能集積都市)
	将来目標とする都市類型	i (学術・研究)	n (自然尊重)	p (健康づくり推進都市)
長崎市	現在の都市類型	d (地場・伝統産業)	j (商業・サービス)	m (観光・レクリエーション)
	将来目標とする都市類型	d (地場・伝統産業)	j (商業・サービス)	m (観光・レクリエーション)
熊本市	現在の都市類型	j (商業・サービス)	l (文化振興)	n (自然尊重)
	将来目標とする都市類型	h (中枢管理)	m (観光・レクリエーション)	o (生活・居住)
大分市	現在の都市類型	e (拠点産業)	f (先端技術産業)	n (自然尊重)
	将来目標とする都市類型	g (情報通信)	k (交通・交易)	P (社会福祉の充実、健康の増進と医療体制の充実、人間尊重社会の形成、地域コミュニティの再生など市民福祉の向上を主眼とする都市づくりの促進)
宮崎市	現在の都市類型	m (観光・レクリエーション)	p (健康福祉都市、ボランティア、スポーツランド)	
	将来目標とする都市類型	k (交通・交易)	m (観光・レクリエーション)	p (健康福祉都市、ボランティア、スポーツランド)
鹿児島市	現在の都市類型	h (中枢管理)	k (交通・交易)	m (観光・レクリエーション)
	将来目標とする都市類型	h (中枢管理)	k (交通・交易)	m (観光・レクリエーション)
那覇市	現在の都市類型	j (商業・サービス)	l (文化振興)	m (観光・レクリエーション)
	将来目標とする都市類型	g (情報通信)	j (商業・サービス)	m (観光・レクリエーション)

問2－1 加盟市的人口の傾向

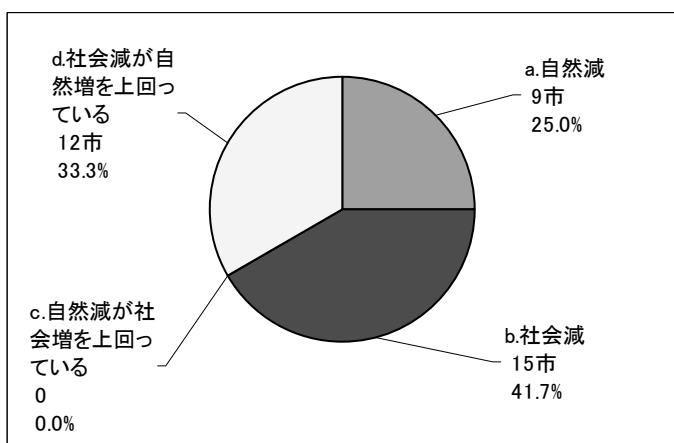
貴市は平成18年11月末現在、過去3年間（平成16年1月1日以降）において人口減少傾向にありますか。該当するものに○印をお付け下さい。なお、合併のあった場合は、旧市町村の人口を合計した数値を対象としてお答え下さい。

- a. はい → 問2－2へ
- b. いいえ → 問2－3へ
- c. どちらの傾向ともいえない



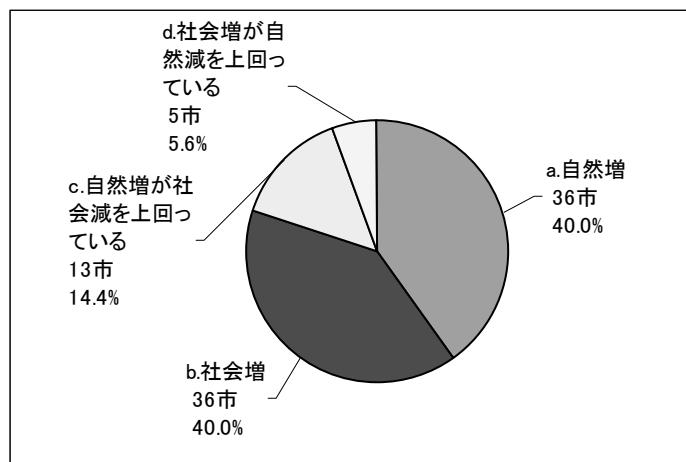
問2－2（問2－1で「a. はい」と回答された方のみお答え下さい） 人口減少の要因を下記の中から該当するものに○印をお付け下さい。（複数回答）

- a. 自然減
- b. 社会減
- c. 自然減が社会増を上回っている
- d. 社会減が自然増を上回っている



問2－3 (問2－1で「b. いいえ」と回答された方のみお答え下さい)
人口増加の要因を下記の中から該当するものに○印をお付け下さい。(複数回答)

- a. 自然増
- b. 社会増
- c. 自然増が社会減を上回っている
- d. 社会増が自然減を上回っている



問3 加盟市の人団推移

貴市の人団推移を住民基本台帳に基づきご記入下さい。なお、合併のあつた場合は、旧市町村の人口を合計した数値を対象にお答え下さい。

※割合は小数点以下第2位を四捨五入

都市名	調査基準年月日	外国人登録者を含まない人口	15歳未満人口	15歳未満人口割合	65歳以上人口	65歳以上人口割合	外国人登録者数	備考
札幌	平成8年3月31日	1,750,627	270,772	15.5%	204,290	11.7%	6,364	
	平成13年3月31日	1,811,165	246,722	13.6%	264,643	14.6%	7,600	
	平成18年3月31日	1,869,180	234,075	12.5%	324,960	17.4%	8,591	
函館	平成8年3月31日	316,729	46,460	14.7%	53,129	16.8%	※470	※合併4町村の外国人登録者数は不明のため計上していない
	平成13年3月31日	304,551	38,981	12.8%	62,197	20.4%	※588	
	平成18年3月31日	294,694	34,198	11.6%	70,238	23.8%	694	
旭川	平成8年3月31日	361,349	54,426	15.1%	53,921	14.9%	※705	※平成8年の外国人登録者数は6月末日現在の数値
	平成13年3月31日	361,501	48,236	13.3%	66,921	18.5%	633	
	平成18年3月31日	357,367	44,227	12.4%	78,806	22.1%	669	
青森	平成8年3月31日	316,914	48,560	15.3%	41,576	13.1%	724	平成8年の15歳未満人口と65歳以上人口は旧青森市ののみの数値
	平成13年3月31日	319,163	46,851	14.7%	55,774	17.5%	951	
	平成18年3月31日	313,733	42,546	13.6%	63,976	20.4%	1,163	
盛岡	平成8年3月31日	296,184	51,439	17.4%	39,652	13.4%	961	
	平成13年3月31日	296,064	45,466	15.4%	48,688	16.4%	1,216	
	平成18年3月31日	294,158	41,595	14.1%	56,112	19.1%	1,021	
仙台	平成8年3月31日	946,652	155,910	16.5%	107,206	11.3%	6,584	
	平成13年3月31日	981,398	145,521	14.8%	135,133	13.8%	8,580	
	平成18年3月31日	998,402	139,729	14.0%	162,918	16.3%	10,127	
秋田	平成8年3月31日	328,551	52,522	16.0%	50,531	15.4%	934	
	平成13年3月31日	332,849	47,931	14.4%	61,846	18.6%	1,102	
	平成18年3月31日	330,569	43,763	13.2%	70,641	21.4%	1,200	
山形	平成8年3月31日	248,597	40,380	16.2%	43,298	17.4%	755	
	平成13年3月31日	249,891	37,110	14.9%	50,332	20.1%	1,073	
	平成18年3月31日	250,071	35,318	14.1%	55,776	22.3%	1,322	
福島	平成8年3月31日	283,452	48,129	17.0%	44,492	15.7%	1,094	
	平成13年3月31日	289,043	45,312	15.7%	53,440	18.5%	1,742	
	平成18年3月31日	288,652	42,452	14.7%	60,277	20.9%	1,919	
郡山	平成8年3月31日	321,177	59,281	18.5%	43,437	13.5%	1,737	
	平成13年3月31日	329,454	54,967	16.7%	52,641	16.0%	1,906	
	平成18年3月31日	333,899	52,050	15.6%	60,058	18.0%	1,956	

都市名	調査基準年月日	外国人登録者を含まない人口	15歳未満人口	15歳未満人口割合	65歳以上人口	65歳以上人口割合	外国人登録者数	備考
いわき	平成8年3月31日	364,704	※	△	※	△	1,213	※不明
	平成13年3月31日	364,240	57,078	15.7%	72,022	19.8%	1,590	
	平成18年3月31日	358,847	52,474	14.6%	79,450	22.1%	1,713	
新潟	平成8年3月31日	788,890	127,566	16.2%	122,131	15.5%	2,801	
	平成13年3月31日	800,898	116,280	14.5%	146,666	18.3%	3,889	
	平成18年3月31日	803,084	109,433	13.6%	167,601	20.9%	4,289	
長岡	平成8年3月31日	286,297	※	△	※	△	1,276	※不明
	平成13年3月31日	285,752	42,080	14.7%	61,192	21.4%	2,150	
	平成18年3月31日	282,214	38,868	13.8%	65,565	23.2%	2,567	
富山	平成8年3月31日	414,418	62,852	15.2%	68,637	16.6%	2,698	
	平成13年3月31日	416,792	59,162	14.2%	80,620	19.3%	3,780	
	平成18年3月31日	418,012	57,817	13.8%	90,567	21.7%	5,065	
金沢	平成8年3月31日	434,865	70,174	16.1%	62,937	14.5%	2,978	
	平成13年3月31日	439,475	66,192	15.1%	73,391	16.7%	3,532	
	平成18年3月31日	440,088	63,488	14.4%	82,600	18.8%	4,178	
福井	平成8年3月31日	268,975	47,614	17.7%	44,214	16.4%	2,953	
	平成13年3月31日	267,589	43,483	16.2%	51,518	19.3%	3,677	
	平成18年3月31日	266,400	38,420	14.4%	57,010	21.4%	4,309	
長野	平成8年3月31日	374,589	61,224	16.3%	63,103	16.8%	2,585	
	平成13年3月31日	377,767	57,258	15.2%	73,388	19.4%	3,406	
	平成18年3月31日	379,107	55,356	14.6%	82,477	21.8%	3,425	
八王子	平成8年3月31日	487,601	72,430	14.9%	55,820	11.4%	4,253	
	平成13年3月31日	518,074	72,387	14.0%	73,848	14.3%	5,788	
	平成18年3月31日	536,647	72,334	13.5%	94,338	17.6%	8,028	
町田	平成8年3月31日	356,808	50,851	14.3%	40,270	11.3%	2,373	
	平成13年3月31日	376,853	50,166	13.3%	55,424	14.7%	3,295	
	平成18年3月31日	405,142	55,826	13.8%	73,810	18.2%	4,672	
江東	平成8年1月1日	361,127	45,804	12.7%	45,831	12.7%	8,178	
	平成13年1月1日	375,389	42,184	11.2%	59,008	15.7%	10,265	
	平成18年1月1日	415,866	47,389	11.4%	74,110	17.8%	15,437	
横浜	平成8年3月31日	3,281,270	487,789	14.9%	378,246	11.5%	46,723	
	平成13年3月31日	3,403,077	478,951	14.1%	490,928	14.4%	56,167	
	平成18年3月31日	3,544,104	491,734	13.9%	612,775	17.3%	69,965	

都市名	調査基準年月日	外国人登録者を含まない人口	15歳未満人口	15歳未満人口割合	65歳以上人口	65歳以上人口割合	外国人登録者数	備考
川崎	平成8年3月31日	1,178,564	※	△	※	△	19,490	
	平成13年3月31日	1,230,896	170,028	13.8%	158,452	12.9%	22,365	
	平成18年3月31日	1,294,439	175,587	13.6%	195,589	15.1%	27,993	
横須賀	平成8年3月31日	435,141	61,154	14.1%	62,931	14.5%	3,038	
	平成13年3月31日	434,416	57,792	13.3%	77,614	17.9%	3,863	
	平成18年3月31日	431,026	55,499	12.9%	92,329	21.4%	4,844	
平塚	平成8年3月31日	252,055	※	△	※	△	2,977	※不明
	平成13年3月31日	252,578	※	△	※	△	3,963	
	平成18年3月31日	256,304	35,355	13.8%	45,126	17.6%	4,846	
藤沢	平成8年3月31日	365,050	54,808	15.0%	41,906	11.5%	3,524	
	平成13年3月31日	377,771	53,840	14.3%	53,658	14.2%	3,317	
	平成18年3月31日	392,384	55,772	14.2%	67,463	17.2%	4,078	
相模原	平成8年1月1日	568,002	89,050	15.7%	47,844	8.4%	5,878	※平成8、13年は、18年3月に編入合併した旧津久井町及び旧相模湖町の数値は含まれていない。また、外国人登録者数について、8年は旧相模湖町の数値は含まれていない。13年は、平成12年12月31日現在の数値
	平成13年1月1日	596,760	89,384	15.0%	66,540	11.2%	7,765	
	平成18年3月31日	652,768	93,204	14.3%	99,938	15.3%	9,918	
宇都宮	平成8年3月31日	432,217	71,304	16.5%	53,407	12.4%	5,113	
	平成13年3月31日	441,645	66,991	15.2%	65,497	14.8%	7,130	
	平成18年3月31日	452,310	66,186	14.6%	77,440	17.1%	7,774	
前橋	平成8年3月31日	319,182	57,512	18.0%	48,849	15.3%	2,747	
	平成13年3月31日	320,023	53,235	16.6%	58,236	18.2%	3,819	
	平成18年3月31日	319,836	45,020	14.1%	66,464	20.8%	4,572	
高崎	平成8年3月31日	329,361	52,680	16.0%	49,835	15.1%	2,884	
	平成13年3月31日	334,880	50,272	15.0%	58,890	17.6%	3,593	
	平成18年3月31日	339,871	49,407	14.5%	67,383	19.8%	3,997	
さいたま	平成8年3月31日	1,072,964	169,244	15.8%	113,006	10.5%	11,218	旧4市（浦和・大宮・与野・岩槻）の合計。平成8、13年の15歳未満人口と65歳以上人口は1月1日現在で外国人登録者数を含む
	平成13年3月31日	1,128,342	171,153	15.2%	146,078	12.9%	13,440	
	平成18年3月31日	1,173,418	171,487	14.6%	188,744	16.1%	15,465	

都市名	調査基準年月日	外国人登録者を含まない人口	15歳未満人口	15歳未満人口割合	65歳以上人口	65歳以上人口割合	外国人登録者数	備考
川越	平成8年3月31日	317,841	48,929	15.4%	32,645	10.3%	2,811	
	平成13年3月31日	324,253	46,010	14.2%	42,883	13.2%	3,401	
	平成18年3月31日	328,200	44,886	13.7%	56,278	17.1%	4,551	
川口	平成8年3月31日	446,783	68,566	15.3%	42,022	9.4%	8,636	
	平成13年3月31日	459,859	66,681	14.5%	57,332	12.5%	11,624	
	平成18年3月31日	479,486	68,259	14.2%	75,744	15.8%	16,153	
所沢	平成8年3月31日	317,832	49,976	15.7%	29,979	9.4%	2,681	
	平成13年3月31日	327,592	46,667	14.2%	41,157	12.6%	2,863	
	平成18年3月31日	334,128	45,231	13.5%	54,846	16.4%	3,755	
越谷	平成8年3月31日	295,583	47,292	16.0%	24,030	8.1%	2,239	平成8年の15歳未満人口と65歳以上人口は、外国人登録者を含む
	平成13年3月31日	306,535	45,894	15.0%	34,334	11.2%	3,208	
	平成18年3月31日	313,395	45,491	14.5%	48,649	15.5%	4,088	
千葉	平成8年3月31日	843,543	128,461	15.2%	82,757	9.8%	10,466	平成8、13年の15歳未満と65歳以上人口は、外国人登録者を含む
	平成13年3月31日	873,617	125,262	14.3%	113,643	13.0%	14,266	
	平成18年3月31日	905,199	128,648	14.2%	145,960	16.1%	18,864	
市川	平成8年3月31日	427,993	63,402	14.8%	40,799	9.5%	7,328	
	平成13年3月31日	441,759	59,592	13.5%	52,251	11.8%	8,888	
	平成18年3月31日	453,102	60,683	13.4%	65,280	14.4%	12,312	
船橋	平成8年3月31日	535,237	76,047	14.2%	52,190	9.8%	5,923	
	平成13年3月31日	546,049	73,101	13.4%	71,561	13.1%	7,146	
	平成18年3月31日	569,750	77,201	13.5%	95,231	16.7%	9,494	
松戸	平成8年3月31日	455,168	69,158	15.2%	41,903	9.2%	5,675	
	平成13年3月31日	461,562	65,339	14.2%	58,144	12.6%	7,049	
	平成18年3月31日	469,090	64,652	13.8%	77,639	16.6%	9,687	
柏	平成8年3月31日	361,644	56,624	15.7%	33,944	9.4%	2,947	
	平成13年3月31日	370,646	52,441	14.1%	46,398	12.5%	3,716	
	平成18年3月31日	377,474	51,383	13.6%	61,855	16.4%	5,208	
市原	平成8年3月31日	277,469	47,085	17.0%	28,978	10.4%	3,337	
	平成13年3月31日	279,749	41,860	15.0%	37,256	13.3%	4,370	
	平成18年3月31日	280,178	38,777	13.8%	47,451	16.9%	5,205	
静岡	平成8年3月31日	725,144	111,248	15.3%	107,524	14.8%	5,961	
	平成13年3月31日	719,990	101,051	14.0%	130,251	18.1%	6,921	
	平成18年3月31日	713,333	95,274	13.4%	152,353	21.4%	8,287	

都市名	調査基準年月日	外国人登録者を含まない人口	15歳未満人口	15歳未満人口割合	65歳以上人口	65歳以上人口割合	外国人登録者数	備考
浜松	平成8年3月31日	760,521	※	△	※	△	14,612	※は不明。平成12年10月1日の外国人登録者数は、13年3月31日現在の数値
	平成12年10月1日	769,393	117,410	15.3%	136,557	17.7%	21,857	
	平成18年3月31日	786,776	113,315	14.4%	160,559	20.4%	30,772	
名古屋	平成8年3月31日	2,083,627	322,748	15.5%	281,711	13.5%	42,453	平成8年の15歳未満人口と65歳以上人口は外国人登録者を含む
	平成13年3月31日	2,110,331	299,451	14.2%	344,657	16.3%	48,591	
	平成18年3月31日	2,145,208	292,200	13.6%	408,098	19.0%	59,620	
豊橋	平成8年3月31日	346,791	60,877	17.6%	46,220	13.3%	9,611	
	平成13年3月31日	355,720	57,187	16.1%	55,175	15.5%	14,511	
	平成18年3月31日	360,907	55,548	15.4%	64,894	18.0%	18,577	
岡崎	平成8年3月31日	330,685	59,987	18.1%	38,366	11.6%	4,995	
	平成13年3月31日	343,251	57,352	16.7%	47,549	13.9%	7,356	
	平成18年3月31日	357,144	56,696	15.9%	56,290	15.8%	10,706	
一宮	平成8年3月31日	355,774	※	△	※	△	3,441	※不明
	平成13年3月31日	365,683	※	△	※	△	3,973	
	平成18年3月31日	373,534	57,366	15.4%	68,916	18.4%	5,191	
春日井	平成8年3月31日	275,699	43,485	15.8%	28,150	10.2%	4,665	
	平成13年3月31日	286,055	43,590	15.2%	37,341	13.1%	5,029	
	平成18年3月31日	294,676	45,041	15.3%	48,970	16.6%	5,978	
豊田	平成8年3月31日	335,404	60,231	18.0%	28,674	8.5%	7,219	平成8、13年については合併前の旧豊田市のみの人口
	平成13年3月31日	342,733	55,759	16.3%	38,227	11.2%	10,581	
	平成18年3月31日	399,850	62,526	15.6%	57,720	14.4%	14,989	
津	平成8年3月31日	283,020	41,480	14.7%	43,250	15.3%	3,056	15歳未満人口と65歳以上人口について、平成8年は美里村、安濃町、香良洲町を含まず。13年は、久居市を含まない。また、平成8年の外国人登録者数については、美里村、香良洲町、美杉村を含まず。
	平成13年3月31日	282,943	35,541	12.6%	48,003	17.0%	5,587	
	平成18年3月31日	283,167	39,262	13.9%	63,270	22.3%	8,240	
四日市	平成8年3月31日	294,737	48,913	16.6%	39,713	13.5%	4,948	
	平成13年3月31日	298,553	46,690	15.6%	48,779	16.3%	6,912	
	平成18年3月31日	301,666	45,409	15.1%	57,281	19.0%	9,044	
岐阜	平成8年3月31日	402,807	60,696	15.1%	59,715	14.8%	5,063	
	平成13年3月31日	401,565	57,919	14.4%	72,188	18.0%	7,340	
	平成18年3月31日	413,009	58,590	14.2%	86,604	21.0%	9,078	

都市名	調査基準年月日	外国人登録者を含まない人口	15歳未満人口	15歳未満人口割合	65歳以上人口	65歳以上人口割合	外国人登録者数	備考
大阪	平成8年3月31日	2,482,595	333,688	13.4%	368,336	14.8%	119,342	※平成8年の外国人登録者数は12月31日現在の数値
	平成13年3月31日	2,474,579	317,575	12.8%	444,687	18.0%	118,926	
	平成18年3月31日	2,503,943	312,733	12.5%	515,222	20.6%	122,548	
堺	平成8年3月31日	831,029	120,330	14.5%	96,051	11.6%	10,518	平成8、13年の外国人登録者数は、旧堺市ののみの数値。また、平成8、13年の15歳未満人口と65歳以上人口は、各基準日の直近の国勢調査結果の数値を合算している
	平成13年3月31日	824,927	119,506	14.5%	124,441	15.1%	11,501	
	平成18年3月31日	829,192	119,878	14.5%	155,794	18.8%	12,254	
豊中	平成8年3月31日	390,277	58,096	14.9%	45,087	11.6%	4,895	
	平成13年3月31日	389,354	55,055	14.1%	58,209	15.0%	4,755	
	平成18年3月31日	387,193	53,910	13.9%	72,251	18.7%	5,010	
東大阪	平成8年3月31日	496,900	72,387	14.6%	59,948	12.1%	22,048	
	平成13年3月31日	497,043	71,256	14.3%	75,395	15.2%	20,297	
	平成18年3月31日	494,422	69,903	14.1%	93,817	19.0%	19,120	
吹田	平成8年3月31日	332,015	51,822	15.6%	35,450	10.7%	4,540	
	平成13年3月31日	341,366	50,740	14.9%	46,602	13.7%	4,650	
	平成18年3月31日	345,224	50,794	14.7%	58,202	16.9%	4,612	
高槻	平成8年3月31日	359,993	54,077	15.0%	40,409	11.2%	2,991	
	平成13年3月31日	354,977	48,972	13.8%	52,620	14.8%	2,814	
	平成18年3月31日	354,971	48,609	13.7%	67,667	19.1%	3,037	
枚方	平成8年3月31日	397,626	64,297	16.2%	38,290	9.6%	3,377	
	平成13年3月31日	401,250	60,604	15.1%	50,829	12.7%	3,982	
	平成18年3月31日	403,799	59,491	14.7%	66,551	16.5%	4,491	
茨木	平成8年3月31日	252,881	39,923	15.8%	24,977	9.9%	1,010	
	平成13年3月31日	257,781	38,680	15.0%	32,562	12.6%	2,201	
	平成18年3月31日	264,637	39,776	15.0%	41,446	15.7%	2,403	
八尾	平成7年3月31日	277,231	46,459	16.8%	30,983	11.2%	7,885	平成7、13年の人口は外国人登録者を含む
	平成13年3月31日	275,676	40,889	14.8%	41,473	15.0%	7,647	
	平成18年3月31日	266,704	39,094	14.7%	51,239	19.2%	7,415	
寝屋川	平成8年3月31日	256,796	※	△	※	△	3,235	※不明
	平成13年3月31日	250,269	36,249	14.5%	32,616	13.0%	3,182	
	平成18年3月31日	242,397	33,885	14.0%	42,904	17.7%	3,356	

都市名	調査基準年月日	外国人登録者を含まない人口	15歳未満人口	15歳未満人口割合	65歳以上人口	65歳以上人口割合	外国人登録者数	備考
京都	平成8年3月31日	1,397,696	194,687	13.9%	216,179	15.5%	43,565	外国人登録者数については、各年12月末日現在の数値
	平成13年3月31日	1,394,742	182,854	13.1%	253,577	18.2%	43,514	
	平成18年3月31日	1,392,746	176,763	12.7%	289,451	20.8%	42,258	
大津	平成8年3月31日	295,699	52,221	17.7%	38,467	13.0%	4,261	
	平成13年3月31日	310,527	50,361	16.2%	48,039	15.5%	4,396	
	平成18年3月31日	323,144	49,185	15.2%	57,245	17.7%	4,335	
神戸	平成8年3月31日	1,439,399	219,493	15.2%	206,345	14.3%	41,900	
	平成13年3月31日	1,470,607	203,508	13.8%	255,204	17.4%	43,357	
	平成18年3月31日	1,498,805	199,128	13.3%	301,891	20.1%	44,414	
姫路	平成8年3月31日	467,655	78,933	16.9%	62,925	13.5%	10,035	※平成8、16年は旧姫路市ののみの数値
	平成13年3月31日	475,757	77,366	16.3%	76,143	16.0%	10,441	
	平成18年3月31日	532,584	83,415	15.7%	99,613	18.7%	11,248	
尼崎	平成8年3月31日	477,910	68,129	14.3%	64,191	13.4%	13,785	
	平成13年3月31日	464,170	62,492	13.5%	77,817	16.8%	12,931	
	平成18年3月31日	459,568	60,610	13.2%	91,182	19.8%	15,525	
明石	平成8年3月31日	284,901	47,277	16.6%	34,998	12.3%	3,153	
	平成13年3月31日	292,316	45,936	15.7%	43,503	14.9%	3,306	
	平成18年3月31日	291,661	43,711	15.0%	52,174	17.9%	3,085	
西宮	平成8年3月31日	391,376	58,590	15.0%	52,001	13.3%	6,478	
	平成13年3月31日	430,267	63,259	14.7%	64,630	15.0%	6,769	
	平成18年3月31日	456,951	69,237	15.2%	77,937	17.1%	6,893	
加古川	平成8年3月31日	258,840	44,887	17.3%	29,251	11.3%	2,132	
	平成13年3月31日	265,996	43,042	16.2%	36,710	13.8%	2,304	
	平成18年3月31日	265,992	40,601	15.3%	44,986	16.9%	2,274	
奈良	平成8年3月31日	368,472	58,992	16.0%	47,970	13.0%	2,618	
	平成13年3月31日	373,715	54,017	14.5%	60,259	16.1%	2,898	
	平成18年3月31日	368,958	49,895	13.5%	72,969	19.8%	2,952	
和歌山	平成8年3月31日	398,801	61,674	15.5%	61,283	15.4%	3,613	
	平成13年3月31日	392,473	56,181	14.3%	73,278	18.7%	3,812	
	平成18年3月31日	384,621	51,585	13.4%	84,157	21.9%	3,820	
岡山	平成8年3月31日	630,848	104,748	16.6%	92,344	14.6%	6,327	
	平成13年3月31日	646,547	100,163	15.5%	110,082	17.0%	7,343	
	平成18年3月31日	658,054	98,423	15.0%	124,991	19.0%	8,880	

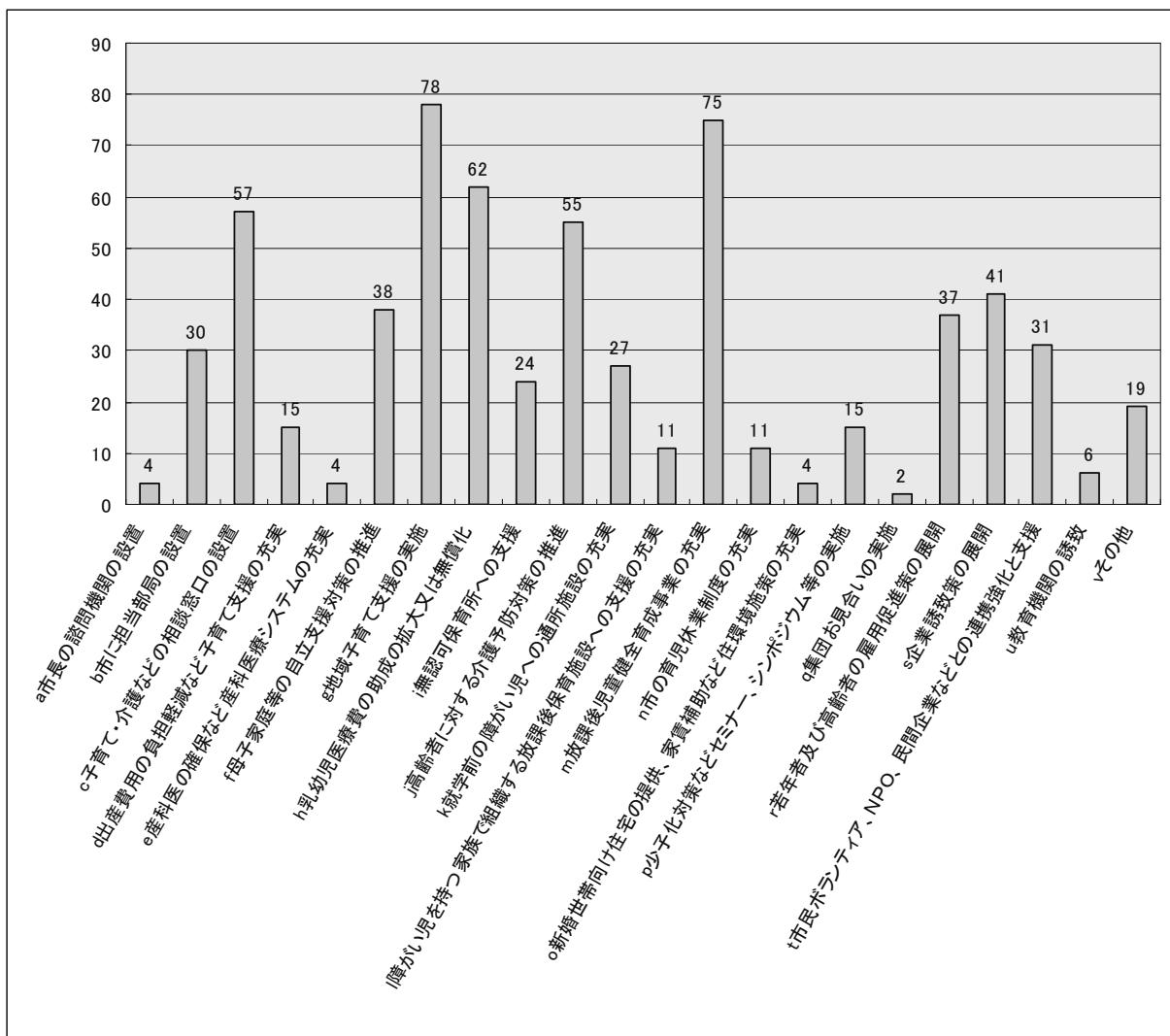
都市名	調査基準年月日	外国人登録者を含まない人口	15歳未満人口	15歳未満人口割合	65歳以上人口	65歳以上人口割合	外国人登録者数	備考
倉敷	平成8年3月31日	424,471	69,936	16.5%	58,986	13.9%	3,940	
	平成13年3月31日	431,487	67,599	15.7%	71,267	16.5%	4,235	
	平成18年3月31日	469,474	71,755	15.3%	90,210	19.2%	5,133	
広島	平成8年3月31日	1,096,350	182,118	16.6%	135,630	12.4%	13,851	
	平成13年3月31日	1,117,976	172,582	15.4%	164,106	14.7%	13,986	
	平成18年3月31日	1,138,153	169,547	14.9%	194,059	17.1%	16,016	
呉	平成8年3月31日	209,958	28,993	13.8%	39,432	18.8%	1,333	平成8、13年は、合併前の呉市のデータ
	平成13年3月31日	203,873	27,167	13.3%	44,549	21.9%	1,776	
	平成18年3月31日	252,325	31,206	12.4%	65,613	26.0%	2,703	
福山	平成8年3月31日	455,999	※	△	※	△	2,880	※不明
	平成13年3月31日	460,568	70,563	15.3%	79,600	17.3%	4,306	
	平成18年3月31日	462,011	67,889	14.7%	92,160	19.9%	5,776	
下関	平成8年3月31日	305,409	45,574	14.9%	57,927	19.0%	5,386	
	平成13年3月31日	297,906	39,611	13.3%	67,634	22.7%	4,923	
	平成18年3月31日	290,364	36,507	12.6%	74,213	25.6%	4,523	
徳島	平成8年3月31日	262,563	42,628	16.2%	40,609	15.5%	774	
	平成13年3月31日	262,782	38,918	14.8%	47,961	18.3%	1,503	
	平成18年3月31日	260,228	35,601	13.7%	54,040	20.8%	1,914	
高松	平成8年3月31日	413,592	※	△	※	△	※	※不明
	平成13年3月31日	418,934	62,622	14.9%	75,496	18.0%	2,964	
	平成18年3月31日	421,132	61,717	14.7%	85,034	20.2%	3,388	
松山	平成8年3月31日	495,417	109,127	22.0%	63,525	12.8%	1,608	平成8、13年の15歳未満人口、65歳以上人口、外国人登録者数は合併前の旧松山市のみの数値
	平成13年3月31日	506,264	101,414	20.0%	76,313	15.1%	2,009	
	平成18年3月31日	512,177	100,158	19.6%	98,664	19.3%	2,647	
高知	平成8年3月31日	323,331	50,873	15.7%	50,425	15.6%	1,212	①高知市は平成17年1月1日に旧鏡村・土佐山村の2村と市町村合併②平成8、13年の15歳未満人口、65歳以上人口、外国人登録者数は旧2村の数値を含まない
	平成13年3月31日	328,381	47,507	14.5%	59,316	18.1%	1,554	
	平成18年3月31日	327,646	45,931	14.0%	67,006	20.5%	1,532	
北九州	平成8年3月31日	1,013,407	153,762	15.2%	163,855	16.2%	11,083	
	平成13年3月31日	1,002,499	138,541	13.8%	195,136	19.5%	10,427	
	平成18年3月31日	987,857	131,833	13.3%	221,441	22.4%	11,214	

都市名	調査基準年月日	外国人登録者を含まない人口	15歳未満人口	15歳未満人口割合	65歳以上人口	65歳以上人口割合	外国人登録者数	備考
福岡	平成8年3月31日	1,234,443	200,965	16.3%	143,345	11.6%	13,180	
	平成13年3月31日	1,289,915	189,028	14.7%	177,873	13.8%	15,412	
	平成18年3月31日	1,352,221	189,934	14.0%	212,684	15.7%	19,592	
久留米	平成8年3月31日	301,103	58,184	19.3%	44,344	14.7%	1,093	旧久留米市ののみの数値
	平成13年3月31日	303,674	48,143	15.9%	52,483	17.3%	1,739	
	平成18年3月31日	304,989	45,628	15.0%	59,831	19.6%	2,109	
長崎	平成8年3月31日	436,081	70,729	16.2%	70,720	16.2%	1,967	
	平成13年3月31日	421,324	60,670	14.4%	82,859	19.7%	2,473	
	平成18年3月31日	453,752	60,415	13.3%	103,235	22.8%	2,937	
熊本	平成8年3月31日	634,888	110,480	17.4%	90,807	14.3%	2,782	
	平成13年3月31日	650,622	105,072	16.1%	108,441	16.7%	3,126	
	平成18年3月31日	658,467	100,818	15.3%	123,378	18.7%	3,742	
大分	平成8年3月31日	423,824	75,844	17.9%	51,571	12.2%	2,087	15歳未満人口と65歳以上人口は外国人登録者数を含む
	平成13年3月31日	436,000	70,730	16.2%	63,828	14.6%	2,346	
	平成18年3月31日	462,268	69,524	15.0%	82,004	17.7%	2,696	
宮崎	平成8年3月31日	356,591	62,973	17.7%	49,551	13.9%	1,114	外国人登録者数について旧宮崎市のみの数値
	平成13年3月31日	363,377	58,507	16.1%	60,775	16.7%	1,160	
	平成18年3月31日	370,205	55,816	15.1%	71,405	19.3%	1,549	
鹿児島	平成8年3月31日	588,113	104,276	17.7%	84,451	14.4%	1,424	平成8、13年は、16年11月1日に編入合併した旧5町を含む。ただし、外国人登録者数については1町のみ(旧郡山町)記録が残っておらず、把握できなかったため、旧4町と旧市の合計となっている。
	平成13年3月31日	594,122	92,548	15.6%	100,545	16.9%	1,799	
	平成18年3月31日	601,675	87,614	14.6%	114,534	19.0%	2,087	
那覇	平成8年3月31日	300,770	59,704	19.9%	34,410	11.4%	1,801	
	平成13年3月31日	301,254	54,676	18.1%	43,176	14.3%	1,603	
	平成18年3月31日	312,415	52,992	17.0%	45,919	14.7%	1,845	

問4－1 市の人口減少社会に向けたこれまでの取り組み

貴市これまでの人口減少社会への対応に向けた取り組み（少子高齢化対策、雇用労働対策等）のうち、特に、重点施策として実施済及び実施中のものを下記の中から、○印をお付け下さい。（複数回答）

- a. 市長の諮問機関の設置 （名称： ）
- b. 市に担当部局の設置 （名称： ）
- c. 子育て・介護などの相談窓口の設置
- d. 出産費用の負担軽減など子育て支援の充実
- e. 産科医の確保など産科医療システムの充実
- f. 母子家庭等の自立支援対策の推進
- g. 地域子育て支援の実施
- h. 乳幼児医療費の助成の拡大又は無償化
- i. 無認可保育所への支援
- j. 高齢者に対する介護予防対策の推進
- k. 就学前の障がい児への通所施設の充実
- l. 障がい児を持つ家族で組織する放課後保育施設への支援の充実
- m. 放課後児童健全育成事業の充実
- n. 市の育児休業制度の充実
- o. 新婚世帯向け住宅の提供、家賃補助など住環境施策の充実
- p. 少子化対策などセミナー、シンポジウム等の実施
- q. 集団お見合いの実施
- r. 若年者及び高齢者の雇用促進策の展開
- s. 企業誘致策の展開
- t. 市民ボランティア、NPO、民間企業などとの連携強化と支援
- u. 教育機関の誘致
- v. その他



市名	選択記号
札幌市	b (子ども未来局), f, g, i, j, m, r
函館市	b (企画部定住化促進担当)
旭川市	c, f, g, h, i, j, k, m, n, r, s, t
青森市	c, d, f, g, h, j, k, l, m, n, p, r, s, t
盛岡市	b (次世代育成支援事務局), g
仙台市	b (子供未来局) g, i
秋田市	g, i, s
山形市	g, h, m
福島市	c, d, f, g, h, i, j, m, n, r, s, u
郡山市	c, d, f, g, h, i, j, k, l, m, q, r, s, t, u
いわき市	a (いわき市介護保険運営協議会), c, h, j, m, p, v (妊娠、出産への支援 親子のふれあいと仲間づくりの推進)
新潟市	c, f, g, h, i, j, k, m, r, s

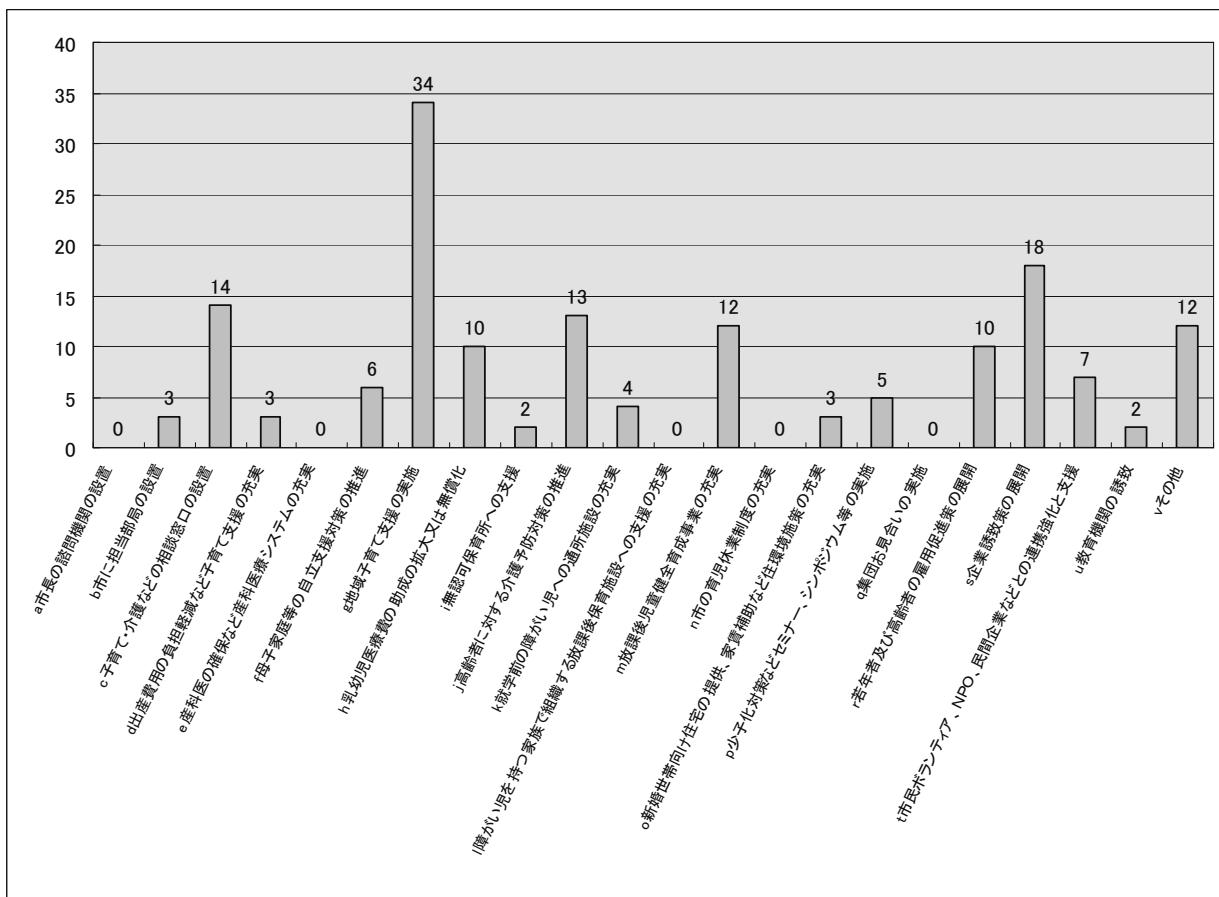
市名	選択記号
長岡市	c, g, h, j, m, v (サテライト特養の推進)
富山市	c, g, j
金沢市	c, d, g, h, j, l, m, r, v (住宅建築の奨励による定住促進)
福井市	b (男女共同参画室・少子化対策センター) , c, d, f, g, h, j, m, o, p, q, r, s, t
長野市	c, g, h, m, p, r, s
八王子市	c, g, j, m, s, t
町田市	c, d, f, g, h, i, j, k, m
江東市	g, h, j, m
横浜市	b (こども青少年局) , g, j, m, r, s, t
川崎市	b (健康福祉こども事業本部) , c, g, m, n
横須賀市	b (こども育成部、企業誘致推進課) , c, f, g, h, k, m, r, s,
平塚市	c, g, h, j, m, s, t, v (・障害児タイムケア事業・多様な保育サービスの提供・地域における支え合いの仕組みづくり (町内福祉村事業の推進))
藤沢市	c, h, k, m, p, r, s
相模原市	b (こども家庭支援センター) , c, f, g, h, j, m, r, st, v (子育て支援の推進 (児童虐待防止対策の推進・b の「こども家庭支援センターで行われる事業」))
宇都宮市	c, g, h, j, m
前橋市	a (前橋市高齢者施策推進協議会) , c, g, h, j, m, n, p, t
高崎市	c, g, h, j, k, m, s, t
さいたま市	c, f, g, i, j, m, s
川越市	c, f, g, h, i, j, k, m, r
川口市	c, h, i, k, l, p, r, s, t
所沢市	c, f, g, j, k, l, m, r, s, t
越谷市	v
千葉市	g, h, i, j, m, r, s
市川市	a (市川市社会福祉審議会 17.7.1設置) , b (健康福祉統括部 : 高齢者・障害者・児童・保健等健康施策を統括) , c, d, g, h, i, j, m, r, t
船橋市	b (子育て支援部) , c, f, g, h, j, k, m, n, r, s, t
松戸市	g, h, j, k, m, r, t
柏市	c, f, g, h, m
市原市	g, m, s
静岡市	g, m, p
浜松市	b (子育て家庭支援センター) , f, g, i, j, m,
名古屋市	b, c, d, f, g, h, k, m
豊橋市	c, f, g, h, j, k, m, n, s, t
岡崎市	d, f, g, h, m, s
一宮市	g, r, s

市名	選択記号
春日井市	c, f, j, m, s, v (Uターン育児塾)
豊田市	b (こども部) , c, g, h, j, m, v (高齢者の生きがいづくり、子育て家庭への訪問事業、不妊治療支援)
津市	g
四日市市	m, t, v (ファミリー・サポート・センター事業)
岐阜市	g, h, m, r, s
大阪市	c, f, g, h, j, m, o, r, s, t, u
堺市	b (子ども青少年局) , g, h, m, s, u
豊中市	c, d, g, h, j, m, n, t
東大阪市	h, r, s
吹田市	b (子育て支援室) , c, f, g, h, i, j, k, l, m, p
高槻市	c, f, g, h, i, j, k, m, p, r, s, t
枚方市	b (子育て支援室) , c, d, f, g, h, i, j, k, m, n, p, r, s, t
茨木市	b (子育て支援課) , c, g, h, j, m, s
八尾市	c, e, f, g, j, m, r, t
寝屋川市	c, f, j, m, t, v (府内検討会を発足し、人口減少問題について検討)
京都市	b (子育て支援政策監の設置 (H15)) , c, g, h, j, m, p
大津市	g, h
神戸市	c, f, g, h, j, m
姫路市	c, g, h, j, m, s, u, v (生涯現役プロジェクト)
尼崎市	f, g, h
明石市	b (こども室) , c, d, g, h, j, m, t, v (こども基金の設置) ・児童健全育成システム (こどもすこやかネット) の設置・子育て支援センターの充実と移動プレイルームの実施 (育児支援家庭訪問事業)
西宮市	g, m
加古川市	c, e, f, h, m, p, r
奈良市	c, e, f, g, h, j, m, r, s
和歌山市	c, g, h, i
岡山市	g, h, m
倉敷市	b (子育て支援室) , g, j, k, l, m
広島市	b (子育て支援担当局長及び同部長を設置) , c, f, g, h, j, r, v (・広島市児童育成計画の見直し・広島市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直し・広島市地域福祉計画の策定・女性及びシニアの創業支援・市民の就業支援・定年就農者育成・児童虐待防止・乳幼児健康支援一時預かり・男女共同参画の推進・低所得者への介護保険利用者負担金助成等・高齢者の生活・介護支援・民間老人福祉施設等の整備助成・福祉のまちづくり推進・交通安全施設等整備・既存交通の改善・機能強化・障害者在宅サービスの充実・児童館建設事業・新しい教育の推進((幼保連携の推進に係る検討))、(幼・保・小・小・中連携教育の推進))
吳市	b (子ども育成部 (子育て支援課、子育て施設課)) , f, g, h, m, v (保育料 第3子以降 3歳児未満児の無料化)
福山市	b (子育て支援課) , c, f, g, h, j, k, m

市名	選択記号
下関市	h
徳島市	b(平成18年4月1日付で、子育て支援策に係る重要課題の総合調整に係る理事を置いた), c, g, h, j, m, n, t, v (次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を策定。職員がお互いに協力しあって安心して子育てができるよう職場を挙げて取り組めるよう周知・普及を行っている。)
高松市	c, d, f, g, h, i, j, k, l, m
松山市	c, g, m
高知市	g, h, j, k, m, r, s, t
北九州市	b (子ども部、子ども総合センター、雇用開発課) , g, h, j, k, m, n, o, r, s, t, u
福岡市	a (福岡市次世代育成支援推進協議会(少子化対策)) , b, c, g, h, k, m, o, p, r, t, v (①子育て家庭への経済的支援②小児救急医療検討会を設置し、小児救急医療体制の確保を図っている。)
久留米市	b (子育て支援部) , c, f, g, i, j, l, m, p, s, t
長崎市	b (こども部) , g, h, m, s, v (・保育所の待機児童解消と多様な保育サービスの提供・こどもを守るネットワークの推進・団塊世代を始めとする市外からの移住者受入の推進)
熊本市	b (子育て支援課) , c, d, e, f, g, h, i, j, m, r, s, t, v (冒険遊び場(プレイパーク)の開催支援)
大分市	c, f, g, h, i, j, m, r, s, v (不妊治療費の助成、平成18年4月、児童家庭課の課内室として、虐待防止等により迅速かつ適切に対応できる体制として、センター長1名、社会福祉2名、臨床心理士4名、相談員3名を配置した児童家庭相談センターを設置した。)
宮崎市	c, k, m, t
鹿児島市	g, i, j, k, l, m, r
那覇市	d, f, g, i, k, l, m, r, s

問4－2 市の成功例の施策概要

問4－1でご回答のあった重点施策のうち、成功例がございましたら3つ以内で概要をご記入下さい。



市名	選択記号	施策概要
札幌市	r	<p>：期間 16年度～ 事業費(18年度)94,700千円 ；市の単独事業である :概要 「就業サポートセンター事業」 ハローワーク、民間と連携しながら、ワンストップ型の就業支援拠点を札幌サンプラザ内に開設し、就業相談や就業支援事業を強力に展開する。 ・キャリアカウンセラーによる職業相談・女性就職支援事業・中高年就職支援事業・起業家講座・就業支援に関する各種調査 ほか</p>
盛岡市	g	<p>：期間 18年度～ 事業費（18年度当初予算額）17,390千円 ；市の単独事業でない :概要 子育て中の親を対象にして、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が、うち解けた雰囲気の中で語り合い、子育てへの不安の解消や精神的な安定感をもたらすことにより問題解決の機会につなげる場を提供するため、平成18年7月に「つどいの広場」を開設した。なお、開設に当たっては中心市街地の空店舗（約295m²）を活用し、隣接する商店街の魅力づくりとその活性化につなげることも目的としている。また、管理運営を子育て関連のNPO法人へ委託し、地元商店街の通りを使って共同でイベントを行うなど、地域との連携を図りながら事業を進めることとしている。利用者からも好評をいただき、7月23日の開設以来、11月末日までに4,235人、1,799組の親子が利用し、今後も増えていくものと期待している。※平成18年度の当初予算においては、開設に当たっての施設の改修費用（工事請負費）を含んでいる。</p>

市名	選択記号	施策概要						
仙台市	g	:期間 15年度～ :事業費(16年度決算額)42,856千円 :市の単独事業である :概要 主に乳幼児とその家族を対象に、親子で気軽に立ち寄れる交流の場を提供すると同時に、一時預かりの実施や子育てに関する相談、情報提供などの事業を行うことにより、子育てを総合的に支援するための中心施設として、平成16年1月に開設した施設。						
福島市	d	:期間 18年度～ :事業費 168,200千円 :市の単独事業である :概要 「妊婦健診事業」 安心して出産を迎えるための妊婦健診の助成回数を2回から13回に拡大して実施。また、C型肝炎、HIV、風疹の抗体検査項目の追加とともに、超音波検も1回実施可能。						
	m	:期間 18年度～ :事業費 90,800千円 :市の単独事業でない :概要 「放課後児童健全育成事業」 保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、地域のニーズに対応した放課後児童クラブを新設も含めて36ヶ所で開設。また、今年度から放課後児童クラブに対して家賃の一部を補助。						
	j	:期間 15年度～ :事業費 (18年度) 27,298千円 :市の単独事業である :概要 「温泉利用介護予防事業」 温泉旅館等の施設を利用し、高齢者の介護予防・生活支援及び健康づくりを目的に実施 ①対象者：概ね65歳以上で介護保険の要支援・要介護に該当しない高齢者②事業内容：送迎、健康チェック、入浴、給食、レクレーション③実施日：飯坂温泉＝月～木（週4回）、土湯温泉＝月～金（週5日）④実施施設：飯坂温泉（週4回）、土湯温泉（週5回×2施設、団体利用日含む）⑤利用料：1,500円（16年度から） ※ 16年度から団体専用利用日（週1日）を土湯温泉にて設定						
郡山市	d	:期間 16年度～ :事業費 8,400千円 :市の単独事業である :概要 不妊治療のうち、医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる対外受精・顕微授精による不妊治療を受ける夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成している。 <対象>①市内に居住する夫婦②市が指定した医療機関の医師により体外受精・顕微授精の治療法が必要と診断された方。③夫及び妻の所得合計が650万円未満。 <助成内容>1年度10万円を限度に通算5年間助成する。						
	j	:期間 5年度～ :事業費(平成18年度)41,337千円 :市の単独事業である :概要 対象者に対し、はり、きゅう、マッサージ等の施術に要する費用の一部を助成し、健康の保持、心身の疲労回復を支援する。						
	s	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)70歳以上75歳未満の元気高齢者（介護認定者を除く。）</td> <td>年額8,000円 (1,000円券×8枚)を限度</td> </tr> <tr> <td>(2)75歳以上の者</td> <td rowspan="2">年額12,000円 (1,000円券×12枚)を限度</td> </tr> <tr> <td>(3)65歳以上の寝たきり及び認知症高齢者を介護している60歳以上の者</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	助成額	(1)70歳以上75歳未満の元気高齢者（介護認定者を除く。）	年額8,000円 (1,000円券×8枚)を限度	(2)75歳以上の者	年額12,000円 (1,000円券×12枚)を限度
対象者	助成額							
(1)70歳以上75歳未満の元気高齢者（介護認定者を除く。）	年額8,000円 (1,000円券×8枚)を限度							
(2)75歳以上の者	年額12,000円 (1,000円券×12枚)を限度							
(3)65歳以上の寝たきり及び認知症高齢者を介護している60歳以上の者								
		:期間 18年度～ :事業費 4,462千円 :市の単独事業である :概要 「郡山市経済人会」 郡山市経済人会は、本市ゆかりの首都圏等で活躍する方々で構成し、経済人は企業立地に関する情報の提供及び企業誘致への提言を行い、本市の産業活性化及び、雇用の創出を図ることを目的とする。経済人17名 首都圏にて年1回会議を開催 東京事務所への派遣 首都圏企業の地方進出等の情報収集と企業誘致のノウハウ等を研修するため、福島県東京事務所へ派遣する。派遣人員1名						

市名	選択記号	施策概要
いわき市	p	<p>:期間 11年度～ :事業費 341千円 :市の単独事業でない :概要 「プレママ、プレパパクラス」 妊娠、出産、育児に関する適切な情報の提供や仲間づくり等の支援を行い、両親が前向きに安心して子育て出来るようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年 12回、1コース4回（日曜コースは1コース2回） ・内容 1回目 先輩ママ、パパの体験談、交流会 2回目 助産師の講話 3回目 妊娠中の食事 4回目 育児、制度について ・従事者 保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士
	p	<p>:期間 15年度～ :事業費 407千円 :市の単独事業である :概要 「育児不安対策事業」 子育て中の母親同士の交流を通して、育児不安の解消と子どもの心の安らかな成長を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7地区で83回／年 ・内容 親子のふれあい、親同士の交流、親子遊びなど ・従事者 保健師、助産師、看護師、心理判定員、保育士、ボランティアなど
	p	<p>:事業費 1022千円 :市の単独事業である :概要 「母子健康相談」 育児に関する相談に応じるとともに、育児不安の解消、母親同士の交流を図る。7地区で92回／年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容： 身体測定、栄養相談、歯科相談、育児相談、母親同士の交流、心理相談 ・従事者 栄養士、歯科衛生士、保健師、心理判定員
新潟市	h	<p>期間：昭和48年度～ 事業費：(18年度当初予算) 1,336,442千円 :市の単独事業でない 概要：母子保健の向上と子育て支援を図るために、医療費（保険診療による自己負担額から一部負担金を除いた額）を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 妊産婦・所得税非課税世帯 乳児・・・0歳児（所得制限なし） 幼児・・・1歳児～小学校就学前（所得制限あり。児童手当特例給付準拠） ・一部負担金 入院1,200円／日 通院530円／日（同一医療機関で月4回まで）調剤なし
	m	<p>期間：18年度～ 事業費：(18年度当初予算) 63,000千円 (18年度6月補正) 47,856千円 :市の単独事業でない 概要：放課後児童健全育成のため、79クラブの施設を設置しているが、クラブに入会を希望するものの、定員の関係で入会できない待機児童が、16年度は4クラブ19人、17年度は10クラブ26人、18年度当初には16クラブ78人を数えるに至った。これらの児童を引き受けるために、教育委員会と連携して、待機児童の発生した各小学校長と協議しながら、施設の増築を行い、7月上旬には待機児童を解消した。それとともにプレハブリース方式等による施設整備のための補正予算を行い、学校内、学校敷地内において、10箇所の施設整備にも着手した。12月1日現在、今後着手する予定の1箇所を除いて施設整備も終了している。今後も待機児童の解消を重要課題ととらえ、施設整備を進めていく方針である。</p>
長岡市	v	<p>:期間 17年度～ :事業費 0千円 :市の単独事業でない :概要 特別養護老人ホームの定員の一部をサテライトとして地域に展開するもの。市が国の構造改革特区の申請を行い、認定を受けた。</p>
富山市	c	<p>:期間 18年度～ :事業費 7,500千円 :市の単独事業である :概要 子育て支援センター「子育てほっとステーション」 電話相談対応を24時間、365日開設し、子育てについて不安を持つ家庭に対し、児童虐待、いじめ、不登校などの問題について、いつでも誰でも相談できる体制となっている。</p>
	g	<p>:期間 9年度～ :事業費 12,259千円 :市の単独事業でない :概要 「ファミリー・サポート・センター委託事業」 生後2か月から小学校6年生までのお子さんを持つ方が利用でき、会員登録をしている子どもを預けたい人と、預かりたい人の仲介をする。保護者に急用ができたときや体の具合が悪いとき、保育施設の終了後などに、子育て経験のある女性や、有資格者などが自宅で預かってくれることで、勤労者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い勤労者の福祉の増進及び子供の福祉の向上を図る。 報酬の基準／基本時間（月～金）7:00～19:00 1時間 700円 基本時間外の利用や土・日・祝日・年末年始の利用 1時間 900円</p>

市名	選択記号	施策概要
	j	:期間 15年度～ :事業費 (18年度予算) 6,472千円 :市の単独事業である :概要 「パワーリハビリテーション事業」 在宅又は介護保険施設に入所する要支援、要介護1又は2の高齢者に対し、医師、保健師、理学療法士、運動指導員等の指導のもと、パワーリハビリテーションを実施し、高齢者の活動の維持及び改善、社会参加の促進並びに介護負担の軽減を図るとともに、この事業の評価を行い、その結果を研究、検証する。 ※パワーリハビリテーションとは 高齢者の介護予防、自立支援、介護軽減を目的としたリハビリテーションの手法。老化によって現れる「歩くのが遅くなった」「身動きがぎこちない」「転びやすくなつた」などの動作性の低下を改善し、行動全体が活発になることを目指し、マントレーニングや各種体操による、ごく軽い運動で、普段、使わない筋肉を呼び起こすもの。
金沢市	c	:期間 17年度～ :事業費 46,070千円 :市の単独事業である※ただし関連する国庫補助金を財源の一部として取り込み :概要 「かなざわ子育て夢ステーション事業」 保育所、幼稚園、児童館を身近な子育て支援拠点（ステーション）として活用し、概ね小学校区に1ないし2か所ずつ開設。妊婦・保育所・幼稚園に通っていない児童とその保護者を対象に、妊娠教室や育児教室、遊びの広場の開催、育児相談・情報提供などを実施。実施内容は、施設により異なります。平成18年度現在、91か所開設
	v	:期間 10年度～ :事業費 15億円 :市の単独事業である※ただし関連する国庫補助金を財源の一部として取り込み :概要 まちなか定住促進事業・まちなか住宅建築奨励金・まちなか共同住宅建設費補助・まちなか住宅団地整備費補助・いい街金沢住まいづくり奨励金ほか
長野市	r	:期間 18年度～ :事業費 8,448千円 :市の単独事業である :概要 「職業相談総合窓口」開設及び「若年者就業体験事業」 H18.10月、空きビル（もんぜんぶら座）内に、職業相談の総合窓口として、高年齢者職業相談（職業斡旋を含む）、若年者職業相談（職業斡旋を除く）の窓口を開設した。また、職業相談を通して、就業機会が少なく、実際の職場での就業体験を希望する市内在住の若年者に対しては、市内の事業所での就業体験の機会を提供する事業をH18年度より開始した。
	m	:期間 17年度～ :事業費 (18年度予算) 2166千円 :概要 文部科学省事業である「地域子ども教室推進事業」を市内5小学校にて実施している。本事業は、信州地域家庭教育推進協議会をとおして実施されている文科省の全額委託事業です。市では予算措置をしていません。
	s	:期間 18年度～ :事業費 (18年度予算) 2,240,000千円 :市の単独事業である :概要 「産業団地事業」 1.企業活動に快適な環境での産業集積に向けて、産業団地の開発と分譲を促進する。 2.産業動向を踏まえ、新たな産業団地の立地について調査・研究を行う。
	s	:期間 18年度～ :事業費 (18年度予算) 246,953千円 :市の単独事業である :概要 「工場等立地対策補助金」 1.工場用地等取得事業助成金 2.工場等設置事業助成金 3.事業所設置事業助成金 4.雇用促進企業立地支援助成金 5.工場等緑化事業助成金 6.公害防止施設設置事業助成金
八王子市	g	:期間 16年度～ :事業費(19～21年度3カ年の事業費)227,400千円:市の単独事業でない :概要 「子ども家庭支援センター」を整備し、相談等子育て支援のネットワークの充実を図り、子育ての不安や悩みの解消を図り、健全育成につとめている。
	s	:期間 16年度～24年度 :事業費 1,387,400千円 :市の単独事業である :概要 [いきいき企業支援条例]を制定し、市内に進出する企業に対し奨励金を支出し、企業誘致を積極的に進めている。
	t	:期間 13年度～:事業費(19～21年度3カ年の事業費)119,600千円:市の単独事業である :概要 「首都圏情報産業特区・八王子」構想推進事業を進め、企業・大学との連携により、企業家の養成や創業支援をはじめ、産・学・公の連携による産業の活性化を図っている。

市名	選択記号	施策概要
町田市	g	<p>:期間 14年度～ :事業費（18年度当初）2,025千円 市の単独事業でない :概要 「子ども家庭支援センター事業」</p> <p>町田市では、地域子育て支援の一つとして、子ども家庭支援センターを設置し、次のような事業を実施しています。</p> <p>○0歳から18歳までの子どもと子どもを育てる家庭に対して、総合的な相談を行う○育児不安、虐待等の問題に対応する○町田市子育て支援ネットワーク連絡会（要保護自動対策地域協議会）の調整機関として○親と子の交流スペースの提供</p> <p>*また、保育園では、在宅支援として、園庭開放、育児相談等を積極的に実施しています。</p>
	m	<p>:期間 14年度～20年度 :事業費（18年度当初）316,015千円 市の単独事業でない :概要 「放課後児童健全育成事業」</p> <p>共働き等により、学校終了後帰宅しても保護者がいない児童の（1年生から3年生）健全育成のために、「学童保育クラブ事業」を実施しています。</p> <p>現在「1学校区1学童保育クラブ」の設置を目指し、2008年度までに実現するよう整備を行います。達成年度目標として、市内40小学校区に対して、06年度=2学童保育クラブ新設、07年度=1学童保育クラブ整備予定、08年度=2学童保育クラブ整備予定</p>
江東区	g	<p>:期間 16年度～18年度 :事業費 206,494千円 :市の単独事業でない（都補助事業） :概要 「子ども家庭支援センターの整備」（18年度開設の2施設整備分）</p> <p>核家族化による子育て孤独感の解消や地域連帯感の醸成を図るために、子育てひろば、子育て相談、育児情報の提供や子育て関係機関との連携などに取り組む子ども家庭支援センターの整備を進める。平成11年度から順次開設し、平成19年1月開設予定の豊洲子ども家庭支援センターの整備により、計5施設となる。</p>
川崎市	b	<p>:期間 18年度～ :市の単独事業である :概要 本市のこども施策の責任体制の明確化・権限強化を目的に、健康福祉局内に局長級をトップとする機動的な組織として「こども事業本部」を、事業本部制を採用して設置した。 ○事業本部制について 局の内部組織の一つではあるが、局長の権限・責任に属する事務を所管事務の範囲で分任している。 ○業務 「次世代育成対策行動計画」「新総合計画・実行計画の重点戦略プラン」の推進・局間にまたがる子供施策の総合調整・区役所こども総合支援担当との調整・こどもに関する新たな事業の企画</p>
	c, g	<p>:期間 17年度～ :事業費（18年度）約36,000千円 :市の単独事業である :概要 各区役所に、区こども総合支援担当を設置した。これは、各区において、地域における子育てをめぐる様々な問題、多様化する保育ニーズ、学校教育における諸問題に的確に対応するため、区役所を地域における子育ての総合拠点として整備するものである。業務内容は次のとおり。 ①こどもに関する情報収集・発信・提供 ②こどもに関する機関の連携・調整体制の整備 ③地域のこどもに関する情報や区民ニーズの把握・分析、施策の企画・立案 ④本庁事業局や関係行政機関との間での企画調整 ⑤関係行政機関とのパイプ役</p>
横須賀市	m	<p>:期間 下記参照 :事業費（18年度）①②計3,079,796千円 :市の単独事業である :概要 ①こども文化センター事業（昭和36年度～）</p> <p>児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図る。各中学校区に1箇所、計59施設を設置。主な活動として、こどもの遊びの指導、こどもの健康増進とレクリエーション指導、こどものグループ育成、青少年団体との連絡調整、児童福祉思想の啓発を実施している。</p> <p>②小学校施設を活用した児童の健全育成事業（「わくわくプラザ」）（平成15年度～）</p> <p>小学校施設を活用して、大人も児童も共に生き共に育ちあう場を創造する。市内小学校114校で実施。主な活動として、児童の自主性を尊重しながら、遊び等を通して児童同士の交流及び様々な生活体験ができる機会等をつくっている。</p>
	s	<p>:期間 10年度～18年度 :事業費（18年度予算）132,474千円 :市の単独事業である :概要 平成10年度に企業等立地促進制度（税の軽減、低利融資）を設け、平成15年度には企業等立地奨励金制度を制定した。さらに、平成17年度には奨励金の上限額、税の軽減期間を延長するとともに、市内の既存企業の設備投資に対する奨励制度を創設した。</p> <p>1.企業等立地奨励金 最大5億円 2.企業等拡大再投資奨励金 最大5億円 3.税の軽減 固定資産税・都市計画税を5年間2分の1に軽減 4.低利融資</p>

市名	選択記号	施策概要
平塚市	s	:期間 17年度～22年度 :事業費 未定 千円 :市の単独事業である :概要 「工業活性化促進事業」 工業の活性化と雇用機会の促進を図るため、指定地域内に新たに立地等を行った企業等に対し、助成措置を講ずる制度。企業等が投下した資本に対し、賦課される固定資産税額の2分の1を助成するため、現在まで申請件数はあるが実績はない。(平成19年度に8件を助成する予定)
	v	:期間 18年度～ :事業費(平成18年度予算)17,000千円 :市の単独事業でない :概要 「障害児タイムケア事業」 障害のある子どもは、一般的に自らは余暇活動を行うことができず放課後や長期休暇のときは、保護者の負担が重くなる。子どもの余暇活動・放課後活動の支援、保護者のレスパイト・就労支援などのため、障害のある中高生を中心に放課後や、夏休みなどの期間一時預かりする事業である。現在、2箇所で実施し社会福祉法人、NPO法人が実施している。
	v	:期間 10年度～ :事業費(平成18年度予算)17,018千円 :市の単独事業でない :概要 「町内福祉村事業の推進(地域福祉推進事業)」 町内福祉村事業は、地域住民と行政等との協働により、地域住民の自主的・主体的な参加を基本に、互いに支え合い、助け合いながら地域に住む誰もが安心して心豊かに生活を送れるような地域社会の実現を目的とした事業で、市内23地区への設置を目指している。 町内福祉村では、「身近な生活支援活動」と「ふれあい・交流活動」を2つの柱として、それぞれの地域住民が抱える生活課題の解決に向け、活動をしている。現在、市内7地区に開設し、ボランティア登録者数の合計は679人となっている。(平成17年度末現在)
藤沢市	c	:期間 11年度～ :市の単独事業である :概要 多岐にわたる福祉の相談を1ヶ所で行える「福祉保健総合相談室」を平成11年4月から開設。子どもから高齢者の福祉全般の相談を受けるとともに、婦人相談員や高齢者虐待の専門相談員を配置している。また、より身近なところで相談ができるよう、市の機関である市民センター・公民館に「地区福祉窓口」を平成5年から開設し、現在12ヶ所となっている。地区福祉窓口では、福祉全般の相談の他、福祉関連の申請等も受けている。
	h	:期間 16年度～ :事業費 934,922千円 :市の単独事業である :概要 小児医療費助成事業について、小学校就学前児童の入院・通院にかかる自己負担分、小学校就学から中学校卒業までの児童については、入院医療にかかる自己負担分の助成(所得制限あり)を平成16年10月から段階的に拡大し実施してきている。
相模原市	s	:期間 16年度～ :市の単独事業である :概要 平成16年10月からJR辻堂駅周辺地域(湘南C-X内)に事業所を新設または増設する場合に固定資産税・都市計画税を5年間免除(一定の条件あり)、また工業地域・工業専用地域に行う場合は1/2の減免制度を創設。平成17年4月からは「企業立地雇用奨励補助制度」と「企業立地促進融資利子補給制度」を新たに創設し、企業の市内進出・発展を支援。「企業立地雇用奨励補助制度」は、上記の税制上の支援措置を受けた企業が、市内在住者を新たに雇用等した場合に、1年間に限り雇用形態により1人25万円から100万円を助成(2年目は、正社員・専門職種に限り1/2助成)する制度。「企業立地促進融資利子補給制度」は、上記の税制上の措置を受けた企業が神奈川県が行う「産業集積促進融資」を受けた場合に、利子相当額を5年間全額補助するもので、本市としては、以上の3事業を中心企業の誘致等を展開している。
	b	:期間 17年度～ :事業費 8,181千円/年 :市の単独事業でない :概要 児童福祉法の改正により児童家庭相談や児童虐待対応における市町村の役割が強化されたことを受け、平成17年4月に「こども家庭支援センター」を設置。(設置については単独事業)要保護児童の早期発見、早期対応を図るために「市要保護児童対策地域協議会」を運営するとともに、児童虐待を未然に防止するための諸事業を実施する。子どもの養育に支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対して、安定して子どもを育てられるよう、専門的な育児指導や育児・家事援助を行う。 【事業内容】・児童虐待の相談、通告受付・個別ケースの進行管理・育児支援教室「AQUA」の運営・児童虐待の早期発見、対応のための啓発活動、研修の実施
	r	:期間 17年度～ :事業費 36,112千円/年 :市の単独事業である :概要 市就職支援センターにおいて、無料職業紹介事業を行っている。また、専門相談員による個別相談、求人情報の提供、履歴書等の書き方、面接対策、就職支援セミナー、その他各種就職支援講座を行っている。

市名	選択記号	施策概要
宇都宮市	m	:期間 6年度～ :事業費 (年額)約2,300千円/箇所 :市の単独事業でない :概要 「子どもの家事業」 ・地域における「放課後児童健全育成事業」や「子育て支援」のニーズを受け、各小学校区に拠点施設を設置し、世代間の交流や子どもの遊びを展開するもの。対象：小学生及び乳幼児とその保護者 運営：地元住民や保護者が中心となった運営委員会に委託。平成5年度までは、留守家庭児童のみを対象とする「留守家庭児童会」の整備を進めてきたが、平成6年度から現在の事業に方針を転換した。留守家庭児童会及び子どもの家、双方の未設置小学校区は19年度末に解消見込。
前橋市	g	:期間 14年度～ :市の単独事業でない :概要 「ファミリー・サポート・センター事業」 育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員組織「ファミリー・サポート・センター」を設立し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことを支援する事業を実施
前橋市	h	:期間 5年度～ :市の単独事業である :概要 昭和48年1月から乳幼児医療支給事業を県との協調事業として、県の1/2補助を受けてスタートした。その後、対象範囲を2歳児まで拡大し、県の補助対象外部分について市単独事業として実施。(乳児→乳幼児に拡大)第五次総合計画の中で社会保障の充実として位置づけ、平成8年度から毎年度段階的に対象範囲の拡大を進め、平成11年度に計画の目標としていた0歳～小学校就学前までの就学前児童について医療費の完全無料化(現物給付)を達成し現在に至っている。市単独事業の拡大と平行して、平成8年度から県に対して補助対象範囲の拡大について要望書を提出しているが、現状での県補助の対象範囲は、0歳～2歳までの全診療と3歳、4歳の入院診療までとなっている。
	p	:期間 48年度～ :市の単独事業である :概要 「すこやか子育てセミナー」 幼児を育てている母親を対象に開設している。子育てを中心に望ましい親子関係や家庭づくりに関する学習の機会及び相談、情報交換、交流の場を提供することにより、母親の意欲や実践力が高まり、自信とゆとりをもって子どもを育てる機会とするものである。託児ボランティアの協力を得て、毎年10回程度、中央公民館で開催。内容は、講義、実技等。
高崎市	c, g , j, k, t	:期間 13年度～18年度 :事業費 4,622,287千円 :市の単独事業でない :概要 少子高齢化時代に対応するため、子育て支援機能や介護予防機能を充実するとともに、福祉機能を統括する拠点として、関連施設を一体的にした総合福祉センターを整備した。総合福祉センターは、障害者センターや地域包括支援センター、児童センター、シルバーセンター、福祉会館の機能が一体的に整備された総合福祉施設であり、乳幼児から高齢者まで障害の有無にかかわらず、誰でも利用できる福祉のテーマパークを目指している。
さいたま市	s	:期間 17年度～19年度 :事業費 (18年度予算) 41,400千円 :市の単独事業である :概要 企業誘致活動等の実施により産業の集積を行い、本市の財政基盤の強化、雇用の創出、地域経済の活性化を図るもので、平成20年3月までに30社の立地を目指している。平成17年度は、大手音響機器メーカー、大手自動車部品メーカー等、7社(外資系企業2社を含む)を立地する実績を挙げている。
川越市	g	:期間 5年度～ :事業費 (18年度予算) 29,235千円 :市の単独事業でない :概要 「地域子育て支援センター事業」 当事業は、女性の社会進出や核家族化などの社会変化に伴う「子育てに対する身体的・精神的負担の増大」等に対して地域全体で子育てを支援する基盤整備を目的として、実施している。主な活動として、電話相談、子育て講座、子育て支援室、育児相談、子育てサークルへの支援等を実施しており、子育てに関する総合的な支援を行っている。※事業費は補助対象額(人件費を含む)
川越市	h	:期間 17年度～ :事業費 (18年度予算) 23,682千円 :市の単独事業である :概要 「こども医療費支給事業」(対象者拡大) 埼玉県が実施する、小学校就学前までの子どもの医療費自己負担分についての助成制度に加えて、平成17年度より、川越市においては中学卒業までの間の入院に係る自己負担分について助成制度を設けている。

市名	選択記号	施策概要
川口市	c	:期間 39年度～ :事業費（平成18年度予算）15,163千円 :市の単独事業である :概要 子育て等の相談については、子育て支援課内の家庭児童相談室をはじめ、南平・芝・戸塚の各児童センター内に子ども家庭相談室を設け専門の相談員を配置し、子育ての相談など様々な児童問題の解決に努めている。さらに、駅に直結する川口総合文化センター「リリア」内2階に、本年10月に開設した「子育てサポートプラザ」においても、子育て相談の場を設け、相談体制の充実を図っている。また、妊産婦や乳幼児の健康に関することや乳幼児の事故防止・応急手当等についての情報提供を自動音声による電話及びインターネットにより24時間行っている。
	c	:期間 6(15)年度～ :事業費（平成18年度予算）7,500千円 :市の単独事業である :概要 「認知症高齢者相談事業」 認知症高齢者及びその家族等が抱える保健・医療・福祉等に係わる各種の心配ごと、悩みごとに対し、専門相談員及び専門医によるカウンセリング（月2回）を実施している。 テレナース相談事業 概ね65歳以上の高齢者を対象に高齢者が抱える健康上の問題や看護等に関する各種の相談に看護師等の資格を有する者が電話で応じ、適切なアドバイスを行うことにより在宅生活上の不安の解消を図る
	j	:期間 13年度～ :事業費（平成18年度予算）18,368千円 :市の単独事業である :概要 60歳以上の要援護高齢者及びひとり暮らしの高齢者で、家に閉じこもりがちな者や要介護状態になるおそれのある方等に対し、通所による各種サービスを提供することにより、社会的孤独感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図る。各老人福祉センター（10カ所）において、①リズム体操等、②介護予防講座等、③コーラス等のレクリエーションのいずれかの事業を週1回（月4回）実施する。 平成17年度実績：延べ開催回数 472回、 延べ参加者数 11,615人
千葉市	h	:期間 18年度～ :事業費 1,533,712千円 :市の単独事業である :概要 平成18年8月から、通院の助成対象を4歳未満児から小学校就学前児に拡大するとともに、入院についても4歳以上の助成要件であった7日以上という日数制限を廃止して1日目からとした。 対象者：小学校就学前児 助成区分：通院 1回から :入院 1日目から ・所得制限なし ・食事療養費も含む ・但し、保護者負担通院1回・入院1日につき200円
	i	:期間 14年度～ :事業費 330,406千円 :市の単独事業である :概要 市内にある認可外保育施設のうち認定基準を満たした施設を千葉市保育ルームと認定し、市内に居住の保護者が、通常昼間に就労、病気、病人の看護等で児童を保育することができない等により児童を当該施設に預けている場合、良好な保育環境を確保するため、施設に対して助成する。これにより、認可保育所の機能を補充する施設の拡充を図っている。
	m	:期間 40年度～ :事業費 1,519,915千円 :市の単独事業でない :概要 児童の健全育成を図るために、原則小学1～3年生の児童を対象に、授業が終わった後の遊びと生活の場を提供している。平成17年3月に策定した「夢はぐくむ ちば 子どもブラン（千葉市次世代育成支援行動計画）」では、21年度末までに全小学校区（120小学校区）への設置を目標としている。平成18年12月1日現在、98小学校区104ルーム（第2ルームを含む）設置している。
市川市	c	:期間 17年度～ :事業費（平成18年度当初予算）12,677千円 :市の単独事業である :概要 子ども家庭総合支援センターの設置 核家族化の増大等に伴い、子育ての悩みや育児不安を抱える家庭が増加しており、市への相談内容が多様化・複雑化している。また、児童虐待が増大し、社会問題となっており、行政の積極的な対応が求められている。こうした中にあって、本市では、児童相談全般に対応する専従の職員として、子育て支援コーディネーター（個々の家庭にあった子育て支援サービスをコーディネートする職員）や精神科医及び心理カウンセラーを配置し、児童とその家族に対し、より高度で専門的な支援と相談のできる「子ども家庭総合支援センター」を設置した。また、市民の要望により、家庭や地域に出向いて、一緒に離乳食を作ったり、遊んだりする「すこやか応援隊」を組織し、積極的な支援を行っている。

市名	選択記号	施策概要
	j	<p>:期間 8年度～ :事業費（平成18年度当初予算）12,700千円 :市の単独事業でない :概要 「いきいき健康教室」 60歳以上の高齢者を対象に、元気で長生きできるように、転倒や閉じこもりの予防、高齢者の心身機能の維持・増進を図るため、公民館や市営住宅、あるいは民間施設（金融機関・農協等）等を活用し、筋力トレーニングをはじめ、転倒予防体操やフォークダンスなどを行うとともに、保健師等による健康相談を実施している。 【実績】平成17年度 ・会場数 41会場 ・開催回数 1,228回 ・延参加者数 49,426人 ・平成10年度 通産省（現：経済産業省）の外郭団体が主催する「メロウ・グランプリ奨励賞」を受賞</p>
	t	<p>:期間 17年度～ :事業費（平成18年度当初予算）34,565千円 :市の単独事業である :概要 「市民活動団体支援事業」 ボランティア活動団体や特定非営利活動法人（NPO）その他の非営利活動団体が行う営利目的としない公益的活動、事業を対象に個人市民税納税者が1団体を選択し、納税者自らの納税額1%に相当額を団体が行う事業に活動支援金として交付する制度である。また、「市民活動団体支援制度審査会」を設置し、団体の適格性等の審査をおこなうほか、個人市民税の1%に相当する合計額が団体の事業経費の2分の1を超えた場合や市民活動や指定寄附の受け皿として「市民活動団体支援基金」を設置している。これまで、納税者に限定していた支援者を納税者以外の者も参加できるようにするため平成18年度において「地域ポイント」を有する者を追加し、誰でも参加できる制度に改正したものである。また、1人当たりの支援対象団体数は1団体としていたが、これを3団体まで拡大するなどの制度の拡充を図った。（平成19年度の募集・支援から施行） ※地域ポイント…防災訓練への参加やマイバック運動等に協力するとポイントが付与され、そのポイントの点数を金銭に換算し、市が支援金として交付するものである。</p>
船橋市	c, g	<p>:期間 12年度～ :事業費（平成17年度決算額）9,277千円 :市の単独事業でない :概要 子育て支援センター</p> <p>1. 事業の目的 少子化傾向の社会状況の中、地域全体において子育てを支援する基盤を形成する必要があることから、子育て支援の企画立案、育児不安等についての相談及び指導、子供の発達相談、育児講座の開催、子育てに関する情報の提供、保護者同士の交流の機会及び子供の遊び場の提供などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする。</p> <p>2. 根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年3月29日付厚生省児童家庭局通知「地域子育て支援センター事業実施要綱」 ・船橋市子育て支援センター条例（平成12年10月1日施行） ・船橋市子育て支援センター条例施行規則（平成12年10月1日施行） <p>3. 事業の概要</p> <p>①実施施設及び職員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南本町子育て支援センター 住所 南本町10-1 平成12年10月1日開設 職員数 8名（保育士4名、看護士1名、栄養士1名、心理発達相談員2名） ・高根台子育て支援センター 住所 高根台2-1-1（市立高根台第一小学校内） 平成14年11月16日開設 職員数 6名（保育士4名、看護士1名、栄養士1名） <p>②主な事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する相談に応じ、指導を行うこと。・子育てに関する情報及び学習の機会を提供すること。・地域の子育て活動に対し、育成及び支援を行うこと。など
	g, t	<p>:期間 12年度～ :事業費（平成17年度決算）18,623(育児)+8,439(介護)千円 :市の単独事業でない :概要 「ファミリー・サポート・センター」 子どもや高齢者を抱えながら働いている方の支援を地域の中で行い、安心して働くことができる環境を作るための活動の一つです。援助・育児のお手伝いをしてほしい方（利用会員）と援助・育児のお手伝いをしたい方（協力会員）の会員組織による地域の中での相互援助活動です。ファミリー・サポート・センターは厚生労働省の推進事業で、船橋市からの委託を受けて（財）船橋市福祉サービス公社が運営しています。平成12年10月設立の育児版に続き、平成13年3月から介護版が設立されました。介護版につきましては、千葉県内では船橋市だけになっています。</p>

市名	選択記号	施策概要
	m	:期間 12年度～ :事業費（平成17年度決算）770,502千円 :市の単独事業でない :概要 放課後ルームは、保護者が働いていたり病気で入院しているなどのために、放課後家庭で子供だけになってしまう小学校1年生～3年生の児童に、遊びと生活の場を用意して、子供たちの心身の発達を促していくことを目的としています。市立小学校区を単位に設置。非常勤職員192人、臨時職員110人（平成17年度現在）で運営。
	r	:期間 18年度～ :事業費 21,295千円 :市の単独事業である :概要 元気な高齢者の方々が住み慣れた地域や家庭において、自己の個性や能力を最大限に發揮し、生きがいを感じ、健やかな生活を営んでいただくことを支援するため、就労支援活動・交流の推進・学習の場と機会の提供・情報の集発信などの機能を有するシニア交流センターを開設した。（平成17年度にハローワーク馬橋庁舎の跡施設を購入し施設整備110,000千円）所在地 松戸市旭町1丁目174番地 施設概要 1階 シルバー人材センター事務室、交流サロン、就労相談室、PCコーナー 2階 老人クラブ事務室、大会議室(1時間520円)、会議室(1時間260円) 3階 会議室、休養室、書庫 「はたらく・まなぶ・ふれあう・つどう」の基本理念を支援するため、シニア交流センター運営協議会を設置する。 ・開所時間 午前9時～午後6時 ・休館日 每月第4日曜日、年末年始 ・実施事業 講座・研修等の情報提供、講座・研修の実施、就労相談、各種イベント開催
松戸市	r	:期間 16年度～ :事業費 2,100千円 :市の単独事業である :概要 「就労支援事業」 1 就職情報提供事業「Let'sまつど」 求人情報システムを導入し、インターネットを活用し、求人情報サービスを提供する。 ①事業者は、会社名・住所など基本事項の登録を申請②市は、事業所のチェック→事業所をネットに登録③事業者が必要なデータをネットに書き込み情報提供(内容の変更や求人が満たされた場合は事業者が訂正・抹消などの作業を行う)④サイトに登録されたデータは、求職者・事業者がそれぞれ無料で利用できる⑤応募・採用については、直接当事者同士で行う(市の関与は情報提供のみ)⑥将来的には、求職情報(人材情報)も記載できるよう検討 ・対象企業 主に松戸市内の事業所 ・対象者 松戸市民ほか周辺地域の求職者 ・効果 ①無料で利用できるため中小零細企業の求人の支援となる②柏市のネットとリンクし、広域的な就職情報の提供が可能③リアルタイムで迅速に就職情報を提供できる④松戸市の雇用労働施策のPRや商店街空き店舗情報の提供などを記載できる 2 若者就労支援事業 不安定就業や未就業の若者を対象に、短期間で就職するための実践的な研修プログラムを実施し、安定的な就職への支援をする。平成16年度は、対象者を20名から50名に拡大し、実施した。 ・対象者 18～26歳位の若年者50名 ・研修内容 延べ4日間(1日当たり5～6時間)1回 ・適職診断テスト ・適職診断 ・仕事に対する認識を高める講座 ・履歴書・経歴書の戦略的な書き方など ・面接のスキルアップ ・就職カウンセリング・相談
	k	:期間 10年度～ :事業費 342,793千円 :市の単独事業である :概要 「健康福祉社会館」ふれあい22 健康福祉社会館は、「すべての人が様々な可能性を發揮し、すべての人の成長、発達を主体的に支えあうことのできる、すべての人のための地域社会の実現」を目指し、保健・医療・福祉が一体となって市民の健康づくりを支え、子どもの健やかな成長を確保し、障害者の社会参加を推進するための事業を展開している。地域住民への総合的な保健サービスの提供や自主的な健康づくりの活動拠点となる「常盤平保健福祉センター」、心身の発達に不安のある子どもたちとその家族への総合的な支援を行う「子ども発達センター」、そして障害があっても自立した社会生活が送れるように支援するための「障害者福祉センター」の三つのセンターがあり、これらが総合的に機能し、多くの人のふれあいの中で、人のつながりを大切にした地域社会の実現に先導的な役割を担っている施設である。 ・所在地 松戸市五香西3丁目7番地1 ・構造 鉄骨造 地上3階 塔屋1階 ・敷地面積 7,732.2m ² ・延床面積 7,796.9m ² 常盤平保健福祉センター(2階) 1,115.50m ² こども発達センター(1階・2階) 4,583.61m ² 障害者福祉センター(3階) 2,297.50m ² ・建築面積 3,299.5m ² ・駐車場 普通乗用車60台 身体障害者用5台 バス2台 合計67台 ・駐輪場 41台 2,938.79m ² 開設日 平成10年4月1日

市名	選択記号	施策概要
柏市	f	:期間 13年度～ :事業費（平成18年度）2,400千円 :市の単独事業である :概要 教育施設に入学し、または講座等を受講して市の定める就業資格等を取得したひとり親及び養育者に対し、費用の一部を助成する制度。ひとり親等就業資格等取得助成金を交付することにより、ひとり親及び養育者の就業の促進及び自立を図り、もってひとり親及び養育者の生活の安定に資することを目的とする。
	f	:期間 13年度～ :事業費（平成18年度）700千円 :市の単独事業である :概要 柏市のファミリーサポートセンターの利用会員のうち、ひとり親及び養育者に対し、ファミリーサポートセンター援助活動利用料の一部を支給することにより、就労支援と育児の負担軽減を図ることを目的とする。
静岡市	m	:期間 18年度～20年度 :事業費(18年度予算)323,700千円 :市の単独事業でない :概要 3年間で市街地等の未開設学区へ設置及び小学校3年生までの待機児童を解消させるもの
名古屋市	d	:期間 16年度～ :事業費（平成18年度予算）1,531,494千円 :市の単独事業である :概要 育児にかかる経済的負担の軽減と次代の社会をになう子どもの健全な育成を図るために、子どもを3人以上養育する多子世帯に対して、子育て支援手当の支給、保育料負担の軽減を行う。 対象：児童を3人以上養育している世帯で、第3子以降で3歳到達年度末までの児童を対象 内容：○子育て支援手当（所得制限あり） ・対象児童1人につき月額2万円 *保育所、児童福祉施設入所児は除く ○保育料の無料化（所得制限なし）
豊橋市	g	:期間 ②③18年度～ :事業費①2,862②2,002③5,616千円 :①②市の単独事業である ③市の単独事業でない :概要 0～3歳時の子どもさんとその親を対象に、遊びの提供やふれあい、交流を目的に事業を開始した。 ①ワイワイ・すぐすぐ広場 既存事業であり、市内6か所の会場で親子の遊びを中心に、体操・歌・踊り等イベント形式の事業を実施し、楽しんで交流を図る。また、育児相談も行う。 ②子育てサロン 18年度からの事業で、市内6か所の校区市民館で、午前中2時間ほど、親子が気軽に交流できる場を提供している。地域のボランティアが運営し、自由な形を取っているのが特色である。 ③つどいの広場 18年度からの事業で、親子が気軽にふれあい、交流しました、専門のスタッフによる相談も実施している。
	j	:期間 15年度～ :事業費H15/1,354 H16/727 H17/389 H18/539千円 :市の単独事業である :概要 「みんなで認知症予防活動事業」 地域における認知症予防活動を実施するにあたり、東京都老人総合研究所が推奨している認知症予防活動を取り入れ、平成15年度から民生委員・児童委員協議会との協働で、毎年小学校区（2校区ごと）に講演会を行い、グループ活動参加者を募集し、各校区ごと2～3グループが活動を開始し、現在まで継続して活動している。現在（平成18年度）において6校区・13グループが料理・園芸・旅行等の各グループに分かれ、各テーマごとに集団としての目的を達成するため各人が役割を分かち合い、資料の収集や意見発表などを行っている。また、グループ活動が半年経過した時点で再度ファイブコグ（能の健康チェック）を行った結果、活動開始前より記憶力の向上が見られるなどの効果があり、活動参加者も引き続き意欲を持って参加している状況である。今後は、この認知症予防活動が、全市的に広まるとともに、毎年2校区に限らず、グループ活動実施の希望がある地域にも実施するなど、拡大し行う方向で現在検討中である。

市名	選択記号	施策概要
一宮市	g	<p>:期間 17年度～ :事業費 630千円 :市の単独事業である :概要 子育て支援センターホームページ（掲示板）運用事業</p> <p>核家族化が進行し、かつ近所付合いが希薄になる中、子育てに悩む親の支援に関しては、子育て支援センターを窓口に電話相談、面接相談等を積極的に展開しているが、時間的制約を受けず、子育ての合間に、日ごろ持つ悩みや疑問、意見を交換できる環境を提供し、現に子育てをしている親同士、子育ての経験のある親がインターネットを介して交流し、地域で支援できるような体制を整備するため、同ホームページを開設し、子育てに関する情報発信に加え、掲示板機能を付加することにより、いつでも（24時間参加可能）子育ての悩みや不安、それに対する意見や助言を書き込める場所（極力、制限や干渉はしないように、また行政の一方的な情報提供は掲示板上ではない）を提供する。また、掲示板を有意義に利用してもらうため、利用者に個人アドレスを登録してもらい、ユーザーIDを付与することで一定の制限を設け、不適切な内容の掲載については管理者が適宜チェックし適正な運用に努める。運用費は、市民活動情報サイト（民間のサーバーを使用し、使用料2,841千円）内で運用するため、本事業としては、開発費のみで運用費を要しない。本事業を運用して2年目となるが、当初の予想利用件数を上回り、活発に利用されており、同ホームページの掲載内容を見直し、充実に向け、検討に入る予定である。</p>
	r	<p>:期間 12年度～ :事業費（18年度予算額）3,990千円 :市の単独事業である :概要 「高年齢者雇用奨励金」</p> <p>高年齢者の雇用機会の増大を図ることを目的に、高年齢者（60歳以上65歳未満）を常用雇用者として雇い入れ、引き続き雇用した事業主に対して一人当たり57,000円の高年齢者雇用奨励金を支給する。17年度実績：40事業所（対象者48人）に支給 交付額2,736,000円</p>
	s	<p>:期間 14年度～ :事業費（18年度決算見込）250,516千円 :市の単独事業である :概要 「企業立地奨励補助金」</p> <p>市内において事業所の新設又は増設を行う事業者に対し奨励措置を講ずることにより、本市における企業の立地の促進、産業構造の多角化及び高度化の推進並びに雇用の拡大を図る。 平成18年度 立地奨励金等支払い予定企業数5社</p>
春日井市	j	<p>:期間 12年度～18年度 :事業費 67,274千円 :市の単独事業である :概要 「ふれあいデイサービス」</p> <p>家にとじこもりがちな高齢者に対し、レクリエーション等による生きがいづくりと社会参加の促進、社会的孤立感の解消や自立生活の確保を図る。</p> <p>対象：社会的、精神的な理由により地域活動に参加することが困難な概ね65歳以上の人、介護保険の要介護、要支援者でない人</p> <p>内容：送迎、生活指導、レクリエーション（機能回復訓練）、健康チェック、入浴サービス、給食サービス（本人実費負担500円）</p>
	s	<p>:期間 18年度 :市の単独事業である :概要 「企業訪問」</p> <p>内容：企業誘致、育成策等の抜本的見直し・再構築の為に企業ニーズの把握中</p>
	v	<p>:期間 17年度 :事業費 0千円 :市の単独事業である :概要 「Uターン育児塾」</p> <p>目的 祖父母や子育て支援に協力してもらえる方々に最近の子育て情報・知識を得てもらい、父母の育児や精神的サポートに協力してもらえる環境を整える</p> <p>対象者 (1) もうすぐ孫ができる人か、乳児（1歳未満）の孫がいる人 (2) 1～4歳未満の孫がいる方、子育てを支援したいと思っている方</p> <p>内容 (1) 保健師による沐浴やオムツ交換の実習。最近の育児について、子どもの食事・おやつ・遊びについての話</p>
豊田市	v	<p>:期間 18年度～ :事業費 6,481千円 :市の単独事業である :概要 「安心して子どもを生み育てられる環境づくり支援」</p> <p>妊娠直後から妊婦を保護し、出産後早期に母子との関わりを持つことで、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを社会全体で支援する。</p> <p>〔妊娠イメージキャラクター普及啓発事業〕</p> <p>妊娠初期の妊婦に対する配慮を促し、妊婦を社会全体で支えていくため、妊娠イメージキャラクター“まーむ（母夢）”を活用した妊娠ストラップと車用サインを製作し配布している。</p> <p>〔おめでとう訪問事業〕</p> <p>育児不安が高くなる生後1～3か月の乳児をもつ家庭を、地域の母子保健推進員が訪問し育児不安の軽減を図るよう努めている。また市の子育て事業を紹介し「一人で抱え込まない育児」をキャッチフレーズに活動している。</p>

市名	選択記号	施策概要
	v	:期間 16年度～ :事業費（18年度）40,621千円 :市の単独事業である :概要 「農ライフ創生センター事業」 定年退職者などを新たな農業の担い手として育成し、「生きがい型農業」の実践を支援することで、遊休農地の活用と高年齢者の生きがいづくりを進める。農ライフ創生センターでは、新規就農を志す方（75歳以下。市内在住・在勤は不問）を対象に、農作物栽培技術研修・担い手づくりコースを実施している。研修期間は2年。実技を主体に様々な作物の栽培方法をはじめ、土づくりや病害虫防除、農業経営などを学ぶ。研修修了者には、希望に応じて1,000m ² から市内の農地をあっ旋する。平成18年2月、1期生31人が研修課程を修了し、うち19人が農地のあっ旋を受け、営農を開始した。
四日市市	t	:期間 16年度～18年度 :事業費 44,736千円 :市の単独事業である :概要 「個性あるまちづくり支援事業」 市民主体のまちづくりを進めるため、任意団体による先駆的な公益活動に対し、支援を行い、人権、防犯、子育て支援、里山保全、歴史・文化等多彩な市民活動の促進が図られた。特に防犯活動においては、青色回転灯にかかる規制緩和が実現するなど、全国モデルとなったものもある。※なお、NPO法人への支援は別途、「市民活動ファンド」による支援を行っている。
	v	:期間 16年度～18年度 :事業費 23,991千円 :市の単独事業でない :概要 「ファミリー・サポート・センター事業」 仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育てを支え合い、労働者の福祉の増進と子どもの福祉の向上を図っている。平成16年度から、子育て支援のノウハウを持ったNPO法人に委託することで、会員、活動件数とともに増大した。
岐阜市	s	:期間 昭和62年度～ :事業費 以下とのおり :市の単独事業である :概要 1 企業立地促進助成金（昭和62年度～） (1) 要件：投下固定資産総額2億円（中小企業は7500万円以上） 従業員：15人以上（中小企業は5人以上）(2) 助成金：施設設置助成金：固定資産税相当額を5年間助成 雇用促進助成金：1年間、市民1人あたり36万円 (3) 効果：主に市内企業の流出防止に寄与 助成対象：60社、助成金額：990,897千円 2 情報通信関連サービス業誘致促進奨励金（平成16年度～平成19年3月31日） (1) 要件：投下固定資産総額5000万円以上（事業所を貸借する場合は規定無） 新規雇用：市民20人以上 (2) 助成金：限度額3億円（事業所を取得する場合は5億円） 操業開始から60ヶ月以内に要する通信関連経費、市民雇用等に係る経費 (3) 効果：コールセンター3社を誘致
大阪市	f	:期間 18年度～20年度 :市の単独事業でない :概要 ひとり親家庭等の自立や就業を支援するため、区役所に母子家庭等就業サポートを配置し、専門相談窓口を開設することにより、公共職業安定所等と連携した就業情報の提供を行うなど、きめ細やかで継続的な支援を行う。また、区・地域における関係機関、団体等のネットワークを構築するとともに、関係者を対象とした相談・情報提供機能の充実を図るための研修を実施するなど、支援体制を強化する。
	g	:期間 18年度～20年度 :市の単独事業でない :概要 在宅での子育て家庭等を対象に、子育てノウハウを蓄積している保育所の機能や施設を活用し、育児不安などの相談や育児指導をはじめ、子育てに関する情報提供や育児サークルの活動支援などに取り組む「地域子育て支援センター」を、平成21年度には、70か所に設置を進め、身近な地域における子育て支援体制を充実する。
	s	:期間 18年度～20年度 :市の単独事業である :概要 大阪経済の活性化を促進するため、今後成長が見込まれる重点産業分野を対象とした「大阪市都市再生重点産業立地促進助成制度」とともに、大規模工場を対象とした同制度の大型特例の活用を促進し、ターゲットを絞り込んだ新たな企業や工場等の立地を図る。さらに、大型特例の適用も視野に入れながら、産業・交通基盤が整った工場適地を「産業集積促進地域」に指定し、当該地域への戦略的な誘致活動を行う。 ・アジア企業の積極的な誘致を図るために、府市上海事務所を活用して在阪企業と中国企業のビジネスマッチング機能を充実し、進出有望企業の発掘に取り組むとともに、その企業へのアプローチを強化する。これに加えて、進出企業の賃料に対するインセンティブを拡充し大規模企業の誘致を強化するなど、大阪でのビジネスに高い関心を持つ内外の本市重点産業分野関連企業を誘致する。

市名	選択記号	施策概要
堺市	s	:期間 17年度～ :市の単独事業である :概要 「堺市企業立地促進条例」に基づき、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、サービス業を対象事業として、臨海部への進出・(臨海部の)既存企業による増設・移転を行う事業者に対し、建物・償却資産の投資額を基準として、固定資産税・都市計画税・事業所税の優遇措置を行う。 条例適用認定企業数 12社 (平成18年12月1日現在)
吹田市	k	:期間 17年度～19年度 :事業費 1,632,000千円 :市の単独事業である :概要 障害のある子どもと保護者が安心し、自立して暮らせる地域をつくるための中核拠点となるものとして、通園療育機能とより広範な支援を行う地域療育機能を併せ持つ(仮称)療育センターの整備を進めている。センターには知的障害児通園施設(定員60人)と外来教室、外来相談、巡回などの地域療育拠点とNPO等への事業補助で行う障害児学童保育、一時預かりを行う場所等が整備される。 整備概要 整備用地 4,780.04m ² 構造面積 RC造2階建て 2,495.65m ² 供用開始H19年(2007年)11月中旬
高槻市	c	:期間 16年度～18年度 :事業費(平成18年度)11,701千円 :市の単独事業でない :概要 「高槻市子育て支援総合コーディネート事業」 市における多様な子育て支援サービス情報を一元化し、インターネット等を活用したサービス利用者への情報提供、ケースマネジメント等の支援を行い、利用者の利便性の向上及びサービス利用の円滑化を図るとともに、子育て中の親の子育てへの不安感等を軽減するため、子育て相談体制を充実させる。具体には、市ホームページにおける、子育て支援サイト「WAIWAIカフェ」(平成16年8月開設)の充実を図るとともに・子育て情報誌を作成し、市民に配布する。子育て相談では・子育て相談員やコーディネーターによって、きめ細やかな相談業務を行う。
	p	:期間 17年度～ :事業費 333千円 :市の単独事業である :概要 少子化対策の一環として平成17年4月よりスタートした、高槻市次世代育成支援行動計画を広く市民にアピールし、計画の基本理念である「子どもたちの笑顔があふれるまちづくり」をめざして、どのようなことが取組めるのか市民とともに考えていく「子育てフォーラム」を開催。 <内容>①オープニング:腹話術と人形劇のジョイントコンサート②基調講演:大阪人間科学大学教授 原田正文氏③シンポジウム:市長、NPO代表、原田氏によるディスカッション
	t	:期間 18年度～ :事業費 60千円 :市の単独事業である :概要 大学、NPO、商工会議所との連携と協力体制の充実を目指し、様々な取組みを行う。 ①市と地域連携協定を結んでいる大学と研究(会議)や研修を行う。 ・平安女学院大学と子育て支援に関する会議等を定期的に開催するとともに、学生との交流を行う。 ・大阪医科大学の医師等(小児科医・精神神経科医・臨床心理士)による子育て相談研修会を開催し、職員の資質の向上を図る。 ②行政と企業との連携について考える。 ・高槻市商工会議所と連携し、事業主・企業との協働について検討する。 ③子育て関係のNPOと連携を行う。 ・講演会の保育の依頼や意見交換。
枚方市	c	:期間 15年度～ :事業費(18年度予算)4,659千円 :市の単独事業である :概要 「ファミリーポートひらかた」 民間のノウハウや機動力を活かした子育て支援施設。主として、「子育て短期支援事業」「土日夜間電話相談事業」「つどいの広場事業」からなる。
	g	:市の単独事業である :概要「地域子育て支援センターの実施」 地域における児童の健全育成を推進するため、地域の児童と保護者が参加しての育児指導や遊びの教室、育児相談、子育てをテーマとした行事を行っている。また、子育てサークル等の育成・支援も行っている。(参考)平成18年度私立分のみの事業費は7,833千円

市名	選択記号	施策概要
茨木市	b	:期間 17年度～ :事業費 15,924千円 :市の単独事業である :概要 少子化問題への対応として、子育て支援の充実を図るため、平成17年度の機構改革により子育て支援課を設置した。また、子育て支援総合センターを開設し、電話・面接による子育て相談、心理判定員による心理療法（カウンセリング、プレイセラピー）、子育てに関する情報発信、児童虐待について、関係機関と連携しながら相談・通告の対応を実施している。すべての子育て支援活動が一体となって、統一的・効果的に支援できるように、相談事業や各種情報の提供、児童虐待対応を含む子育て支援業務を統括し、関係機関との連携を深め、ネットワークの構築をめざす。
	h	:期間 18年度～(拡大実施) :事業費(18年度)563,217千円 :市の単独事業でない :概要 乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の健全な育成に寄与し、児童福祉の向上を図ることを目的とする。従来は対象を通院については0歳児～5歳児、入院については0歳児～6歳児(就学前)としていたものを、平成18年度から拡大し、通院、入院ともに0歳児～6歳児(就学前)とした。
	s	:期間 14年度～ :事業費(18年度)34,000千円 :市の単独事業である :概要 産業の振興と地域経済の活性化をはかるため、企業立地促進条例に基づき、本市への新たな企業等の立地を促進するとともに、市内の企業等の土地・建物及び設備への投資を支援するため、事業者に奨励金を交付する。
京都市	g	:期間 10年度～ :事業費 (18年度予算※ステーションのみ) 43,350円 :市の単独事業である 1 事業名・地域子育て支援ステーション事業の拡充 ・学童保育待機児童の解消等（児童館における自由来館機能の充実等） 2 内容 小学校通学区域を基礎単位とする身近な地域において、保育所・児童館を「地域子育て支援ステーション」に指定し、これらの施設の子育てに関する知識や経験を活かし、地域の社会資源を活用することにより、地域の育児力の向上を図り、児童に対する適切な援助及び子育て中の家庭を支援している。また、児童館においては、地域における児童の健全育成の拠点として、自由来館機能の一層の展開を図りつつ、「幼児クラブ」や「母親クラブ」など、地域に根ざした在宅での子育てを支援する取組を進めている。 3 経過等 地域子育て支援ステーションについては、平成10年5月に事業を開始し、平成18年度においては150箇所（公営保育所15、民営保育所99、児童館36）を数え、身近な地域における相談機関として有効に機能している。
	m	:期間 16年度～ :事業費 235,067千円 :市の単独事業でない 1 事業名 学童保育待機児童の解消等 2 内容 少子化の進行により小学校低学年児童数は減少の傾向にあるが、保護者の就労等による昼間留守家庭児童数については、逆に増加傾向にあり、学童クラブの登録児童数は新設児童館整備による增加分を超える勢いで増加している現状を踏まえ、学童クラブの機能を有する児童館の新設整備や既存施設の増築や職員の増員等の様々な手法を講じて待機児童の解消を図るもの。 3 現状 平成18年度予算においては、児童館3箇所の新設や3箇所の実施設計のほか、地域学童クラブの開設を行うとともに、必要に応じて増築や分室の整備、臨時職員の配置を行い、待機児童の解消に向けての取組を継続して実施している。
大津市	h	:期間 16年度～ :事業費(18年度当初予算)549,822千円 :市の単独事業である :概要 平成16年度より、通院医療費の対象年齢を段階的に引き上げ 1 平成16年8月より、通院医療費助成の対象年齢を5歳児未満とする 2 平成17年8月より、通院医療費助成の対象年齢を就学前児とする
姫路市	g	:期間 18年度～ :事業費(18年度予算)2,600千円 :市の単独事業である :概要 「子育てに関する情報提供の推進事業」 子育て家庭が活用できる行政サービスやイベント等の情報をきめ細やかに提供し、少しでも安心して子育てができるような環境を整備するもの ①子育て支援総合情報ホームページの開設 子育てに関する情報を一括して提供できるホームページを開設するもの。②子育て支援総合誌作成 子育てに関する情報を情報誌にまとめ、2ヶ月ごとに発行するもの(本年度は5回発行)

市名	選択記号	施策概要
尼崎市	s	<p>: 事業費(18年度予算)705,327千円 : 市の単独事業である : 概要 「企業立地の促進」 • 市長を筆頭に市の幹部によるトップセールスや企業誘致推進員などによる企業訪問等により、企業立地に適した姫路の環境や各種優遇措置を積極的に打ち出しながら誘致活動を推進し、市内への新規企業の立地を図っている。 • 我が国における景気の回復、企業の設備投資の増加傾向ともあいまって、姫路市においては、工業立地促進条例による優遇制度の適用件数が平成17年度は過去最多の24件、企業の投下固定資産総額が約460億円となった。</p>
	u	<p>:期間 18年度～19年度 : 事業費 650,000千円 : 市の単独事業である : 概要 「近大姫路大学の開学支援」 平成19年度に近大姫路大学看護学部が市内に開学するのに際して、本市の高等教育推進、地域活性化の観点から、市として、看護学部校舎等の建設費の一部を助成するほか、広報PR面も含めできる限りの支援・協力をを行うもの。また、平成20年4月には新たな学部(こども学部(予定))を開設される計画であり、同様の基準、考え方に基づき、次年度も引き続き支援・協力をを行う考えである。 • 大学名 近大姫路大学(平成18年11月30日認可) • 設置者 学校法人・近畿大学弘徳学園 • 開学予定日 平成19年4月1日 • 開設学部 看護学部看護学科(定員100名) • 取得資格 看護師試験受験資格、保健師試験受験資格、助産師試験受験資格</p>
	f	<p>:期間 18年度～ : 事業費 3,924千円 : 市の単独事業でない : 概要 「母子家庭自立支援給付事業」 母子家庭の母の就業を促進するため、自立支援策として市が指定する教育訓練講座の受講料及び資格取得に係る経費の一部を助成する。①自立支援教育訓練給付事業 ②高等技能訓練促進費事業</p>
	g	<p>:期間 17年度～ : 事業費 8,331千円 : 市の単独事業でない : 概要 「あまがさきキッズサポートーズ支援事業等」 主に乳幼児とその親が気軽に集まり、仲間作りや情報交換ができる交流の場を身近な地域に設置し、育児に関する負担の軽減や育児不安の解消を図ったり、市報等でサポートーを募集し、キッズサポートーが取り組む地域の子育て情報誌の発行を支援する「あまがさきキッズサポートーズ支援事業」を実施している。また、地域の子育て支援という視点で、身近な地域で気軽に子育て仲間と交流し育児の疲れを癒し、不安や悩みを解消する場として「親子サロン」を設置している。さらに、公立保育所で培ってきた育児のノウハウや機能を有効に活用し、地域の親子を対象に保育体験や園庭開放、育児相談等の子育て家庭を支援するための事業を実施している。(参考) 平成18年度予算(単位:千円) あまがさきキッズサポートーズ支援事業(場の提供、情報誌) 4,580+1,540 親子サロン 1,141 保育体験学習事業 1,070 園庭開放、育児相談 0</p>
	h	<p>:期間 S48年度～ : 事業費 847,260千円 : 市の単独事業である : 概要 「乳幼児医療費助成事業費」 6歳に達する日の属する年度の末日まで(義務教育就学前)を対象に、児童手当法特例給付の所得制限額を準用し、保険診療の自己負担額から一部負担金を控除した額を助成。(3歳未満児は全額助成)</p>
	v	<p>:期間 17年度～ : 事業費 年間3,000千円 : 市の単独事業である : 概要 「こども基金」 市の出資金と市民、団体、企業等からの寄附金をもとに、「こども基金」を設置し、市民が主体的に行う子育て支援活動や児童健全育成活動に助成などをを行い、当該活動を支援している。また、虐待防止啓発小冊子の作成や絵本等の寄贈を行う活動も基金を活用して実施している。平成19年成人式においては、新成人たちが「こども基金」募金活動を申し出るなど、「地域みんなで子育て支援」の風土づくりに役立っている。</p>
	v	<p>:期間 16年度～ : 事業費 年間2,000千円 : 市の単独事業である : 概要 「こどもすこやかネット」 児童虐待と少年非行の早期発見、早期対応、再発防止を行うため地域、行政、学校等が連携して、重層的に取り組むネットワークである。児童福祉法の改正(H17.4.1)以前から、非行についても取り組んでおり、個々のケースに具体的にどう関わっていくかというケース会議の積み重ねや啓発活動により、見守りの網が少しづつであるが充実してきている。</p>

市名	選択記号	施策概要
西宮市	g	:期間 13年度～ :事業費(17年度決算)11,493千円 :市の単独事業である :概要 「にしのみやしまリーサポートセンター」 地域ぐるみの子育て支援を目指すもので、「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育ての手助けをしたい人」が会員となり、お互いが助け合いながら、地域の中で育児の援助活動を行う会員制の組織。
加古川市	f	:期間 50年度～ :事業費(平成18年度)154,727千円 :市の単独事業でない :概要 県市共同事業 ・対象者：18歳到達年度までの子がいる母子家庭、父子家庭の親子、及び遺児 ・扶養義務者の所得制限：児童扶養手当の本人限度額を準用 ・自己負担：通院 1日500円(低所得者300円)を限度に月2日まで自己負担、3日目以降自己負担無し 入院 1割(月上限2,000円、低所得者は1,200円)連続した3ヶ月以上の入院時は、4ヶ月目からは自己負担無し
	h	:期間 48年度～ :事業費(平成18年度)521,249千円 単独事業分 ・対象年齢：3歳到達月までの乳幼児・保護者の所得制限：無し・自己負担：入通院ともに無し 県市共同事業分 ・対象年齢：小学校就学前の乳幼児・保護者の所得制限：0歳児のみ無し 1歳以上は児童手当特例給付の基準を準用 ・自己負担 :通院1日700円(低所得者500円)を限度に月2日まで自己負担、3日目以降自己負担無し 入院1割(月上限2,800円、低所得者は2,000円)連続した3ヶ月以上の入院時は、4ヶ月目からは自己負担無し
	r	:期間 18年度～ :事業費 634千円 :市の単独事業である :概要 「若者就職支援事業」 :フリーター、ニートの就業促進を積極的に展開するため、資格取得を目的とした講座を実施 ・ワード講座(3講座：3時間×6日、1講座の定員は10名) ・エクセル講座(3講座：3時間×6日、1講座の定員は10名) ・パワーポイント講座(2講座：3時間×3日、1講座の定員は10名)
奈良市	g	:期間 16年度～ :事業費 5,777千円 :市の単独事業でない :概要 「ファミリー・サポートセンター事業」 保護者が仕事・買い物・通勤等のため、子どもを送迎できないときや預かってほしい時に、「保育園・幼稚園送迎してもらう」「保育終了後や学校の放課後に預ける」等、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員として登録し、会員相互の援助活動・連絡・調整を行い、子育てを支援する。
	g	:期間 15年度～ :事業費 1,000千円 :市の単独事業でない :概要 「子育てサークル活動費助成」 子育て中の保護者とその乳幼児が集まって活動する子育てサークルに補助金を交付することにより、その活動を経済的に支援し、活動に参加することにより母親のストレスや不安解消、児童健全育成、資質の向上に寄与する。
倉敷市	j	:期間 8年度～現年度 :事業費(平成17年度)30,449千円 :市の単独事業でない :概要 「給食サービス」 調理等が困難な一人暮らしの高齢者に対して、栄養バランスのとれた食事を配達するもの。安否確認も兼ねる。350円／食 利用者の増加が多く高齢化対策としての成功例と考えること。(高齢福祉課)
吳市	f	:期間 14年度～ :事業費 1,990千円 :市の単独事業である :概要 厚生労働省所管のモデル事業として、母子家庭世帯の再就職自立支援の一環として、ハローワークとの連携事業という形式で「母子家庭自立支援員」を福祉事務所に配置し、総合相談窓口を開設。市の非常勤職員としてハローワークでの勤務歴のある者を任用している。生活の全般にわたって一次的な窓口を受け持つため、母子家庭自立支援プログラムを作成。必要な手続等について手順よく進められるようサポートすることが可能。この他、教育訓練給付金等を実施している。 ※モデル事業としてスタートしたのは全国で千葉市、小松市、吳市の3市のみ

市名	選択記号	施策概要
吳市	g	:期間 13年度～ :事業費 8851千円 :概要 子育てを社会で支え、地域の方々が子育て環境の向上に取り組むことを目標に外郭団体「呉市すこやか子育て協会」を組織し、従来から地域の子育て支援に熱心な方々をスタッフに迎えて、より柔軟性が高く、ニーズに即応できる子育て支援拠点の運営を行っている。「ひとりの子育てからみんなの子育てへ」をスローガンに子育ての当事者が単なるサービスの受け手となることのない参画型の事業を中心に展開している。
	v	:期間 18年度～ :事業費 61,500千円 :市の単独事業である 制度創設の趣旨 少子化社会への対応施策の一環として、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもを安心して生み育てやすい環境を整備するため、保育所の保育料について、これまでの軽減施策に加え、新たな市独自の軽減施策を実施する。 平成18年度新規施策(市単独施策) ・児童を3人以上扶養している世帯において、第3子以降の3歳未満児に係る保育料を無料とする。 ・多子世帯においては育児負担が多くなることから、3歳以上の児童よりも費用負担の多い3歳未満児の保育料を無料とすることにより、保護者の経済的負担を軽減し子育て支援を行う。
福山市	g	:期間 17年度～ :事業費(18年度)10,809千円 :市の単独事業でない :概要 「育児支援家庭訪問事業」 出産後間もない時期から概ね1年程度までの養育者のいる家庭で、育児ストレス、産後うつ病など、子育てに不安や孤立感を抱えると思われる家庭やその他養育支援が必要な家庭に対して、保健師、助産師、などの資格を持つ者が家庭訪問を実施し、育児相談、技術指導など必要な支援を行うことにより、家庭での安定した児童の養育が可能となることを目的とする事業です。2005年度(平成17年度)訪問実績 1,044件
徳島市	g	:期間 11年度～18年度 :事業費 11,438千円 :市の単独事業でない :概要 「ファミリーサポートセンター事業」 地域において子育ての支援を受けたい人と子育てを支援したい人が会員となり、相互援助活動を行い、地域ぐるみで子育てを支援する。
	h	:期間 昭和48年度から発足、平成18年10月対象拡大 :事業費 455,521千円 :市の単独事業である :概要 乳児医療の助成対象者を、平成18年10月から拡大し、通院・入院とともに7歳に達する日の属する月の末日までとした。(改正前は、通院が3歳、入院が6歳までであった)所得制限はなし(県の補助基準は、児童手当特例給付準拠となっているため、これを超える部分は市単独)ただし、今回の改正に伴う対象者は、1レセプトにつき600円の自己負担有り。給付方式は原則現物給付とするが、県外医療機関等の場合は療養費扱とする。
高松市	j, t	:期間 16年度～20年度 :事業費(18年度)3,288千円 :市の単独事業でない :概要 「元気高齢者づくり事業」 介護予防事業の一般高齢者施策として、高齢者の体力維持向上や寝たきり・認知症の予防と健康への意識啓発を図り、元気な高齢者を増やし、介護保険給付費を抑制する目的で開催。週2回・3ヶ月の教室を徳島大学のプログラム指導のもと、ゴムチューブ・軽量ダンベル、椅子等を使った手軽な運動を各年度5～6地区毎実施。地域団体・NPO法人・徳島大学・行政が一体で行う4者協働事業で3ヶ月終了後の継続教室は地域団体等が主体で開催し、途切れることなく地域と協働で行う介護予防事業として、市内23全地区に広がるよう事業展開を進めている。
	m	:期間 17年度～ :事業費 198,292千円 :市の単独事業でない :概要 留守家庭で、放課後、保護監督に著しく欠ける小学校低学年児童を対象に、留守家庭児童会を開設し、小学校の教室を改築するなど施設整備を行い、児童の健全な育成を図った。留守家庭児童会は、平成18年度において、新たに2校区開設し、34教室となった。今後も、留守家庭児童会の未設置校区への新設をはじめ、学校規模に応じた定員の見直しによる施設整備等を行い、受け入れ体制を拡充する。

市名	選択記号	施策概要
松山市	c・g	<p>:期間 16(9月開始)年度～ :事業費(17年度決算)80千円 :市の単独事業である :概要 「子育て支援総合コーディネート事業」 地域で実施されている多様な子育て支援サービス情報を、一元的に把握するため、「小児急患センター」の二階に、保育士二名を配置して、インターネット等を利用したサービス利用者への情報提供や、サービス提供に係る利用の援助・斡旋等を行い、利用者の利便性の向上や、サービス利用の円滑化を図る。 <主な事業> ・子育て支援サービス情報の集約&データベース化 ・子育て相談&子育て支援サービスの情報提供&積極的な広報啓発活動 ・子育て支援サービス提供機関との連絡調整 ・相談及びコーディネート件数… 16年度=2,740 17年度=4,520</p>
	c・g	<p>:期間 16年度～ :事業費(17年度決算)601千円 :市の単独事業である :概要 「児童虐待防止ネットワーク事業」 児童虐待防止に適切に対処するために、福祉、教育、医療、地域、警察等関係機関が、密なる連携を行い、すべての児童が健やかに成長することができるるために、予防・早期発見・アフターケアに至るまでの総合的な支援を行う。 ・相談件数 16年度=59 17年度=102 ・17年度相談内容 身体的虐待=35 養育放棄=58 心理的虐待=9 ・関係機関との対応状況 訪問対応=53 電話対応=536 面接対応=56</p>
	c・g	<p>:期間 17年度～ :事業費(17年度決算)13,773千円 :市の単独事業でない :概要 「育児支援家庭訪問事業(ソフト交付金対象事業)」 児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭(生後間もない時期、転居直後、経済的困難、一人親家庭等)に過重な負担がかかる前の段階において、専門的な家庭訪問支援や育児・家事等の援助を実施することにより、当該家庭において安定した児童の養育が可能となることを目的とする。保健師と保育士が二人一組で、家庭において安定した児童の養育が可能となるまで、信頼関係を強化しながら、頻度の高い家庭訪問支援を行う。必要に応じ、育児・家事援助(NPO等に委託)を実施する。(17年度は、延べ80時間) ・家庭への育児支援件数…17年度 実件数=432 延べ件数=2,065 ・関係機関との連携件数…17年度 電話件数=676 訪問件数=415</p>
高知市	j	<p>:期間 15年度～目標を達成するまで :事業費 5,300千円 :市の単独事業でない :概要 高知市で開発した筋力運動の体操（「いきいき百歳体操」）を住民主体で実施することにより、介護予防の意識を高め、地域での支えあいの住民力を高めることを目的として実施。「いきいき百歳体操」を地域で取り組みたいという住民からの要請により、介護が必要になる原因や体操の効果についての講義と、住民自身で体操が安全に取り組めるよう体操の実技指導を中心に4回の支援を実施。支援後は、地域住民が主体となって取り組むため、体操参加の声かけや、地域の住民のつながりができ体操が継続されている。体操後の茶話会や井戸端会議など、新たな地域の交流の場となっている。 現在は、市域の地域の公民館や集会所等 129カ所(平成18年11月末現在)で実施されている。また、平成18年度より新たな取り組みとして、口を元気にする「かみかみ百歳体操」にも取り組み、市域の地域の26カ所で(平成18年11月末現在)実施されている。</p>
	r	<p>:期間 16年度～ :事業費 6,896千円 :市の単独事業である :概要 若年の未就職者(概ね35歳未満)等に対して、キャリアカウンセラーによる職業相談及び求人と求職のミスマッチ業種である営業・販売並びに求職ニーズの多い一般事務の職種別スキルアップ研修を民間委託により実施する。また、研修終了後は、合同就職面接会など無料職業紹介事業やジョブマッチ事業に引き継ぐことにより、受講者の就職活動促進を図る。実績：H16年度受講生就職率…82.5% H17年度受講生就職率…62.1% (H18.8.31現在)</p>
	g	<p>:期間 17年度～ :事業費(18年度予算)1,959千円 :市の単独事業である :概要 平成17年5月より、子育て支援課子育て支援係と家庭児童相談室を統合し、高知市子ども家庭支援センターを開設。子育て情報誌の発行や、子育て支援者（主任児童委員・子育てパートナー等）への研修の実施、また子育て短期支援事業やファミリー・サポート・センター事業、乳幼児健康支援一時預かり事業等の子育て支援事業の窓口となっている。 その他に、虐待通告窓口としての業務も行っている。子ども家庭支援センターとして広報をし始めてから、市民からの相談や通報等の件数も増えたが、保育園や学校等の関係機関にも周知が図られ、被虐待児童の情報収集や情報交換が行いややすくなつた。</p>

市名	選択記号	施策概要
北九州市	s	<p>:期間 15年度～18年度(継続中) :市の単独事業である :概要 「雇用の確保」 ○「1万人雇用創出計画」(平成15年7月策定)の推進 各産業の発展・拡大の可能性と本市の特性、施策の方向性等を総合的に勘案し、雇用創出の可能性が高い8分野に重点をおいて、平成15～18年度の4年間に1万人の雇用の創出を図る。 実績 約17,000(H15～17年度) 見込み 約22,000人(H18年度末)</p>
	o	<p>:期間 6年度～18年度(継続中) :事業費 約5,200,000千円 :市の単独事業でない :概要 「居住面の支援」 ○優良賃貸住宅供給支援事業 北九州市が定める一定基準を満たすファミリー向けの賃貸住宅で、北九州市の認定を受けて建設されている。また、一定の所得基準を満たせば、家賃補助が受けられる。 ○北九州市住まい支援事業 市内の住宅購入者の住宅購入借入金(民間金融機関等)に対する利子補給をおこなう。</p>
	u	<p>:期間 7年度～21年度 :事業費 62,900,000千円 :市の単独事業でない :概要 「学生数の増加」 ○北九州学術研究都市の整備 本市が将来にわたって創造的な産業都市として発展していくための「知的基盤」として整備。(H13年4月オープン) 理工学系国公立大学や研究機関、企業が同一のキャンパスに集積。協同と競争による先端化技術における活発な教育研究活動や産学連携が行われ、アジアの中核的な学術研究拠点として注目を集めている。 【誘致状況】 大学:1大学4大学院 研究機関:8研究機関 進出企業:40企業 【学生研究者】 学生数:2,153名(うち留学生362名) 教員・研究者数:276名</p>
福岡市	v	<p>:期間 17年度～ :事業費(18年度予算)895,244千円 :市の単独事業である :概要 「第3子優遇事業」 ○事業内容 18歳未満(18歳に達する年度末まで)の児童を3人以上養育している保護者を対象に、3番目以降の児童が小学校就学前3年間の期間にある間、次のメニューで経済的支援を行うもの。 ①私立幼稚園に通っている場合 保育料・入園料に対し、就園奨励費と合わせて年額30万円を限度に助成 ②市立幼稚園に通っている場合 保育料・入園料を免除 ③認可保育所に通っている場合 保育料を免除 ④障がい児通園施設に通っている場合 利用者負担金を免除 ⑤①～④以外の場合 ア. 保育施設等を利用している場合の利用料に対し、月額2万5千円を限度に手当を支給 イ. 上記以外の場合(家庭内養育等) 月額1万円の手当を支給(所得制限あり)</p>
	o	<p>期間:18年度～31年度 事業費 :H18 4,000千円 H19 27,000千円 H20以降(総額) 282,000千円 市の単独事業である 概要:公社借上特定優良賃貸住宅のストックを活用し、同住宅に入居する新婚・子育て世帯を対象に家賃の助成を行う。 ○平成18年度対象団地 6団地 募集戸数 50戸 ○平成19年度対象団地 6団地を追加(計、12団地) 募集戸数 60戸 ○平成20年度以降、対象団地を最大22団地まで拡大予定 募集戸数 合計、140戸を上限に募集</p>

市名	選択記号	施策概要																				
	o	<p>期間：17年度～ 市の単独事業である 概要：</p> <p>1 趣旨 少子高齢化の進展に伴い、地域コミュニティの活性化や、新婚世帯が安心して子どもを生み育てることができるための支援策として、次の要件を満たす新婚世帯に対して市営住宅への入居を支援する。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 世帯・年齢要件 婚姻の届出日から申込締切日現在で1年以内の世帯であるか、または婚姻予定者で入居手続きまでに婚姻届を提出できる場合で、夫婦の年齢がいずれも35歳以下であること。</p> <p>(2) 収入要件 世帯の月収が20万円以下であること。例；給与所得者2人の世帯の場合 年収415万円以下</p> <p>(3) 申込み方法 年4回実施する定期募集において、新婚世帯向けの募集枠を設定し、抽選で入居者を決定する。</p> <p>(4) 実施時期 平成17年11月（平成17年度 第2回定期募集）から実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>募集</th><th>応募</th><th>倍率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年11月募集</td><td>10戸</td><td>160人</td><td>16.0倍</td></tr> <tr> <td>平成18年2月募集</td><td>15戸</td><td>72人</td><td>4.8倍</td></tr> <tr> <td>平成18年5月募集</td><td>15戸</td><td>97人</td><td>6.5倍</td></tr> <tr> <td>平成18年8月募集</td><td>15戸</td><td>118人</td><td>7.87倍</td></tr> </tbody> </table>	区分	募集	応募	倍率	平成17年11月募集	10戸	160人	16.0倍	平成18年2月募集	15戸	72人	4.8倍	平成18年5月募集	15戸	97人	6.5倍	平成18年8月募集	15戸	118人	7.87倍
区分	募集	応募	倍率																			
平成17年11月募集	10戸	160人	16.0倍																			
平成18年2月募集	15戸	72人	4.8倍																			
平成18年5月募集	15戸	97人	6.5倍																			
平成18年8月募集	15戸	118人	7.87倍																			
	g	<p>：期間 17年度～21年度 ：市の単独事業でない ：概要 「地域子育て支援センター事業」 核家族化や共働きの増加など社会情勢の急激な変化により、家庭や地域における子育ての力が低下していると考えられる。そこで、保育所を核とした地域子育て支援センターを平成17年度より10ヶ所を増設し、平成21年度までに15ヶ所とするもの。</p>																				
	g	<p>：期間 16年度～18年度 事業費 3,100千円 ：市の単独事業でない ：概要 「子育て支援ネットワーク事業」 子育て支援に関する様々な課題を検討・解決しながら、地域における子育て支援ネットワーク活動や支援活動をさらに充実していくとともに、熊本市全体に子育て支援ネットワークの「わ」を広げる。市全体研修を通して、子育て支援ネットワークの必要性について啓発するとともに、各保健福祉センターは各校区の実情に応じ、①「子育て支援活動」に対する啓発活動 ②支援が必要な親子の早期発見と対応の仕組みづくり ③その他子育て支援事業を行っている。平成16年当初、子育て支援ネットワークの育成状況は80校区（熊本市）中21校区であったものが、平成18年10月現在、57校区となっている。</p>																				
熊本市	g	<p>：期間 17年度～ 事業費 （17年度）1,200千円 （18年度）2,400千円 （19年度予算要求）2,400千円 ：市の単独事業である ：概要 「子育てサロン事業」 児童館・児童室を有する12館で、子育て中の保護者（主に未就園児）を対象に、子育て支援を図るため実施する。子育てに関する情報を交換したり、悩み事を互いに相談できる集いの場（子育てサロン）を設ける。その中で、保護者から寄せられたニーズをもとに子育てに関する講演会、講座等を各地域の特性を活かしながら実施する。その際、必要に応じて保護者が参加しやすくなるよう託児サービスを行う。 事業内容 ①保護者同士の「集いの広場」の提供 児童厚生員のほか保健福祉センター校区担当保健師や地域の主任児童員などが加わり、サロン的な雰囲気のなかで座談会を開催する。 ②子育てに関する相談対応 日常的に子育ての相談があった場合、基本的には最寄りの子育て支援センターの紹介をするが、簡易な相談の場合は児童厚生員で対応する。子育てサロン開催時に保健師や主任児童員が座談会の中で相談に応じる。 ③子育て情報の提供 子育て支援センターと連携した子育て情報の提供に努める。地域の子育てサークルの紹介等を図り、グループ化を促す。 事業実績 平成17年度は計171回実施し、7,155名の参加者を得た。なお、平成18年度は9月30日現在で119回実施し、4,711名参加している。</p>																				

市名	選択記号	施策概要
大分市	m	:期間 17年度 :事業費 教育委員会予算 :概要 不審者対策の一環として、子どもたちを事件事故から守るため緊急時に学校職員室へ通報、応援を求めるとともに学校放送システムを自動に立ち上げ、全校児童へ知らせる。また、学校が休校の場合、電話回線を使用し、警察をはじめ関係機関へ応援を求め被害の防止や拡大を抑止することを目的として、自動通報システムを構築した。
	g	:期間 17年度 :概要 公立保育所が、実施場所を保育所外の地域の中に設定して行う子育て教室。保育士・保健士・臨床心理士・栄養士による6シリーズで6ヶ所で実施。
	i	:期間 10年度～ :事業費 (18年度予算) 56,311千円 :市の単独事業である :概要 「大分市認可外保育施設児童健全育成支援事業」 乳幼児を保育する認可外の保育施設に対し、保育材料等の購入等の補助金を交付している。
	r	:期間 下記参照 :事業費 40,979千円 :市の単独事業である :概要 【若年者】 (1)「就労意識ウェイクアップ事業」 ①就労支援ガイドブックの作成・配布 :事業期間 H17年度 :事業費 H17 実績 2,199千円 H18 予算なし パートやアルバイトの形態で働いているか、働く意志はあるものの現在無職の若者は、具体的な就職活動のノウハウを忘れていることが多いため、正社員雇用を希望するフリーター層を対象に、フリーターと正社員の違い、適性診断、情報収集の仕方、履歴書の書き方、面接でのマナー、などの情報を掲載した就労支援ガイドブックを作成し、配布することで、正社員雇用に向けた就職活動を促進することを目的とする。(規格・作成部数 A5 サイズ、18 ページ、フルカラー6,000部) (2)「個別就労相談事業」 事業期間 H17年度～ :事業費 H17 実績 66千円 H18 予算 470千円 就職や就業に関して悩みを抱えている若者(及びその家族)や、若年従業員の職場定着について専門家に相談したいと考えている事業主の希望する場所(自宅、公民館、事業所等)に社会保険労務士を派遣して、若者の就職、就業、職場定着に関する様々な相談に個別に応じる。(大分県社会保険労務士会に委託) (2)「若年者職業意識向上事業」 :事業期間 H16年度～ :事業費 H17 実績 434千円 H18 予算 610千円 市内の事業所に勤務する、採用後概ね3年以内で30歳未満の「ヤングキャリアアドバイザー」として登録した勤労青少年が、中学校の教室において中学2年生を対象に自分の仕事の紹介や体験談等を講演し、講演後中学生と意見交換を行う。 【高齢者】 (3)「高年齢者労働能力活用事業費補助金」 :事業期間 S59年度～ :事業費 H17 実績 18,000千円 H18 予算 18,000千円 高齢者の労働能力の活用と、地域社会に密着した臨時的かつ短期的な就業、その他軽易な業務への就業機会の増大と福祉の増進を図る拠点としての(社)大分市シルバー人材センターに対し、事業の健全な発展を図ることを目的に、管理運営費の一部を補助する。 (4)「団塊世代と中高年者の就労推進事業」 :事業期間 H18年度～ :事業費 H17 実績(なし) H18 予算 1,200千円 ハローワークOB職員が、中高年者からの就労相談に応じ、再就職に向けた個別のアドバイスを行う。また、相談窓口では(社)大分市シルバー人材センターについての普及・開発も同時にを行い、急速な高齢化社会進行に対応した、中高年の安定した雇用の確保と臨時的・短期的及び軽易な仕事を紹介する。
	s	:期間 17年度～ :事業費 1,227,910千円 :市の単独事業である :概要 ①大都市圏を中心とした企業立地調査(アンケート調査)。立地候補企業への職員の直接訪問等。②企業立地促進助成金の交付。
鹿児島市	j	:期間 12年度～ :事業費 29,712千円 :市の単独事業でない :概要 「お達者クラブ運営支援事業」 心身の機能が低下している高齢者及びそれを支える高齢者等を対象に、体操や創作活動、交流会等を毎月2回実施することで、心身機能の低下を防ぎ、生きがいを持って暮らせるようにしている。このお達者クラブは、保健師やボランティアの健康づくり推進員が地域の公民館等の身近な施設で実施している。

市名	選択記号	施策概要
那覇市	j	:期間 17年度～ :事業費 1,095千円 :市の単独事業である :概要 「高齢者らくらく元気力向上支援事業」 老人クラブ連合会や地域婦人会などの地域活動団体の自主的な参加を得て、「介護予防のうねりを起こす会」を設立し、介護予防に関するスローガンの決定、高齢者の元気力向上のための健康体操「らくらく体操」を考案、普及啓発等を行っている。
	k	:期間 15年度～ :事業費(18年度予算)91,219千円 :市の単独事業である :概要 「鹿児島市障害児デイサービス事業運営費補助金」 在宅の心身障害児に対し、日常生活基本動作訓練や集団生活適応訓練等の療育を行う自立支援法上の児童デイサービス事業に加え、より質の高い訓練や指導のほか専門的な個別指導やその家族に対する心理的サポートを含む総合的な療育指導を行う児童デイサービス事業所の運営を助成する。
那覇市	g	:期間 17年度～ :事業費 6,350千円 :市の単独事業でない :概要 「つどいの広場事業」 主に乳幼児(0～3歳)を持つ親とその子供が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、育児相談等を行う場を身近な地域に設置することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て、子育ちができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る。
	r	:期間 15年度～ :事業費(H18)3,200千円 :市の単独事業である :概要 「那覇市若年者雇用安定化推進事業」 「若年者」の雇用機会の増大及び安定を図る目的で、若年者(30歳未満)を国とのトライアル雇用に引き続き常用雇用した事業主に8万円(4万円×2ヶ月)を支給する制度である。今年度も引き続き実施している。なお、実績は、平成15年度25件、平成16年度39件、平成17年度27件となっている。
那覇市	s	:期間 12年度～18年度 :事業費 88,120千円 :市の単独事業である :概要 「那覇市企業立地促進奨励助成事業」 名称：那覇市企業立地促進奨励助成金 那覇市の雇用の拡大と産業の振興を目的として平成12年度に創設された助成金制度である。この制度は、本市内に新たな事務所等を設置し、一定数・一定期間以上、本市民の新規常用雇用を行った企業等の申請に対し交付企業を決定し、助成を行う制度である。平成12～17年度までに26の企業に助成金を交付し、これらの企業における本市民の新規雇用数は、平成18年1月現在で約2,000人となっている。 ○助成金の概要 ・賃借型企業立地(本市内のオフィスビル等を賃貸し事務所を設置) 助成金最高限度額 480万円 ・建設型企業立地(本市内に自社使用のための事務所等を建設) 助成金最高限度額 2,050万円

**問5 市の人口減少社会に向けた新しい取り組みで実施予定及び構想段階にある施策
貴市において、人口減少社会に向けた新しい取り組み（少子高齢化対策、
雇用労働対策等）で、実施予定にあるもの及び構想段階にあるものがあ
りましたら、3施策以内でご記入下さい。**

市名	取組段階	施策概要
秋田市	実施予定	<p>地域子育て支援ネットワーク事業（平成18年～） 事業目的：地域において親子が孤立することなく、心豊かに子育てができるよう、地域全体で子育て支援を取り組む体制を整え、地域主導による子育て支援活動を継続できる様支援する。ネットワークの進め方：秋田市を7地域に分け、モデル地域を設け実施する。1地域概ね3年間</p> <p>事業内容：ネットワーク連絡会議 年3回 研修会 年2回 子育て支援事業 年1回 ネットワーク連絡会の構成員：地域の子育て支援団体や保育所、幼稚園等子育て支援関係者 事業費：市単独 348千円</p>
	構想段階	高齢退職者によるコミュニティビジネス起業支援事業
山形市	実施予定	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子どもプランの推進 放課後児童クラブの増設、放課後子ども教室の実施 ・地域子育て活動支援事業 子育て支援センター増設、つどいの広場増設、子育て支援事業の公募 ・子育てしやすい職場環境づくり推進事業 啓発セミナーの開催、優良事業所を独自に表彰
郡山市	実施予定	<p>雇用労働対策について</p> <p>①少子化対策 非正規雇用のため結婚後の生活に不安を感じ結婚しない若者が増えていると考えられることから、高校、大学等の新卒予定者に対し、社会人への入り口において、勤務条件が不安定で低所得に陥りがちな非正規社員とならないよう、企業情報の提供に努めること等を目的に、年4回（新規高卒及び新規大卒各2回ずつ）企業と学生等の合同就職面接会を開催するとともに、フリーターや若年無業者に対しては、年2回就職支援セミナーを実施している。</p> <p>②高齢化対策 高年齢者に対しては、在職者と求職者に分けてそれぞれのニーズに応じたセミナーを実施するとともに、市役所内に高年齢者職業相談室を開設し職業相談、職業紹介を行っているところである。</p>
	実施予定	<p>①すこやか子育て基金の設置 深刻化する少子化に対応するため、平成18年9月に子育て支援のための基金を設置した。（積立額 300,000千円）</p> <p>②すこやか子育て基金事業 基金を活用した本市独自の子育て支援事業を、平成19年度から実施する。（事業内容 現在検討中）</p>
	構想段階	子育て支援総合施設整備事業 親子、子供同士、親同士の交流や、子育てに関する各種相談、情報提供など、各種の子育て支援策を総合的に取り組む拠点施設の設置に向けて、現在検討中である。
富山市	実施予定	<p>介護予防推進事業 「介護予防重視型システムの構築」を実現するために、地域における介護予防意識の啓発や高齢者・地域関係団体が協動で取り組む介護予防の実践活動への支援等を行うことにより、地域の自治力を高め、市民全体で介護予防を推進するための検討を行う「介護予防推進連絡会議」を運営する。この介護予防地域推進連絡会議には、地域の介護予防体制の整備と市民への介護予防の啓発について検討を行う「介護予防地域推進分科会」、介護予防事業の適正な運営が図られるよう各種介護予防施策の検証・評価を行う「介護予防施策評価分科会」を設置するほか、今後は、施設入所者の在宅復帰等、自立支援に向けて検討を行う「施設入所者自立支援分科会」を設置する予定としており、高齢者、関係機関、行政の連携のもと、元気な高齢者から施設入所者まで、あらゆる段階における介護予防、自立支援事業を展開していくこととしている。</p>

市名	取組段階	施策概要
	構想段階	「子育てボランティア養成事業」 子育てに关心があり、子育てボランティアとして、市内で活躍できる人材を講座等の実施により養成する。 子育てボランティア養成講座 期間3ヶ月間 定員20人
福井市	実施予定	男女共同参画・子ども家庭センターの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・設置目的 男女が共に参画する社会の実現及び多様な子育て支援の充実を図るため、現在建設中の再開発ビル内の地域交流プラザ内に設置する。 ・施設 子育て支援室、相談室、その他 ・業務内容 男女共同参画及び少子化に関する講座、研修会等の開催、情報の収集及び提供、市民活動及び交流の支援に関すること。子育て等に関する相談及び交流の場の提供に関すること。その他、センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 ・開設時期 平成19年度
長野市	実施予定	「起業の郷・企業書生事業」(平成19年度より実施予定) 【目的】 信州大学工学部と国立長野高専の学生を対象に、長野市内企業での実践的な体験学習を日常的に実施して技術習得に繋げるとともに、起業化の機会を大学と企業が支援する風土(起業の郷)を醸成する。また、この事業により地域学術機関から地域企業への雇用を促進させる。 【支援内容】 <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業に関わる企画運営及び、体制や運営に係る具体的なルールの作成。 2. 事業の企画運営や、地域の産業界と学術界とのコーディネート業務に携わる産学連携コーディネータの雇用。
八王子市	実施予定	子ども育成支援事業として、「つどいの広場」の実施 地域で、親子が安心して集い、交流できる場所づくりを空き施設、空き店舗等を活用して行い、親子に対する相談、援助などを実施する。
川崎市	実施予定	小児医療費の助成制度の対象範囲の拡大 平成19年1月から、従前0~5歳までに助成していた入院・通院の保険医療費の自己負担額への助成について、就学前までに対象を拡大する(中学卒業までの入院の保険医療費の自己負担額への助成は継続)。
横須賀市	実施予定	これまで人口減少社会に向けた取り組みとしては、平成17年度にこども育成部を、平成18年度は経済部に雇用労働担当課をそれぞれ新設し推進体制づくりを行いました。さらに、計画としては、少子化への取組や、子どもと子育て家庭を支援するための基本的な計画として、平成15年2月に「よこすか子育ち支援計画(未来っ子プラン21)」を策定し、平成17年度から平成21年度までを期間とした「よこすか、子育ち支援計画実施計画」を作成しています。また、さまざまな目的で横須賀を訪れ、横須賀で活動し、交流する活気にあふれたまちを実現するため、平成18年3月に「交流都市推進プラン」を策定しています。現在、平成19年2月の市制施行100周年を節目に「新世紀ビジョン」を作成しており、目標とする4つの将来像の中に「賑わいを生む社会～多くの人が訪れるまち・多くの人が働くことができるまち横須賀～」「新しい芽が伸びゆく社会～子育て世代に選ばれるまち・学びを大切にするまち～」を掲げ、交流・定住人口対策、雇用対策、子育て支援策に一層、力を入れ、人口減少社会に向けた取り組みを進めます。
藤沢市	実施予定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定不妊治療費助成事業 対外受精及び顕微授精による不妊治療を受けた夫婦を対象に年10万円通算5年間を限度に平成19年度から助成を実施予定。なお、実施にあたっては所得制限を設け合計所得が、年650万円未満の所得の方を対象とする予定。 ○ 市内市民センター(市の支所)子ども室の活用 平成18年度整備した市内明治地区の市民センター子ども室を地元市民の活動団体(くらし・まちづくり会議)へ貸出をし、子育て中の親子の交流の場として平成19年度から市民が主体となり運営を始める。
	構想段階	平成19年度に向け、少子化対策や子育て支援を進めるための専管セクションの設置を検討している。平成17年度から始まった「藤沢市次世代育成支援行動計画」の一層の推進と新たな施策の検討や福祉・教育・労働等関連分野の連携を強化し、子育て支援の総合的推進を図っていくためのセクションとして、現在検討を進めている。

市名	取組段階	施策概要
川越市	実施予定	企業誘致政策の展開（工業団地の拡張）
川口市	実施予定	<p>母子家庭自立支援給付金事業 ・母子家庭自立支援教育訓練給付金</p> <p>母子家庭の母が職業能力開発のための講座を受講したときに支給することにより、母子家庭の母の職業能力の開発を支援し、もって母子家庭の自立の促進を図ることを目的とするもの ・母子家庭高等技能訓練促進費</p> <p>母子家庭の母が、看護師等の資格を取得するための養成機関で、修業中の一定期間について支給することにより、受講期間中の生活の安定と資格取得を支援し、もって母子家庭の自立の促進を図ることを目的とするもの</p>
千葉市	実施予定	<p>千葉市次世代育成支援行動計画である、「夢はぐくむ ちば 子どもプラン」の中で、次世代育成支援を総合的・効果的に推進するための推進母体として、千葉市子育て支援連絡協会(仮称)を設置することとしている。民間企業、保育、教育、医療関係者などを構成メンバーとした連絡協議会を設置し、市民等への各種情報の提供、各種イベント、シンポジウム等を通じて、次世代育成支援のための幅広い普及啓発活動を進める中で、市民の理解の醸成を図ることを予定している。また、事業主における次世代育成支援などの取組みの普及・促進なども図っていくこととしている。さらに、同プランでは、地域における子育て支援の地域ネットワークの構築などを視野に入れ、地域に活動しているさまざまな団体、個人が子育て支援の情報交換の場として集うことを目的に「子育てフォーラム」の設置を予定している。</p>
	実施予定	<p>「企業支援隊」中小企業の身近なサポーター 専門的な知識・技術を持つ企業の退職者(団塊世代)を地域の有効な経営資源として捉え、地域社会にその経験を還元してもらい、経済社会の活性化を図る。</p> <p>対象要件 企業を退職した方で、応募時に概ね65才以下。人事・労務管理・情報システム管理・技術管理、営業、マーケティングに10年以上の経験。生産現場での優れた技能・技術を有する。募集人数は、30人～50人</p> <p>平成19年度：募集、研修、実態調査(対象:650社)</p> <p>平成20年度以降：相談・助言等(実態調査後、支援等を必要とする企業)</p>
	実施予定	<p>農業者の高齢化が進む中で、農業従事者が減少しており、農業を維持するため、就農者の確保・育成が必要である。平成12年度より、農業後継者対策事業の中で、農家の後継者育成のほか、新規参入者に対する研修支援、平成13年度から新5か年計画の農業後継者対策事業の中に新規就農の促進として位置付け、平成17年度まで実施してきた。平成18年度から第2次5か年計画で農業後継者対策事業より分離し、新規就農の推進事業として、意欲的な新規就農希望者を募集し、農政センターで暮基礎研修と市内農家での農家研修、借受地での実地研修により、3年計画で新規就農者を育成・確保し、就農後も農業経営の安定が図れるよう技術指導等の支援を行う。</p> <p>新規就農者の研修期間は3年間、研修生5人/年、5年間毎年育成する。</p> <p>1年目 募集・基礎研修 2年目 農家研修 3年目 実地研修</p>
市川市	実施予定	<p>平成19年度新規事業 単独事業</p> <p>事業名：AED（自動対外式除細動器）整備事業</p> <p>市民の生命の安全を確保し、心肺停止者の救命率の向上を図るために、市の主要施設にAEDを設置する。また、機器の導入に合わせ、平成19年度までに全職員のAED講習会の受講を完了させるとともに、市民に対する講習の強化を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入台数（予定）120台 ・導入施設（予定）本庁舎・公民館・小中養護学校・生涯学習センター・動植物園等の114施設 <p>※ AEDとは、自動対外式除細動器（Automated External Defibrillator）の略称。心臓突然死の原因のひとつである心臓の心室細動などが発生した場合に、心臓に電気ショックを与えて心臓が本来持っている機能を回復させる装置。厚生労働省は「非医療従事者による自動対外式除細動器（AED）の使用のあり方検討会報告書（平成16年7月1日）」を受け、これまで医師や救命救急士などに限って使用することが認められていたAEDを救命の現場に居合わせた一般市民が行えるものとした。</p>

市名	取組段階	施策概要
船橋市	実施予定	乳幼児医療費の助成の拡大 通院における助成対象年齢を3歳から小学校就学前まで拡大する。
静岡市	実施予定	市に子育て支援の担当部局を設置予定
	構想段階	団塊の世代対策 地域子育て支援の実施(仮称 子育て応援隊) 複数の町内会、自治会単位で子育てを頼みたい方と手伝える方を登録し、気軽に頼める地域の子育て支援体制の整備
浜松市	実施予定	こども家庭部の設置 子どもにかかる施策は、これまで母子保健、保育、子どもの健全育成、障害児福祉など、サービスの対象者や種類ごとに、関係各課においてそれぞれ企画・立案し、実施してきた。しかしながら、それぞれのサービスを提供する部署が異なり、その都度、横断的な調整が必要になるなど、子どもにかかる施策の一元化が課題となっていた。このようなことから、少子化対策として、安心して産み育てられるまちを目指し、政令指定都市移行時には、子どもに関する多様な施策を総合的に推進していくため、平成19年度より本庁組織として「こども家庭部」を新たに設置する。
	構想段階	中山間地域活性化対策の推進 浜松市北部の中山間地域は、過疎化とともに高齢化が著しく進行している。一方で大量に退職を迎える団塊の世代が田舎暮らしを求めるニーズが増加しており、中山間地域の資源も見直されつつある。このため、自然環境や民俗芸能など地域ならではの資源を活用し、地域の魅力をアピールするとともに、団塊の世代をはじめとする都市居住者を受け入れるための体験的プログラムを構築し、都会からの交流人口を増やすことで、中山間地域活性化に向けた取り組みを行う。 ○田舎暮らし推進事務局の設置○ホームページ・パンフレットなどによるPR ○体験プログラムの実施○定住・交流居住の促進
名古屋市	実施予定	○子ども条例(仮称)の制定 家庭・地域・企業・行政が連携をはかりながら、社会全体で次世代育成支援を推進するため、子ども条例(仮称)の制定を行う。 ○子ども・子育て支援センター(仮称)の設置 子育て支援ネットワークの中核施設として、情報の発信、支援者の育成、関係機関との連携などを行う、子ども・子育て支援センターを設置する。
岡崎市	実施予定	不妊治療費助成の拡大
春日井市	実施予定	春日井市では、人口が増加しているため人口減少社会に向けた取組みは具体的には行っておりません。しかし、人口の推移からも近い将来に減少に転じるため、現在作成中の新長期ビジョン(第5次総合計画:平成20~)策定を進めるなかで、検討しているところです。
四日市市	実施予定	乳幼児医療費助成対象の拡大 4歳未満であった外来にかかる医療費の助成対象を、平成19年度9月診療分から小学校就学前まで拡大の予定
	構想段階	不妊治療費助成期間の拡大 「年間10万円を限度に通算2ヵ年」の助成について、19年度から通算5ヵ年に拡大の予定。
岐阜市	実施予定	1 若年者の雇用促進 若年者の雇用を推進し、経済的自立を促すことにより、結婚し子どもを生み育てる環境整備をめざす。 ①若年者バックアップ事業 就職が困難な若年労働者の就労を促進するため、市内企業を中心とした合同説明会を開催する。 ②岐阜市若年者及び中高年齢者雇用促進奨励金交付 ハローワークのトライアル雇用奨励金制度により若年者及び中高年齢者を3ヶ月試行雇用した事業所が、さらに引き続いて3ヶ月常用雇用した場合に、奨励金を交付し雇用の安定を図る。 2 仕事と家庭の両立支援 21世紀職業財團と連携し、仕事と家庭の両立を支援するセミナーなどの事業を実施する。

市 名	取組段階	施 策 概 要
大阪市	実施予定	【こども青少年局の設置】(平成 19 年 4 月) 生まれる前から乳幼児期を経て青年期に至るまでの児童及び青少年に関する施策を総合的に推進することにより、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成する環境を整備するため、次世代育成支援部門として「こども青少年局」を組織再編整備により設置する。内部機能として、企画調整機能、子育て支援機能、子ども家庭支援機能、青少年育成機能を有するものとする。
豊中市	実施予定	(仮称) 健康福祉センターの整備 旧市立豊中病院跡地に、「健康・福祉・子育て」の相談からサービスの提供までの一体的、かつ一元的な連携機能をもった中核施設としての (仮称) 健康福祉センターを整備する。
高槻市	実施予定	高槻市次世代育成支援行動計画及び総合計画実施計画に基づき、子育て支援の拠点施設として、「子育て総合支援センター」の建設を行う(平成 19 年 4 月開設)。本センターは、子育て支援のための拠点施設で、市内 5 頃所の「地域子育て支援センター」、4 頃所の「つどいの広場」等の子育て関連施設を統括し、研修・研究、情報発信、交流、相談の 4 つの機能を持つ。開設後は、市全体の子育て支援力の向上を目指し、乳幼児、児童とその保護者に対して、総合的な子育て支援事業を展開し、子育てがあついまち作りを目指す。
枚方市	実施予定	「夜間保育・一時保育・特定保育事業」(平成18年度より実施) 子育て環境を充実させるために市内ではじめて午後10時までの夜間保育を実施(1ヶ所)、一時保育の対象施設を8ヶ所から10ヶ所に増設。パート就労等に対応する特定保育を新規実施(10ヶ所) 「市民との協働による「ふれあいルーム」開設事業」 こどもと保育者の交流やこどもが読書にふれあう機会を設けるために、平成19年1月～6月の試行を踏まえて、枚方市立図書館8館の集会室等において、市民との協働による「ふれあいルーム」を開設する。 「求職求人マッチングサイトひらかたJOBハンターの拡充」 地域雇用促進を目的とした枚方市による地域密着求人・求職サイト。地元企業への就職・転職をフルにバックアップ。簡単登録で、希望の求人・求職情報をメールでお知らせ。メールによる相談も開始。
	構想段階	子育て世代の定住を呼びかけるため、まちづくりブランド「教育と子育て」の確立を目指し、計画を検討中。
姫路市	実施予定	少子高齢化等の社会経済情勢の変革や人々の価値観の変化に対応し、生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと活躍できる生涯現役社会を実現するため、生涯現役プロジェクトとして、本市の生涯現役に関する施策を体系的に再構築するとともに、新たな施策の立案や強化・重点化すべき施策を明らかにし、これら施策を一体的に推進する際の基本的な考え方を平成 18 年 2 月にまとめた。
尼崎市	実施予定	【子どもに関する条例等の検討】 子どもを取り巻く環境が大きく変化しているなか、大人、子どもが共に基本的人権に関しての認識を更に高めるとともに、子どもから大人になる過程において子どもの育ちを地域社会全体が支援するといった協働の仕組みづくりを更に進める必要がある。これらについては、市民合意のもとで策定される社会規範が有効と考えられることから、条例の制定も視野に入れた調査、検討を行っている。
	構想予定	【小児救急医療体制の充実】 <ul style="list-style-type: none">・在宅子育て支援の充実 在宅で子育てしている家庭にも支援の輪を広げていくために制度を充実。・高校生の職業研修の制度化 高校生のプレ職業体験など、産業界を連携して高校生の職業体験を制度化。
明石市	実施予定	・小学校の学童保育の預かり時間の延長（午後 5 時までを午後 6 時 30 分までに延長）
加古川市	実施予定	乳幼児医療費無償化の拡大 <ul style="list-style-type: none">・対象年齢：小学校就学前の乳幼児・保護者の所得制限：なし・自己負担：入退院とともに無し・実施時期：平成 19 年 4 月 1 日

市名	取組段階	施策概要
徳島市	構想段階	<ul style="list-style-type: none"> ・病後児保育事業の拡大 現在3施設（医療機関1、保育園2）による実施を、市域全体の配置状況を勘案して、平成19年度以降に1施設（医療機関）の拡大を検討。 ・第3子入所児童の保育料減免の拡大 現在、18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、第3子以降の児童が3歳未満児として、保育所に入所している場合に、保育料の1/2の減免を実施している。今後、3歳未満児に限られていた対象を5歳児までに拡大することを検討。併せて、第3子以降の幼稚園の保育料の減免を検討。
高松市	構想段階	<p>【団塊の世代対策】 平成18年12月11日に団塊の世代対策推進庁内連絡会を立ち上げ、20年度からの団塊の世代対策（移住促進策等を含む）としての事業実施に向け、19年秋頃を目途に、本市として、取り組むべき施策、事業を取りまとめる。</p>
松山市	実施予定	<p>公立保育所の民間委託 保育業務と給食調理業務に関して、プロポーザル方式による民間委託（3年間）を18年度から実施し、現在順調に進んでいる。今後も21年度までに毎年2園（合計8園）を委託する予定である。委託により、残りの園の資質向上を図ると共に、子育て支援部門は保健所との共同事業に、保育士の能力を有効活用する。</p>
	構想段階	<p>保育料の減免 認可保育所及び無認可保育所の多子世帯の保育料を減免する。</p>
高知市	構想段階	<p>地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業） 市・経済団体・有識者等で構成する地域協議会が実施する国の地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）に取り組み、雇用創出や能力開発に結びつくセミナー等を実施。</p>
北九州市	構想段階	<p>住宅施策、大学（学びの場）の充実、新しい雇用の創出など、総合的な取組みを進めてきた結果、社会動態については、依然として減少傾向はあるものの、その減少幅は縮小してきている。今後は、自然動態への対策を強化する必要があると考えている。</p>
福岡市	実施予定	<p>「子どもや子育てに優しい社会を考える週」の創設 次世代育成支援推進協議会（問4-1で回答）との共同で、子どもがいる・いないにかかわらず、すべての人が日頃から子どもたちの健やかな成長を考える“きっかけ”となる週（毎月1～7日）を定め、この週の少なくとも1日は、個人や企業（職場）、地域などにそれぞれの立場で“できる範囲の取り組み”をしてもらい、社会全体で子どもたちをしっかりとバックアップする意識を盛り上げる運動の展開を図るもの。 ・この週間の名称を公募　・名称の決定・平成19年春頃開始（予定）</p>
	構想段階	<p>子育て支援マンション認定制度（仮称）の創設 安全に配慮した室内仕様や子育て支援サービスなど、ハード・ソフト両面にわたり一定の基準を満たす優良な民間マンションを認定し、その情報発信等を行うことにより、子育てに適した良質な住環境の整備を促し、子育てしやすいまちづくり・まちづくりを推進することを目的とする。</p>
長崎市	実施予定	<p>若者層の定住・交流人口の増加に向け、「学ぶ」「働く」「遊ぶ」の側面からの総合的な施策展開のための計画を策定し、今後、重点的に取り組んでいく予定</p>
鹿児島市	構想段階	<p>にこにこ子育て応援隊支援事業（仮称） 様々な分野・地域で子育てを応援する企業や店舗・市民活動団体などを隊員とする「にこにこ子育て応援隊」を結成し、それらの活動に関する情報発信を行う。さらに、優秀団体を表彰することで、それらの活動の促進を図る。 ○応援隊の種類 ①お出かけラク！トク！応援隊②地域みんなで応援隊③職場のパパママ応援隊</p>

問6 市議会における人口減少社会に向けた取り組み

貴市議会において、過去5年間（平成14年1月1日以降）に行った人口減少社会に向けた取り組み（少子高齢化対策、雇用労働対策等）をお答え下さい。（複数回答）

1. 人口減少社会に関する特別委員会を設置

例) 人口問題特別委員会、少子高齢対策特別委員会、次世代育成支援対策特別委員会

市名	名称	設置期間	審議内容
札幌市	少子化対策・青少年育成調査特別委員会	15.5.29～	本市のおかれている少子化の現状にかんがみ、その対策について検討するとともに、乳幼児期から青少年期を通じて、次代を担う子どもたちが、心豊かに育つために必要な事項を調査することとする。
仙台市	少子化・子育て調査特別委員会	18.6.8～19.5.1	少子化の急速な進行に対応し、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備を推進すること
郡山市	少子高齢社会対策特別委員会	7.9.16～18.12.1	少子化対策は「子育て支援」と「若年層支援」について 高齢化対策は「生きがいづくり対策」と「生活支援対策」について
いわき市	少子・高齢社会対策特別委員会	16.10.7～18.10.6 18.10.7～	介護保険制度に関すること。幼稚園、保育所に関すること
長岡市	少子・高齢対策特別委員会	15.9.10～調査終了まで	少子・高齢対策及び青少年の健全育成に関する調査
金沢市	中心市街地・人口問題特別委員会	15、16年度	・中心市街地活性化に関する事項 ・少子高齢化問題について
八王子市	少子・高齢化対策特別委員会	15.5.16～	少子・高齢化問題に関する調査研究について
横浜市	少子・高齢化社会特別委員会	9.5.30～	少子・高齢化社会に対応した福祉、保健・医療、住宅及び雇用に関する総合的な施策の推進を図ること。
横須賀市	次世代育成支援特別委員会	16.5.11～16.12.9	付議事件：次世代育成支援行動計画策定について
	病院問題特別委員会	13.5.11～14.12.17	付議事件：国立病院の移譲及び市民病院事業等に関する問題について
相模原市	高齢化対策特別委員会	11～15	福祉・医療、介護保険、住宅等高齢化に伴う諸問題に係る対策について
	少子・高齢化対策特別委員会	15～	少子・高齢化に伴う諸問題に係る対策について
宇都宮市	保健福祉推進調査特別委員会	15.6.27～17.6.7	・高齢者保健福祉の推進について ・介護保険事業の推進について ・健康づくりの推進について
	地域防災・防犯調査特別委員会	17.6.24～	・地域防災について ・地域における安全安心について
	宮っ子づくり調査特別委員会	17.6.24～	・子どもの健康と体力の増進について ・子どもの心の教育について

市名	名称	設置期間	審議内容
さいたま市	少子高齢化・青少年健全育成特別委員会	17. 6. 22～	少子化対策、生きがい対策及び青少年健全育成に関する調査研究
所沢市	高齢者対策特別委員会	15. 6. 30～16. 2. 25	高齢者社会に向けての諸課題を調査・研究
千葉市	少子・高齢化社会対策調査特別委員会	9. 7. 1～15	到来する少子・高齢化に備えその問題点と対応について調査
静岡市	子育て支援策調査特別委員会	17. 6. 17～調査終了まで	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり(育児・就労支援)の調査及び研究に関する件
名古屋市	少子化・青少年対策特別委員会	平成 16 年 5 月 18 日国際都市建設促進特別委員会より 名称・付議事件の変更 ? 平成 18 年 5 月 23 日安心・安全なまちづくり特別委員会に名称・付議事件の変更	○付議事件 (目的) 少子化社会への対応及び青少年の健全育成に必要な諸施策の推進を図り、もって次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を期する。 (職務) 1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに関する調査及び研究並びにこれらの促進及び必要な運動 2 青少年の健全育成に必要な諸施策の調査及び研究並びにこれらの促進及び必要な運動 3 男女共同参画による子育て支援施策に関する調査及び研究並びにこれらの促進及び必要な運動
岡崎市	少子化対策特別委員会	12～14	少子化対策に関する事項
	こども施策検討特別委員会	18～	幼保一元化及び放課後児童対策に関する事項
岐阜市	高齢・少子化社会対策特別委員会	平成 3 年 5 月 16 日に創設し、以降、改選時ごとに設置し、現在に至っている。	急激に進行する人口の高齢化及び少子化に伴う諸問題について調査研究を行い、高齢者が安心して暮らせる施策並びに安心して子供を生み育てる環境づくりなどの推進に係る施策を審議している。
堺市	少子・高齢化対策特別委員会	11. 5～15. 1	少子・高齢化社会に伴う諸問題と対策について
	都市活性化・雇用対策特別委員会	15. 5～18. 5	本市の都市活性化及び雇用対策について
	少子高齢化・障害者対策特別委員会	15. 5～	少子高齢化社会及び障害者に係る諸問題と対策について
大津市	少子・高齢対策特別委員会	13. 5. 17～14. 5. 17	子育て、青少年の健全育成及び高齢者の保健福祉に関する諸問題
	次世代育成支援対策特別委員会	16. 5. 17～17. 3. 22	次世代育成支援に関する諸問題
西宮市	少子高齢・介護対策特別委員会	11. 9～15. 6	少子高齢社会に対応する諸施策及び医療制度並びに介護保険に関する調査
	少子高齢社会調査特別委員会	15. 9～	①高齢社会に対応する医療・介護保険制度等の調査研究②高齢者・障害者の生活ケア・健康管理及び社会参加についての調査研究③少子化及び子育て支援対策についての調査研究④青少年の健全育成に関する調査研究

市名	名称	設置期間	審議内容
岡山市	社会システム調査特別委員会	15.5.17～17.5.18	少子化・高齢社会対策に関する調査
	社会システム・スポーツ振興調査特別委員会	17.5.18～	少子・高齢社会対策に関する調査
広島市	次世代育成支援対策特別委員会	15.7.4～17.7.5	1 子育て支援及び教育の環境整備について 2 青少年の健全な育成等について
	障害者支援・少子化対策特別委員会	17.7.6～	1 障害者の自立支援の推進について 2 少子化対策について
北九州市	少子・高齢社会対策特別委員会	13.3.28～15.2.25	・少子・高齢社会対策について ・男女共同参画社会の形成について ・NPO及びボランティア活動の推進について
	少子・高齢社会及び青少年対策特別委員会	15.3.26～17.2.9	・少子・高齢社会対策について ・市民とともに進めるまちづくりについて ・教育の充実及び青少年の健全育成について
	少子社会及び総合子育て支援対策特別委員会	17.3.30～	・少子社会対策について ・総合子育て支援対策について ・青少年の健全育成について
福岡市	少子・高齢化対策特別委員会	12.3.24～15.2.14.	1. 高齢化対策に関する調査 2. 少子化対策に関する調査
	少子・高齢化対策特別委員会	15.7.4～	1. 高齢化対策に関する調査 2. 少子化対策に関する調査
長崎市	雇用対策特別委員会	15.7.2～16.3.2	若者層への雇用対策、官民一体となった雇用対策など
熊本市	少子高齢社会に関する特別委員会	15.5.23～	少子化並びに高齢社会に対応する施策に関する調査
宮崎市	少子・高齢化問題対策特別委員会	18.5～	・子育ての環境づくりについて ・介護予防対策について

2. 議長の諮詢的機関・研究会・勉強会を開催

市名	名称	開催日	審議内容
新潟市	新潟市議会子育て支援議員連盟（有志議員による勉強会）	15.7.4	子育て環境の充実を目指して、その課題を調査研究
横須賀市	議員研修会	16.10.15	横須賀市における次世代育成支援を考える～こどもや子育てにやさしいまちづくりを～

3. 意見書・決議の採択

過去3年間（平成16年1月1日以降）で可決した意見書・決議の件名と可決日をご記入下さい。

回答のうち、特に、人口減少社会に関する意見書・決議

市 名	区 分	件 名	可 決 日
札幌市	1. 少子化対策関連	・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書	18. 3. 30
		・介護予防対策の拡充を求める意見書	16. 6. 9
	2. 高齢者対策関連	・柔道整復の介護保険への適用拡大を求める意見書	16. 10. 28
		・高齢者の虐待防止に関する法律の制定を求める意見書	16. 10. 28
		・介護保険と障がい者施策の統合に関する意見書	16. 12. 14
		・介護保険制度の改正に関する意見書	17. 3. 30
		・無年金障がい者の救済を求める意見書	16. 10. 28
	3. 障がい者施策関連	・障がい者の福祉施策の充実に関する意見書	17. 3. 30
		・発達障がい児(者)に対する支援促進を求める意見書	17. 3. 30
		・障害者自立支援法の施行に関する意見書	17. 12. 13
		・障がい者福祉制度の充実に関する意見書	18. 10. 26
		・北海道医療給付事業補助制度の拡充を求める意見書	16. 6. 9
	4. 医療関連	・特定疾患治療研究事業における北海道単独事業の継続に関する意見書	16. 10. 28
		・看護職員の養成確保対策事業の存続・充実を求める意見書	16. 10. 28
		・混合診療解禁に慎重な対応を求める意見書	16. 12. 14
		・2006年医療制度改革に関する意見書	17. 6. 13
		・がん対策の推進強化を求める意見書	17. 10. 27
		・「がん対策推進法」(仮称)の早期制定を求める意見書	18. 6. 13
		・療養型病床削減に関する意見書	18. 6. 13
		・ドクターへリの全国配備へ新法制定を求める意見書	18. 10. 26
		・医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書	18. 10. 26
		・リハビリテーションの改善に関する意見書	18. 12. 13
	5. 若年者の雇用・労働関連	・医療制度に関する意見書	18. 12. 13
		・地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書	16. 10. 28
		・季節労働者の冬期雇用援護制度に関する意見書	17. 10. 27
		・若者の雇用対策の抜本的強化を求める意見書	18. 3. 30
		・季節労働者に対する「特例一時金」の現行維持及び通年雇用の促進に関する意見書	18. 10. 26
		・若者の雇用対策の強化を求める意見書	18. 12. 13
函館市	1. 少子化対策関連	・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書	18. 3. 24
		・公的年金制度の抜本改革を求める意見書	16. 3. 25
	2. 高齢者対策関連	・65歳まで働く雇用環境の整備を求める意見書	16. 3. 25
		・介護予防対策の拡充を求める意見書	16. 6. 25
		・介護保険の見直しと充実に関する意見書	16. 9. 29
		・高齢者虐待防止法の制定を求める意見書	16. 12. 17
		・発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書	17. 3. 25
		・障がい者の福祉施策の充実に関する意見書	18. 9. 27
	4. 医療関連	・北海道医療給付事業補助制度の拡充を求める意見書	16. 6. 25
		・ウィルス性肝炎等の北海道特定疾患対策単独事業に関する意見書	16. 9. 29
		・2006年医療制度改革に関する意見書	17. 6. 27
		・がん対策の推進強化を求める意見書	17. 9. 29
		・自治体病院の医師確保対策を求める意見書	17. 9. 29

市 名	区 分	件 名	可 決 日
	5. 若年者の雇用・労働関連	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における雇用対策の拡充強化を求める意見書 ・若年者雇用政策の拡充を求める意見書 ・函館の地域経済を守り、駅前・大門地区および各商店街の衰退を招かない決議 ・地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書 ・地域経済の活性化を求める意見書 	16. 3. 25 16. 6. 25 17. 3. 14 17. 3. 25 18. 9. 27 17. 6. 27
	6. 女性の雇用・労働関連	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」の改正を求める意見書 	16. 3. 25
	7. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・商店街対策の推進及び中小企業向け金融対策に関する意見書 ・「国連・子どもの権利委員会」の勧告を尊重し教育施策の改善を求める意見書 ・緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見書 ・生活保護費負担金等に係る国庫補助率の引き下げに反対する意見書 ・「子どもの権利条約」に基づいた子どもの権利保障を求める意見書 	16. 3. 25 16. 3. 25 16. 9. 29 16. 12. 17 17. 3. 25
旭川市	1. 少子化対策関連	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的・抜本的な少子化対策を求める意見書 	18. 3. 24
	2. 高齢者対策関連	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳まで働く雇用環境の整備を求める意見書 ・介護保険の見直しと充実に関する意見書 	16. 3. 24 16. 10. 14
	3. 障がい者施策関連	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険と障害者施策の一方的統合に反対する意見書 ・障害者自立支援法案の審議に対する意見書 ・精神障害者の交通運賃割引に関して障害者間格差をなくすことを求める意見書 	16. 12. 15 17. 7. 6 18. 3. 24
	4. 医療関連	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者への負担増に反対し、安心の医療制度改革を求める意見書 ・医師確保と地域医療に関する意見書 	18. 3. 24 18. 12. 20
	5. 若年者の雇用・労働関連	<ul style="list-style-type: none"> ・若年者雇用の拡大へ抜本的対策を求める意見書 	17. 3. 24
青森市	3. 障がい者施策関連	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書 	18. 12. 20
	4. 医療関連	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体病院の医師確保対策を求める意見書 	17. 9. 21
	5. 若年者の雇用・労働関連	<ul style="list-style-type: none"> ・若年労働者等の雇用創出、安定を求める意見書 ・雇用対策と地域経済の活性化等を求める意見書 	16. 3. 24 17. 6. 28
盛岡市	2. 高齢者対策関連	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防対策の拡充を求める意見書 ・後期高齢者の命と健康を守るために後期高齢者医療制度の充実を求める意見書 	16. 6. 23 18. 12. 20
	3. 障がい者施策関連	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援制度の抜本的改善を求める意見書 	18. 12. 20
	4. 医療関連	<ul style="list-style-type: none"> ・混合診療解禁に反対する意見書 ・自治体病院の医師確保対策を求める意見書 	16. 12. 22 17. 9. 29
	5. 若年者の雇用・労働関連	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書について 	16. 12. 22
	7. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障制度の抜本改革を求める意見書 	17. 3. 28
仙台市	2. 高齢者対策関連	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の見直しに関する件 ・高齢者虐待防止に関する法律の制定を求める件 	16. 10. 5 16. 12. 17
	3. 障がい者施策関連	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法案に対し慎重審議を求める件 ・障害者自立支援法制度の充実を求める件 	17. 6. 24 18. 12. 15
	4. 医療関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ドクターヘリの全国配備に向け新法制定を求める件 ・脳脊髄液減少症等の研究・治療の推進を求める件 ・開業助産師と医療機関との連携強化を求める件 ・ウイルス性肝炎対策の推進を求める件 	18. 10. 5 18. 10. 5 18. 12. 15 18. 12. 15
	5. 若年者の雇用・労働関連	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急地域雇用創出特別交付金制度の継続と改善を求める件 	16. 6. 22

市名	区分	件名	可決日
秋田市	1. 少子化対策関連	・さらなる総合的な少子化対策の充実に関する意見書	18. 3.23
	3. 障がい者施策関連	・障害者支援費制度の改善と財源確保に関する意見書	16.10.5
	4. 医療関連	・自治体病院の医師確保対策に関する意見書 ・安全で行き届いた医療・介護を保障するための看護職員等の人手不足の緊急改善に関する意見書 ・ドクターヘリの全国配備に向けた新法の制定に関する意見書 ・秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求めるることに関する意見書提出の件 ・医師養成数の拡大に関する意見書提出の件	17.10.3 18. 3.23 18. 9.29 18.12.22 18.12.22
	5. 若年者の雇用・労働関連	・緊急雇用創出特別基金事業の継続、改善に関する意見書 ・パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備と均等待遇を確保する法律の制定に関する意見書	16.6.29 17.3.22
	7. その他	・社会保障制度の抜本改革に関する意見書	17.3.22
山形市	1. 少子化対策関連	・さらなる少子化対策の推進などを求める意見書	18.6.20
	2. 高齢者対策関連	・介護予防対策の拡充を求める意見書	16.6.24
	4. 医療関連	・自治体病院の医師確保対策を求める意見書 ・「保険で安心してかかる医療」を求める意見書	17.9.28 18.3.20
	5. 若年者の雇用・労働関連	・緊急地域雇用創出特別交付金の交付継続と運用改善を求める意見書	16.9.29
	7. その他	・社会保障制度の抜本改革を求める意見書	17.6.22
福島市	1. 少子化対策関連	・子育て支援に係る財源確保を求める意見書 ・妊娠婦健診に要する費用の補助事業制度 ・子育て支援の拡充を求める意見書	17.9.21 17.12.26 18.3.28
	2. 高齢者対策関連	・65歳まで働く雇用環境の整備を求める意見書 ・介護予防対策の拡充を求める意見書 ・介護保険制度見直しに関する意見書	16.3.25 16.6.21 16.9.24
	3. 障がい者施策関連	・障害者福祉施設整備事業に対する国庫補助を求める意見書 ・発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書	16.6.21 17.3.24
	4. 医療関連	・国保事業に対する新たな財政支援と制度の抜本的改革を求める意見書 ・医師の偏在を解消し地域医療の確保を求める意見書 ・国保事業に県の助成を求める意見書 ・薬害肝炎に関し再発防止策の確立と自治体への財政支援を求める意見書 ・混合診療解禁・特定療養費拡大に反対し、公的医療保険制度の充実を求める意見書 ・福島県立医科大学附属病院の小児科医療体制の充実を求める意見書 ・安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師等の人手不足の緊急改善を求める意見書	16.6.21 16.6.21 16.9.24 16.12.21 16.12.21 17.12.26 18.6.19
	5. 若年者の雇用・労働関連	・若年雇用政策の拡充を求める意見書 ・雇用政策を改善し、地域経済の安定を図るために、緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書 ・地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書 ・福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書	16.6.21 16.6.21 16.9.24 18.3.28
	7. その他	・社会保障制度の一体的改革を求める意見書	18.3.28

市 名	区 分	件 名	可 決 日
郡山市	1. 少子化対策関連	・妊産婦の支援を求める意見書 ・妊産婦検診の無料化をめざし、県の補助事業制度の創設を求める意見書 ・次世代育成支援の強化・拡充を求める意見書	17. 12. 16 18. 2. 28 18. 3. 24
	3. 障がい者施策関連	・福島県重度心身障がい者医療費補助の「見直し」をやめ、制度の現行継続を求める意見書 ・視覚障害者のための地域生活支援事業に関する意見書	17. 3. 9 18. 6. 23
	4. 医療関連	・安心して暮らせる医療・年金制度の確立を求める意見書 ・医療制度改革の修正を求める意見書 ・福島県立医科大学付属病院の小児科医療体制の充実を求める意見書 ・安全でゆき届いた医療・看護をするために、医師・看護師の人手不足の緊急改善を求める意見書	16. 6. 10 17. 12. 16 18. 3. 24 18. 9. 19
	5. 若年者の雇用・労働関連	・雇用の創出・安定策の抜本強化を求める意見書 ・雇用対策と地域経済の活性化等を求める意見書	16. 3. 24 17. 3. 9
	1. 少子化対策関連	・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書	18. 3. 16
いわき市	2. 高齢者対策関連	・介護予防対策の拡充を求める意見書	16. 6. 16
	4. 医療関連	・安心して暮らせる医療・年金制度の確立を求める意見書 ・自治体病院の医師確保対策を求める意見書 ・がん対策の推進強化を求める意見書 ・地域医療の確保に関する要望決議	16. 3. 17 17. 11. 15 17. 11. 15 18. 9. 22
	5. 若年者の雇用・労働関連	・新たな雇用を創出するための起業・創業環境の早急な整備を求める意見書 ・雇用の場の確保と地域経済の活性化を求める意見書	16. 3. 17 18. 3. 16
	1. 少子化対策関連	・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書	18. 3. 22
金沢市	1. 少子化対策関連	・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書	18. 3. 24
	2. 高齢者対策関連	・働き続けられる雇用環境の整備を求める意見書 ・介護保険制度改革に関する意見書 ・高齢者虐待防止法の制定を求める意見書 ・「リフォーム詐欺」から高齢者等を守るための対策強化を求める意見書	16. 3. 24 16. 9. 17 16. 12. 17 17. 9. 21
	3. 障がい者施策関連	・障害者自立支援法案に関する意見書 ・発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書	17. 6. 24 18. 3. 24
	4. 医療関連	・自治体病院の医師確保対策を求める意見書	17. 9. 21
	5. 若年者の雇用・労働関連	・地方の雇用対策と地域経済活性化を重視した施策を求める意見書	17. 3. 24
	6. 女性の雇用・労働関連	・「仕事と生活の調和推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書	18. 6. 27
福井市	2. 高齢者対策関連	・65歳まで働く雇用環境の整備を求める意見書について ・介護予防対策の拡充を求める意見書について	16. 3. 25 16. 6. 24
	3. 障がい者施策関連	・支援費制度の改善を求める意見書 ・発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書	17. 6. 29 17. 6. 29
長野市	1. 少子化対策関連	・共和児童センター、三本柳児童センター建設に係る県施設整備費補助の採択に関する意見書 ・小学校35人学級（30人規模学級）編制事業及び教員配置に関する意見書 ・社会福祉施設等整備事業補助の採択に関する意見書	16. 3. 24 16. 6. 29 17. 3. 25
	3. 障がい者施策関連	・障害者自立支援法案の慎重審議を求める意見書 ・障害者自立支援法に基づく障害者福祉の充実を求める意見書	17. 6. 28 18. 12. 20
	4. 医療関連	・自治体病院の医師確保対策を求める意見書	17. 9. 21
	7. その他	・社会保障制度の抜本改革を求める意見書	17. 3. 25

市 名	区 分	件 名	可 決 日
八王子市	1. 少子化対策関連	・児童扶養手当及び児童手当の国庫負担割合の堅持に関する意見書 ・更なる総合的な少子化対策、子育て支援を求める意見書 ・児童扶養手当の減額を最小限にすることを求める意見書	17. 12. 15 18. 3. 27 18. 9. 26
	2. 高齢者対策関連	・安定した公的年金制度の確立等に関する意見書 ・介護予防対策の拡充を求める意見書	16. 3. 25 16. 6. 25
	3. 障がい者施策関連	・東京都「心身障害者(児)通所訓練等事業の補助率見直し」案に関する意見書 ・障害者自立支援法案に関する意見書 ・障害者自立支援制度の改善を求める意見書	16. 6. 25 17. 3. 25 18. 12. 15
	4. 医療関連	・国民健康保険制度の充実強化に関する意見書 ・がん対策の推進強化を求める意見書 ・脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書 ・ドクターへリの全国配備へ新法制定を求める意見書 ・肝炎対策の推進に関する意見書	16. 12. 15 17. 9. 27 18. 6. 23 18. 9. 26 18. 9. 26
	5. 若年者の雇用・労働関連	・緊急地域雇用創出特別交付金の継続・拡充を求める意見書 ・人間らしい雇用の実現を求める意見書 ・公契約における公正な賃金・労働条件の確立を求める意見書	16. 9. 27 18. 9. 26 18. 9. 26
町田市	1. 少子化対策関連	・公立保育所運営費の都負担金のカット分と同様の財源措置を求める意見書 ・生活保護費国庫負担率引き下げについて意見書 ・保育費の控除の創設を求める意見書 ・子育て支援に関する意見書	16. 3. 26 16. 12. 22 17. 3. 29 17. 3. 29
	2. 高齢者対策関連	・介護保険制度に関する意見書 ・高齢者虐待防止法の制定を求める意見書	16. 10. 7 16. 12. 22
	3. 障がい者施策関連	・障害者自立支援法(案)の制定に対する意見書 ・障害者自立支援法の施行に対し、独自の助成措置を求める決議 ・障害者自立支援法についてさらなる拡充と助成策の早期実現を求める決議	17. 3. 39 18. 6. 26 18. 10. 5
	4. 医療関連	・総合型周産期母子医療センターの早期整備を求める意見書 ・肝炎ウィルス検査の徹底と助成を求める意見書	18. 6. 26 16. 12. 22
江東区	1. 少子化対策関連	・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書 ・児童虐待の防止等に関する法律の改正に関する意見書	18. 3. 30 16. 3. 31
	2. 高齢者対策関連	・「2007 年問題」に伴う技能継承の支援策強化を求める意見書 ・高齢者雇用対策の強化を求める意見書 ・介護保険制度に関する意見書 ・高齢者虐待防止法の制定を求める意見書 ・介護予防対策の拡充を求める意見書 ・介護保険制度の見直しに関する意見書	18. 6. 30 17. 7. 13 17. 3. 31 17. 3. 31 16. 6. 24 16. 6. 8
	3. 障がい者施策関連	・(仮称)「障害福祉サービス法」の制定に関する意見書 ・身体障害者補助犬の安定供給を求める意見書	16. 12. 13 16. 12. 13
	4. 医療関連	・産科医不足への抜本的対応を求める意見書 ・新型インフルエンザ対策の強化を求める意見書 ・がん治療対策の推進強化を求める意見書 ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）の治療に関する現状の改善を求める意見書	18. 12. 11 17. 12. 12 17. 10. 24 17. 7. 13
	5. 若年者の雇用・労働関連	・緊急地域雇用創出特別交付金制度の継続と改善を求める意見書	16. 10. 21
横浜市	1. 少子化対策関連	・横浜保育室の保育料を消費税非課税扱いとすることを求める意見書	16. 3. 24
	3. 障がい者施策関連	・自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担）にかかる医師の診断書等無償交付に関する意見書	17. 12. 22
	4. 医療関連	・救急医療の充実に関する意見書	17. 2. 23
	7. その他	・社会保障制度の抜本的改革を求める意見書	17. 6. 20

市名	区分	件名	可決日
川崎市	1. 少子化対策関連	・児童扶養手当等の減額に関する意見書 ・出産費用の実態に合わせた公的助成を求める意見書	17.3.18 17.3.18
	2. 高齢者対策関連	・高齢者虐待防止法の制定を求める意見書 ・リフォーム詐欺から高齢者等を守るための対策強化を求める意見書	16.12.16 17.9.30
	3. 障がい者施策関連	・障害者自立支援法案に関する意見書	17.6.24
	4. 医療関連	・ストーマ用装具の自己負担軽減を求める意見書 ・乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書 ・小児医療費助成に関する制度の拡充を求める意見書	16.3.18 16.10.7 17.9.30 16.10.7 17.9.30
横須賀市	3. 障がい者施策関連	・障害者自立支援法の見直しを求める意見書	18.10.17
	4. 医療関連	・自治体病院の医師確保対策を求める意見書	17.9.15
	5. 若年者の雇用・労働関連	・神奈川県最低賃金改定等に関する意見書	17.3.28
藤沢市	4. 医療関連	・自治体病院の医師確保対策を求める意見書	17.10.4
	7. その他	・社会保障制度の抜本的改革を求める意見書	17.6.23
宇都宮市	1. 少子化対策関連	・児童扶養手当の減額等に関する意見書 ・児童生徒の安全確保に関する決議	17.12.22 17.12.22
前橋市	2. 高齢者対策関連	・介護予防対策の拡充を求める意見書 ・介護保険制度の基本的見直しを求める意見書 ・高齢者虐待防止法の制定を求める意見書 ・介護保険制度の改正に関する意見書	16.7.29 16.7.29 16.12.22 18.6.28
		・市立養護学校に係る県費補助の拡大と県立化の検討を求める意見書 ・発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書	16.5.27 17.3.29
		・乳幼児医療費支給制度の対象範囲の拡大を求める意見書 ・乳幼児医療費助成制度の創設等を求める意見書 ・医療制度改革等についての意見書	16.5.27 16.12.22 18.3.28
		・若年者雇用政策の拡充を求める意見書	16.7.29
	6. 女性の雇用・労働関連	・ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める意見書	17.3.29
		・実効ある男女雇用機会均等法の改正を求める意見書 ・地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書	18.3.28 18.3.28
高崎市	1. 少子化対策関連	・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書	18.3.17
	2. 高齢者対策関連	・介護保険制度改正に関する意見書 ・高齢者虐待防止法の制定を求める意見書 ・リフォーム詐欺から高齢者等を守るための対策強化を求める意見書	16.9.21 16.12.9 17.9.22
		・発達障害児に対する支援促進を求める意見書	17.3.17
		・がん対策の推進強化を求める意見書 ・脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書	17.9.27 18.6.21
さいたま市	1. 少子化対策関連	・無認可保育所の保育料非課税に関する意見書	16.6.16
	2. 高齢者対策関連	・社会福祉施設等施設整備費（老健局所管分）の国庫補助に関する意見書 ・介護保険料に対する弾力的運用を求める意見書	16.3.18 17.12.21

市名	区分	件名	可決日
川越市	5. 若年者の雇用・労働関連	・公契約における適正な労働条件の確保を求める意見書	18. 9. 25
川口市	2. 高齢者対策関連	・健全な国民生活の維持及び向上に寄与しうる年金制度の確立を求める意見書	16. 3. 25
		・介護予防対策の拡充を求める意見書	16. 6. 23
		・介護保険制度の見直しに対する意見書	16. 6. 23
		・介護保険制度の充実を求める意見書	16. 10. 7
		・高齢者虐待防止法の制定を求める意見書	16. 12. 17
		・介護保険見直しにあたってより良い介護制度を求める意見書	16. 12. 17
		・誰もが安心して利用できる介護保険制度を求める意見書	17. 3. 23
		・安心できる国民年金（基礎年金）制度への改善を求める意見書	17. 6. 24
		・誰でも安心して利用できる介護保険制度を求める意見書	18. 6. 23
	3. 障がい者施策関連	・障害者のくらし・人権を守る「障害者施策」の充実を求める意見書 ・「障害者施策」の充実で障害者の「全面参加と平等」の実現を求める意見書 ・障害者自立支援法に基づく意見書	17. 6. 24 17. 9. 29 18. 9. 25
	4. 医療関連	・安心・信頼の医療制度を求める意見書 ・誰もが安心して受けられる医療制度を求める意見書	18. 3. 23 18. 12. 20
	5. 若年者の雇用・労働関連	・中小企業の経営安定と雇用の促進を求める意見書 ・中小企業の振興と雇用の促進を求める意見書 ・地域経済活性化と雇用の拡充を求める意見書 ・地域経済の活性化と雇用拡大にむけた中小企業振興策の充実を求める意見書	16. 3. 25 16. 6. 23 17. 6. 24 18. 3. 23 18. 9. 25 18. 12. 20
所沢市	1. 少子化対策関連	・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書	18. 3. 23
	2. 高齢者対策関連	・65歳まで働く雇用環境の整備を求める意見書	16. 3. 22
	4. 医療関連	・自治体病院の医師確保対策を求める意見書	17. 9. 22
越谷市	3. 障がい者施策関連	・発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書	17. 3. 23
	4. 医療関連	・自治体病院の医師確保対策を求める意見書 ・ドクターへリの全国配備へ新法制定を求める意見書	17. 9. 30 18. 9. 22
	5. 若年者の雇用・労働関連	・緊急地域雇用創出特別交付金制度の存続と改善を求める意見書	16. 12. 16
千葉市	1. 少子化対策関連	・少子化対策の推進に関する意見書 ・児童扶養手当の減額に関する意見書	17. 3. 18 17. 12. 15
	2. 高齢者対策関連	・介護予防対策の拡充を求める意見書	16. 6. 23
	3. 障がい者施策関連	・発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書 ・障害者自立支援法案に関する意見書	17. 3. 18 17. 9. 22
	5. 若年者の雇用・労働関連	・地域における雇用対策の拡充強化を求める意見書 ・65歳まで働く雇用環境の整備を求める意見書 ・緊急地域雇用創出特別交付金事業の継続・改善を求める意見書 ・若者の雇用対策の強化を求める意見書	16. 3. 17 16. 3. 17 16. 12. 17 17. 3. 18
市川市	1. 少子化対策関連	・保育所運営費及び施設整備費補助金の削減反対に関する意見書 ・児童扶養手当の減額率の緩和についての意見書 ・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書	16. 9. 30 17. 12. 15 18. 3. 24

市 名	区 分	件 名	可 決 日
	2. 高齢者対策関連	・介護予防対策の拡充を求める意見書 ・介護保険制度における介護予防策に関する意見書	16. 6. 22 17. 3. 24
	3. 障がい者施策関連	・障害者自立支援制度の充実を求める意見書 ・難病医療費公費助成適用範囲見直し案に反対する意見書	18. 9. 22 18. 9. 22
	4. 医療関連	・国民皆保険制度の堅持と混合医療に関する意見書 ・県に小児慢性特定疾患医療費助成の復活を求める意見書 ・国に乳幼児医療費助成制度の創設を求め、千葉県に対しても乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書	16. 12. 22 17. 6. 24 17. 9. 22
	5. 若年者の雇用・労働関連	・若年者雇用政策の拡充を求める意見書	16. 6. 22
	6. 女性の雇用・労働関連	・「マザーズサロン」(仮称) 設置の早期実現を求める意見書	18. 12. 14
	1. 少子化対策関連	・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書	18. 3. 27
船橋市	2. 高齢者対策関連	・65歳まで働く雇用環境の整備に関する意見書 ・介護予防対策の拡充を求める意見書 ・介護保険制度の見直しに関する意見書 ・介護予防策へのマッサージ師参画等に関する意見書 ・介護保険制度改革改正に関する意見書	16. 3. 26 16. 6. 22 16. 6. 22 16. 12. 22 17. 3. 25
	3. 障がい者施策関連	・発達障害児(者)に対する支援促進に関する意見書	17. 3. 25
	4. 医療関連	・自治体病院の医師確保対策に関する意見書	17. 9. 28
	2. 高齢者対策関連	・介護予防対策の拡充を求める意見書	16. 6. 22
松戸市	3. 障がい者施策関連	・障害者自立支援法の制定に関する意見書	17. 6. 23
	4. 医療関連	・自治体病院の医師確保対策を求める意見書 ・小児慢性特定疾患医療費についての意見書 ・脳脊椎液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書	17. 9. 30 17. 12. 22 18. 7. 10
	1. 少子化対策関連	・無認可保育所の消費税非課税を求める意見書	16. 12. 15
柏市	2. 高齢者対策関連	・介護保険制度見直しに関する意見書	17. 3. 17
	4. 医療関連	・乳幼児医療費助成制度の創設等を求める意見書 ・小児慢性特定疾患医療費助成に関する意見書	17. 12. 14 18. 3. 27
	4. 医療関連	・自治体病院の医師確保対策を求める意見書 ・小児慢性特定疾患治療研究事業に関する意見書 ・小児慢性特定疾患医療費助成に関する意見書 ・看護職員の人手不足の緊急改善を求める意見書	17. 9. 22 18. 3. 22 18. 3. 22 18. 9. 14
静岡市	1. 少子化対策関連	・少子化問題の早急な対策を求める意見書 ・児童扶養手当の減額に関する意見書	16. 10. 12 17. 12. 15
	4. 医療関連	・自治体病院の医師確保対策を求める意見書 ・乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書	17. 9. 28 18. 10. 6
	5. 若年者の雇用・労働関連	・緊急地域雇用対策の実施に関する意見書	16. 10. 12
浜松市	1. 少子化対策関連	・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書	18. 3. 24
	2. 高齢者対策関連	・定年年齢引き上げ継続雇用制度の充実を求める意見書	16. 3. 23
	4. 医療関連	・自治体病院の医師確保等を求める意見書	17. 10. 3
	5. 若年者の雇用・労働関連	・新たな雇用を創出するための起業・創業環境の早急な整備を求める意見書	16. 3. 23

市 名	区 分	件 名	可 決 日
名古屋市	1. 少子化対策関連	・少子化対策に関する意見書	17. 3. 16 18. 3. 22
	2. 高齢者対策関連	・高齢者に対する虐待の防止に関する意見書 ・介護予防対策の充実を求める意見書 ・介護労働者の労働環境改善に関する意見書 ・介護保険の制度改革に関する意見書	16. 3. 18 16. 6. 29 16. 10. 1 17. 3. 16
	3. 障がい者施策関連	・障害者支援費制度に関する意見書 ・障害者施設整備の財源確保に関する意見書 ・発達障害者に対する支援促進を求まる ・障害者自立支援法に関する意見書	16. 3. 18 17. 3. 16 17. 3. 16 18. 7. 7
	5. 若年者の雇用・労働関連	・若年者の雇用対策に関する意見書	16. 12. 7
豊橋市	3. 障がい者施策関連	・発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書	17. 3. 28
	4. 医療関連	・自治体病院の医師確保対策を求める意見書 ・医師・看護職員確保対策の充実に関する意見書	17. 9. 20 18. 9. 19
	5. 若年者の雇用・労働関連	・緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書	16. 12. 20
豊田市	2. 高齢者対策関連	・高齢者虐待防止法の制定を求める意見書	16. 12. 16
四日市市	4. 医療関連	・自治体病院の医師確保対策を求める意見書	17. 10. 6
岐阜市	1. 少子化対策関連	・認可外保育施設の保育料を消費税非課税扱いとするのを求める意見書 ・「子どもの権利条約」に基づいた権利保障を求める意見書 ・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書	16. 9. 27 17. 3. 24 18. 3. 24
	2. 高齢者対策関連	・高齢者虐待防止法の制定を求める意見書	16. 12. 15
	3. 障がい者施策関連	・障害のある人の実態に即し、真に自立支援となる「障害者自立支援法」の制定を求める意見書 ・発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書	17. 6. 22 17. 3. 24
	4. 医療関連	・「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書 ・自治体病院の医師確保対策を求める意見書	17. 6. 22 17. 9. 26
	6. 女性の雇用・労働関連	・「マザーズサロン（仮称）」設置の早期実現を求める意見書	18. 12. 13
	7. その他	・子どもを虐待から守る決議案 ・高校及び大学教育に係る教育費に関する意見書	16. 3. 26 18. 3. 1
大阪市	1. 少子化対策関連	・障害者自立支援法案に関する意見書	17. 5. 27
	3. 障がい者施策関連	・障害者自立支援法における利用者負担の軽減措置の拡充等に関する意見書	18. 11. 30
	4. 医療関連	・福祉医療制度の改正に関する決議 ・乳幼児医療費助成制度の創設等を求める意見書 ・安全・安心の医療提供体制の構築に関する意見書	16. 10. 20 17. 3. 29 18. 9. 20
	7. その他	・パートタイム労働者等の待遇改善に関する意見書	16. 3. 26 17. 3. 1 18. 3. 1
堺市	1. 少子化対策関連	・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書	18. 3. 28
	2. 高齢者対策関連	・65歳まで働く雇用環境の整備を求める意見書 ・介護予防対策の拡充を求める意見書 ・高齢者虐待防止法の制定を求める意見書	16. 3. 29 16. 6. 21 16. 12. 21
	3. 障がい者施策関連	・「障害者自立支援法案」について地方公共団体の意見の重視を求める意見書 ・発達障がい児（者）に対する支援促進を求める意見書	17. 7. 30 17. 7. 30

市名	区分	件名	可決日
豊中市	4. 医療関連	・乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書 ・自治体病院の医師確保対策を求める意見書 ・がん対策の推進強化を求める意見書	16. 6. 21 17. 9. 22 17. 9. 22
	5. 若年者の雇用・労働関連	・若年者雇用政策の拡充を求める意見書 ・「パートの差別禁止および均等待遇」を明記した「パート労働法」制定を求める意見書	16. 6. 21 17. 7. 30
	6. 女性の雇用・労働関連	・農村女性の地位向上等をめざす家族経営協定普及に関する意見書	16. 9. 22
	1. 少子化対策関連	・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定に関する意見書 ・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書	16. 3. 24 18. 5. 29
	2. 高齢者対策関連	・介護保険制度改正に関する意見書	16. 9. 30
	3. 障がい者施策関連	・発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書 ・障害保健福祉施策の充実に関する意見書 ・障害者自立支援法の施策充実を求める意見書 ・障害者自立支援法に関する現行のサービス水準の堅持等を求める意見書	17. 3. 24 17. 5. 16 18. 8. 4 18. 8. 4
吹田市	4. 医療関連	・高額医療費の返還（償還）制度の改善を求める意見書 ・自治体病院の医師確保対策を求める意見書 ・がん対策の推進強化を求める意見書 ・「がん対策推進法」（仮称）の早期制定を求める意見書 ・リハビリテーションの診療報酬制度に関する調査と改善を求める意見書 ・肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書	16. 5. 21 17. 9. 30 17. 9. 30 18. 5. 29 18. 9. 27 18. 9. 27
	5. 若年者の雇用・労働関連	・新たな雇用を創出するための起業・創業環境の早急な整備を求める意見書	16. 3. 24
	6. 女性の雇用・労働関連	・「マザーズサロン」（仮称）設置の早期実現を求める意見書	18. 12. 20
東大阪市	1. 少子化対策関連	・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書	18. 3. 30
	2. 高齢者対策関連	・65歳まで働く雇用環境の整備を求める意見書 ・介護予防対策の拡充を求める意見書	16. 3. 31 16. 6. 30
	3. 障がい者施策関連	・発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書	17. 3. 31
	4. 医療関連	・自治体病院の医師確保対策を求める意見書	17. 12. 27

市名	区分	件名	可決日
	5. 若年者の雇用・労働関連	・若年者雇用政策の拡充を求める意見書	16.5.31
	6. 女性の雇用・労働関連	・「マザーズサロン」(仮称)設置の早期実現を求める意見書	18.12.26
高槻市	2. 高齢者対策関連	・介護予防対策の拡充を求める意見書 ・介護保険の改善を求める意見書	16.6.22 16.9.29
	3. 障がい者施策関連	・「障害者支援費制度と介護保険との統合について、拙速な結論を出さず、慎重な検討を求める意見書 ・「障害者自立支援法」に関する意見書 ・「障害者自立支援法」に基づく施策実施に当たり、現行サービスを低下させることのないよう求める意見書 ・「障害者自立支援法」本格実施に当たり、障害福祉サービスの制度推進を求める意見書	16.6.22 17.3.24 17.12.19 18.9.28
	4. 医療関連	・安全・安心の医療と看護実現のため医師・看護師など医療従事者の増員を求める意見書	18.9.28
	5. 若年者の雇用・労働関連	・雇用対策の拡充を求める意見書 ・最低賃金制度の改善を求める意見書 ・地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書	16.3.25 16.9.29 18.3.28
	6. 女性の雇用・労働関連	・パート労働者等の均等待遇を求める意見書	16.9.29
	1. 少子化対策関連	・児童虐待防止対策の強化を求める意見書 ・次世代育成支援策及び保育・学童保育施策の推進に係る国の予算拡充に関する意見書	16.6.17 17.9.27
枚方市	2. 高齢者対策関連	・65歳まで働くことができる雇用環境の整備を求める意見書 ・介護予防対策の拡充を求める意見書 ・高齢者虐待防止法の制定を求める意見書 ・介護保険制度の改正に関する意見書	16.3.29 16.6.17 16.12.17 16.9.24 17.12.15
	3. 障がい者施策関連	・発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書 ・障害者自立支援施策の充実に関する意見書 ・障害者福祉制度の充実に関する意見書	17.3.29 17.6.24 17.12.15
	4. 医療関連	・がん対策の推進強化を求める意見書 ・自治体病院の医師確保対策を求める意見書 ・脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書 ・ドクターヘリの全国配備に向けた新法制定を求める意見書	17.9.27 17.9.27 18.6.22 18.9.25
	5. 若年者の雇用・労働関連	・若年者雇用政策の拡充を求める意見書 ・地域における雇用・就業対策の拡充・強化を求める意見書 ・パート労働者の均等待遇等を明記したパートタイム労働法の制定等を求める意見書	16.6.17 17.3.29 17.3.29
	1. 少子化対策関連	・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書	18.3.23
茨木市	2. 高齢者対策関連	・65歳まで働ける雇用環境の整備を求める意見書	16.3.18
	3. 障がい者施策関連	・「障害者自立支援法」の検討を求める意見書	17.3.25
	7. その他	・「仕事と生活の調和推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書	18.6.21
	1. 少子化対策関連	・次世代育成支援の充実を求める意見書	17.12.22
八尾市	2. 高齢者対策関連	・新たな雇用を創出するための企業・創業環境の早急な整備を求める意見書（区分2・5・6に関連）	16.3.30
	4. 医療関連	・小児科・産婦人科の医療対策の充実を求める意見書 ・自治体病院の医師確保対策を求める意見書	17.6.29 17.9.27
	7. その他	・大規模災害の対策と早期復旧に関する意見書	16.12.24

市名	区分	件名	可決日
寝屋川市	1. 少子化対策関連	・抜本的かつ総合的な少子化対策を求める意見書	17.12.20
	2. 高齢者対策関連	・介護予防対策の拡充を求める意見書 ・高齢者虐待防止法の制定を求める意見書	16.6.28 16.12.21
	3. 障がい者施策関連	・障害のあるすべての児童・生徒の「学習と発達の保障」を求める意見書 ・小規模作業所、小規模授産施設について 大阪府の施策に関する意見書 ・発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書 ・障害者自立支援施策の充実に関する意見書	16.6.28 16.9.28 17.3.25 17.6.30
		・がん対策の推進強化を求める意見書 ・脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書 ・ドクターへリの全国配備へ新法制定を求める意見書 ・国において乳幼児医療費助成制度の創設を求める意見書 ・リハビリテーション日数制限等の見直しを求める意見書	17.9.27 18.6.30 18.9.26 18.9.26 18.12.20
		・若年者の雇用・労働関連	16.6.28
		・（仮称）「マザーズサロン」設置の早期実現を求める意見書	18.12.20
	7. その他	・大規模災害の対策と早期復旧に関する意見書 ・国民の生命と財産を守る防災・生活関連予算の充実を求める意見書	16.12.21 17.3.25
京都市	1. 少子化対策関連	・民間保育所運営費国庫負担金・補助金制度の継続及び総合施設の在り方についての意見書 ・昼間里親事業の消費税非課税化に関する意見書 ・更なる総合的な少子化対策を求める意見書 ・認定こども園の実施に関する意見書	16.10.8 16.10.8 18.3.17 18.12.15
	2. 高齢者対策関連	・65歳まで働く雇用環境の整備を求める意見書 ・介護予防対策の拡充を求める意見書	16.3.29 16.5.28
	3. 障がい者施策関連	・発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書 ・障害者自立支援の一層の充実を求める意見書	17.3.18 18.10.6
	4. 医療関連	・小児慢性特定疾患治療研究事業の拡充を求める意見書 ・医療制度改革に対する意見書 ・医師、看護師等の医療従事者の確保の推進を求める意見書	17.3.18 18.5.30 18.12.15
大津市	2. 高齢者対策関連	・65歳まで働く雇用環境の整備を求める意見書 ・介護予防対策の拡充を求める意見書 ・「リフォーム詐欺」から高齢者等を守るための対策強化を求める意見書	16.3.22 16.6.22 17.9.28
	3. 障がい者施策関連	・発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書 ・障害者自立支援法の緊急対応を求める意見書	17.3.22 18.9.25
	4. 医療関連	・がん対策の推進強化を求める意見書 ・自治体病院の医師確保対策を求める意見書 ・ドクターへリの全国配備へ新法制定を求める意見書	17.9.28 17.9.28 18.9.25
神戸市	3. 障がい者施策関連	・発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書	17.3.29
	4. 医療関連	・「兵庫県行財政構造改革推進方策後期5カ年の取組み」における福祉医療の取扱いに関する意見書 ・脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進に関する意見書 ・肝炎対策の推進に関する意見書 ・特定疾患治療研究事業に関する意見書 ・リハビリテーション医療の提供に関する意見書	16.10.7 18.6.23 18.9.27 18.9.27 18.9.27
		・雇用対策と地域活性化等を重視した施策を求める意見書	17.3.29

市 名	区 分	件 名	可 決 日
姫路市	2. 高齢者対策関連	・介護予防対策の拡充を求める意見書	16. 6. 24
	3. 障がい者施策関連	・発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書	17. 3. 25
	4. 医療関連	・脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書 ・難病医療費の公費負担適用範囲の見直しに関する意見書	18. 6. 30 18. 12. 18
尼崎市	1. 少子化対策関連	・次世代育成支援策、保育、学童保育施策の推進に係る国の予算拡充に関する意見書	18. 3. 24
	3. 障がい者施策関連	・発達障害児（者）に対する支援促進に関する意見書 ・心身障害者（児）医療費助成制度拡充に関する意見書	17. 3. 25 16. 10. 5
	4. 医療関連	・福祉医療費助成制度継続に関する意見書 ・乳幼児医療費無料化制度の早期創設に関する意見書	16. 12. 22 15. 1. 21
明石市	1. 少子化対策関連	・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書	18. 3. 27
	3. 障がい者施策関連	・発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書 ・障害者自立支援法の見直しに関する意見書	17. 3. 25 18. 9. 25
	4. 医療関連	・老人保健の高額医療費の現物給付を求める意見書 ・福祉医療費助成制度の継続を求める意見書 ・自治体病院の医師確保対策を求める意見書	16. 9. 28 16. 12. 21 17. 9. 26
	7. その他	・30人以下学級の実現に関する意見書	17. 6. 28
西宮市	4. 医療関連	・福祉医療制度の継続を求める意見書 ・自治体病院の医師確保対策を求める意見書	16. 9. 27 17. 9. 26
	5. 若年者の雇用・労働関連	・緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書	16. 3. 25
加古川市	3. 障がい者施策関連	・リハビリテーションの診療報酬制度に関する調査と改善を求める意見書	18. 10. 5
	4. 医療関連	・自治体病院の医師確保対策を求める意見書 ・療養病床削減計画の中止と医療・介護・福祉の基盤整備を求める意見書	17. 9. 28 18. 10. 5
	5. 若年者の雇用・労働関連	・緊急地域雇用創出特別交付金事業の継続及び改善を求める意見書	16. 3. 26
	7. その他	・公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書	16. 12. 10
奈良市	1. 少子化対策関連	・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書	18. 2. 28
	2. 高齢者対策関連	・介護予防対策の拡充を求める意見書	16. 10. 15
	3. 障がい者施策関連	・発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書 ・障害者自立支援法の制定に関する意見書	17. 6. 23 17. 6. 23
	4. 医療関連	・乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書 ・自治体病院の医師確保対策を求める意見書	16. 10. 15 17. 10. 3
和歌山市	3. 障がい者施策関連	・障害者自立支援法の検討を求める意見書 ・障害者自立支援法の改正を求める意見書 ・身体障害者補助犬法の見直しに関する意見書	17. 7. 15 18. 10. 2 18. 10. 2
	4. 医療関連	・じん肺根絶を求める意見書 ・脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書	16. 7. 2 18. 10. 2
	7. その他	・地域経済活性化を進めるため公共サービスの格差拡大の反対を求める意見書	17. 7. 15
岡山市	4. 医療関連	・単県医療費公費負担制度の補助率是正を求める意見書 ・単県医療費公費負担制度の補助率是正を求める意見書 ・自治体病院の医師確保対策を求める意見書 ・単県医療費公費負担制度の見直しに関する意見書	16. 6. 21 17. 9. 28 17. 12. 21 18. 1. 18

市 名	区 分	件 名	可 決 日
倉敷市	4. 医療関連	・単県医療費公費負担制度の見直しの撤回を求める意見書 ・乳幼児医療費助成への国保国庫負担の減額調整の廃止を求める意見書 ・単県医療費公費負担制度の補助率是正を求める意見書	18. 6. 23 17. 9. 30 16. 9. 17
広島市	2. 高齢者対策関連	・介護保険制度における被爆者対策の充実に関する意見書	17. 3. 25
	3. 障がい者施策関連	・障害者自立支援法の慎重審議を求める意見書	17. 7. 6
呉市	4. 医療関連	・自治体病院の医師確保対策を求める意見書	17. 9. 21
福山市	4. 医療関連	・自治体病院の医師確保対策を求める意見書	17. 9. 26
下関市	4. 医療関連	・自治体病院の医師確保対策を求める意見書	17. 9. 26
高松市	2. 高齢者対策関連	・介護予防対策の拡充を求める意見書 ・高齢者虐待防止法の制定を求める意見書	16. 6. 25 17. 3. 24
	4. 医療関連	・自治体病院の医師確保対策を求める意見書	17. 9. 27
	5. 若年者の雇用・労働関連	・若年者及び高年齢者の雇用対策に関する意見書	16. 3. 24
松山市	4. 医療関連	・乳幼児医療費助成制度の創設等を求める意見書	18. 9. 29
高知市	1. 少子化対策関連	・生活保護・児童扶養手当の国庫補助削減の中止を求める意見書 ・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書	16. 12. 22 18. 3. 24
	2. 高齢者対策関連	・65歳まで働く雇用環境の整備を求める意見書	16. 3. 25
	3. 障がい者施策関連	・障害のあるすべての子供たちの豊かな発達を保障する教育条件整備を求める意見書 ・発達障害児・者に対する支援促進を求める意見書 ・「障害者自立支援法案」の慎重審議を求めるとともに、障害児・者施策への「応益負担」導入は慎重に検討することを求める意見書 ・障害者福祉制度の充実に関する意見書 ・障害者自立支援法等障害者施策の充実を求める意見書	16. 6. 23 17. 3. 24 17. 4. 28 18. 9. 27 18. 9. 27
		・国民がひとしく必要な医療を受けられる国民皆保険制度を維持するため、国の市町村への財政措置を求める意見書 ・乳幼児医療費助成への国保国庫負担の減額調整（ペナルティー）の廃止を求める意見書 ・乳幼児医療費助成制度の創設等を求める意見書 ・医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書	17. 6. 29 17. 12. 21 18. 3. 24 18. 12. 21
		・緊急雇用創出特別交付金事業の改善・継続を求める意見書 ・パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備と均等待遇を確保する法律の制定を求める意見書 ・若年者雇用政策の拡充を求める意見書	16. 3. 25 16. 3. 25 16. 6. 23
	4. 医療関連	・社会福祉制度改正に関する意見書	16. 12. 22
	5. 若年者の雇用・労働関連	・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書 ・児童扶養手当の減額率の緩和等を求める意見書	18. 3. 27 18. 9. 27
	7. その他	・65歳まで働く雇用環境の整備を求める意見書 ・介護予防対策の拡充を求める意見書 ・介護保険制度及び障害者支援費制度の改正に関する意見書 ・高齢者虐待防止法の制定を求める意見書 ・介護にかかる福祉用具利用の充実に関する意見書	16. 3. 26 16. 6. 17 16. 9. 28 16. 12. 10 18. 6. 14
		・社会福祉制度改正に関する意見書	18. 3. 27 18. 9. 27
		・緊急雇用創出特別交付金事業の改善・継続を求める意見書 ・パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備と均等待遇を確保する法律の制定を求める意見書 ・若年者雇用政策の拡充を求める意見書	16. 3. 25 16. 3. 25 16. 6. 23
		・社会福祉制度改正に関する意見書	16. 12. 22
		・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書 ・児童扶養手当の減額率の緩和等を求める意見書	18. 3. 27 18. 9. 27
北九州市	1. 少子化対策関連	・65歳まで働く雇用環境の整備を求める意見書 ・介護予防対策の拡充を求める意見書 ・介護保険制度及び障害者支援費制度の改正に関する意見書 ・高齢者虐待防止法の制定を求める意見書 ・介護にかかる福祉用具利用の充実に関する意見書	16. 3. 26 16. 6. 17 16. 9. 28 16. 12. 10 18. 6. 14
	2. 高齢者対策関連	・65歳まで働く雇用環境の整備を求める意見書 ・介護予防対策の拡充を求める意見書 ・介護保険制度及び障害者支援費制度の改正に関する意見書 ・高齢者虐待防止法の制定を求める意見書 ・介護にかかる福祉用具利用の充実に関する意見書	16. 3. 26 16. 6. 17 16. 9. 28 16. 12. 10 18. 6. 14

市 名	区 分	件 名	可 決 日
	3. 障がい者施策関連	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書 ・障害者福祉サービスの充実を求める意見書 ・障害者福祉制度の充実を求める意見書 ・障害者自立支援法案の抜本的な改正を求める意見書 	17. 3. 30 17. 10. 5 18. 3. 27 18. 9. 27
	4. 医療関連	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザ対策の強化を求める意見書 ・インフルエンザワクチンの適正供給を求める意見書 ・自治体病院の医師確保対策を求める意見書 ・脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書 ・「(仮称)がん対策基本法」の早期制定等を求める意見書 ・産婦人科医等の確保に向けた抜本的対策の推進を求める意見書 ・進行性化骨筋炎の難病指定を求める意見書 ・肝炎問題の早期全面解決とウィルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書 	16. 3. 26 16. 3. 26 17. 10. 5 18. 3. 27 18. 6. 14 18. 9. 27 18. 9. 27 18. 12. 8
	5. 若年者の雇用・労働関連	<ul style="list-style-type: none"> ・若年者雇用政策の拡充を求める意見書 ・緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書 	16. 6. 17 16. 9. 28
	6. 女性の雇用・労働関連	<ul style="list-style-type: none"> ・実効ある男女雇用機会均等法の改正を求める意見書 	18. 3. 27
福岡市	1. 少子化対策関連	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化対策に国が本格的に取り組むことを求める意見書 	18. 6. 21
	2. 高齢者対策関連	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止法の制定を求める意見書 ・介護保険制度の改善を求める意見書 	16. 12. 17 16. 12. 17
	3. 障がい者施策関連	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法における児童に関する施策の見直しを求める意見書 ・障害者自立支援法の抜本的な見直しを求める意見書 ・発達障がい者に対する支援促進を求める意見書 	18. 12. 25 18. 12. 25 17. 3. 28
	4. 医療関連	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児医療費無料化を国の制度として創設することを求める意見書 ・自治体病院の医師確保対策を求める意見書 ・政令指定都市に対する県費補助の改善を求める意見書 	18. 3. 28 17. 9. 30 17. 3. 28
長崎市	1. 少子化対策関連	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書 	18. 3. 28
	2. 高齢者対策関連	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防対策の拡充を求める意見書 ・高齢者虐待防止法の制定を求める意見書 	16. 6. 21 16. 12. 22
	3. 障がい者施策関連	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉制度の充実に関する意見書 	18. 12. 21
	4. 医療関連	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体病院の医師確保対策を求める意見書 	17. 9. 22
	5. 若年者の雇用・労働関連	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな雇用を創出し、起業・創業環境の早急な整備を求める意見書 	16. 3. 24
熊本市	1. 少子化対策関連	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなる総合的な少子化対策を求める意見書 	18. 3. 24
	2. 高齢者対策関連	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防対策の拡充を求める意見書 	16. 6. 18
	3. 障がい者施策関連	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書 	17. 3. 23
	4. 医療関連	<ul style="list-style-type: none"> ・がん対策の推進強化を求める意見書 	17. 9. 30
	5. 若年者の雇用・労働関連	<ul style="list-style-type: none"> ・若年者雇用政策の拡充を求める意見書 	16. 6. 18
	7. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和推進基本法」(仮称)を求める意見書 	18. 6. 21

市名	区分	件名	可決日
大分市	5. 若年者の雇用・労働関連	・若年者の雇用政策の拡充を求める意見書 ・若年の雇用対策の充実を求める意見書	16. 6. 21 16. 9. 29
宮崎市	2. 高齢者対策関連	・65歳まで働く雇用環境の整備を求める意見書 ・介護予防対策の拡充を求める意見書 ・介護保険制度改革に関する意見書	16. 3. 18 16. 6. 23 17. 3. 18
	3. 障がい者施策関連	・障害者福祉制度の充実に関する意見書 ・障害者支援施策の充実に関する意見書	17. 3. 18 17. 6. 29
	4. 医療関連	・ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書	18. 9. 22
鹿児島市	2. 高齢者対策関連	・介護保険制度における認知症高齢者施策の充実に関する意見書	17. 3. 29
那覇市	2. 高齢者対策関連	・高齢者虐待防止法の制定を求める意見書 ・おきなわ社会保険センターの存続及び機能維持等を求める意見書	16. 12. 20 18. 2. 21

4. 議員提案条例の制定（過去5年間・平成14年1月1日以降）

市名	条例の名称	可決年月日
市川市	市川市男女平等基本条例	14. 12. 11
仙台市	仙台市議会の議決事件に関する条例	16. 3. 19
広島市	議会の議決すべき事件に関する条例	16. 3. 26
京都市	京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例	17. 3. 18
大分市	大分市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例	17. 12. 15
秋田市	秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例	18. 3. 23
福岡市	福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例	18. 6. 21
市川市	市川市男女共同参画社会基本条例	18. 12. 6
横須賀市	議会の議決すべき事件に関する条例	18. 12. 8
新潟市	新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例	18. 12. 18
船橋市	船橋市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例	18. 12. 18

「人口減少社会と都市行政」に
関する調査研究報告書 ～くらし にぎわう 都市へ～

平成 20 年 2 月
発 行 都市行政問題研究会
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
全国都市会館内
電話 03(3262)5237
FAX 03(3263)5751
ホームページアドレス
<http://www.si-gishokai.gr.jp/>

印刷・製本 株式会社 丸井工文社

本報告書は再生紙を使用しています。